

あるじの云、是より出羽の國の大山を隔て道さだかならざれば道しるべの人を頼て越べきよしを申、さらと云て人を頼侍れば、究竟の若者反脇指をよこたへ、極の杖を携へて我々が先に立て行。けふこそ必あやうきめにもあふべき日なれと、辛き思ひをなして後について行。あるじの言にたがはず、高山森々として一鳥の聲きかず、木の下闇茂りあいて夜る行がごとし、雲端につちふる心地して、篠の中踏分々々水をわたり岩に蹙て肌につめきた汗を流して、最上の莊に出づ。かの案内せしをのこ云やう、此道必不用の事有、恙なうおくりまいらせて仕合せしたりとよるこびてわかれぬ、跡に聞てさへ胸とどろくのみなり。

併聖松尾芭蕉(名は宗房始め金作後甚七郎又忠左衛門と稱し風蘿桃青羽扇釣月半角は皆その號)陸奥に足跡を印せしは元祿二年(一三四九)なり、三月七日深川の庵を出て、五月十一日松島瑞巖寺に詣ひ途に迷ふて石巻に出て夫より戸伊摩(登米)を辿りて中尊寺に三代榮耀の跡を悲みしは五月十五日なりと推定せらる「卯の花に兼房見ゆる白毛哉」この吟句の出典こそ、漢詩の「卯花月夜」の材題より生れる吟句に徴して月夜の頃と思はる。夫より道を西南に轉じて赤荻の道を踏みつ、西南すれば、知らぬ間に前九年の役に名高き鬼切(功)部の古戦場に杖を曳くを得るは自然の行程なりと推はる併聖の一行は往時の「お札場」即ち今の原に腰打懸けて咲きにし一樹の梅花は「山里は萬歳おそし梅の花」と口吟せられたかとも推測せらる、聖宗の遺跡を敬慕し尊重する斯道の亞聖等が建てたる句碑は今尙往時のお札場に一樹の古梅を背景に「天保二年歲次辛卯秋八月」と句と共に刻せるは芭蕉の句碑中その一に指ふる得べし。

當時の道路上原を経て上眞山に出てるは順道にして小豆坂の難所未だ開けざるの時代なれば、出羽路に志しもの自然に岩手の里に泊りし以後の道程は「おくの細道」書遺せし如くなるべし、「封人の家をみかけて舍をもとむ、三日の風雨あれてよしなき山中に逗留す」と記せりそのとき「蚤虱馬の尿するまくらもと」の吟句ありしと、この吟句の場所について二つの説あり、一は尿前の遊佐の家なりとは古き傳説、一は尿前の堺田の有路の家なりとは新しき説も擡頭し、且つ謂ふ堺田の有路は檢斷なるが故に封人と記せしは有路の家にして尿前の遊佐に泊りしものにあらず、と、仍りて併聖

芭蕉が足跡を此の地に印せし時代を追憶するに遊佐八代權右衛門宣請はその邸内を道路に改め、表裏に兩門を設けて夜間は海老錠にて門を固めし時代なり、新庄領には笹森に佐藤市左衛門をして境守役目を帯び表裏に兩門を設けて出入必らず兩門を通過せしむる時代なり、此の秋に當り先きに怪まれし遊佐に戻り來りて舍を詣むるの所爲なかるべし、又關所に時間を費されし併聖と從者か遠ほき堺田の有路に行いて舍を詣むるの故あらざるべし、去れば中山宿驛の封人は遊佐泉藏の先代なりし檢斷清左衛門が宅にはあらざるか。

由來おくの細道と題する遺書は斷片的紀行文の草稿にして完璧のものにあらざるが故に、揣摩臆説異論百出幾んと收拾の機會に到着前途瞭遠の感なき能はず記して來哲を待つ。

【啼子之碑】(参照口繪) 昭和四年を距る百三十三年。鳴子町湯元温泉神社境内一の島居の側に建置す、碑は自然石不等邊三角形、高サ三尺幅二尺八寸厚サ八寸五分。建立趣旨及び歲歴等碑文に明記しあり略す、碑文左に。

啼子碑文。夫啼子邑屬于玉造郡西北。隔仙臺里則百二十程。隣于羽州最上郡堺田村。此山連亘數千里。何嶮而弗峻。其傑然昂首爛々乎。啼子嶽乎。望之則悅如自失也。胎孕源幽鬱勃所蒸。勃然煥發巖頭溫泉乎。大道相近矣。出硫或出礬。熱湯直下亦功勝于它山者顯然乎。嘗勸左衛門定保者。舊家綿々焉。有舊志及辨慶之書。藏家矣。爲祝融則亡矣。今存于口占。舊話云。文治元年源延尉義王。避於背令急難矣。至于羽州委辭相陪從矣。有身矣。婉龜割峠産於男。號謂龜若君。浴則欲以蟬溫泉矣。從者曰。不然羽州者敵國。主嶼而可乎。從侍臣之言矣。經岩手關到于此地。有告溫泉者。浴世子於始而啼矣。此靈泉之功乎。號此邑稱啼子云爾。則有平泉之行矣。唱啼子者乎。名聲籍甚哉。此之由益駕。獅山國侯士日汲々乎好典故。吐擱不置芻蕘是詢。勸左衛門祖加右衛門者委奏于舊事。聞溫泉功矣。國侯雀躍矣賜裳佩云。寬永年前人屋二亭以茅葺之。同十三年經營大厦。爲街巷矣。至茲則百六十有年。自文治元年六百十有三年矣。予按一本堂樂選有啼子之考。可以知之名聲矣。勸左衛門定保者。嘆嗟舊志亡矣。願遺口占矣。欲使予招千里而撰舊事矣。厚矣厚矣。感激有餘。不遠而來則其赫々乎顯於后世。彬々而以復古之記建碑云。

于時寛政十一年己未九月吉辰就。右撰願者鳴子需主遊佐勸左衛門定保建。仙都 今田定恒大原撰之 啼子 大沼三郎壽 啼

子 大沼善十郎良豊建 任撰願者需不辟而鳳凰城北主仲詩山人嗜山書。石工江合 鈴木珍平
碑文中の「妾靜相陪從矣」とあるは當らず、靜は義經と吉野に於て別れ、後鎌倉にめされて鶴ヶ岡八幡神社の社前に舞ひけれ事な
どあれば義經に陪從しけるは正室なるべし。撫子日記の著者保田光則氏の「妾靜相陪從矣」云々と記せるは土俗の口占傳説を其
まゝ記したるなるべし。

【赤梅温泉記】 昭和三年を距る八十一年、赤湯温泉の記にして勘七萬五郎平六三人共同して碑文曆號の年に勒石建置

赤梅温泉記。玉造郡大口村 有温泉稱赤湯。能治疾病。最能治疝。初有里民鷲巢宅金藤者。鑿地得湯泉。葺草屋以待浴客。輸租
五百錢于官。以監護之。後鷲之同里六之亟者既而。山崩溫泉廢焉。雖然歲輸租不衰。久之溫泉復出焉。去其故地蓋十餘步。開有浴
者得効而去。於是赤湯之名稍々聞于世。天明癸卯歲大饑。六之亟逃亡不知所之。更胥責其田畝之稅及溫泉之租于其住萬五郎勘七
平六者三人遂。三分其田以耕之。貢其稅輸其租。萬五郎始構屋三間備鍋釜以便浴者。稱河部屋。勘七亦如是稱高橋屋浴者日益多
矣。更構大厦以館客後平六亦効之。稱遊佐屋。自祖至孫三世襲其通稱。以溫泉出于赤梅宅。呼爲赤湯建赤湯神祠以祭之蓋赤湯
之稱自享和文化之際。日隆月盛以比川渡鳴子。至今增租輸三萬五千錢云。元雄曾聞延式云。溫泉石神祠。在玉造郡大口村。即
川度里也。然則此地出溫泉久夫邈矣。雖然神德日新救民之疾。於今昭赫々。三家亦依賴以育子孫。則可不正其心。務其業以思協
于神意乎。

嘉永元年次戊申秋九月

油井元雄撰

風土記書出。〔名生〕六角辻古碑一。高四尺六寸幅三尺五寸、但梵字一字相見得、下は土中へ埋り相見不申候。
〔新田〕上宿古碑一。高七尺幅三尺、但貞和六年三月十六日と有り、何石碑之譯相知不申候。

第四節 城 址

【玉造軍團】 聖武帝神龜五年(一三八八)四月十一日丹取の軍團を玉造(作)軍團に改む。天平九年紀に玉造柵寶龜十一年
に玉造城と稱す。この時坂本朝臣宇頭磨玉造柵の鎮將に任ず。

續日本書紀。 四月丁丑陸奥國請新置白河團。又改丹取軍團爲玉作軍團並許之。天平九年四月戊午四百五十九人。分配玉造等五柵
寶龜十一年九月己未勅征東使者。宜居多賀玉作等城。能加防禦兼練戰術。

先是。齊明天皇四年(一二二八)四月鰐田(秋田)淳代(野代)津輕等に郡を置く、蓋し阿部比羅夫をして北狄及び肅慎を
討征せしむるかためなり、翌五年後方羊蹄郡を置き皇威始めて北狄に振ふ。元明天皇和銅二年(一三九六)奥越に亂あり
巨勢麿討つて之を夷け出羽柵を今の由利郡に置き、同五年越後を割きて出羽國を建て鰐田・淳代・最上・置賜四郡を出
羽國に隸屬せしむ。聖武天皇天平五年出羽柵を秋田に移す後ちの秋田城之介の永世官この時に胚胎すると共に日本海岸
撫統の皇謨漸く定まる。

續日本書紀。 秋七月(和銅二年)乙卯朔日令諸國運送兵器於出羽柵爲征蝦狄也。十二月(天平五年)己未出羽柵遷置於秋田村高清水
岡。又於雄勝村建郡居民焉。

聖武帝神龜元年(一三八四)大野東人を鎮守將軍に任じ多賀に城壘を築き鎮壓蕩平の策源地と爲し、同五年玉造柵を置
き、同帝天平五年出羽柵を移し雄勝に郡を建てしぞ年色麻・新田・桃生・牡鹿の柵を建置したるは九年紀の所謂る玉造
等五柵之れなるべし。出羽柵に鎮狄將軍小野牛養ありて出羽國を鎮し、多賀城に大野東人あり鎮將の任に當る、奥羽兩
國に跨かる分水嶺の嶂峻は軍糧戎器の運輸に障碍多かりしを以て天平九年出羽柵に出づるの直道を開きしは或は色麻駐
屯の健兒之れが主管たりしが如く推定せらる。天平五年新に雄勝に郡を置かれしは或は陸奥の玉造柵と出羽の秋田柵と
の聯絡上重要地點たりし故にはあらざるか、史乘に據るべきものなしと雖も之れを後ちに起りし前九年の前哨戦は鬼首
に於て展開せられたる史實に徴するも往時の交通線たる復た疑ひなかるべし。斯く推定し來らば天平年間に於ける玉造
の柵址、又延暦年間膽澤志波の築城時代に於ける玉造の柵址、將又文治年間藤原三衡時代に於ける玉造の柵址に分類す
れば或は柵址に異同の諸説も擡頭せしものならん、例は原博士の川渡村の玉の木澤、吉田博士の高波場城ありしと雖と

も、參證に大槻博士並に史蹟調査委員等の諸説を轉録する下に。

新撰陸奥風土記。丹取軍團舊地。軍團とは昔不慮の變ある時の爲にあらかじめ兵士を要害の地に集め置けるをいふ。軍防令に凡軍團大毅領一千人少毅副領校尉二百人旅師一百人隊正五十人と見え、又註に團者聚也とあり、近年栗原郡宮澤なる御民津名雄、陸奥國軍團舊地考を著す、其書に曰く、續紀神龜五年陸奥國請新置白河軍團。又改丹取軍團爲玉造團。「軍字上脫軍字乎」並許之と見えたるを云々。其舊地と覺しきは玉造郡なる下目村まる山といふ所より山續き東の方へ數丁の所、北は岸高く南は原野に續きたる所、其舊跡ならん云々。志田郡の内に齋下村といふは伏見村へ續きたる所なれば、寒下といふ事のあらぬ文字となり來れるならん、又齋下村の西南に當りて耳取村といふ所は名生村へも田所の續きたる所にて、其昔は齋下も耳取も名生伏見も皆見え渡る所は丹取にてありつらんを、玉造といふ大名の出來て彼和名抄の頃より村の名も俯見と改り來にけん。然はあれど丹取といふ名は片端の方に残りて、其文字さへ耳取と書きて有つらん、其後いかなる故のありてか、みゝとりと唱ふる事にはなりけん復軒雜纂。承和四年四月陸奥國言。玉造寨溫泉石神震響晝夜不止とあり。此文の玉造寨の字は玉造寨管下の地の意にはあらず。是より先き神護景雲三年に玉造郡の字見えて置郡の後なればなり。然して此溫泉石神は神名帳にも見えて。郡中川度溫泉の地（今溫泉村）あり。されば玉造寨溫泉石神の文は玉造寨所在地溫泉石神の義ならん。さらば寨趾は川度溫泉の地ならんか。此地より北に向ひ鬼首村を過ぎ奥羽山脈を越えて、雄勝城（湯澤町）に到るべき道あり。又西すれば中山越して最上に出づ、近時の實測に據れば、奥羽山脈中山越海拔最低しと云ふ。されば出羽との連絡を保たむが爲に此地に寨を設けられしものともすべきか。延暦十五年の條に伊治城玉造寨相去三十五里中間一驛とあり、とは三十里一驛の制なるに、五里延びたれば一驛を置かれしなるべければ、此數字に誤あらんと見難し。さらば城生野川度を距ること今道七八里もあれば餘りに西に偏せり、定説ともしがたきか。「玉造寨は平安朝の王制地廢と共にすたれ、既に名のみ僅に遺りて驛路の邊なれど荒墟茫茫行人の注目する者もなかりし」の記事も見ゆ（村上圓融などの御代の人の東下向の際）。按玉造の寨標趾は今詳ならねども、蓋當時の經略北進の路頭にありて、玉造の驛家に違からずと悟らる然るに玉造寨溫泉石神の名見えて、其社は岩出山の西北四里なる川度に存在すれば柵も彼の地かと疑はる、されど川度は地勢西に僻在し南北の進路に當らず、之を要するに岩出山眞山の間を遺跡を推定すべし、延暦十五年紀に「伊治城玉造寨相距三十五里」云々。伊治を今の二迫川城生野栗原寺の邊とすれば、古道三十五里といへるに相合ふ如し、岩

出山眞山の間を高波々の廢墟あり、恐らくは古の寨標趾ならん。玉造寨は主として多賀膽澤の中間に居り、兼ねて西は出羽への交通を制せし者とす又當時多賀膽澤の南北驛路の迹を考ふるに、延喜式に黒川色麻玉造栗原磐井白鳥膽澤と載せ、彼直徑なる志太郡より長岡を経て栗原郡に出づるを爲さず、殊に西に迂廻して色麻玉造を大路と定められしは、玉造寨が出羽路を扼する以所なるを考慮せるもののみ。文治五年の征戰に多賀國府已に破れしかば、泰衡は玉造寨を保つ。賴朝聞きて之に赴かんと爲めに敵風を望みて散亡す、賴朝即ち長岡郡に歸轉し直徑を取り、栗原郡に進入したり（東鑑に高波々てふもの即ち神龜弘仁の古墟ならんと記す）

玉造軍團の遺跡について諸説多かりければ考証を詳録する下に。

史蹟名勝天然紀念物調査第二輯。玉造軍團及名生城（大正十二年八月十四日委員鈴木省三調査）

（種類）、古城寨址。（所在地）、玉造郡西大崎村南澤下野目東大崎村名生伏見。地積、東西一里南北半里。（形状寸尺）。玉造郡岩出山町より加美郡中新田町に至る縣道に添ふたる一帯の高原にして、聖武天皇神龜五年玉造軍團を置かれたるは、南澤なる高原の中央より伏見に至る間に本部を定め、下野目なる西丸山東丸山を出城として、齋田及び山道より北上する夷兵の防禦に備へたるが如し。西丸山に土壘様の形あるものを見る、此丸山の西に後谷といへるありこれ東西丸山の後に當れる要害の地なれば、軍團の後の谷といへる意なるべし。又後谷の西に合戦原といへるありと云ふ、これ齋田蝦夷などの軍團に對し側面攻撃を加へ來る時の防戦地なることを知るべし。又發掘の年代は不明なれども石棺の三斷片を存せり、其一是名生の名生山淨泉院内にあり、其二是名生の六角辻「俗は只六角といふ」にあり「封内風土記に藥師佛として祭る高さ六尺廣三尺とあり」其三是伏見なる寶龍社前にありて共に石佛として祭らる、其石質は共に同一にして粗糙礪塊なり、蓋組立てたる石棺なるが如し。其外淨泉院門前なる池の中にも石棺ありと云ふ、其他寶龍社側より凡そ八種の古瓦斷片を拾取せり。以上は軍團時代に屬するもの、又其後大權武門に歸してより源平北條を経て足利氏に至り、大崎義隆軍團の遺址に就て城郭を構へ之に居る。傳へ云ふ淨泉院は本城の鬼門に當れるを以て其鎮護として尊崇したりといへば、名生城は東方に其前門を置きたるものゝ如し、今尙淨泉院の西南種馬所に御所館といへる所ありて高地なれば小亭を設け馬見所となせり、又淨泉院近傍には塹壕壘壁の儼存するを見るが如し。義隆滅亡の後大崎の叛徒之に據る、蒲生氏郷攻て之を拔き之に居る以來永く廢墟となる。（工作物其他物件）。本項に當るものは石棺及び古瓦

片のみ、若し強て其形状をいへば石棺は何れも長方形なる石板に似たり、故に其様は無字碑と所なきが如し。又瓦片は別番楊木の如く一より八に至る各種各様なれども其中尤も珍しきものは第八種なりとす。「封内風土記」伏見邑寶量權現の條に社地近邊土中菊巴布地陶瓦多矣」とあり、其菊といへるは松葉様の物を以て瓦型に置くこと布の如くして之を打ち抜きしものゝ加し、又第三種は粗き網格の形あり内二面に赭色の粉末を抹付したるが如き見る、是は實物に非ざれば見ること能はず、其他は尋常品なりとす。(現状)種馬所を除くの外は人家寺院あり田島野地森林等あり、又古墳などもありしが悉く取り拂はれたりと云、破壊の程度最も甚しきは伏見より名生に至る一部分に鐵道を布設するが爲め古城の址を切り崩したる是なり。(由來傳説)玉造軍團として城壁自然の形勝を得るも、水の固めなければ不審に堪えざりしに之を古傳に徴して始めて疑を解くを得たり。蓋云ふ今の玉造川「一名荒雄川」は、往古は今の流域より遙かに南に注ぎ岩出山の直後を過ぎ下野目なる丸山の下に至り東南に向ひ、名生伏見より志田郡に入りしと、此説に従ふときは玉造軍團は實に山河狩帯の名城にして夷兵を畏服せしむるに於て些の遺憾なきを知れり。(徵證物件)神龜五年四月改丹取軍團爲玉造軍團。是れ國史に著はれたる徵證なり、又瓦片の土中より出るは何れも奈良時代の物なれば、今の寶龍社の在る近傍に軍團の建物ありしことを物語るものと見るべく、石棺も當時の遺物なること言ふまでもなきことなり、且丸山の西南方に舟窪といへる一區の田町あり、相傳ふ舟の沈みたる所なれば舟窪と云ふと。之に就て考るに玉造川の軍團直下を通る時代には舟窪の所に迄舟を入るべき程の水を湛え得しを以て兵糧などを積み込みたる舟の沈没したることありしものなるべし、これ玉造川の軍團下を流れたるの第一證なり。又下野目名生伏見の田丁中に、沖河原西河原中河原南河原といへる地あり、これ玉造川の軍團下を流れたるの第二證なり、或は中河原の前に三十六所明神あり今は大崎神社と云ふ、此社は昔玉造郡の重き神社にして玉造川の邊に祭られたるものなりとこれ亦第三證となすべし。志田郡志田村字齋下は伏見に接したる地なるに、今こそ齋下といへるも本これ齋下又は塞下なりしことと思はる、これ玉造塞の下なりとの意なり。蓋古史に塞下といふは一部分の謂にはあらず、廣く管下といふに同じけれども此地の名として其面影を残したるは亦軍團直下の地なりしことを證するに足らん。補考。佐久間洞藏保田貞治等の諸家は、古史傳る所に從ひ丹取郡を以て玉造郡の前名となせり、而して志田郡志田村耳取といへる地あるは、丹を耳と誤り古郡名の面影を存するはこれ其證なりと斷せり。蓋神龜五年四月改丹取軍團爲玉造軍團。今玉造郡蓋古丹取郡地とあるに泥みたるなり。廣瀬典五十四郡考の補遺に、類聚國史を引て曰く錄此軍團事、丹取作名

取爲是。所謂改者。言改徒所置軍團處。非改更郡名之謂也。これ其實を得たるものとす、若し夫れ二家の説に從て之を論ぜんか丹取郡は元明天皇和銅六年に置れたるものなるが、此時には多賀城もなければ伊治城もなきに、今の玉造郡に丹取郡を置れたらば何を以て蝦夷を防ぎ得べきや、孤立の郡衛夷兵跋扈の間に在る甚だ危からずや。凡荒服の夷民を綏撫するは先初には軍政を布き後に民政を布くは古今東西同一轍なりとす。左あれば初丹取軍團を今の名取郡館腰村に置き、和銅六年に丹取郡を置かれたるものなるべし、然るに神龜元年に多賀城を置れたれば僅か七八里の間に大小二つの軍務所を置くの要なかるべし。故に玉造軍團として丹取軍團を改置し、先軍政を布かれたること明なりとす。又云く淨泉院近傍の畠より往々米の炭と化したるものを出せりこれ大崎氏の米藏兵火に罹りたる時の遺物なりとす。

同書第四輯。玉造軍團門址。(大正十四年十二月十一日調査委員鈴木省三報告)。(種類)史蹟。(名稱)玉造軍團門址。(所在地)玉造郡西大崎村南澤木戸。(地目)民有地。(地稱)追々報告。(所有者住所氏名)玉造郡大崎村南澤千葉甚藏。(形状)寸尺等)此地は古軍團址(農商務省種馬所)の正面に當り凡そ貳萬千六百「メートル」に在り、一條の道路之を南北に縦割す、其南方は南澤にして北方は岩出山町細峰園とす其古軍團の門址と見るべき場所は右の南北兩側に跨り之を木戸といふ(今日は東西に分ちて東木戸西木戸といふ)但其門址と見るべき形を存するは南澤に屬する南方の側に在りて岩出山町に屬する北方の側には何等の物をも認めず只緩傾斜なる桑圃を存するのみ、其の南方の側なる遺址は深く地平線(道路面)に截り下げたるかの如く見ゆる斷崖北より南に巴の字又はの字様に切り開き南一方は細徑凹凸曲折して田圃に通ず其高凡そ六十メートルに近からんとす南方の側は此の如く絶險の要地にして一夫之を守れば萬夫を扼すべきの形勢あるにも拘はらず、北方の側の緩傾斜なる尋常の畦圃地なるは頗る其對稱を失ふものゝ如し、但し是れ當時にありても此の如く淺薄なるにあらずして南側に對する塹壕などの備具しありしを何時とはなしに高低均等して今日の如く畦圃地となりしものなる可し。(工作物其他物件)何等の物も認めず、只其南側に高さ一メートルに近き土壘様の物ありて北より南に向ひて走るものあるを見るのみ。(現状)殆ど當時の現狀を維持しあるものゝ如し、但しこれ南側の絶險地に就ていふのみ、北側は前項にいへるが如く畦圃地となり、目下は桑田となれり、又南側には所々に杉を栽ゑ立てありしため之を瞥見するときは普通の杉林として看過すべきのみ。(由來傳説)此處は奈良朝時代に於ける玉造軍團の門址ならんとは誰とも知る由なければ只單に木戸といへる名稱を唱ふるのみ、然るに何れの頃にや或る盲人が此處を通り誤て足を踏みはづし絶險を顛落して其儘死亡したるより誰いふとはなしに座頭轉ばし(ざとうちころばし)と唱ふるに至れりといふ、然れど

も木戸といへる古名の存するのみならず此處より軍團の主要部(種馬所)に至る凡そ二萬千六百メートルの間に木戸脇又は木戸脇裏圍などいへる圍の名目は木戸を中心として稱し來れるものにて長く地種地目の上に存するは幸といふべし。(徵證物件)本項に記載すべき何等の物件を認めず、蓋一夫にして萬夫に扼すべき絶險の要地なれば別に鐵門石壁を須たざるべし、故に基礎工事として用ひたる瓦石の類も之れなきことなるべし、然れども此木戸の故址なる處より凡そ三千メートルばかり西の地點に合戦原といへる一區あり、此處に古敗瓦を出せる場所あり、其瓦は布文あること全く多賀城址より出づるものと同じければ奈良朝時代の遺物なりしことはいふまでもなきことなるが如何なれば此瓦片を此處にて發見するかといふにこれは古の製瓦場なりしと見え瓦片の有る所にて土竈の跡をも發見するは其徵證となすを得べし、左あれば此處にて作りたる瓦は木戸には直接の關係なしとするも軍團内の建築用に供したるは疑なかるべし、又其竈は同所にて八九ヶ所あり尙製瓦の原料たるべき白粘土は其量に於て豊富なるのみならず其實に於ても善良なりとは里人の言に徴して明かなりとす、又手合戦原なる名は何の爲めに稱せられしかといふには桃生城附近に合戦ヶ谷地ありて海道の夷賊と戦ひたる蹟を遺したると同じく山道の夷賊等が玉造軍團に向ひて襲ひ來るを其木戸以西の地點に於て防戦したる蹟なるを以て合戦原といへる古戰場なる名稱を遺したるものと知るべきなり、是等の事を總合すれば縦令これぞといふ物件の徵證こそなければ木戸及び木戸脇又は木戸脇裏圍合戦原等の地名に徴して軍團門の故址なりと斷じて可なるが如し、玉造軍團故址に關する調査をなすこと凡そ三次、第一回は大正十二年八月其主腦部を、第二回は同十三年十二月合戦原を、第三回は本年本月十一日、十二日に渡り木戸及び木戸脇木戸脇裏圍等を調査したるを以て本軍團址に對する史蹟として於て首尾完結したるものとす、依りて謹みてこゝに報告す。

玉造軍團の址迹の異同前記考証の如し、唯その軍團・柵・寨・城として存在期間に就いて知るに由なし、換言すれば神龜五年に玉造軍團の名は史乘に著はれたりしも廢止の年次未だ審かならず、仍りて案ずるに神龜五年玉造軍團を建置し、延曆二十四年玉造城を廢止す其年次七十八年を算するが如く思惟す。桓武天皇延曆十一年京畿七道の兵士を停廢せしも、邊要の備として陸奥・出羽・佐渡及び太宰府に限り存續せられたり。延曆二十年第四回の征討に田村麿の一撃に醜族の巢窟を攘ひて膽澤城を築き二十二年志波城を置き皇化東奥に普及せり、二十四年桓武天皇群臣の反對を捨て

、藤原緒嗣の上奏を嘉約し給ひしは、史の所謂「陸奥の兵役を停む」の條之れなり。考証下に。

大日本史職官志。桓武帝延曆十一年勅。兵士之設。實備非常。而國司軍毅非理役使。徒費公家以資好吏。宜京畿及七道諸國兵士並從停廢。以省勞役。唯陸奥、出羽、佐渡、及太宰府。地居邊要不可無備。所有兵士。仍舊配置。

歷朝聖德錄。天皇(桓武)遷都の後は銳意内治の改正を圖り給ひしが、二大事業の後とて、軍事に土工に遷かに收縮し難きものあり財務の整理容易く行はれず、是に於て延曆二十四年群臣をして政事の得失を言はしむ。時に藤原緒嗣上言し、全く兵と土木とを罷めて力心を抒へむことを請ふ。朝臣これに反對する者多し、然れども、天皇は大に緒嗣の言を嘉し一層事業の收縮に御心を注ぎ給ひしと云ふ。

【多賀波場城】(高波々城又多賀波々城又高馬場城又誰母城) 城址は眞山村往時の葛岡にあり。岩出山より眞坂に通ずる舊上街道にして道路の西方姥柳屋敷と稱する圍佐藤誠氏の邸宅は東南に面し、その西南の高邱地帯は文治年間が多賀波場城の趾跡なり、杉林其他の雜木又は苦竹叢生し、塹濠の遺址尙現存せり、其狀巴形又は卍形に彷彿せり、面積七百五十坪の邱上は稍平にして明神等の祠併置しあり、城址の接續地に山林四丁五反竹林二段歩畑三反五畝宅地壹反歩あり宛然外郭の如し高邱の西北は小松川あり斷崖の狀景古城の風致を添ふ。

仙臺古城書。古城、葛岡村十間に十五間。西城戸太郎國衡取立要害と云、又多賀波場城とも云。

仙臺郡村古事考。多賀波場城、葛岡村にあり、西木戸太郎。封内名蹟志。多賀波々城。其地分明ならず、相傳ふ錦戸國衡の支城なり。

新撰陸奥風土記。多賀波々城跡、所未詳、昔錦戸太郎國衡居れり。東鑑に賴朝泰衡を多賀波々城に圍む、云々と見ゆ。或人曰く賀美に多田川村城生村などいふ所あり、此所のほとりと云へり。

東鑑。(前略)秀衡法師嫡男西城戸太郎國衡爲大將軍。向逢合戦即討取之訖。而泰衡自多賀國府以北。玉造郡内高波々申處構城郭相待。二十日押寄候之處。不相符落件城訖。自此所平泉中間五六箇日道候。即近繼。泰衡耶從等於途中相禦。然而打取爲家之輩等。寄平泉之處。泰衡廿一日落畢。

東鑑に玉造郡に赴て泰衡を多賀波々城に圍むとあれば、加美郡にはあらざるべし。本縣史蹟調査報告にも「玉造郡真山村姥柳岩ノ澤なり」と明記しあれば疑ふ所なかるべし。報告を轉録する下に。

誰母城。(大正十三年八月十八日調査委員鈴木省三報告)。(種類)古戰場。(名稱)誰母城又多賀波々城。(所在地)玉造郡真山村姥柳岩ノ澤。(地目)私有地。(地積)二町四段歩、但し山林段別なれば以上の面積あるべし。(所有者氏名)玉造郡真山村姥柳住佐藤喜三郎(形状寸尺)其形状は巴の字状をなし口部は北にあり、南に面し土壘塹堡今尙儼存せり、乙部は西より南に廻り外郭をなすものゝ如し、口部の上頭は平坦にして當時兵營にても建てたる址なりと見るべし。(工作物件)上頭平坦の所に小石宮三箇あり觀音權現荒神を祀ると云ふ。(現状)其位置は南に向ひ南方より攻め來る敵兵を防ぐに適せり、殊に此山は真山路と川口路との間にありて須要の地勢を占めたるが如し、南面の下部に喜三郎が住宅あり、乙部なる前面の山を截り下げて通用路となす、故に東南一面は開けたれども西南北の三方面は何れも雜木林なりとす。(由來傳説)別に傳説なし佐藤の家の墓碑は寛永を以て最も古しとする由なれば藩祖以來の家なるべし、舊記等は何等の物も傳はずと云ふ、只誰母といひ姥柳といふなど何か因縁ありやと思ふ節あれども未だ考へ及ぶ能はざるは遺憾の極なりとす。(徵證物件)觀蹟聞老志に曰く「多賀波々城 在 同村。錦戸太郎國衡支城也。東史曰文治五年八月廿日。頼朝赴玉造郡。而圍泰衡于多賀波々城。先逃亡、殘兵乃降。自是過于葛岡郡。而赴于平泉。」此姥柳なる岩の澤屋敷の誰母城たる所以の徵證として別して有ることなし、只傳説と其位置が源右府の兵を進めたる道路の要衝に當るを以て之を斷するのみ、此城は城とこそいひ永久的に築造したるものにあらずして、只鎌倉兵の東進を防ぐべき一時の用意に過ぎざれば遺礎殘瓦むどの有るべき筈なければ是等の徵證物件なきは已むを得ざることなりとす。(管理保存方法)別に保存方法を立てずと雖も地主が家のあらん限りは自ら保存方法も之に存するものと信ぜり、若し地主に於て賣却するが如き場合は認可を受くべきこととせらるべきは勿論なりとす。

清水委員報告(抄録)。高波々城趾は玉造郡役所で八谷郡長の御好意で遠澤氏を東導者として真山村葛岡に行くことが出来た、真山村には四つの館跡がある、北は雲南崎館といひ今は大部分竹藪になつて居る、東は寺館といひ秋葉山を祀りて居る、梅林寺といふ寺がある相だ、東南に戸井田館西に輝井館此の輝井館の北方に輝井明神が祀られて居ると云ふ、高波々城といふのはあるまいかと聞くと此の輝井館が高波々城だと附近に住む農夫の答へ、早速之に登つて見ることゝしたが、場所は真山村葛岡の澤園

上山里五番佐藤喜三郎氏の所有なりと云ふ、佐藤氏の案内で上つて見たが南北二十間、東西約十間西から南へ折り廻はして空濠があり、其の外側に土壘があつて然も東へ遠く延長して居る、空濠が東に曲り更に十間斗り北に來て懸崖に傍ふて東に下り土壘に傍ふて低部に達したる邊に清水が湧く如何なる旱魃にも渴水した事がない、本年夏の早にも何の影響がなかつたといふ、此の他のものは何れも小規模のものだと云ふにより唯遠くより眺めた丈で踏査はしなかつた。

因みに記す、延寶古城書上の所謂る古城は多賀波場城なりと推定する或は可なりと爲すも、史蹟調査の報告に據れば照井城こそ多賀波場城址と斷定せらる、古城即照井城なりしや否は編者は輒く筆定し難かるべきも延寶古城書上に照井城は今の西大崎村下野目なりと「山一照井城四十間五十六間。城主照井太郎」と録せり、而して同書に「上真山村真山城、十三間十三間(並列)葛岡村山葛岡城九間十一間(並列)城主葛岡監物文治五年九月頼朝卿。賜島山庄司次郎重忠。は此邑なり」と、去れば今の真山村には真山城葛岡城古城の三城址あるのみ、然かありしを照井城こそ多賀波場城址と推定するに不審しきことなり、而して照井城の所在地は延寶古城書上に今の西大崎村下野目即ち「下野目村山照井城四十間五十六間。城主照井太郎」と載せり。

而して東史の所謂る泰衡玉造寨を保つと、又玉造郡に赴いて泰衡を多賀波々城に圍む、と。之を解して玉造寨は古昔の所謂る玉造軍團と云ひ玉造寨の所在地は、今の真山村の多賀波場城なりとの推定説を招來するの基因を醸せり、記して博雅の君子を俟つ。

【岩出山城址】(参照口繪) 元岩手澤城と稱し天正中大崎義隆の家臣氏家彈正隆繼の居城なりしが、大崎氏の滅亡後天正十九年九月伊達政宗米澤より移り磐手澤を岩出山に改む。慶長八年八月治府を仙臺に遷すや、其の第四公子宗泰に賜はり爾後十代二百五十餘年引續き居城せり。明治九年四月十八日の大火に壯麗なりし城廓は殆ど炎上せり始め政宗に岩出山城を賜ふや徳川家康親しく同城に來り實相寺に滞在せり、其の際家臣榊原式部大夫康政をして政宗の爲めに同

城の繩張を爲し臥牛城と稱す。當時康政の岩出山城再築の繩張に要せし一切の什器を城中に填め八幡社を勸請せり、里人其の跡を八幡平と稱ふ。建物坪數千四百五十五坪(大手門外を除く)内疊敷五百七十九坪二五、板敷四百五十一坪二五、土間百十四坪五〇。

由來仙臺藩の制度として一門一族に采地を分與するに城三ヶ所、要害十七ヶ所、所拜領、在所拜領二十一ヶ所とす。城は即ち片倉の白石城、伊達彈正の岩出山城、中島の金山城の三ヶ所を限りとす、其他角田の石川以外十六士は要害、黒川宮床の伊達外廿八士は所拜領、桃生永井の村田外二十士は在所拜領の格式なりき。

仙臺志料卷之十一。城要害采邑。藩制置門族四疆要地。其曰城三所。曰白石刈田片倉守之。岩出山玉造伊達内藏守之。金山伊具中島守之。

藩祖成蹟卷之四。秀次の南部に向ふや、徳川氏淺野長政を従ひ岩出澤に來り城に入り、自ら繩を張り營築を作さしむ。(中略)十月十四日(編云天正十九年)公岩出澤城に徙り、名を岩出山と改めて之に居る。關白薨きに公に葛西大崎の地を賜ふや、諸賊之に據るを以て公をして之を平げしめ尋て米澤を收む、是に於て米澤田村鹽松より諸將士の族を岩出澤に移し之れに居らしむ、尋て名を岩出山と改む。十月十五日諸將に城地を賜ふ。

觀蹟聞老志。磐手城。此地舊名岩手澤。大崎家臣氏家彈正者居館也。天正十九年東照神君討葛西大崎黨。而歸路修荒廢築此館。使黃門君居于此還于江都。已十二年後慶長七年壬寅、黃門君遷于宮城郡仙臺、令第八子三河守宗泰居于此城。自是繼至今。有寺號實相寺、神君往昔次軍之地。當時之飲器今猶存焉。又寺前有長松氏家彈正塚上樹也。

岩出山城田來書。氏家又八郎詮經岩出山城を取立候由、其の子孫三河守其の子彈正隆繼と住居せし由、右氏家詮經より隆繼まで何拾ヶ年居住せし哉年間相知不申候。氏家彈正隆繼事天正十八年に死去、同年秋八月木村伊勢時貞豊臣秀吉公より大崎葛西を拜領し、下向の節郎等居住したりし由。

岩出山伊達家譜。從五位下三河守伊達宗泰。權中納言從三位伊達政宗第四男初愛松丸、玉造郡岩出山本郷要害、天正年中氏家三河守同彈正隆繼居城の由、其後木村伊勢守時貞豊臣秀吉公より賜はり居城せし處、然るに葛西及び大崎家の舊臣一揆蜂起し

伊勢守父子逐電せし蹟。政宗公兩一揆退治せられ、天正十八年八月、徳川家康公下向せらるる折、此城の本丸は家康公の繩張にて、二ノ丸より曲輪榑原式部太輔康政の繩張にて普請被命、九月、政宗公拜領し居城せられ、其後仙臺へ歸城せらるる以降は、屋代勘解由兵衛岩出山城代として置かれしが、同氏出奔の後山岡志摩守重長を城代とせられ、其の後慶長八年政宗公より元祖三河守宗泰貳歳の時岩出山を賜はり、世々居城したる處なり。仙臺二ノ丸は先年は三河守屋敷の由同所にて成長し、寛永二年二月婚姻したる事に申傳たり。何年頃より岩出山へ移住せしや然と相知れ申さず。

封内風土記。岩出山本郷。古壘一舊稱岩手澤城。地在山上郷俗曰之岩出山。非歌林所稱之地。古來舉歌詠者在南部也。此城大崎家臣氏家彈正所居也。天正十八年八月東照神君討葛西大崎之黨。而歸路經此城修補其要害。本丸神君制之。二丸外郭榑原式部太輔康政制之。營築已成。同年九月令貞山居之。後經十二年慶長七年移于宮城郡仙臺城。令第八男三河守宗泰居之。爾來其子孫相繼居此城。

仙臺志料卷之十八。岩手山城。本廓東照公所規畫。二廓榑原康政所規畫。此爲天正十八年八月、九月納言公移居。移仙臺以後屋代勘解由爲城代。勘解由出奔。山岡志摩爲城代。慶長八年賜第六子三河守宗泰時二歳。宗泰小字愛松丸。慶長七年生於伏見邸寛永三年始調台徳大猷二公賜左文字刀。寛永四年春江戸十二月二十八日序從五位下。寛永十年從納言公入朝。十二年許乘與交代參觀準五萬石。明曆二年四月十二日卒歳七十四。子宗敏幼字千代松稱彈正。生於寛永二年四月十七日。卒於延寶六年三月晦日年五十四。長女嫁伊達宗元。子宗親後避將軍吉宗諱改敏親。幼字大力稱壹岐若狹大膳彈正内藏。明曆三年九月十七日爲江戸任子方七歳。萬治元年三月謁嚴有公賜暇萬治三年四月以任子西上。五年始免列侯任于東歸。卒於享保六年二月廿三日七十一歳。弟宗恒冒砂金氏後爲石川宗弘嗣。敏親無子元祿六年九月廿六日養伊達宗元第五子(一本四子)村泰以嗣。村泰幼字孫吉稱主馬彈正。母敏女元祿十一年賜肯山公綱宗片諱曰村泰。卒于享保十六年四月二日歳五十。子村緝生于寛永四年。幼字大力稱主馬彈正。享保四年三月九日賜獅山公(吉村)諱曰村緝。卒於享保廿一年二月廿五日三十歳。弟村敏爲伊達村詮嗣。弟村通嗣。小字大力稱彈正藏人。生于享保十五年八月廿五日。卒于天明三年十一月十五日年五十一。子村則小字大力稱彈正大丞。生于明和二年七月十九日。卒于寛政十三年正月廿日年三十七。子宗秩始泰親小字大力稱藏人彈正讚岐。生于天明四年十月十三日。卒于弘化三年閏五月廿五日年六十三。弟宗利爲伊達村堅嗣。子義監小字大力稱内藏彈正。生于文化六年十二月廿七日。卒于弘化三年八月十四日年三十八。子邦直生于天保五年九月十三日。移住石狩當別。弟邦成生于天保十二年。幼篤次郎爲巨理邑主移北海道紋鏡。(參照本章第八節)

前記の仙臺史料は碩學岡千仞の著書なり、書中初祖宗泰薨去の歲月は全く誤謬の記なりしも姑く措て問はざるなり、唯宗泰は政宗の第六子と掲げしに聊か質疑の要あるべし、千仞子は「貞公綺譚」に頼られしならん、綺譚に秀宗・五郎八姫・忠宗・宗清・宗總・宗泰(以下略)と一女五男を列記しあればなり。去れど宗清と宗泰の間に宗總と稱する公子はあらざりしは亦史料の首卷に「伊達家系」に宗總なる公子のあらざるを証せり、即ち秀宗——女——十八世義山公忠宗宗清——宗泰と列記せられたり、第四公子宗泰たりしこと東藩史稿・岩出山伊達家々譜によりて明かなるべし。然かありしを聞老志に第八子三河守をして此城に居らしむ、と封土記玉造郡地誌之に倣ふ、記して後學の教を乞ふ。

玉造郡地誌。岩出山城墟村の東北にあり、東西三町五間南北二町三十間五稜形を爲し山形臥牛の狀に似たるを以て、臥牛館と稱し或は岩手澤と稱す、城地山上に在り郷俗之を岩手山と曰ふ壘跡猶存す。聞老志に云く此の地舊名を岩手澤と曰ふ、大崎の家臣氏家彈正なる者の居館なり天正十九年東照神君葛西大崎の黨を討ちて歸路、荒廢を修し此の館を築き黃門君をして此に居らしむ、江都に還り已に十二年後慶長七年壬寅黃門君宮城郡仙臺に遷り、第八子三河守宗泰をして此城に居らしむ、是より相續き今に至る。寺あり實相寺と號す、神君往昔次軍の地なり、當時の飲器今猶存す、又寺前に長松あり氏家彈正塚上の樹なり。

岩出山大觀。岩出山城は町の西方丘上にあり。天正中氏家三河守彈正隆繼の居城なりしが、其の後伊達政宗十餘年間の居城となり、慶長七年政宗居を仙臺青葉城に移すや其第六子宗泰に賜はり、爾來宗泰より十代二百五十餘年間の居となれり。明治九年三月二十四日大火災ありて流石に壯麗を極めし城廓も悉く烏有に歸し從て町家の燒失せるもの四百餘戸に及べり。始め政宗に岩出山城を賜ふや徳川家康親しく同城に來り旅館を實相寺に卜し三十有餘日滞在せり、其の際家臣四天王の一人柳原式部太夫康政は政宗の爲めに同城の繩張を爲し増築の上之を賜ふ、之れより臥牛城と稱するに至れりと云ふ。當時康政の岩出山城再築の繩張に要せし一切の器什は特に八幡社に奉納せり、其跡を現今郷人等八幡平と稱ふ。今維新前の岩出山城の模様を略記すれば、御本丸の下今の岩出山小學校の西方の平地は即ち宗泰公以降十餘代の居城址にして學校の敷地は大廣間に當れり、又今の町役場東十間餘に御松御門あり而して此邊を大手前と稱せり、其右傍に興武館と稱して家臣の練武場ありしが今は痕だになし。今の町役場より北、内川に至る間に馬場ありて馬術の練習所たりしが今は桑園と變ぜり、又一の構と稱するは今の河原町仲小路邊より土壘を築

きて一直線に東に進み十軒小路に至りて南に曲折して清水川を渡り遠く蕪に及べり、又二の構は蛭澤渡より一直線に東に築き町西裏に至りて北に折れ内川に至りて止む。顧ふに敵の防備に供せし者ならん。殊に又二の構の土壘外には中三間餘の堀を開鑿して常に水を内川より浸入せしむる等敵に備ふる至嚴なりしと云ふべし。因に岩出山町には名掛町着町狐小路等仙臺市に同じき町割あるは、蓋し仙臺岩出山城共に神原康政の繩張に因るが爲なりと云ふ。

【有備館】本町川原町區に在り、舊幕時代の伊達家ノ建築物として遺存せるは獨り之れのみなり、建築は平家造りにて極めて質朴なり、之れ岩出山城主三代宗親の隱居家たりしを、四代村泰に至り學問所に充て、當時の碩儒佐久間洞巖をして講學せしめたり。現に有備館に存せる扁額「對影樓」の三字は其の當時洞巖の書きて掲げたるものなり。

有備館の庭内に池あり其の周圍四丁餘池中に小島散在す、近きを茶の島と稱し架するに朱塗の橋を以てし、島の中央に清酒なる茶室あり其の他の島には青松繁り池中の清水に影を投じ目覺るばかりの鮮かなり。加之周圍には數多の櫻椿樹等ありて、四時折々の花を見ざるなく、又前方内川の清流を隔て、岩出山城跡の斷崖百尺の偉觀を望むべく、

天然の景と相待ちて風光實に幽雅なり。因に此の庭園は清水道觀の藩公の命に依りて作りしものなりと。有備館は史蹟保存の要目中一、都城址五、鄉學八、由緒ある舊宅苑池に該當するものなり、故に鈴木本縣史蹟調査委員は岩出山古城址の調査中有備館の一項を記して報告第四輯に發表せられたり。現時の有備館間口七間奥行二間半の建造物は郷校時代の「御改め所」と稱する館中最高の室間にして崇敬すること聖廟に異ならず、軒下の欄間には盛違丁字の紋徽を洞刻し、又今の玄關に掲ぐる桐材に「對影樓」の三文字に落款に隸體の「花階故溪深一篙」の七文字は苑池の風色を集約せり、換言すれば三字は經にして七字はその傳記の如く思惟す。只鄉學舎の前身に就て二様の傳説あり、一は三代宗親の隱栖の建造物を四代村泰之を移して郷校に改めしと、一は寛文三年二月朔日池魚之殃に罹り、城門新營の假館を四代村泰元祿五年に移して郷校に改めしと。再言すれば一は三代宗親の隱栖の建造物なり一は城門再

營假りの建造物なりと謂ふにあり、(参照口繪)

調査報告第四輯。 岩出山古城址(抄録)有備館あり、これ舊岩出山城御陰館にありし假屋なり、舊記に云く。 寛文三年二月朔岩出山城二の丸居館烏有に歸す、城主宗親公二の丸内御陰館に假居を造りて移らる、居館の新築一ヶ年半にして落成移轉せり。 四代村泰公稀に見る名君にして産業の發達と教育の普及には最も力を注がれたり。 公が寺小屋を卒へたるものに學を授けんが爲めに、元祿四年夏仙臺の儒者佐久間洞岩先生を聘し、二の丸御陰館の舊建物を用ひ家中の子弟を就學せしめ、翌五年春學館を河原町に移轉改築して有備館と名づく。 此建物は寛文年間(一七六〇)の構造にして移轉こそしたれ岩出山城の建物なりと謂ふを得べし。

岩出山大觀。 有備館は字小池小路にあり。 舊幕府時代伊達家に於ける建築物として遺存せるは獨り有備館のみなり。 建築は平家造りにて極めて質素なり、之れ三代宗親の隱居家として建てられしを四代村泰に至り學問所と爲し、時の儒者佐久間洞巖をして講學せしめし所なり「奥羽觀跡聞老志」は洞巖の同館に在りし際の編述に係る者也。 洞巖は有備館に對影樓の扁額を書して掲げたり類は今尙存せり。 有備館の庭内に小池あり其周圍四丁餘ありて池中四五の小島散在せり、近きを茶の島と稱して架するに朱塗の橋を以てす、島の中央に清洒たる茶室あり、其他鶴島龜島出島甲島等ありて皆數株の青松を戴き池中の清水に影を落して目覺るばかりなり。 加之周圍には櫻椿樹數百株ありて四季殆ど花を見ざる無く、又前面は内川の清流を隔て、斷崖百尺の偉觀を望むべく天然の景と相符つて風光實に幽雅なり、若夫れ池中た輕舟を棹さんか、身は眞に仙境に遊ぶの思ひあらん。 因に此の庭園は清水道觀の藩公の命に依り作りし者なりと云ふ。 現今は伊達寧永氏の居宅に充てらる、今同館の寶物を列記すれば左の如し。 鷺の毛織の陣羽織、山岡志摩が秀吉より賜はりしもの。 晴宗公俳句短冊一葉。 政宗公筆和歌同數葉。 吉村公筆和歌同一葉定家卿和歌掛物一軸。 君萬歳友成作刀一振。 綱宗公作刀一振。 朱塗名香箱一個。 小野小町筆和歌二、冷泉爲家和歌一、篁書一、小野道風書一、東鷹俳句一。

【鬼切邊城址】 鬼首村字軍澤高畑にあり、東西四町南北五町程の高邱地帯は傳へて安部頼時及び貞任の城寨なりと云ふ封内風土記。 鬼首邑古壘一。 號鬼切邊館。 或稱鬼冑城。 傳云。 阿部頼時所居也。

囊塵埃拾錄卷之四。 栗原郡鬼切邊陣の松。 北方村此所西北の山際に古松一本あり、陣の松と云ふ。 是は人王七十代後冷泉院の御宇永承五年春三月、陸奥守藤原登任、安倍大夫頼時矛盾の中より合戦に及ぶ、頼時衣川の柵より出て此所にて戰を催して大きに打勝、登任敗北して都に逃上る。 加勢出羽守平の重成も敗走す、頼時馬の疲勞を休め少時陣營を設たる所なり。 仍て陣の松と云ふ。 又此所を鬼切邊とも云傳しは往昔延暦年中坂上田村麿東征の時、大竹丸と云る鬼を斬たるなり、彼鬼の首は鬼首村へ飛行きて落ると云ふ。

【矢館】 同村の南方大柴山の中腹にある柵址にして、源義家が天喜康平の昔、安部頼時征伐に際し、此處にありて、軍澤の敵壘を下瞰したる遺蹟にして堀の跡、石垣の跡らしきもの、又溪谷より飲料水を引きたる跡等現存す。

傳説。 鳴子町の本村へ通ずる道の附近に民家五六戸あり、見手の原と稱す、傳えて義家の軍此處まで進み來りしに谿流に菜の葉の流れ來れるを見て敵の此の奥に潜伏し居るを知り得たる爲に其の名ありと。 その他館と稱するもの、所々にあるも傳説すらも區々たるもののみなり。

【三條山の古壘】 (参照口繪) 鳴子町字末澤三ノ一にあり、面積三十四町七段九畝歩にして町有に屬す。 鳴子町車湯の對岸末澤の下手、三條山の岡邸にして、石堂刑部義房の居城。

封内風土記。 鳴子邑古壘一。 傳云古昔石堂刑部「諱不傳」所居。

大日本地名辭典。 貞和年中(正平年中)奥州探題大崎家兼が石堂義房を玉造赤榮山に誅殺すと(野史奥羽舊事に依る)。

風土記書出。 鳴子葉山古館。 長廿五間横二十間。 但高氏公、御家臣石堂刑部義房と申人住す、尾張守高常之御舍弟大崎左京大夫

家兼と申御人此城を被定由昔は赤葉山と申候由只今迄葉山と申候。

囊塵埃拾錄卷之四。 人王九十四代花園院正和三年(編註一九七四年將軍守邦親王執權北條高時)二月足利左馬頭義氏が曾孫石堂右

馬頼房が嫡男刑部少輔義房陸奥守に補任此國へ下向す。 後に玉造郡赤榮山の嶮岨の地に城を構へて居住す。 奢侈に募りて王命を蔑し武命に背く、依て伊豫守家兼に石堂追伐の宣旨を蒙り、則ち此國に發向して石堂を誅戮せしより以來奥州五十四郡の探題に

補せられ、志田・玉造・遠田・黒川四郡を領す、云々。

玉造郡地誌。 葉山城址、村の東北にあり、東西二十五間南北二十間回字形をなす。 壘跡猶存す。 延元年間の頃足利尊氏の臣石堂

【宿の澤館】 川渡村川渡驛を距る東南三十町、小黑ヶ崎の西南八町、荒雄川の右岸宿の澤と稱する地にあり。城址の廣さ南北十町東西八町壘垣現存す、永正年中大崎の家臣湯山駿河守正推の居城たりし所なり。

【萩野館】 同村川渡驛を距る東南約八町荒雄川の左岸にあり湯山駿河の構築せる城砦廣さ方五町東西に木戸口の跡あり

【山際館】 同村川渡驛の東北約五町萩野館に相對す、湯山駿河の城砦。

【玉の木の柵】 同村川渡温泉の西方約三町字玉の木にあり、玉造柵の址なりと。

仙臺領古城書上。名生定村山湯山城三十八間、城主湯山修理大崎家臣。封内風土記。大口邑古壘一不詳何人所居。名生定邑古壘

凡三。其一傳云大崎家臣湯山駿河諱不傳所居。其二不詳何人所居。其三同上。

風土記書出。大口古館但何館と申儀申傳へ無御座候、尤城主不知候。名生定宿屋敷の上湯山館、高百六十間、東西三十二間南北三

十八間、但城主湯山駿河。藥師屋敷の南古館。平地長四十六間横四十五間城主相知不申候。山きは屋敷上古館。高二十四間長二十五間横十二間、城主相知不申候。

【葛岡城】 (參照口繪) 眞山村葛岡若宮區にあり、城址の地形により考察するに、巴狀形體の築城なるべし。前面は高邱にして中間東西二十五間南北廿間後部の邱上之に倍次し、中央に二十余尺の塹濠を構ふ。文治五年九月畠山重忠之を領し、後ち葛岡監物の居城となる。山腹に秋葉神社を祭り、山脚に曹洞宗梅林寺ありて昔を偲ぶる。

觀蹟聞老志。葛岡城在葛岡村。葛岡監物居城也。文治後畠山重忠居于此城。東史曰。文治五年九月二十日賜葛岡郡于畠山次郎重忠者。乃此城也。

【田子谷館】 同村小倉區にあつて大崎義隆の家臣三塚平左工門の居城だといはれて居る。今尙城廓の跡歴然たるものが

あつて山頂には八幡神社を奉祀してゐる。

【小倉館】 同村上山里小倉區にあり、古老の云ひ傳には北畠顯家陸奥太守となりしとき居りし所なりと。

【眞山館】 同村下山里眞山區にあり、眞山左衛門爲純の居所にして、今は僅かに周圍丈餘の一櫻古木址を留むるのみ。

【大坪館】 同村下山里大坪にあり大崎の家臣氏家修理之助の居所なりと傳ふ。

【小林館】 同村下山里磯田區にあり、大崎の家臣氏家駿河の居所なりと。其他小坪館(小坪區)、中里館(大坪區)、袋館(眞山區)、宿ノ澤館(眞山區)等あれども何れも何人の居所なりしや明かならず。

封内風土記。上眞山邑。古壘凡二。其一號田子谷館。傳云大崎家臣三塚平左衛門諱不傳所居。其二號小倉館。不詳何人所居。葛岡邑。古壘一。不詳何人所居。下眞山邑。古壘凡七。其一號眞山館。傳云諏訪後稱眞山備前繼貞所居。其二號大坪館。傳云大崎家臣氏家修理之助諱不傳所居。其三號小坪館。不詳何人所居。其四號中里館同上。其五號十八館同上。其六號袋館同上。其七號宿澤館同上。磯田邑。古壘一。傳云大崎家臣氏家駿河諱不傳所居。

仙臺領古城書上。山(上眞山村)。眞山城、同十三間十三間、城主三塚平左衛門。(葛岡村)。山 葛岡城。同九間十一間、城主葛岡監物。文治五年九月頼朝卿。賜畠山庄司次郎重忠は此邑。山 古城、同十間十五間、西城戸太郎國衛取出要害と云、又多賀波場城とも云。(磯田邑)。山 磯田城、同四十間三十六間、城主磯田駿河大崎家臣。

玉造郡地誌。(上山里村)、多賀波々城墟。村の南方字若ノ澤にあり、東西一町南北一町回字形をなす壘跡猶存す、錦戸太郎國衛居る所と言傳ふ。田子谷館趾。村の中央字八幡にあり、東西一町南北一町回字形をなす廓中今麥田となる。大崎義隆の臣三塚平左衛門なる者居る所と言傳ふ。(下山里村)、大坪館趾。村の東北字金田にあり、東西一町南北一町回字形をなす、壘跡猶ほ存し三面遺濠あり、天正年間の頃大崎義隆の臣氏家修理之助なる者居る所と言傳ふ。

【栗館】 (參照口繪) 一栗村下一栗宿園八八ノ三にあり、山林一反二畝二十七步、所有者を一栗村下一栗字橋本浦三

岡本初吉とす。現状、略正方形、館址上るに従ひ層々段をなし、一帯の草地の中に雑木の若林を交へ、最高段上南面せる部分は草地にして其背面杉の植林あり、一見館址たるを觀取せらる。

由來傳説 大崎義隆の臣一栗兵部隆春の居館趾にして、天正十八年伊達政宗に攻められて滅亡す永慶軍記に曰く、玉造の一栗兵部は去る年より政宗の不審を蒙りて來らず、夫にても過を悔ひ從ふ色あらば仔細あるまじけれども、兼々傍者無人の不敵者なれば事ともせず却つて己が城に立籠り狂歌を詠じて政宗の陣に送る。

「政宗を木の葉猿かと思ひしに一栗をば落さざりけり」と政宗之を見て笑ひ給ひ、さても一栗は剛心なる奴かなと侮られしを口惜しく見えたり、返歌せんとたまひて。「よそにのみ見れば木の間の一栗やがては猿の餌となるべし」。兵部之を見て最上に至り義光を頼まんと山形に入る云々。と此附近西館東館小館古館等あり、小館は大崎氏の家臣伴土佐東館は氏家兵部の家士千田雅樂之丞、西館は兵部の父放牛の居城趾なりと。

【莊司館】 同村池月上宮字莊司館四二番にあり、面積原野三町三段三畝十歩村有地にして正方形、佐藤莊司の假館なりと。池月館。同村池月字上宮中澤園にあり、山林五丁二反三畝十四歩、長方形。現在山林にして頂上高臺を爲す。

【膳館】 大保山中にあり、大崎義隆家臣の居城、政宗一栗城を屠り、次てこの館を攻む、時城主朝食中にして忽ち陥落せしを以て以來膳館と稱す。鷓目館。池月字鷓目、高三十間東西四十間南北二十五間一に氏家館ならんと稱せらる。

下宮館。池月、高四十間東西三十間南北十二間。上宮館。池月字上宮。高百間東西六間南北十間。下一栗館。下一栗。高三十三間東西三十八間南北十二間。大崎家の臣一栗兵部隆春居館にして西館は兵部の父放牛、東館は家士千田雅樂之丞小館は大崎家の臣半田土佐の居所なりと傳ふ。

仙臺古城書上。(鷓目村)。山、鷓目城、同四十間廿五間、城主氏家善十郎。(下一栗村)。一栗城、同三十八間十二間、城主一栗兵部大崎家臣。兵部政宗公に被責落、後四龜尾張居住。四龜豐前勘右衛門勘九郎八郎兵衛勘右衛門。(上宮村、山、上宮城同三十二間、城主上宮日向大崎家臣。莊司館城、同六間十間、佐藤莊司取立城と云。

封内風土記。鷓目邑。古壘一、號氏家館不詳何人所居。上一栗邑。古壘一不詳何人所居。上野目邑。古壘凡二。其一號三口館不詳何人所居。其二號陣館同上。下一栗邑。古壘凡五。其一號一栗館。傳云大崎家臣氏家一作一栗兵部隆春所居。其二號西館。傳云兵部父放牛所居。其三號東館。傳曰。兵部家士千田雅樂之丞所居。其四號小館。傳云大崎家臣半田土佐所居。其五號古館不詳何人所居。風土記書出。(鷓目)、古館屋敷之内古館。高三十間東西四十間南北廿五間、但氏家善十郎と申城主と申傳候。(上一栗)、古館。高九丈三尺東西十四間南北十六間、但岩上屋敷之上城主相知不申候。(下一栗)、宿中館。高二十丈余東西三十八間南北十二間、但城主氏家兵部高春。宿東館。高十六丈東西二十間南北十間、但家來半田土佐守。(上宮)、佐藤莊司館。東西六間南北十間高き百間、但出羽居祖父法牛。宿小館。高同東西四十間南北九間、但家來半田土佐守。(上宮)、佐藤莊司館。東西六間南北十間高き百間、但出羽海道より十四丁程北之方山入有り。氏家日向館。東西三十間南北十二間高き四十間。但出羽海道より四丁三十間程北之方。古館東西十七間南北十間高き六十四間、但出羽海道より六丁程北之方、城主相知不申候。(上野目)、山屋敷陣館。南北十五間東西十間、但貞山様一栗御退治之節御陣場之由申傳候。水口澤水口館。南北十八間東西十二間、但館主相知不申候。玉造郡地誌。(下一栗村)、一栗館趾。村の北方にあり、東西二町南北一町四十間回字形を爲す、廓中悉く原野となる、大崎義隆の臣一栗兵部隆春なる者居る所と言傳ふ。(池月村)、莊司館趾。村の西北方字上宮にあり、東西六間南北十間回字形をなし、廓中今原野となる、佐藤莊司の居る所と云傳ふ。

【照井城】 (參照口繪)。西大崎村字上丸山南山園にある故に丸山館とも云ふ。東西約四町南北一町余を占め全形は稍錘形をなす。城内を空館・大館・中館・小館・菱館に區劃し各館の間は濠によりて區切らる。本城は藤原秀衡の臣照井太郎隆直の居りし所。

傳説。源賴朝の奥州に泰衡を討つや仁田四郎忠常をして隆直を攻めしむ、隆直の軍利あらず遂に落城し隆直は捕へられて首を刎られ妻子一族焚死すと。又曰く、賴朝の奥州討伐に際し泰衡の命により軍を率ゐて伊具にいたりて賴朝の軍を迎ひ撃たれども戰遂に利あらずして自害し其の墓所は柴田郡葦神山の西北にありと。仙臺領古城書上。(下野目村)、山照井城、同四十間五十六間、城主照井太郎。

封内風土記。下野目邑。古壘五。其一號古館。傳云秀衡家臣照井太郎高直所居。其二號中館同上。其三號陣館不詳何人所居。其四五共號境館同上。

風土記書出。(南澤)、菅之澤東館。高三十間東西五十間南北廿五間。但城主相知不申候。菅之澤西館。高三十間東西四十九間南北三十二間。但城主相知不申候。新田新田館。但平城御百姓屋敷之内館之様に茂相見不申候。城主相知不申候。(下野目)、丸山一ノ館。高廿一間東西四十間南北五十間。同二ノ館。高二十間東西二十間南北三十間。但右二ヶ所照井殿館と申傳候。陣館。高二十間東西十二間南北二十間。但館主相知不申候。境館。高十六間東西三十四間南北三十六間。同二ノ館。高十五間東西三十四間南北三十六間。但二ヶ所館主相知不申候。

【名生城】(參照口繪)。東大崎村大崎字名生館にあり。大館・小館・御所館等を總稱して名生城といふ。大館。南北九十四間東西六十三間高さ一丈餘。小館。南北三十八間、東西三十六間。御所館。南北七十六間東西九十六間。其他の二、三の構内館北館大下馬等は外廓に屬し大崎義隆の居城なり。陸羽東線中新田岩出山の兩驛の鐵路は城址の一角を通じ塹壕の館跡は車窓より眺むを得べし。城址今は田畑宅地原野となり、十四町三反三畝四歩の面積は都築幸右衛門外五十九名の所有となる。義隆の祖大崎家兼延元年奥羽の探題職に補せられ中新田城に居り、御所を小野・名生・新田・大崎・中新田に置き二百六十郷を奄有す。十二世の孫義隆名生の御所に移り城廓を修補す。義隆小田原會戰不參の科により太閤秀吉のために領土を沒收せられ天正十八年八月十九日城を逃られて最上を経て會津に奔る。同年十月大崎葛西の遺臣等起つて木村父子を攻む、蒲生氏郷父子を救はんと欲し十一月十六日名生城を抜き之れに據り伊達政宗を疑ひ潛んで城門を出てざりしは伏見城掉尾の史蹟にして幅五間の濠址と往昔花壇の六尺廻りの大椿は往時を物語るが如し。近時の史家往古の玉造軍團地帯に擬すに至れり。

伏見村風土記。大崎大館五郡の押領使足利左衛門督源義隆居城の本丸なり。元祖左京大夫家兼より天正年中義隆迄十五代五郡

の惣冠として居住す。秀吉公相州小田原御陣の砌不參の罪に依り御領地召上げられたり。現今尙此の附近の畑地(御倉場と稱する所)より焼けたる米粒を出現することあり、此れ即ち落城の際米倉の兵糞に墜りたる證左なりと言ひ傳ふ。(小館)。南北三十八間東西三十六間高さ一丈あり、昔の名生城の外廓なりしならん。(御所館)。南北七十六間東西九十六間高さ八尺四方三間幅の惣堀、國司鎮守府將軍源義家朝臣羽州仙北郡金澤城へ發向の時屯の場所、後に大崎元祖左京大夫家兼足利尊氏の嚴命に依り富國の逆臣石堂刑部を刑罪の爲め下向の砌始めて此所に屯す。名生定村の内赤生山といふ所にて一戰に及び刑部一族悉く攻亡し、其の戦功に依りて大崎五郡を賜はり義隆迄世々拾五代名生城大館に居住す、此所を大崎の南の御所と號す。名生城を去ること五丁計り未申の一廓なり此所に御所館稻荷明神の祠あり大崎氏の氏神なりしと云ふ。

【新井田城】(參照口繪)。東大崎村新田字南構面積約宅地田畑約壹町歩、田中太三郎の宅地並にこれに接續する田畑苗代の地に新田城とも云ふ。城址の區域明瞭せず。

傳説。大崎左衛門督源義隆玉造郡名生城に住居榮華に年を経らる。伊豫守家兼より大崎家に四天の家臣あり。仁木・里見・澁谷中目の四家なり此の一家なりし賀美郡狼塚の城主里見紀伊守義成の次男新田刑部少輔義景の居城せる所と傳ふ。

封内風土記。伏見邑。古壘三。其一傳云。大崎義隆所居。本丸之地屬本邑。二、三丸之地號名生邑。名跡志曰。往昔氏家兵内者「諱不傳」居館也。後大崎義隆遷于此城。天正中爲太閤亡城遂屠。當年之焦米焚穀存。其二號御所館。傳云大崎右京大夫家兼討石堂刑部「諱不傳」時之屯場。而其後義隆之世稱南御所。其三傳云義隆亡滅之後貞山君在岩手山城。母公保春院殿居之。稱東御方。名生邑。古壘一。本丸屬伏見邑。傳云大崎義隆所居也。家臣所居之地有其遺址。三丁目邑。古壘一。傳云大崎家臣氏家參河「諱不傳」所居新田邑。古壘一。號平城。傳云新田刑部「諱不傳」所居。今悉爲民宅。而無其遺址。名跡志曰大崎家臣新井田氏世々居之。爾來義隆侍童新井田刑部者。妬寵作亂。

風土記書出。(伏見)、岩間館。但城主相知不申候。御所館。但足利左京大夫家兼石堂刑部爲制罰之發向之刻屯之場所。其後大崎左衛門尉義隆南之御所と申唱候由申傳候。本説相知不申候。御所館要害屋敷。但誰住居之諱は相知不申候得共、大崎落城之後義隆之妾大崎正三郎殿母義、谷城森民部太夫様東之御方と申女性被住候由申傳候。義隆館一大館。但半分は名生村分に御座候。内

小館巽の方に有。(新田)、南樺平城。但大崎左衛門尉義隆之家臣新田刑部居城之由に御座候。只今畑苗代御百姓屋敷に罷成申候(三丁目)、館屋敷古館。東西二十間南北十四間、但氏家三筋館高さ二丈。(名生)、伏見村義隆館之内。内館・北館大館半分は伏見村、三ノ構・軍場。

仙臺領古城書上。(名生邑)、政宗記有。天正十八年大崎士一揆起爲退治、大閣様より蒲生飛彈守被遣宮内籠城責取、氏郷居住す平山、名生城。同五十六間三十七間、城主氏家宮内大崎左衛門督義隆居住す。(新井田村)、御藏御帳には新田村と有。平、一新井田城、同三十間四十間、城主新井田刑部大崎家臣。(伏見村)、山、伏見城。六十三間九十六間、大崎家中番持城。(三丁目村)、山、三丁目城。同二十四間、城主氏家三河守子彈正曾孫主水。

玉造郡地誌。(大崎村)、伏見城墟。一に名生城と稱す。村の西方にあり、東西三町南北八町回字形をなす今悉く田圃となる。風土記に曰く大崎義隆の居る所本丸の地は本邑に屬す、二、三ノ丸の地は名生邑に屬す。名跡志に曰く、往昔氏家兵内なる者名傳の居館なり。後ち大崎義隆朝臣此の城に遷り天正中太閤の爲に亡さる城遂に屠らる。當時の焦米穀猶ほ其地中に填存すと云ふ。

(下野目村)、照井城墟。村の西方にあり、東西四町南北三町五稜形をなし廓中悉く原野となる古館と號す。觀蹟聞老志。

第五節 社寺の跡

領主豪士の祖神を崇敬し地を相し祠を建て分靈し勸請して祭祀の誠を盡せり。又躬から開基となり道德堅固の名僧智識を屈請し、精舎を建立して開山と爲し、佛像を安置し佛器を奉納したるは概ね神社佛閣創建の経緯なり。悠遠の久しき時代の變遷に又政事の轉換に將亦民心歸向の向背によりて興亡盛衰消長離合の遺跡を貽すに至れり。鬼首村の形山寺は天台宗山門派にして地相を鑑みれば或は慈覺大師の開闢なるが如く思惟せらる。彼の地獄谷・血の池・針の山・天狗の相撲場・賽の河原・三途川の稱號により推定し易からむ。又鷹雄山神宮寺と云ひ、樋室山村上寺及び荒雄川神社の遺跡について二三を擧れば概ね左記の如し。

〔荒雄川神社跡〕 鬼首村川東區宮林にあり、現在の小向に遷座し奉る以前は此所に鑑座ましませるなりと、今は只僅かにその跡を止むるのみ。

〔形山寺跡〕 同村今の形山鑛山附近にありしと言ふ、然れども何等記録の残れるものなし。吹上より荒湯に至る途中形山附近には地獄谷・血の池・針の山・親子分れ天狗の相撲場・閻魔巖・賽の河原・三途の川などの地名あり。地藏尊もその慈眼を偲ぶことも出來得ざるまで磨滅し居るも賽の河原は現存し、閻魔巖も風雨に犯され乍らも猶その恐ろしき風貌を残し、慥に寺院の跡なりと思惟せしめ得らる。惟ふに往古、荒雄岳頂上の荒雄川神社の奥の院お山(靈山の意)といふも神佛混淆時代に行はれし事にて、今日の月山參拜者の羽黒山の宿坊に於て魚肉等を絶ちて精進すると同様の風習にはあらざりしか、吹上間歇泉を他地方より來りし人に見するに、案内者白衣をまとり、玉串を捧げて吹上る頃を見計らへて、呪文を唱へて噴泉を以て全く神業として、外來者を驚かしたるが如き近年まで行はれしとの説等より考へて荒湯温泉、形山等荒雄登山間歇泉の奇觀等を連係せる一大靈域を作り夏時賽客の雲集せしを想像し得られざるにあらず〔東昌寺の跡〕 鳴子町尿前の北方にあり。囊塵埃捨録に東昌寺山といふは尿前の北方の松山にあり、慶長中國守貞山公より仙臺御打入の時、羽州米澤の無爲山東昌寺を爰に移して後仙臺通町に曳き移さると、仙臺叢書中別項中に散見する所に依れば、慶長中福島縣伊達より無爲山東昌寺を直接に仙臺に移轉したる由の記事眞なるべし。寺山と稱するは中山にあり、末澤山洞川院の趾なり、現に爰を寺屋敷と稱す草原といふ所にあり。

〔東昌寺趾〕 岩出山町東昌寺澤萬光にありしと傳ふれども其場所確かならず、伊達政宗仙臺に移城の際共に同地に移せりと傳ふ、

〔満願寺跡〕 岩出山町大學町園にあり、山號勝軍山眞言宗にして京郵醍醐寺の末寺なり、宥鏡法印の開山にして其の年月詳かならず、藩政時代寺領二貫文、岩出山伊達家の御連枝格にして同家の祈願所なりしが、明治維新後廢寺となれり。明治初年客殿を岩出山城大手門内に移し、岩出山小學校校舎として使用せり。

〔延壽寺跡〕 岩出山町大學町園にあり山號松光山、眞言宗、京都醍醐寺の末寺なり、能善法印の開山にして其ノ年月詳かならず、藩政時代の寺領一貫文。

〔觀音院跡〕 岩出山町上河原園にあり、山號圓通山眞言宗滿願寺の末寺、宥長法印の開山にして其の年月詳かならず〔齊柳庵跡〕 岩出山町下河原園にあり、

〔歸命庵の跡〕 川渡村湯泉石神社の裏手にあり、延享二年間歸命庵六世雄夫上人の建立せる六字名號の碑あり、〔安養寺跡〕 一栗村上野目山谷曲坂を距る五六丁の所にあり、寛保二年即ち百六十余年前まで存在せしと云ふ、

〔神宮寺跡〕 荒鹿峠にあり。封内風土記。鳴子邑。古寺跡一。在號南原地。古昔有寺。號花淵山松光寺。今荒廢惟存其名。下宮邑。古寺跡一。邑内在號荒鹿峠山。往古獲號綠丸俊鷹。今呼其地曰鷹森。古昔有寺號鷹雄山神宮寺。今荒廢而其遺址悉爲田圃。其近邊地名稱神宮寺。南澤邑古寺跡一。傳云古昔。本郡若手山邑實相寺住僧退隱而所居也。號樋室山村上寺。今荒廢惟存其名。

風土記書上。鳴子。古寺跡一ヶ所。但南原と申所に花淵山相光寺と申寺跡之由申傳候。品替り之儀も無御座候。上野目。澤口屋敷龍寶寺跡。但昔時仙臺へ被相移由申傳候。安養寺屋敷安養寺跡。土佛屋敷東藏寺跡。但品々右同斷。

第六節 古跡

【抑の關址】（参照口繪） 東大崎村清水字三丁目抑の池園に、大内五男外數名の所有せる宅地田畑の地所は、往古の「おさへの關」の遺址なりと云ふ。關を置かれし年次定かならざりしも玉造軍團を置かれし時代なるが如く推定せらる

天武天皇白鳳二年（一三三三）に不破關を建てしは置關の始めにして龍田・大江の二關之れに亞きしは史乘に審かなり試みに關名の字義を解するに「抑遏」抑壓「抑制」抑の塾字は即ち、おさへつけ又とむの意義を含める禁制なるべしと臆測せらるこの意義に依りて往時の玉造軍團建置の時代を回顧すれば、天平寶字六年（一四一四）に立つる多賀城碑に「去蝦夷國界一百二十里」と刻せり、昔の一里は今の六町なれば多賀の鎮府より起算して今の二十里以北は蝦夷國の疆域なれば。本郡は蝦夷國の境界地盤なりしならん、故に延曆八年紀に牡鹿・小田・新田・長岡・志田・玉造・富田色麻・加美・黒川の十郡賦と接居するの故を以て田租を免せられしことあり、換言すれば大和民族と異人種族の境界線にして又華蠻の分岐地帯に屬するが爲めに嚴しき關門を構へられしは即ち「抑の關」なるべし。關の存在期間を案ずるに長期間に渉れるもの、如し。玉造軍團建置後五十五年にして稱徳天皇神護景雲元年（一四二七）十月伊治城の新築成る。城は栗原郡富野村城生野の地たるがため玉造城との聯線に位し、又前九年の役には源賴義次軍の地、又伊達政宗の領土に歸せし後ちも長岡庄の宮澤村を「要害」地盤に編入せられしも故なきにあらず、考証下に、

觀跡聞老志。抑關。同所（編云抑沼の次に記せり）有溝洫。是乃玉造分流。曰之蛟田。其橋邊曰抑關。過莊嚴寺門前。而之栗原之道路也。相傳。源賴義康平中東征次軍之地也。右兩區本在伊達郡。而同名古歌載其下。（略）新撰陸奥風土記。抑關。おさへのせき。玉造郡三丁目村蛟田と云ふ川の橋の邊にあり。亦伊達郡桑折驛北泉田村の西南。繁純山の麓なりともいへり。

夫木集 雲路にも抑への關のあらませはやすくは雁のかへらざらまし
同 稀にきて戀もつきぬにいそぎ行く人をおさへの關もすまなん

源 仲 正

よみ人しらす

【抑の池址】 東大崎村清水字三丁目抑の池圍一帶の地盤にして齋藤松右衛門外數名の所有せる宅地田畑原野約七段餘歩は抑の池の古跡にして荒雄川の流域方向の變遷によりて今は昔の佛をも識察するに由なきも、一條の小川に架する組橋より二十間を北に隔つる十數坪は若宮八幡社と又福満寺に因める虚空藏堂の小高き丘に現存して懷古の念を起さしむ。又て女の頓智即妙機略縱横の美しき傳説により生ずる大蛇の屍體を燒却せる殘灰も今は灰塚の地名は抑の池圍を東に數町を距る宮澤村小林區に存在せり。考証左に。

觀跡聞老志。 抑池。在三丁目村。上古有湖水。池中栖巨蛇。年々以美婦供犧牲。有一女子丁其撰。女子聽慧臨池畔。而說蛇蝎曰。妾如今當其人。奚敢逃其死。但妾有志願。請遂得之則足以其死。巨蛇有點頭色。女子取數千之空瓢及金針示之。曰令瓢子沈之水底金針浮之池上。如遂志願則投身乎汝。巨蛇領之引去。然針之沈瓢之浮無奈之何。仍起濤翻浪屢欲浮沈之。於是。息絕術盡終至仆也。女子然無恙而歸其家。父母昆弟大悅之。瘞死蛇于池畔立寺祭之。女子以克禁其妄而停其犧牲。後人曰之抑池。其畔有一丘以彼巨蛇首其丘而死稱之丘其湖。如今爲野田池水僅存。其水雖炎旱不涸。鄉俗說曰。地下有水脈。有大鱷潛行。故其水往來而不絕。仍號之下釜。

夫木集。 思へとも人めをつゝむ涙とそおさへの池とならぬべらなれ

讀人しらす

玉造郡地誌。 清水村。抑ノ關。村の東北續橋の傍にあり。相傳ふ古の關門なりと。歌林に稱さる所なり。伊達郡に其名を同ふする池ありと云ふ。抑池。村の東北藤棚渡の東にあり、抑の池と號す。名跡志に曰く農家あり其内宅と云ふ古池跡あり。相傳古昔池中に巨蛇あり年々美婦を以て犧牲に供するや久し。一女子あり其の選に中る女子聰慧あり池畔に臨んで蛇蝎に説いて曰く妾如今其の選に當り奚ぞ敢て其の死を吝まん、但妾志願あり請ふ之れを遂げば則ち以甘死するに足れりと、巨蛇點頭の狀あり。女子數十の輕瓢及び無數の芒針とを取り之を示して曰く、瓢子をして請ふ水底に沈め芒針をして諸を池水に浮べしめ志願の如くせば則ち身を汝に投ぜん、巨蛇領みて引去る。然るに針は沈み瓢は浮ぶ之れを奈何ともするなし。仍て濤を起し浪を翻へし屢々之を浮沈せしめんと欲し、是に於て術盡き息絶て終に仆るに至る。女子恙無ふして其の家に歸る。父母昆弟大に悦び死蛇を池畔に瘞め寺を立て之を祭る。女子能く奇計を致し其の邪祀を禁ず。其髮作の犧牲を千載に停むを以て、後人抑の池と云ふ。停

息の字義に依りて以て之を抑へ止むるの意と爲る所なり。其畔に一丘あり、彼の蛇其の丘に首らして死するを以て之を首丘と、蛇首のある處を尾前と曰ふ。往昔の池淵今野田と爲る其の水乾涸す今僅かに小池跡を存する耳。池月村。池月沼。或は小黒崎沼と云ふ。村の西方小黒崎山下にあり、東西二十間南北三間三尺、佐々木高綱騎る所の名馬池月生る地なり、歌林に稱する所今僅か小池あるのみ。

安永風土記書出。 名所舊跡、抑ヶ池但三丁目村御百姓七兵衛屋敷之内に在り。只今は埋り候て池之跡計在之候五間四方少し窪り罷成小實竹生茂り居申候。昔は大蛇住申由曰申傳候。

【岩手の關趾】 岩手の關の趾跡は岩手の森と稱する地帯なるべし。地は尿前より西に距る藥師堂附近の地に關塞を置かれし時代の關名にして尿前關の前身なるが如く推定せらる。

安永風土記書出。 鳴子、岩手之森。但尿前之上に在り、御境目御番所近所に御座候。岩手之關。但尿前御境目を申傳候。出羽へ之御買(改)の字義歟所尿前町之内に御座候。

玉造郡地誌。 鳴子村巖手關趾、村の中央尿前街道の傍にあり、東西四十五間南北二十四間。時古此關を地に置いて旅行の者を檢す其地たる高巖古松を生じ、飛泉巨石に迸る、山靄樹を埋め玉露砌に滴る。風景絶奇なるを以て古來歌詠に稱せらる。

岩手の關は南部領内の磐手郡にして好事家の模擬なりと洞巖子ば其著蹟聞老志磐手城の條りに載せり。又歌林に稱ふ岩手の關は玉造郡に在りと保田光則子は其著新撰陸奥風土記に質正せらる、考証下に。

觀蹟聞老志。 磐手城(參照本章四節)後人稱磐手山。號磐手關「尿前關山」巖手手岡「城上高山」而爲歌林名跡。然古歌所詠地。在南部領磐手郡。好事之徒。所以聊擬其地。而稱之也。

新撰陸奥風土記。 和賀蘇縫磐手は、拾芥抄より見ゆ。磐手は歌にも古く見えて、岩手の里岩手の關、磐手信夫などいへるは、皆玉造郡にあり、詳に岩手山の所にいへり。磐手山「いはでの山とも」南部領磐手郡に在りといへる説は、後世磐手郡を置かれしより此郡の内なるべしと思へるなり。磐手郡は拾芥抄より見えていと後に置かれし郡と見ゆ。林子平の考の如く坪の碑に、蝦夷國界を去る事一百二十里は、六丁一里の割なれば、今の磐手郡は蝦夷の奥なるにいかで各所有るべき。玉造郡尿前の舊家遊佐平左衛門

家の舊記に「平左衛門は木齋翁の出し家なり」岩手山は其郡なる花淵山「此山後北の陰に寒風澤といへる温泉あり」是より岩手關は即ち其尿前の番所是なりといへるぞ實なるべき。此郡の中に今岩出山といふ所もあり、是は古の岩手里なるべし。

干載 一 おもへどもいはてのやまに年をへて朽や果てなんたにの埋木 百首奉りける時戀 左京太輔顯輔
とてよみ侍りける 戀のこゝろをよめる 顯 昭

新勅撰雜四 つらきをもいはでのやまの谷に生ふる草の袂ぞ露けかりける よみ人しらず
續古今戀一 しられじな絶えず心のかゝるともいはでのやまの嶺の白くも 皇后宮内侍

同 秋 下 口なしの一しほそめの薄紅葉いはでのやまはさざしぐるらん 爲 家

續千載夏 尋ねばやいはでのやまのたに水もおとたてつべき五月雨の頃 津守 國助

同 戀 一 人しれぬそでのなみたやみちのくのいはで忍ぶのやまの下水 前内 大臣

續後拾遺 別れ路はけふを限りとみちのくのいはで忍ぶにぬるゝ袖かな 大納言 師氏

六 帖 いはで山いはでながらの身の果は思ひし事も誰かつげまし 人 丸

磐手山みちのく家集 色見えておもふこゝろは年もへぬいはでのやまの横の下つゆ 正三位 知家卿

【尿前の關址】 【参照口繪】 尿前の關は岩手の關の後身なりと推定せらる、只その關址の位置を異にするのみ、岩手の關址は岩手か森と稱する藝師堂一帯の地盤にあり、尿前の關址は遊佐家歴世住居の尿前にあり。憶ふに遊佐家世々關塞守衛の任にあり、初祖勘解由宣春岩手の關堅めの加勢者となり尿前に荒蕪を拓き、二世長門宣元尿前に住居し岩手の關守となり、三世四世を経て五世但馬宣兼關を尿前の住所に移轉したるは年次定かならぬも元和の末期なるべしと推定せり。考証下に。

安永風土記書出。初代遊佐勘解由宣春。出羽國兵亂に付岩手の關かために加はり、小屋館の番所を請取り隙之時は田畑開發し、鳴子尿前へ田畑始て開き手下之者共並に子孫住居仕候。二代長門宣元。尿前に引續住居岩手關を守候。三代九郎左衛門宣易。引續住

居所々之御合戦へ茂罷出岩手關守仕候。四代左近宣歳尿前に引續住居岩手關を相守候處、大坂御出陣之御供には遊佐與十郎名乗馬乗拾騎に而罷出、首級等も御帳に相付候由申傳候。五代但馬宣兼、此時關を移して尿前屋敷之内にかため相守候。

上記の考証によりて往古の岩手の關は藩制時代の尿前關と斷定する好資料なるべし。左れば源九郎義經再び東國に潜行せるとき龜割峠の分岐せる幼兒の放尿説をば抹消するが如きも史實は史實なり筆は任くべかず、只だ後哲の教を請ふの一あるのみ。

大正十一年十一月十一日史蹟調査委員濱田廉、阿刀田令造氏鳴子瀉沼及尿前關址を踏査せし調査報告第二輯に載せり。尿前關址の部分抜抄轉錄する左に。

十一日午前九時菅原旅館を出で、尿前關址に向ふ。尿前とは眞に不潔なる名稱なり。封内名蹟志に「相傳。往昔義經北行。夫人至茲臨大湖。仍溺路旁。鄉人認其跡而爲地名」と。蓋し地名に因りて解を下すもの、固より從ふに足らず。(中略)鳴子町より西すること十町許大谷川の木橋を渡り、十數間を進みて右折し小徑を辿りて大谷川の畔に下れば一小部落あり、此即古の尿前驛なり奥の細道に曰く「なるこの湯より尿前の關にかゝりて、出羽の國に越えんとす、此路旅人稀なる所なれば、關守にあやしめられ

て漸として關をこす、大山をのぼりて日既に暮れければ、封人の家を見かけて舍を求む。三日風雨あれてよしなき山中に逗留す「蚤虱馬の尿する枕もと」聞老志、名蹟志風土記等關の起原を記せず、尿前より西一里にして中山あり、更に一里半にして羽前の境界に達すべし、此を中山越と謂ふ、標高二百九十米突にして奥羽の通路中最低と稱せらる。古の關守遊佐氏は伊達家の家臣なれば、伊達家が最上家に對する警戒上此關を設けしものなるべし。林下の芝生に芭蕉の句碑あり。此碑初め丘上徑に沿ひて墓地あり苔を掃ひて碣銘を讀みたれども、古を徵するに足るものなし、碑いつの頃よりか佐沼薬師の祠前に在りしが、久しく所在を失せり。會一農夫牛を牽きて來る就きて質すと、農夫答へて曰く、碑いつの頃よりか佐沼(編云古川なるべし)某氏の庭上に建てられしを、鳴子町より某氏に交渉して昨年六月此處に復せりと。奥の細道によれば芭蕉の句作は尿前に於てせしにあらず、よしなき山中に逗留せし折の事なり、せめては薬師の祠前に建つべかりしものを。農夫の教に従ひ碑側を去りて關址を訪ふ、この農夫こそ古の關守遊佐氏の當主なれ、年若くして古を語ること詳ならざれども、尙彷彿を窺

ふに足りき。

關址は東面して大谷川の流を望む。東側と北側とに石垣の殘留するものあり、試に舊表門より北角までを步測するに、約五十歩ありき、北側は草葉深くして舊表門の邊は石垣も湮滅せり、石垣の上には土塀を廻らしたりと云ふ、館舎は間口十七間に達し旅客は表門より入り、館前に至りて檢査を受け池畔を過ぎて裏門より出でしなり。館前にありし履脱石も今田畝の間に横はる。池は往年の山崩れの際埋没して今は名殘だに留めず。牛馬は表門を入らず土塀に沿ひて北に迂回せり、その道路を牛馬道と呼びたりと云ふ。陸奥ヶ島(安永中の糺行)川向には尿管といふ村ありて、則シトマへの關にて、きびしく守ると云へり。遊佐氏の説明によれば、古の街道は向山の麓を過ぎ荒雄川の木橋を渡りて關所の前に至れりと。されば陸奥千鳥の記事と相符合するなり。要するに、尿管關址は唯一宇の倉庫と斷磯とを存するのみにして、過半は崩壞に歸せり。若し今にして表章することなくば、他日終に落莫たるに至らん。

【鬼功部の古戰場】 國史野乘の所謂る「鬼切部」は今の本郡鬼首村軍澤一帯の地盤にして戰史の所謂る前九年役の前哨戰地なり。爾かも其の先き延暦年間坂上田村麿利仁將軍東奥を鎮撫せる武力は猛惡なる異人種を戮殺し身首所を異にし首級の瘞む所を「鬼首」身體の埋むる所を「鬼屍骸」と稱して村名因起の資材となれり先哲に踏用せらる。去れば今の鬼首村の延暦・永承年間即ち平安朝の初期より中世期に亘りし古戰場たりしは史實の證する所なり。

案に現代の鬼首(おにかうべ)は奈良朝の子部(こべ)侯部(こうべ)侯部(こうべ)侯部は古の領主にして王城を距る五百里の地に住する大小名の部落なり、周禮の所謂る方千里を國畿と曰ひ、其外方五百里を侯畿と曰ふ。周禮に模倣し、何々「子部」又「何々侯部」と稱す、例へば神護景雲三年(一四二九)三月十三日玉造郡吉彌(きみ)侯部念丸等七人に下毛野俯見公の姓を賜ひしを初めとし、新田郡の吉彌侯部豊庭に上毛野中村公、名取郡吉彌侯部老に上毛野名取朝臣、宇多郡吉彌侯部文知に上毛野陸奥公の姓を賜はりしこと、又延暦四年(一四四五)四月小田郡丸子部(わにこべ)牛麿丸子部豊等二十四人に牡鹿連の姓を賜ひしことあり。子部又は侯部は「首」と國訓相通ずるを正解とす。現代の「鬼首」は奈良朝時代の何々侯

部の部落地とも想はる、た、こうべ又こべの上に何々なりしや史乘に見るべきものなし蓋し史官その職を佚したりしなるべし。又侯部は「功部」に國音通せり、「工」扁の誤寫は「土扁」に化せり。後ち千傳萬承して「鬼切部」と諸書に著る故に編者は表題して「鬼功部の古戰場」と特記し敢て識者の教を待たんとす。

前太平記。前九年の始、太守藤原登任執事甲斐入道宗忍に咨り、秋田城介重成(平繁盛の孫)の同意を聞知し「未蒙詔命して私に干戈を動かさん」登任重成等を誅戮し、事の次に奥羽の兩國を押領せんと「六千餘騎を率ひて鬼切部に陣を張る。永承六年二月十五日重成先陣二千登任後陣三千人金襴額纒を以て鎧垂直に縫ひ、金銀珠玉を以て大太刀を飾らせり」「長尾輔定六百と伊具永衡八百騎の問答太守登任と頼良の交戦、貞任宗任突進、蜘蛛輪連に切て廻る。太守栗原に退き密かに都に逃げ、重成本國に歸る

【合戦原の古戰場】 藩制時代の地目録に「勝膳原」(しやうぜんはら)と稱する草生原野は現代の合戦原なるべし。大正十三年鈴木調査委員は由來傳説及び微證物件等を詳述せられて、玉軍造團兵と蝦夷兵との古戰場なりと斷定し爾かも出土の刀劍を立證せらる。然れども大崎家兼の入國を拒みし石塔義房の交戦地帯に的確の立証なきによりて否認せられたり。この地帯は往昔の徑路地に屬する郊原地帯の地理によりて考案を下げば大崎家兼伏見の御所館に陣を構ひて石塔義房に對陣したると、又一迫及び小野田の公家軍と、黒川宮城に駐屯する武家軍との戦線は擴大して志田郡荒雄村當時の中瀬河原に白兵戦を演ぜしことあり、去れば行軍旅程樞要地域の郊原なるが故に或は奈良朝以來吉野朝に亘りし大小數回の合戦地たりしも亦知るべからず。

合戦原。(大正十三年十二月十八日委員鈴木省三調査)。(種類)史蹟古戰場。(名勝)合戦原。(所在地)玉造郡岩出山町西大崎村入合地。(地目)町有地及び民有地。(地積)凡六十町。(所有者住所氏名)岩出山町長小平繁藏及び櫻井順藏以下數人の所有。(形状寸尺等)玉造郡西大崎村種馬場と縣道(中新田路)を挟み東西連接して一地帯をなしたる高原なり、此高原は東西に長く其東なるを木戸脇といひ其西なるを合戦原といふ、左右丘陵起伏し西に至りて盡く。(管理者占有者氏名)岩出山町より監守人を常置せり、今の監守人を岡本勝治といふ。(現狀)元來野谷地なりしも現今は開拓して畠となし盛に桑を植ゑ立てつゝあり、故に大なる

變化なきものゝ如し。(由來傳説)昔合戦ありし處なりといへるのみにして何時何人が合戦したりといふ實説傳はらず、故に推して之をいはず、少なくとも千年前後、王政の時に玉造軍團兵と蝦夷兵との合戦場なりしなるべし、其故如何とならば此地の土中より發掘せる刀身は之を物語るに於て最も有力なる物件なればなり。又武門時代となりては足利氏の初め大崎家兼が石塔義房を赤榮山に討ちしことあるも此地に關係あるべしとも思はれず、よし之れありとするも之を證據立つるものなければ之を認むること能はず、或は此地の近旁にて土中より五寸穗の鎗身を發掘したりといふ人(畠山胞吉)あれども、これはいかにも新しく見ゆるといへば大崎一揆討伐の時の物なるべし。(徵證物件)王朝時代合戦ありしといふ、唯一の徵證は甲乙二口の刀劍なりとす。(圖略)此二口は合戦原と一地帯たる木戸脇より岩出山町櫻井順藏の所有地なる畠を耕す際に至りて淺き地層中より偶然發見せしものとす。甲刀の長さ一尺二寸、乙刀の長は一尺六寸あり、共に鏽ひ朽ちて僅に刀身を保つのみ、然れども直身平打なるは明かに之を見るを得るなり。抑日本刀劍は其制作を三期に分つを得べし。其第一期は劍にして兩又直身なり。第二期は劍を中央より左右に縦斷して二刀となしたるものにして直身平打なれば片刃ながらもよく劍の面影を直身無反の所に殘せり。第三期は第二期刀の無反直身平打なるものに鏽を付け尙反を付けたれば全く劍の形を失ひしものとなりしなり、此二口の刀は即ち第二期に屬し大約一千年前後と見れば差支なかるべし。左れば、王政時代の古戦場なることを物語るものとの推察も無理ならぬことと信ずるなり。桃生郡檜崎(合戦崎)方面の土中より發掘せしものも亦これと同一種にして王政時代の遺物なることは夙に世の認むる所なりとす扱又如何なれば此高平なる原野に戦場の遺蹟を存したるかといふに此原の東に連なり玉造軍團は専ら秋田雄勝方面より攻め來る夷兵を防禦するにあれば殊に前面には堅固なる礮臺(西丸山、東丸山)を築き前に玉造川荒雄川を控えたれば夷兵は到底正面攻撃をなすべからず、依りて其鋒を西方に轉じ側面攻撃に變じたるを軍團兵は之を此原に迎へ討ちたるものなるべし、或はこゝに不思議なるは合戦原より往々古瓦片を發見するこれなり。古瓦片は古戦場と何等の關係ありや、甚だ其問題の解決に惑ひたるが今回出張調査の結果こゝに製瓦竈あることを發見してこれは軍團用の瓦を製造したる遺蹟なりと斷定したり。これ猶多賀城用の瓦を今の利府村赤沼にて焼きたる跡とて瓦焼場の名を存すると同じことなるを知れり。本員即ち其遺蹟より一大破片瓦を得たるが表裏共布文あり多賀城古瓦と同一種と見るを得べきものなりし。(管理保存方法)今後如何に變ずるとも開拓するに留まるべきを以て特に何等の方法も要せざるべし。只古戦場なることを標示して千年の遺蹟を知らしむれば足るべし。

【鎧摺の笹】 鳴子町中山に在り。永保三年六月六日源義家陸奥國司兼鎮守將軍に任じ多賀の國府に居る。偶ま眞衡秀武の同族亂を構ふ。寛治三年(一七四六)六月十六日義家親から八陣及び成衡清家の兵を率ゐて、武衡・家衡を金澤城に代つて十月一日國府に歸る。翌四年四月十五日武衡・家衡一萬七千の兵を三手に分けて義家を國府に攻む。義光・義忠之を今の七北田松森、往昔の松厨に陣を構えて防戦して之を破る。翌五年九月十六日義家金澤城に進軍し、十一月十四日火を放つて金澤城を陥落し武衡・家衡を捕へて之を斬る。戦史の所謂後三年の役此れなり。斯の戦役宮城郡多賀城國府と、仙北金澤城の行軍行程の衝路は即ち今の鳴子町中山一帯の地形にして「鎧摺の笹」の名稱此れより起れり。

囊塵埃捨録。鎧摺笹、尿前より二里十九丁中山と云ふ所にあり。往昔寛治年中清原武衡征伐合戦の勅宣(編云ふ勅宣は非)に仍て陸奥守義家將軍、山乏金澤の柵へ發向の刻此所を通り給へしに、道の左右の隈笹義家の乗たる馬の鎧を越て鎧の鍔を擡たり。義家公云へらく此笹眺望の妨障なれば是を限りて延きざることと思ふと云ふ。仍て鎧摺の笹と云へり。

【鬼首の巖窟】 仙北澤(潜伏澤か)の荒雄川に注ぐ所より三里餘上流に至れば奥行三間乃至五間、間口十五間程の岩窟あり里人は「せんぶくざのいはや」といひ、山狩の際の露宿地としてゐる。傳説によれば阿部の貞任、軍澤の戦に敗れて、こゝに潜伏し、後南部の地に逃れ去れりと稱すれども信じ難し、飲料水を引ききたる跡を認めらるゝより考ふるに人の此の地に耕し潜伏し居りしは事實なるべく、又多く盜賊などの住みしあとにはあらずやと思はる、或は先住民族住居の遺跡なる乎。

【鬼首の奇橋】 鬼首川の架橋は構造の奇異なるが故にや、驛人墨客の賞翫する所となる。去れと道路の改修に不用とありて今はなし、只た左の考証あるのみ。

新撰陸奥風土記。鬼首橋。栗原郡鬼首村溪間の斷岸十丈あまりも在らんと思ふ所に、東西より大木を以て紐立かけたる長さ十間

あまりもあらん、欄干等迄其結構に作りなしたり。恐らくは東北第一奇功美麗の橋ならんとおもへり。此橋は此處の名主の寶を出して作れるなり。

【門の串の刑場址】 川渡村荻野館の西方約二丁、門の串と稱する所あり、湯山駿河守時代の刑場なりしと。

【小の松の庄】 同村大口要害に、安永二年より八十年以前貞享元祿時代迄廻り五丈余の大松木あり「寶の里小の松庄」と稱せりと、考証下に。

風土記書出。(大口) 小の松庄。但玉造郡庄號、寶の里小の松庄と申傳へ候處、同村要害屋鋪肝入久兵衛屋敷浦に往古右松廻り五丈余り之松御座候處、八十ヶ年程以前に右松枯申候而只今は無御座、其以後代松も無御座候。乍然右松配根成り申と候而今に其形御座候。

【藥師田の址】 川渡村名生定字瀧岸四十六番一段五畝十六歩、荒雄川の畔、川渡驛を東約六丁を距る耕圃の内に藥師の種子を刻する一梵文の碑あり。聞老志に謂ふ「藥田」にして今は佐々木庄治の所有となれり。傳へ云ふ、永正年間湯山駿河守此の地に城砦を築く、藥師堂一字を建立し奉祀料田を納む。時人藥師田と云ふ。今に至るも穢物の肥料を施さざりしと云ふ。

觀蹟聞老志。藥田。未詳其地。以歌意考之。則言江畔之田乎。藻鹽草田部藥田奥州くすり田云々。

藻鹽三 くすり田の袂に結ぶあゆめ草玉造江にひけはなくけり

惠慶法師

【九十九澤橋】 つくも橋と云ふ、一栗村上野目にあり。藤原國衡松平山に陣して頼朝の將畠山重忠の軍勢を防ぐも破れて九十九澤に退き守る。渚澤四方を廻らし難攻の要地にして重忠近づく能はず、於是、九十九草を投じて徒渉するを得たりし所なりと、一橋あり九十九橋。

風土記書出。つくも橋長一間横一間、但岩手山町より眞坂町への往還海道に御座候。古歌

みちのくの勢いは身かたにつくもはしかけてそわたすやすひらか首

右大將頼朝

【七曜森】 上野目天王寺にあり、南方の平野を一眸に鐘め眺望絶佳の仙境。此の處昔より地震へしことなし。今も強震あれば郷人難を爰に避く。

【太閤屋敷】 上野目大保にあり、太閤の軍大崎葛西の一揆を討伐するときの陣營なり。

【要害】 上野目にあり鎌田要害ともいふ、源家の臣鎌田某の居所にして、後ち姓を後藤に改め大崎に仕ふ。

【急松】 眞山村下山里磯田區にあり源義經東行の際名付たる大樹なりと、以後屢々植換へたるも枯死し今は一小塔あるのみ。

【力石】 同村下山里黄金田區にあり諸説不明

【玉の石】 同村下山里黄金田區眞山館下にあり、形圓くして頗る大なり。玉造郡の名稱は蓋し之より出でたるならんと

【峰不動】 福島縣白河より白河氏小平に移住せし際、郷里より勸請し、せめて郷里の見えるようと峰に祭りしより峰不動として遠近に聞え居る。本尊は一丈八分の閻浮提金の像で今栗原郡清瀧村荻田壽命院にて預つてゐる。名は高泉寺殿と號す。此所に稻荷明神の小宮有り。

【梅香屋敷】 東大崎村新田にあり。大崎義隆の御簾中笠井殿妹、新田村新豊寺の南に梅香屋敷と云ふ有り。落城以後此所に住居す則ち法名梅香院殿と號す。

【道閉清水】 同村小館の下にあり先年御前水になりし名水なり。

【御手洗の清水】 同村寶龍權現社の東に在り此の附近菊巴の布地瓦を見出すことあり。本尊は本地佛にして吉祥王如來の藥師なり。

【稻荷崎の池】 同村稻荷明神の御手洗なり、稻荷崎屋敷百姓の裏にあり。

風土記書出。 伏見。名水三ヶ所。六角辻清水。道寒清水。但先年御膳水に罷成候寶龍權現社地之御手洗。

【一本松】 大崎小學校敷地の西南三十間計りの田の中に一本ある松樹にして大崎義隆の馬を繋ぎたる所なりと云ひ傳ふ

【おり橋】 大崎小學校敷地の西方一丁計りの所に道路中細流に架けたる小さき石橋にして。大崎義隆落馬したる所なりと云ひ傳ふ。

第七節 名 勝

【小黑ヶ崎】 (参照口繪) 川渡驛東十八町川渡村名生定と一栗村上宮とに跨れり。高さ二四四六米長さ八丁の一丘陵全

山磊々たる巖石にして翠松の間に楓樹を交ひ、春光秋色共に佳なり。就中紅葉の美を以て顯はる。山脚に數箇の洞穴あり、昔金鑛を採掘したる跡にて嘗つて坑内土石崩壊し數多の坑夫生理となりしより里人之を稱して「死人山」といふ

封内風土記。 小黑崎。高百十六間長四町。 在上宮名生定兩間。

奥羽觀蹟聞老志。 小黑崎。或曰隱隆磯。取之松林蔭翳之義。在名生定村。去美豆小島以北五町餘。郷人曰黒崎山。翠松萬株。馬鬣鬱々。古人所謂髮絲蒼鬱。籠烟露皮玉麟峭傲雪霜也。山下有石稱鰐口石。

【美豆小島】 (参照口繪) 小黑ヶ崎の西南五町荒雄川中にあり。巖石より成る一小島にして、島中に辨財天を祀る。翠

松枝を交へ風光絶佳古來和歌文學に著名なりしが、明治四十三年島上の老松洪水の奪ふ所となり、其面影を留めざるに至りしが其後里人小松を植ゑ舊觀を復せんとしつゝあり。

封内風土記。 名生定邑名所凡三。美豆小島。東西七間南北十二間高四間。在玉造川中。

奥羽觀蹟聞老志。 美豆小島。同所去小黑崎西南四五町。在鍛冶屋澤東南玉造川中。此山皆戴青松。是乃小黑崎也。其下流有一洲。

洲中有高丘高二丈餘東西五六步南北八九間。丘上有蒼松三株。河水縈廻其下。翠色落陰。急流潺々細石磷々。白沙滿汀芳草觀蒼。殆非凡境焉。如海島然。故佗方誤而用海濱之狀者多。若太上皇家隆之歌。可觀鄉黨亦致見小島于海畔之情。以稱美豆小島。蓋美

豆乃爲見之訓也。 藻蘆草。美豆小島。をくる崎みつの小しまにあさりする田鶴かなくらし波たつらら

續古今。 人ならぬ岩木もさすか戀しきはみつの小島の秋の夕くれ

同秋中。 小黑崎みつの小島はあさりする田鶴そなくなり浪たつらしも

夫 木。 をくるさき美つの小島の夕暮にたななし小舟行衛しらすな

謝東奥故人。 惠美豆松葉詩並引。 小黑崎在玉造河東。河中小島名曰美豆島。上有松數樹。霜根雪幹古色蒼然千載之物也。是歲之夏故人掛冠之後。遊歷到此手折一枝以贈我。聞昔人遊賞此地。恨其不與人共赴京洛奚據古論今。所惠實深爲愛惟多。豈止感

千里之賜歟。 源 君 美

散髮當年擲玉簪。名山到處得幽尋。西來瑤水崑崙小。東望滄洲方丈深。杉葉秋飛洛陽思。梅花春寄隴頭心。神仙有藥稱難老。何獨紅顏在華陰。

分所寄松葉爲奇。以贈諸賀州太守及水戸故舊安積氏賞之。 老 圃 安 覺

和白石先生。 謝陸奥故人惠美豆小島松葉詩。 一枝蒼鬣寄徽音。爲羨名區仔細尋。遼海無塵千里靜。蓬萊有路五雲深。轡輪應感美人賜。木柿還看好事心。借問風流舊知己。幾時乘興訪山陰。

【池月沼】 (参照口繪) 一栗村池月上宮草井前三四番にあり。地目面積山林一反一畝十歩。所有者。一栗村池月上宮

澤口熊治。現形。長方形一間半に二間半。山林内に在る一沼地にして荒雄川左岸にあり、沼邊の岩石に馬蹄の跡あり、沼の西方に馬撫神を祭祀し産馬者の參詣頗る多し。壽永の昔宇治川先陣に水馬の驍名を轟かしたる佐々木四郎高

綱の乗馬池月號はこの池畔の産なりと。

安永風土記書出。 名所舊跡、上宮村池月沼、長二十間横三間半、但し只今は埋り居り形計り相残り申候、小黒崎山の下に有之候

昔頼朝公御召池月毛此池より上り申由申傳候、出羽海道より二丁南川前に有之候。

上野目校資料。新潟縣人高野子俊海月八景を案じ且つ詩篇あり左に。

小黒崎の紅葉。玉江の夕煙。清水川の螢。妙法山の暮雪。如來寺の晚鐘。岩上山の晴風。池月沼の蛙聲。羽黒山の殘月。

誰言小黒小昆崙。池月沼頭易惹魂。周穆舉極何處在。西王奉壽此中在。昔時賸味多空語。人代昭明無怪論。吾亦來腸玉江澳。笑

看螢馬趣風奔。

上記の小黒崎池月沼美豆小島の勝地に就いて、大正十三年八月本縣史蹟調査委員鈴木省三の報告書は公刊せられたり書中に徵証爲件の項を掲ぐ項中詩歌交章を列記す。抄録下の如し。

小黒崎・美豆小島・池月沼。一名小黒崎沼 大正十三年八月十九日調査委員鈴木省三報告。 (所在地)小黒崎は川渡村名生定にあり、美豆小島も同所に在り、池月沼一栗村池月に在り。(地積)小黒崎は封内風土記に據れば、長さ四町高さ百十六間とあれども現今の標柱面記する所は高さ百六十間とあり、何れが是なるを知らず、依て仙臺小林區署調査に基き決定すべきのみ、美豆小島は周圍三十四メートル餘、高さ殆ど之に半ばせり、池月沼は封内風土記に長二十間横三間半とあれども現今は其地縮小したるもの、如し。(形状尺寸)小黒崎は陸羽街道に横はれる殆ど獨立の山にして山骨は巉巖より成り頂上一帯は老松列をなし、其他は全山雜木茂密陰を合し晝猶暗く翠瀟瀟らんとす、秋に入れば滿山紅葉錦を曝し紅樹青松相映發し一幅横披の青綠山水畫を見るが如くなりとす。美豆小島は玉造川の中流より稍南に偏したる處にあり、全島磊塊たる石より成り其全形は金華山を縮小したるが如き趣あり、池月沼は長圓形にして沼の形を存せず尺寸は前項に述べたればこゝに略す。(工作物件)美豆小島の頂上には辨財天を祀れる小石宮あり、南に向ひて立てり、池月沼の南側には馬樞神社あれども大破せり。

(現状位置)小黒崎美豆小島の二勝は別に本項に記載すべきものなし。但し美豆小島の形状は明治廿三年大洪水の時全島顛覆して上下其位置を換えたるものなりと云ふ。故に現今は全島石身裸出し只辨財天堂側に稚松四五株あるのみ。之れ逆も近來植ゑたるものなれば別に風致あることなし。島の南側の直下は深潭あり、水色藍を浸して盤渦を生じ驪龍の潛むあらんを疑はしむ。池月

沼は兩岸に水草繁茂して其境界明かならず、中央は發電所の水を落すが故に潺湲として流れ恰も小溪流の如き現状を呈せり。左あれば池月沼は只名のみを存するに過ぎざるなり。(由來傳説)小黒崎美豆小島は名所としての傳説なし。只小黒崎には昔黄金を掘りたりとの傳説あるのみ、池月沼は壽永の昔源右府の愛馬にして佐々木四郎高綱が宇治川先登の時に乗りたる池月號は此地の産なりと傳ふ。

(徵證物件)古今大歌所御歌。 小黒崎みつの小島の人ならば都の苞にいさといはましものを

奥儀抄七云是は小黒崎といふ所の名なり是はめてたき所なれば人にてあらましかは都へくしてのほりなましとよめるつとは萬葉に裏と書てよめりつゝみたる物といふ心なりいかゞつゝみもつへきされとも田舎なとより土産をもてきて人にみするを

は此たひのつとなりといふ心なり。

新後撰 誘ふへきみつの小島の人もなしひとりそかへる都こひつゝ

螢とふみつの小島の旅人は都をこふるたまやかくらん

いさとたにいふ人なくて數ならぬみつの小島の秋そふりにき

夫 木 小黒崎みつの小島の夕ぐれにたななし小舟行衛しらすは

同 心ありてなくにはあらし小黒崎みつの小島のたつのもろこゑ

題しらす 小黒崎みつの小島にすめはこそ都のつとに人もさそはめ

水尾歌合 小黒崎浅きとたえの身をつくしたる姿にふらぬとはみよ

都にてとはこたへん小黒崎みつの小島につとはなくとも

家集 沼 小黒崎沼のねぬなは踏したき日も夕ぐれに蛙なくなり

同 小黒崎沼のねぬなはくるしきに此世にしける心なりけり

(管理保存方法)小黒崎は今紅葉の名所として世に知られ年々遊覧人も加はる有様なれば願くは拂下などの事なき様仙臺小林區署へ照會あらんことを、美豆の小島も亦之に準ずること池月沼は破壊と荒蕪とに依て殆ど原形を失はんとす。何等かの形式を以て保存の方法を講ぜざれば史蹟を没失するに至らん。

光明峰寺入道前攝政太政大臣

家 隆

中務卿宗尊親王

從二位家 隆

辨 内 侍

よみ人しらす

俊 賴 朝 臣

信 實 朝 臣

俊 賴 朝 臣

光 俊 朝 臣

【石割の梅】川渡温泉を距る西方約十町、田中温泉の略中間、北羽前街道の南方稍一町、川渡村大口字要害屋敷遊佐市治の邸内にあり、楚々たる一株の老梅は岩石を割つて樹立せるは即ち「石割の梅」なり、石割の梅と稱し世に轟傳し文人墨客の杖を曳くもの多く、文采瑰琦の靈章を捧げし起因は、想ふに最明寺入道北條時頼の錫を留めて一首の國詩を吟咏せしに胚胎せしものならん。去れど時頼の廻國説に就いては諸書一ならず、増鏡・太平記・北條九代記には廻國説あれど、讀史餘論には時頼の微行は妄語と爲し、吾妻鏡には一言一句も微行の記なく、又福山史料は疑ふべしと爲し、吉田東伍は抹殺せしも傳説的の舊跡として保存しておけばよいのであると斷案を下せり。謠曲の鉢の木又藤榮は左の如く絮記しあり。

鉢ノ木。調「是は一處不住の沙門にて候、我此程は信濃の國に候ひしが、餘りに雪深くなりて候ほとに、此度は鎌倉に上り春になり修行に出でばやと思ひ候。

藤榮。ワキ「是は諸國一見の僧にて候、我未だ西國を見ず候程に、此度思立ち西國行脚と志して候」

時頼の微行を否認して徳治二年（一九六七）北條貞時なりと史家の叙述と、大日本史は太平記・鎌倉大日記・弘長説を綜合して見るに、青砥藤綱の猷策を用ひたとあるを採用したり諸説は姑らく措き吉田氏の後説即ち「傳説的の舊跡として保存し」云々と説かれし如く、前記の謠曲の藤榮に書するが如く「我未だ西國を見ず」とあれば最明寺時頼道崇入道の巡錫行程は東北を先きにし北陸を経て後ち西國に足跡を印せしならん。而してその曆數を案するに時頼執權職を辭し最明寺に遁がれ、道崇入道に名を改めしは康元元年（一九一六）にして示寂は弘長三年（一九二三）なるが故に、石割の梅に國詩を詠せしは蓋し正嘉・正元の間なるが如く惟はる、昭和を距る六百七十年の昔なりき。道崇の疎影に頼りて、氷骨清瘦の古梅は高士の禮讚色紙短冊の紙數編者の知る所にして尙且つ二百七十余篇あり。鈴木本縣史蹟調査

委員徵証物件の項中に載録せる以外の詩歌を列記する以下の如し。

左中將 吉村

陸奥は堅き御國のしるしにや千代も榮える石の梅かな
雪骨維清瘦。衝寒獨遙雄。白雲々冷澗。碧玉々玲瓏。劈腹救人了。點頭聽法終。最明遺詠在。千歲仰高風。長谷宏擔一。經賢

相詠。氷骨帶光榮。清氣不消盡。千春與石香。
敬而遠矣畏而離。凡卉曾無共是時。不料飄霜融雪態。也餘裂石剪霞姿。疎々樹影斜々月。小池池頭短々籬。想見當年行脚士。

丹心化墨灑淋漓。
仙臺第一古梅邨。報道春風已返魂。老鶴先窺冰世界。羅鶯未省玉乾坤。暗香曾撲雪僧杖。疎影今籠野客軒。裂石聲々飛遠笛。

水淺清處月黃昏。
聞脫仙臺一種芳。氷肌妬雪十分妝。前朝曾有賢將賞。更富千年裂石香。

東奥山村大口邊。春風圍裡石梅鮮。微行時願國歌詠。嘉樹芳名千歲專。玉造郡大口邑詠石梅。

氷骨雪根已等倫。清香貞質與相親。前賢曾有表心賞。千古風流七百春。

石間穿出一株梅。謾向春風萬朶開。記取杖頭千點雪。黃昏和日暗香來。

粉瘦瓊寒世外材。羅浮山上擅吟媒。不關李伯桃公美。獨占天工裂石梅。

蟠曲如龍凝晚粧。滿園春色想甘棠。看來六百年天地。說是前賢遺愛者。

來問民情行脚僧。清懷先喜晚香凝。此梅例昔甘棠樹。留得名歌高幾層。

裂來稜角勢如何。石面破圍氣雲麼。梅亦可非尋丈物。香風併聽古賢歌。

東風昔日裂巖根。生出暗香浮動魂。行脚僧留一篇詠。芳心千古與花存。

佳人微笑利於矛。權裂斜衡儘自由。因是此花不魂化。千春猶結石羅浮。

一從賢相入詞篇。裂石梅名世上傳。自是息婆兼勁質。千秋結得好因緣。

天地もうこきなき代に大口をひらきて笑ふ石裂の梅。

新撰陸奥風土記卷之十。石割の梅。玉造郡大口村川度の温泉と赤湯との間、百姓久兵衛が宿のうち池のほとりに在り。大きき一

丈計なる石のさけたる間より梅の木のおひ出てたるなり。花は白の八重なり、昔のは枯れてうゑつぎたるなりといへど猶そこばくの年へたる木と見ゆ。古へ最明寺入道國々をめぐりける折こゝに立ちよりて此の梅を見て。陸奥のおくちの里の八重の梅千世はふるとも石に榮江よ。と讀みたりけるを此の宿に持ち傳へたりけるが今は失ひぬとぞ。此の梅よに石の梅とも石わりの梅ともいふ。

石割の梅は長に史跡調査の項中に編入せらる、大正十三年鈴木本縣史蹟調査委員は、現状を踏査し六月二十五日その報告書を提出せり載録する下に。

石割の梅。(委員鈴木省三調査)。(種類)巖石及び梅。(名稱)石割の梅。(所在地)玉造郡川度村大口。(地目)民家屋敷内。(地積)大約十間四方。(所有者氏名)遊佐市治。(形状寸尺等)巖石裂片大小二あり、大なるもの大約長六尺、中二尺五寸高二尺五寸但し地上に露出する部分小なるものは殆ど其半に居る。梅一株兩片の間より生ず、本株は枯稿し今存する所は蔭にて根より生じて二分し双幹となる、共に太さ一尺、高一丈二三尺、傍に小池あり、長七八間、中二間巖石も池も茫々たる草蔓の中にありて其草を推除け僅に之を見ることが得るのみ。(現状)竹藪の脇にありて定まりたる區域なきものゝ如し、而して手入行届かざるが爲め案内を得ざれば到底其位置を知るべからず、一見すれば只其草叢なるを知るのみ。(由來傳説)鎌倉府執權北條相摸守時頼雲水僧となり微行して東下の時に此地を過ぎ此庭の持主なる民家に宿り此梅を觀て一首の和歌を詠じて家主に書き與へしと云ふ。其筆跡は今や存せず、歌詞は人口に膾炙して今尙口碑に存するもの左の如し。「陸奥の大口の里の八重の梅千代はふるとも石に榮えよ」(徵證物件)仙臺國學大家保田光則(渚の舎と號す)が其著撫子日記に記して曰く。

石の梅の主の弟繁治郎訪ひ來る石の梅といふは、赤湯と川度の湯との中程大口村肝入久兵衛か宿の内池の邊にあり、大き一丈許なり、石のさけたる間より梅の木の生ひ出たるなり。花は白の八重なり、昔のは枯れてうゑつきたるなりといへど猶そこばくの年へたる木と見ゆ。古へ最明寺入道國々を巡りける折こゝによりて此梅を見て。「陸奥の大口の里の八重の梅千代はふるとも石にさかえよ」とよみたり、此久兵衛の家に持ち傳へたりけるか今は失ひぬといふなる、此梅世に石の梅とも石わりの梅ともいふ(中略)我先年此湯に來りし時此梅を見に來る人このやまと歌にまれ唐歌にまれ書とよめもし又べつに書きたるのをはおし付もせん料にとて、さうしを物しおきたるを、主のもち來て、はしかきと、うたとを乞ひければ書きあたへたり。其歌は「岩さく

の神やさきけん石間よりおひける梅も常磐堅磐に」

仙臺詩人三井の一人なる油井牧山以下の詩は左の如し。

玉造大口邑。有梅裂石生。孤高不寂寞久矣傳芳名。鎌倉北條氏。時頼稱賢明。潛行察民瘼。迷津間耨耕。殷勤留公宿。脫粟表其誠。公已喜敦撰。又愛石梅馨。爲賦卅一字。託意祝後榮。子孫果連綿。六百歲月更。墨蹟已化去。古梅亦失形。唯餘双片石。

地水相映清。重植一株梅。依稀見典形。歌詞口碑存。緬想昔賢情。

「裂石梅」

油井 牧山

一肩行李到天涯。訪遍尋常百姓家。須識春風無遠邇。萬山堆裏見梅花。

齋藤 竹堂

堪誇玉造一株梅。冰骨鮮々石磊嵬。曾辱碩人觀國日。長懸庭上瑞雲隈。

二首節一

岡 鹿門

梅花志操石心腸。瓶鉢相逢道路旁。一首歌傳至今日。行人見做小甘棠。

二首節一

久米 幹文

石わりてさく梅見れば君か代にひらけゆかさるものなかりけり。
(管理保存方法)家主は舊家にして先代は肝人村長をも勤めたりし程ありて家構なども、其昔を偲ばるゝことなれども當代は家産も落ちたるにや、其屋敷内は掃除したることなしと見え、雜草生ひ茂り有名の舊蹟も草萊の中に蕪没して見る影もなき程なり。尙又家主は少々事情ありて家記傳説等も聞くに由なかりしを以て其儘歸り來れり、依て是は村役場か又は青年團或は有志者にて能く掃除をなし池も浚ひなどして見苦しからざる様に致し又路傍に標杭を建て其方向位置並に里程等を標するの必要あり。(其他必要事項)指當り前項の實行を遂げし上は石梅案内記とも云ふべき小箋を作り各温泉場に配り置き觀客の便を謀ることをなすべし。(右大正十三年六月廿五日報告)

【白糸の瀧】(口繪参照) 川渡村名生定字南山八十一番地にあり、面積三十四町二段歩の内、川渡村村有地民有地に境ひし、民有地は古川町佐々木君五郎及び本村小澤武雄の所有なりとす。古老の傳に、祥雲寺に藏せる三條小鍛冶宗近の鍛へる鐵製の蛇體は、白糸瀧の地主たる大蛇を祀りし遺物なりと。川渡温泉の東約六丁祥雲禪窟背後の山頂より天斧を用ゐて削るが如き巖岨たる絶壁の懸崖に躡つき、二段の奔流は荒雄の激潭を見懸けて急轉直下の雄姿は、恰かも白練の天に懸るが如く岩吼え水唸るの光景を稱して白糸の瀧と云ふ。附近に唐澤の瀧あり、折り々木葉の化石は出

土せり。明治四十三年の大洪水は幾部の變形を表顯せりと。

道しあらばあかぬ眺をわか庭にうつしてそ見ん白糸の瀧。 岩淵俊夫(號清川)

觀跡聞老志。 白練瀑。在美豆島西十町。郷人稱白絲瀑布。

封内風土記。 白絲瀑布。一流十間二尺。二流五間三尺。三流三間。北流入玉造川。名跡志曰。美豆小島西十餘町其景也。斷岸千

尺飛流直下。遠望則猶白絲絨々而引之深潭也。郷人稱白絲瀑布。

新撰陸奥風土記。 白絲の瀧。玉造郡美豆小島の西十餘町にあり。是即ち音なしの瀧なり共いへるは非か。

玉造郡地誌。 白絲瀑布。一流十間二尺二流五間三尺三流三間北流して玉造川に入る。美豆小島西十餘町其景たるや、斷岸千尺飛

流直下遠望されは、則ち猶白絲の絨々として之れを深潭に引くが如し。郷人白絲瀑布と稱す。

風土記書出。 泉瀑。名生定村白糸瀧。一番瀧十間二尺。二番瀧五間二尺。三番瀧三間。大口村瀧一つ。但高さ六丈横四尺。不動堂

後に御座候に付不動瀧と申傳候事。鳴子村大深澤。大瀧高さ五丈位幅四尺、二階に落つ嶽山續き大難所。古戸水無の瀧高さ三丈

幅一尺。

【瀧沼】(参照口繪) 鳴子町湯元六十八番地にあり、官有地にして面積十三町九段四畝十一歩なり。其の形狀稍々楕圓

形にして激波漾々として水面拭ふが如き深碧に、岩片錯落として山影樹映倒まに落ちて一碧明鏡を磨するが如し、爾
かも嚴冬に凍水なく盛夏に早燥なき世界に稀なる奇勝地なりと謂ふを得べし。抑も瀧沼の出現を釋ぬるに、昭和四年
を逆算する實に一千九十餘年なりき。

鳴子校提出資料。 現狀。 鳴子驛を去る南方一千五百米の地點瀧沼あり、周圍十六町海拔四百四十六米、東境の胡桃岳尾ヶ岳島

谷森鼎立して瀧沼を圍む。蓄噴火口に水を満たるものにして、深サ八百十五尺、青波一碧明鏡を磨するが如し。其の附近に人

取地獄といふ所あり、是れ有毒瓦斯を噴出するものなり。此の附近に修羅洞と稱する所ありて、常に少量の水蒸氣を噴出す。鳴

子隨一の遊樂地なり。

由來傳説。 既に温泉石神社の條に記述したる如く、瀧山の噴火して瀧沼の出現したる事は、續日本後紀仁明天皇承和四年丁巳

朔戊申の條下記載により明確なり。只其當時人畜並に産業上に如何の程度まで害を與へたるかは不明なり。然れとも續日本後紀
により徴するも影響の甚大なりしことを想像するに難からざるべし。殊に温泉河水は其色漿の如しとあり。大塞石の壞崩と地勢の
變動を述べ更に沸聲雷の如しとあれば、磐梯山や櫻島の爆發や、噴火の際の被害の程度と同一と斷定し得べし。瀧沼出現後の火
山爆發狀況は知るに由なしと雖も、現時の當時の狀態より推察するに決して一再に止らずと斷ずることを得べし、只資料の證徴
するものなきを遺憾とす。大正十五年此の沼の周圍に競馬場を設置し。毎年夏季を利用し競馬會を催し近郷近在より集ひ來るも
の數千人に達す。

史蹟名勝天然紀念物調査第二輯。(大正十二年十一月委員濱田廉・河刀田令造調査)。(前省)鳴子町に還り更に瀧沼に向ふ。坂路

急峻にして氣息奄々たり。沼は鳥谷ヶ森山の巔にある噴火湖にして周圍十六町深さ八十五尺、水面高海拔四百四十六米突あり、

鳴子町を距ること百八十九米突なり。續日本後紀承和四年四月條に曰く、戊申陸奥國言。玉造塞温泉石神響振晝夜不止。温泉

流河。其色如漿。加山燒谷塞石崩木折。更作新沼。沸聲如雷。如此奇怪不可勝計。云々。此れ瀧沼の生成を述べしものにして、

其の如何に古きかを知るに足るなり。現今と雖湖底に熱湯湧出し、風死し波靜なる時は水面に白泡の炸發するを見ると云ふ。沼

の東北に當り谷を隔て、噴氣孔あり、路險しくして近づき難し、里人の言によれば噴氣孔より正北に進めは、鳴子町横屋旅館の

庭園に出づと。抑瀧沼は水色清澄にして、四山の翠微を離し、夏時の遊覽地たるに適す、鳴子近郊の一名勝なり。

傳説。 往古よりこの瀧沼に主あり、五月節句に出て、花淵山上の主と會すと、又この沼素神聖冒すべからず、若し之を冒すも

のなれは忽ち天雨を降らす。

【玉造の江】(参照口繪) 玉造川の雅名にして和歌によみこみて雅なる地名の冠稱なるべし。玉造川流域地帯によりそ

の名を異にせり、荒雄川玉造川江合川涌谷川の異稱多ふかりしも一條の河身なり。

宮城縣々治一斑。 江合川。荒雄川又玉造川と稱す源を玉造郡鬼首村荒雄山に發し、志田郡遠田郡を過き桃生郡前谷地村に至り、

北上川に入る。流域三十里舟楫の便あり。

歌枕の所謂玉造江は今の江合川にして、鬼首村山嶽より涌出する濼々たる澗水の數波は、鬼首村の地域を旋轉し鬼首

川と稱して鳴子町尿前の放曠に注ぎ、大谷川に會流して大河となりて玉造江と云ひ玉造江と云ひしならん、江は河川の汎稱にして恰かも支那の大河を稱して、揚子江と云ひ又騷人唱して大江長江と云ふに同じかるべし。されど今の江合川流域三十里に互れる河川の流域を稱總して玉造江と謂ひしにはあらざるべし。蓋し玉造江と稱する雅號は、鳴子驛を發し、第一隧道に入らんとする西北一帶の放曠なる河面、即ち鬼首川と大谷川との落合地域の盆地を限りの玉造江なるべし。因みに云ふ玉造川の名稱播摩にあり、各首の詠歌に疑を懐ける先哲ありと、「新勅撰」に小町は「みちのくの玉つくり江」としあれば、今の玉造郡鳴子町の地盤なりと推定し得らるべし。奥羽觀蹟聞老志に、玉造川の流域方向を叙し、更らに大嘗會主基方玉造江の歌枕等數首を列舉せられて考証となせり。下に載録するものこれなり、但し玉造川の流域を記するに松平知府の刊行せる老志と、又編者の所藏する寫本の老志に異同あり、江合川の末流刊本は北上川、寫本は濱市より海に入ると。

夫木集。大嘗會主基方玉造江を ひとつしてよろつをてらす月なれば底も見えけり玉つくり川

源 重 之

新勅撰戀。歌枕みたと入江玉造江 みちのくの玉つくり江に漕舟の音こそたてぬ君を戀れと

歌 枕。湊路にいさ舟とめむ今宵われ玉つくり江に照月を見て

類 聚。葦の葉のしけみに露をぬきとめて玉造江に雨そふる

夫木集。文治六年五社百首 月もすむ玉つくり江はあられふりこほりみかける名に社有けれ

夫木川頌。萬代てら月 幾度か君か御代にはあふみなる玉つくり川すむとすらん

知 家 元 輔

玉造江と古歌に詠ずる地帯は、文化八年に成る「囊塵埃捨録」に仙臺城下を起點に行程里數を記せり、且つ城下より鳴子町尿前の里數に徴すれば、前敍云るが如く鬼首川と大谷川の會合する波上を稱えたりしなるべし。

囊塵埃捨録卷之四。玉造江。鳴子村尿前、十四里十五丁十三間、此玉造江は今の玉造川の事ならんと云ふ人あり、尤然り。

玉葉集。置露に玉造江の茂りてふ蘆の末葉に亂てぞ思ふ

小 野 小 町

勅撰集。湊入りの玉造江漕舟の音こそ立てね君をこふれと

保 田 光 則

撫子日記下。朝日かけうつるを見ればきら／＼と浪もみかける玉造川

大 概 清 崇

玉造江邊白露秋。暮天雲盡水悠悠。小舟櫂出芦花外。萬道金波碎月流。 玉造江。

【鬼叫びの藤花】 鬼首村。荒雄川と大深澤の合流する所を兩岸數十尺の絶壁をなす。鬼叫びと稱す此の附近藤頗る多く春、若葉の中に淡紫の房を垂れて古木を繞るもの、人工を如へて作れるものと一種異なる風致、晩春の鬼首を訪ふもの何れもその美を稱せざるものなし。

【荒雄川沿岸の紅葉】 荒雄川の沿岸には紅葉の賞すべき所頗る多し、殊に柏木原對岸の大柴小柴の紅葉、轟附近の紅葉何れも都人士のその美を歎稱する所なり。

【段々瀧】 鬼首村。鎌内澤の上流本流と合する所より約一里半の所にあり、高さ五十尺幅三間、凸凹ある岩に當りて、水の飛沫、雨となりて落下する様美し。

【盗人瀧】 段々瀧の下流約十町の所にあり、高さ六十尺、幅約三間、名稱甚だかむばしからざるも、里人の言によれば盗人或時秋田より馬を盗み來り、澤を下りて此所に來り瀧の下へ馬を下す術なく、種々手段を廻らせしも遂に馬を落して斃死せしめたるよりの名稱なりと、又此の附近良材多く、地方民中にて官の目をぬすみてその良材を盜伐する所より、此の名を以つて呼ばるともいふ。

【不動瀧】 軍澤川の左岸風倉山の溪流軍澤川に合する所、斷崖にかゝりて此の瀧をなす。高さ五十尺幅二十尺、附近に不動尊の石像祀られありしも、四十三年の洪水に流出して跡を止めず。

【黒瀧】軍澤川の上流本流に合する地點より三里の所にあり、高さ二十五尺幅三間、奥羽山脈の中軸にあるも水量割合に豊富なり。

【宇留川淵瀧】宇留川と荒雄川の合する所、鳴子町との境にあり、附近に不動尊を祀るを以つて不動瀧ともいふ。高さ約八十尺幅四間餘、清冽玉の如き宇留川の水岩にかゝりて、白糸をさらしたるが如し、此の瀧下方七八尺の所にて二段となり、淺き瀧壺をつくりて更に荒雄川に落つ、此の下を鱗ヶ淵又は宇留川淵といふ。

【花淵山】(参照口繪) 鳴子驛を距ること約二千米の西方に有る秀峰にして、其の高さ海拔(九八四九米)の高山なり、奥羽山脈の主脈中に聳えて東西二峰に分たる。東花淵の頂に近く花淵沼あり、舊噴火口にして火口湖と傳へらる。その時代詳かならず、山は樹木繁茂し四季の景趣最も愛すべし。花淵の紅葉秋季に至れば満山紅葉して眞紅となり、其の美觀名狀し難し、又鍋越澤小深澤大深澤の奇觀、大谷橋畔の山姿水容と岩淵より鬼首に至る荒雄川の溪谷古來温泉耶馬溪の名に背かず、或は大小の奇巖怪石の突兀せるあり、或は斷崖絶壁あり其の急流の岩に激するあり、熱湯の天に柱するあり、夏は新緑滴らんばかり、秋は紅葉の錦を飾る浴後清遊を試みて俗腸を洗ふに足る。花淵嶽登山道開墾工事に昭和四年九月十四日より數十名の入夫が出役せられ居りしと、因みに橋本川渡營林署長の談に。

今回の計畫は地方紹介上頗る結構なことで一面愛郷思想涵養上にも非常な有意義なことで滿腔の賛意を表してゐる。過般千葉助役が來署した際親しく懇談した筈だが本年は多分の後援は出來んが、來年度において小深澤登山口より觀音堂まで林道となし、それより歩道造る計畫で町民諸氏の期待に添ふやうに努力する積りである。云々と。

【立石】(参照口繪) 鳴子驛より大谷橋に至り、夫の上流約五丁の地に危石怪巖がある。神鑿鬼鑽の立妙を示してゐる大谷川の連波は清く軽く流れて蘚苔を叩いて碧水を彩り、寸綠尺翠は密樹の間を綴る。懸崖に攀ち樹根に縋り、踏破

するも亦快。

探奇攀亂石。雲裳渡清流。突兀怪巖石。仰見冷於秋。癸卯八月菅原雅兄囑。大辭。

【上野原四十八沼】 鳴子町湯元の西南一里半、上野原四十八沼の勝景あり、長沼最も大にして魚族を産す。道路の便を缺く爲めに世に著れず。

【鳴子スキー場】 上野瀉沼中山一帯は理想的のスキー場なり、大正十三年より翌年三月まで鐵道省主催のスキー講習會ありき。

【手招の松】 赤湯大正館庭園に在り。仙臺藩主樂山公子無きを憂へ、赤湯に入浴して宗基・邦宗の二子を擧げ記念の松樹を植の名づけて手招の松といふ。四十三年の水害後代木となれり。

手招の松の縁や萬代もかはらぬ宿のしるしなるらん。寅美。

萬代の齡を延ぶる龜の湯は此宿なりと手招の松。教宣。

【住吉の杉】 大口字大西にあり、石割の梅を距る約一町田圍中に生立てる。千古の老樹周りに二丈餘住吉明神を祀る。

【辨天淵】 川渡村と鳴子町の境界にあり、巨岩の上に辨天祠を祀る。明治四十三年の水害に破壊せられて今は僅に其跡を留むるのみ。

【潜り松】 眞山村上山里馬館區、一迫村へ通ずる舊道にあり、本村役場より北方七町余、土地概して高邱にして眺望に適す。

安永風土記書出。(鳴子)尿前坂松一本。但昔義經公東落之砌、御誕生龜若君奥州に入て初而尿を成給ふによりて尿前と名付、義經公腰懸の松と云、近年此松は枯て代木に罷成申候。

(名生定)明神社内杉廻り九尺。天神社内杉廻一丈。月山權現社内杉廻七尺。寺内杉廻二丈。藥師社内杉廻八尺。天神社内杉廻九尺。八幡社内杉廻一丈五尺。小黑崎の内間に口石。(鵜目)午頭天王社内楓廻一丈。雲南權現社内杉廻七尺五寸。同杉廻一丈。(上宮)梅木匡敷東柏廻二丈。(下宮)銘澤觀音堂境内松廻六尺餘名木と申には無御座候古木に御座候。門石右石高一丈七尺廻り二丈七尺二寸。左石高さ一丈六尺五寸廻り一丈八尺九寸。但出羽海道より十四丁程北の方山入り有り、昔佐藤庄子殿門石成と申傳候。(伏見)三十六所權現社地神木松、廻り一丈程高さ三丈五尺枝四方に生申候。(南澤)極室藥師堂之内杉、廻り一丈四尺。同杉一丈一尺八寸。同杉、廻り一丈五尺。杉屋敷熊野堂之内杉。廻り一丈二尺。同杉、廻り一丈三尺。

上記の史蹟名勝の外にも口碑傳説あり、二三の例を擧ぐれば岩出山町に善鳴鳥坂又船山あり、東大崎村名生の淨泉寺に大崎義隆の唐戸石(高五尺巾二尺厚六寸)と稱する石棺の片破ならん、此の類又同村寶龍神社及び六角にもありき。又古板碑と認むべきもの西大崎村下野目東陽寺に三基、東大崎村小松神社熊野神社に各一基、眞山村護勢寺に力士の碑と同村小坪氏家良平の前畑に康安の碑あり。又名樹奇木に伍すべきもの一栗村榎の大樹の二板目より櫻樹繁生し幹の廻り三尺五寸郷人稱して子育榎と云ふこの類鬼首村にも存せり。又名水に指ふべきもの東大崎村泉澤の加藤茂一の邸内に清水涌出し往昔奴僕之を掬せしに酒に酔えし心地せりと今は玉垣を廻らし其の跡を保存せり。名石には天下の奇勝鬼首村半俵山の塊石を初とし立石又鬼切邊石に、小黑崎に辨慶の足跡等ありと特に略して筆を擱く。

第八節 古今人物

一、岩出山歴代の城主

慶長八年八月高祖伊達宗泰城堡を領掌せし以還、明治二年四月二十日、伊達邦直版籍奉還の聽許に亘る十世相續き一

百六十六年領域の土地人民を愛撫し治國安民に貢獻せられし不續の片鱗を略敘する左に。

初祖伊達宗泰。權中納言贈正二位伊達政宗の第四公子にして慶長七年山城國伏見に生る。同八年二歳にして岩出山城主となり、仙臺青葉城二ノ丸に於て成長し、寛永三年三月江戸に上り徳川秀忠家光に謁し左文字の刀及青江の刀を賜ふ寛永四年正月出府十二月廿八日若年寄森川出羽守重信を上使として、宗泰を從五位下に叙し諸大夫に任じ乘輿を許され同十二年乘輿の上五萬石以上の格にて參觀交代せり、同十五年十二月參觀出府抱瘡を病み同月廿三日江戸に卒す年三十七。岩出山町に歸葬す治世十三年庶子宗敏封を繼ぐ、殉死するもの十名。宗泰性英明闊達にして意を武術に注ぎ、質素勤儉禮節に厚く容姿頗る端莊なりしと。(參照本章第二節)

東藩史稿。宗泰君、慶長七年城州伏見に生る。母は側室瑞氏。「生母傳に服部氏意伯の女となす」幼名愛松丸長じて參河と稱す。八年貞山公玉造郡岩出山城を授ぐ。寛永三年江戸に在り諸侯に列し五萬石の分を以て將軍家に仕ふ。後ち仕を罷め國に還り一門に列す。「族譜に曰幕府采地を賜はす貞山公請て仕を罷む」四年十二月二十八日從五位下參河守に任ず。屢將軍に謁して獻賜あり十一年六月將軍に從ひ京師に朝す。十五年十二月二十三日卒す年三十七。法名菩提岩青公實相寺と號す。岩出山實相寺に葬むる。殉死十人あり。夫人伊達氏「留守家」武藤宗利第一女、子宗敏。同書。側室瑞氏、大坂の土圍右衛門某の女、宗泰君を生む「譜系に曰大坂の役場團右衛門戰死す。其二女遁れて我營を過ぐ公皆納れて嬪御となす。明曆三年四月十二日逝す年七十四。法名淨林見清祥光院と號す。(參照第十章第二節)

岩出山伊達家家譜。從五位下參河守伊達宗泰權中納言伊達政宗公第四男初名愛松丸。玉造郡岩出山本郷要害(中略)慶長八年政宗公より元祖參河守宗泰二歳の時、岩出山を賜はり世々居城したる處なり。仙臺二ノ丸は先年は參河守屋敷の由、同所にて成長し寛永二年二月婚姻したる事に申傳たり、何年頃より岩出山へ移住せしや然と相知れ申さず。寛永三年四月初て江戸へ上府し、台徳院殿秀忠公大猷院殿家光公へ拜謁し、其の上左文字の刀及び青江の刀拜戴せしに右左文字の刀は高祖父禪正宗敏の代忠宗公へ進獻せし由申傳たり。又青江の刀は何方へ遣したるや方今は所持無之、參河守宗泰拜謁の年

月は然と相知れ申さず、寛永四年の春宗泰登江定詰めし、同年十二月二十八日從五位下參政森川出羽守重信朝臣上使にて從五位下に叙し諸大夫に任じ乘輿免許せられ、家光公の世譜代並に爲られ猪子の餅毎年拜戴す。同年(寛永三年)上洛の節六月二日政宗公江戸發途參河守も同日發足し京都に於て參内の砌には、參河守事は家光公乘輿の先きに供奉したるを以て、其の節召馬貳匹其の他附屬昌紅葉の模様及び稻妻の模様を置きたる鞍貳個虎の皮の鞍覆貳匹分紫色縮緬手綱貳匹分拜戴す。

岩出山邑主伊達家雜記。一參河守宗泰公御幼少に付伊東肥前重信の實弟安積土佐重遠を、政宗公より御懷守に被仰付山城國伏見へ下向すべきの處仙臺御二ノ丸にて相勤たり。然るに岩出山拜領の後御取移に相成たりし節三河守様御卒去、御子宗敏公御代となり、御幼稚に付、忠宗公より茂庭左月を以て右土佐御後見被仰付貳ヶ年程勤仕したりしに、寛永十八年十月七日五十八歳にて病死す。

二世宗敏。寛永二年に生る。同十六年正月一門に列し彈正と稱し、延寶六年三月晦日逝く年五十四。治世四十一年室は石川駿河守宗教の女元祿七年八月二十日逝去年六十七。(參照第三章第四節彈正の稱號)

岩出山邑主伊達家雜記。寛永十五年十二月參河守様參觀御出府の節江戸に於て御痘瘡被成たる處、御大瘡にて御命の御遁も無覺東御模様にて付參河守様御遺命、忠宗様より仰せ進ぜられ、御奉行御枕元にて御遺命奉伺たる處、如此き御病体にては御遁れ遊ばざる可く様被爲在間敷、乍恐御思召奉伺候段申上候處、逆も此度は通れ間敷外に存慮も無之候處、妾服千代松品有之遠田郡覺嶽に罷在たるに付右を御取立被成下候様可申上と御言葉有之、且折節、忠宗公御在江戸に付夫々被仰進直々仙臺より遠田郡覺嶽へ三拾六騎にて千代松様御迎に出發し、直々仙臺へ御供し始めて御一門に御取立被成進たり。

三世敏親。慶安四年岩出山城に生る、初め大力又豈岐若狹大膳彈正内藏と稱しき。明曆三年元服忠宗公より宗の字を拜して宗親と改め享保元年將軍吉宗の實名に宗の字あるにより障あるを以て敏親と改む。治世四十四年間享保六年二月二十三日逝去、七十一室は京都冷泉中納言爲清の女元文元年四月二十六日年七十九にて卒す。

宗親、大に開墾に意を用ひ、寛文中荒蕪地を開墾すること宮城郡國分福岡村に於て田地三千町歩、栗原郡三迫村若柳に於て百町歩、又志田郡鷹巢村宇野谷地に於て六町四反四畝二十四歩に及べり。又殖産に意を用ひ漆器を奨励されたり。即ち塗工村田卯兵衛、蒔繪師菊田三藏の兩人を京都に遣はし斯業を研究せしめ、歸來大に得る所あり、之れより漆器の業發展するに至れり。温泉地方に於て現時斯業發達しつゝある之に因るならんと。寛文年間に開墾せる鷹巢村の耕土を伊達家の領土に成りし一例左に。

伊達家古文書。(編云伊達宗夫氏所藏の古文書四百四十一通あり、伊達家古文書と假題す)志田鷹巢村野谷地彈正様被仰請候付而打渡申覺。
一、(七十二間八十間)一町九反貳畝歩。一、(五十二間九十四間)壹町六反貳畝廿八歩。一、(七十二間九十五間)貳町貳反八畝歩
一、(二十九間六十四間)六反壹畝廿六歩。
右四口合六町四反四畝廿四歩。右之通打渡申候尤御村肝煎組頭百姓共に相出如此御座候以上。
寛文拾年四月廿八日 平澤加右衛門(實印と花押) 大石甚十郎殿

第四世伊達村泰。岩出山四代の城主にして天和二年遠田郡涌谷に生る。幼名を宗明孫吉主馬彈正と稱す。實は伊達安藝宗元の五男なり。元祿六年九月十二才にして養子となり、綱村の扁諱を賜ひ村泰と改む。治世十六年間に於て享保十六年四月二十日卒す年五十。室は冷泉納言爲綱の女、寛延元年八月十一日卒す年五十八。

村泰は岩出山伊達家十代中の名君にして、夙に意を教育に注ぎ有備館を以て家中の學問所となし時の儒者佐久間洞巖を招き師たらしめ、又養蠶の國益なるを察し領内をして蠶兒を飼育せしめ、且大に斯業の發展に盡力されたり。岩出山の地篠竹の産出多くなるにより、竹細工を一般家臣の内職として之か製作に従事せしめたり。岩出山町竹細工の濫觴とす。今日岩出山町の竹細工及養蠶の隆盛を致せるは一に斯人の遺澤と言はざるべからず。冷泉家と御縁組の認許の古文書左に。
伊達家古文書。冷泉治部卿娘、松平陸奥守家來伊達主馬江(原本横列)
右縁組願之儀勝手次第申合候様可被致候從京都茂伺付候右之段申遣候。伊達主馬殿御縁組御願之儀去廿三日公義使土屋相模守殿へ被爲許別紙書付寫之通被仰渡候此旨可申渡旨 大守様御曹司様被 仰出候事。江戸へ御禮被仰上候儀者追而御指圖可仕候。
己上 八月廿七日。

第五世村緝。初め大力後主馬又彈正と稱す。享保四年三月九日吉村の扁諱を賜ひ村緝と改む。治世僅に六年元文元

年二月二十五日逝去す年三十。室は石川大和村弘の女にして寛政四年五月二十九日去る。

第六世村通。初名を大内後内藏彈正と稱す。元文元年十一月宗村の扁諱を賜ひ村通と改む。治世四十八年天明三年十一月十五日逝去す年五十有七。室は亘理石見定根の女、寶曆十二年二月二十六日逝去す年三十一。後室は白川藤左衛門村廣の女、享保元年九月二日卒す年七十。

第七世村則。初め大内後内藏彈正又大丞と稱す安永六年三月八日齊村の扁諱を賜ひ名を村則と改む。享和元年正月二十日卒す年三十七。室は三澤右近村保の女、天保十四年七月二十六日七十五歳にて卒す。

第八世宗秩。初名彈正泰親、文化九年十月三日齊宗の扁諱を賜はり宗秩と改む。弘化三年閏五月二十五日卒年六十三。治世四十六年。室は伊達下總村將の女にして、弘化三年三月二十日三十七歳にて逝く。

宗秩。資性豪邁にして鬼彈正と稱せらる治世中に羽州庄内の藩主が、越後長岡に國換を命ぜられたるを不服とし、家老酒井玄蕃なるもの一揆を起し、同勢一千有余名を率ひ江戸に至りて、將軍に陳情せんとし岩出山城下を通らんとするや、宗秩其の不心得を諭し、且一方將軍家に嘆願する所あり遂に國換の命を取消され、支藩以下一千有余名の一揆をして、無事歸國せしめたりと。

第九世義監。文化六年岩出山に生れ、初め大内後内藏彈正と稱し、齊義の扁諱を賜はり名を義監と改む。治世僅かに五年弘化三年八月十四日年三十八を以て逝去、室は伊達長門宗元の女なり。

第十世伊達邦直。始彈正と稱し天保五年九月十二日出生岩出山第十代の城主なり。明治戊辰の變ありて後一年北海道開拓の廟議ありと聞き、同宗伊達邦成と謀り舊臣と共に彼土に移住し開拓せん事を上書せしに、明治二年九月嘉納せらる邦直舊臣數名を北海道に遣はし地形及土質を検せしめしが、其支配地は空知郡にして石狩川の上流に位し海灣を去る甚だ遠く、一線の道も無く邦直微力にして開拓に従事する事難きを以て沿海便宜の地に轉せんことを懇請せしも許可を得ず、因て明治三年舊臣六名と共に北海道を跋渉して支配地の分割を開拓使廳に請ふ、使廳開拓權主典を空知郡に派遣す。四月廿九日相俱に石狩を發し小舟にて河流を溯り、或は土人の草廬に假宿し或は河岸の樹下に露臥しつ、五月九日空知郡に至りナキイよりナイに至るの地を分割せられ、滞留三日間地勢を探り土質を検し境界を建て、還る。然れども同地は石狩河口を距る四十四里水路ありと雖も運輸頗る難く薄資にては到庫開拓の効を奏する事能はざる虞あり、且つ舊領にある舊臣等之を聞かば人心瓦壞して素志爲に達せざるを以て、邦直自ら函館支廳に至り更に原田郡聚來の地を貸與せられん事を請ひしも許されず、邦直殆ど其爲す所を知らず、重て其の状況を縷述して原田郡聚富の地を請ひ始めて許可を得たり。此地土質良好ならざるも石狩を距る僅かに半里に過ぎず頗る便なるを以て、先づ此に移住し然る後謀る所あらんとしたり。明治四年移住に先ちて石狩に航する汽船を東東に備ひ、松島灣寒風澤港に回航を求めしも、常時未だ航路小樽港に通ぜざりしを以て回漕會社附屬船龍號と東部勇拂海に航するを約し、之より陸行千歳に至り更に河舟を以て西石狩に赴く計畫を立て明治四年三月十日百六十一戸の男女を率ゐて岩出山を發す。發するに先ち家臣七百餘名に各耕田六反歩畑一反歩並に家屋敷を分與す。同月十二日寒風澤に赴き同十七日拔錨勇拂に向ふ、時偶ま海霧霽れず三日間呎尺を辨せず、誤りて札幌灣に至り岸頭に衝突せんとす。幸ひ空樽の海上に浮べるを見其の陸地の近きを知り船を止めて舟子を上陸せしめ、更に方位を定めて勇拂海に赴けり。此日風波嶮惡且つ其他港灣にあらざるを以て碇泊するを得ず室蘭港に轉じ船長移民の上陸を懇請已まず、よつて三月二十四日同港に上陸せり、爲に目的地迄陸路二十餘里を増加せり而して路次千歳を経るも河船の少き爲め全部塔載するを得ず、陸行五十餘里錢函を経て原田郡聚富に達す。當時札幌開拓の初年にして新室蘭港開港以前なるを以て隨つて新道の開築未だ成らず、老幼病者を護送し重量の物品を運搬する等其の難苦勝けて言ふべからず。又其の費用豫想外に増加し其の支辨に苦めり、四月五日辛うじて移民悉く聚富に到着し

海濱の漁屋三十戸を借り之に居らしめ、地を林中に相し伐木結廬各若干の地を墾し試に各般の種子を播するに皆實らず當時告る者あり常別は石狩を距る甚だ遠からず地味又肥沃なりと、六月其日嚮導者を雇ひ試に該地を探らんとす。途中方位を失し山間に露宿すること三日終に達せず、更に熟知者に就いて方位を問ひ辛苦して始めて當別に至るを得たり。此地巨木鬱蒼として地形を探ぐる能はざるも、只一川林間を流れ兩岸地味肥沃なるは果して聞く所の如し、終に移轉の議を決し之を貸與せられん通を請うて許さる。明治四年八月石狩より當別に至る道路を開かん通を議し、之に従事する十余日當別に達し其行程五里七丁余なり。邦直更に移民を募らんとして岩出山に歸り百方説諭して百八十四名を得たり。此年邦直開拓使貴屬を命ぜらる。明治五年二月二十一日移民を開拓使附屬船庚午丸に塔載し二月二十三日午後三時拔錨す。航行數里にして突然暗礁に觸れ船底之が爲に破れ殆ど覆没せんとす。幸に近く一港あり船を淺所に進め移民僅かに死を免る。衣服什器は皆海水に浸潤し爾後三十日を経て石狩に達せるを以て多くは腐朽用ふべからざるに至る。同年四月此の新移の百八十餘名と前年聚宿移住の百六十餘名とを併せ當別に入り開拓に従事せり。然とも當別は運輸其の便を得ず陸路は一條の小徑にして駄馬を通せず、故に當別川の河身を梗塞せる流木を除去し舟楫を通せんと、移民中尤も強壯なる者を撰び各自斗米を擔ひ事業に従事し非常なる艱苦を経て其の目的を達せり。翌五年春此の地を開墾し播種するに秋に至りて實らざるなく移民始めて此地を愛するに至る。而して聚富開墾地十餘町歩及葦廬四十餘戸を廢棄せり。此年廢藩置縣の令あり、邦直は空知郡支配を免せられ土地人民を開拓使に引渡すべき命あり、仍て前後移民三百四十餘名を引繼ぎ同年五月以降募集移民條例により米塩を給せらる。邦直が前後移民に消費せる金額は實に壹萬壹千餘圓に達せり。明治六年以來屢々石狩道路官費新築を請願するも許可せられず。七年邦直之を實測し始めて地勢平坦迂遠ならざる地を發見し、村費を以て之を開き二里二十六丁にして石狩に達せり、其の工事費壹千四百餘圓竣工の後官費支出の命あり該金を下附せらる。十一年十一月開拓使長官邦直を札幌に徵し當別移住以來幾多の艱難を凌ぎ移民を鼓舞し舉村産業を得るに至りしを賞し金十五圓を賜ひ、諭すに開拓の要旨を以てし尙村民將來殖産の方法を議し以て上申すべき命あり依つて邦直等九ヶ條の意見を開申せり。其の一に對雁道路を官費にて新築し、其の路線に沿ひ新に五十戸の移民を移さんとするの議を陳べ乃ち之を許さる。此年村費を以て當別學校を設計す。十二年二月邦直岩出山に至り舊臣五十餘戸二百五十餘人を募り、四月十日汽船にて同月廿日當別に着す。乃ち之を對雁路の左右に配置し先づ開墾に着手し後道路竣工す。村民對雁を経て札幌に至る。行程七里十丁石狩を経由するに比せば其近きこと三里余、此年七月當別に勸業課詰所を設置せられ、邦直を開拓七等屬に任じ當別に在勤を命ぜらる。十四年邦直准陸軍少尉に任ぜられ開拓七等屬を兼任す同年五月開拓の功により従六位に叙せらる、の宣旨あり、同年八月 明治天皇北海道に幸す邦直を札幌行在所に召し拜謁を賜ふ。明治二十四年一月十二日北海道登別に於て卒す年五十八。嫡孫正人翌二十五年特に男爵を授け華族に列せらる。

大日本人名辭書。伊達邦直「クニナホ」は舊仙臺藩主の一門にして岩出山の塞主たり、明治戊辰の亂鎮定後北海道開拓の廟議ありと聞き、舊臣と共に移住して開拓の事業に従ひ以て微功を奏せんと欲し、親族伊具亘理の塞主たりし従六位伊達邦成（膽振國有珠郡に在り）と相謀り、明治二年九月書を上りて其の意を陳せしに、朝廷之を嘉納し石狩國札幌、空知二郡の支配を命ぜらる。因て翌明治三年二月舊臣六七名を隨へて北海道に渡航し支配地の分割を受く、同年三月十日男女六十一名を率ゐて舊領岩出山を發し四月四日を以て到着し木を伐り廬を結び、爾來衆を勵まし相扶け相憐み拮据經營若干の地を拓く、同年九月復び舊領に歸り舊臣百八十名を移住せしめたり。此が爲めに其の費したる金額殆ど二萬圓の多きに及び、特に其辛苦艱難は誠に言ふに及びず、十一年十一月當時の開拓長官黒田清隆は邦直を札幌に徵し當別村移住以來幾多の艱難を経て移民を鼓舞し、始終開拓に従事せしめ舉村産業を得るに至らしめたるを賞し金十五圓を賜ふ、十二年二月又五十戸二百五十餘名を移す、十四年二月邦直准陸軍少尉に任じ開拓使七等屬に兼任せらる、同年五月其功績著名なるを賞し特典を以て従六位に叙せらる。同年七月 聖駕北海道に幸し、邦

直を札幌行在所に召し謁見を賜ふ。此の如く邦直は力を北海道に盡し移住以來二十餘年間、地を開けるもの殆んど一千町餘、人を移す三千餘口の多きに上り、其北海道に盡せるの功績極めて大なりしが、明治廿四年一月十二日病みて歿す。

邦直三十四歳、明治四年三月十日舊臣百六十一戸の男女を率ゐ岩出山の故山を去るに臨みて國歌を親から書せり、宗夫厚装して一軸と爲し家寶とす。左に。(参照口繪)

こたび、皇國勤王を奉戴し、石狩國厚田郡とやらんに、家ぞく引まとへ跋渉せるや、あまたの家のやからの願によりて三男篤三郎を殘置しも、いと幼少の事なれば行末勤學を初、萬の勤にをこたらぬ様に精力をこめよかしと念願の終りに思ひつゝけて。かゝる世に力盡てみかき見よ玉の光りを今日を待

邦直

邦直明治二十四年一月歿す。翌二十五年十月十五日嫡孫正人に對し祖父の勳功により華族に列し男爵を授く。十一月舊臣胥諮りて碑を伊達家の廟地に樹つ、全文左に。

贈正五位故從六位伊達邦直君之碑 黒田清隆謹書

戊辰國變仙臺藩削封。闔藩困頓公族伊達邦直上書朝廷請地北海道率屬隸往。焉初開墾聚富地瘠乃廢。復相當別。召募耕夫。衆憚艱難應者甚少。君銳意倣載誓不屈撓。明治十四年二月朝廷賞曰。率先歸農遠移北陸開荒興益厥功弗尠。殊叙從六位任準陸軍少尉。亡幾焉。其子基理相踵而逝。今茲壬辰十月更錄其孫正人列華族授男爵洵異數也。頃者舊領士民相謀樹石于岩出山勒君功德。來請撰文乃敘梗概。若夫世系事蹟乃詳別有碑版。嗚乎君立志於坎壈。致榮于華勳血食永遠子孫有田。豈可不謂偉哉矣。

明治二十五年十一月 伊勢矢土勝之撰文 貴族院議員錦鷄問祇侯從四位勳三等巖谷修書

大正四年十一月十日 特旨追贈謹鐫之以傳後昆云 仙臺雲鶴刻。

邦直明治二年九月令弟亘理の城主伊達邦成と謀り、請願書を刈田郡白石に設置せる按察府に呈して裁許を請ふ、十月太政官より沙汰あり、請願書の全文並に御沙汰書を轉載する左の如し。

微臣邦直頓首再拜。謹而奉歎願候、邦直祖藩伊達政宗庶子宗泰以來玉造郡岩出山に於て高一萬四千六百四十石の采地分配を受け

家來七百三十六戸撫育罷在候處、昨年中邦内多難姦臣權を乘るの時に方て、邦直儀宗戚の班に居り死を以てするの諫も無之、終に天譴に觸候段に立至り候儀偏に邦直始不相濟節罪鑿を相甘居候處、不料出格至仁之觀旨を以て更に廿八萬石下賜邦直に至る迄再び御恩澤に浴し奉り候儀、朝廷之御仁惠誠以不堪感泣次第に奉存候。因ては朝廷の御爲區々の微功も相立少しく邦直の罪も相償申度日夜焦慮苦心罷在候得共、邦直懇慮庸劣別して見籠之儀も之無因循今日に至り候處、然るに今般北海道御開拓の御盛業御熱立諸藩有志の徒夫々御用被仰付、同宗伊達藤五郎自ら彼地に跋渉し開拓致度志願之趣傳聞仕至極同意の儀と奉存、邦直に於ても同様家來共を引連彼地へ移り死力を盡して開拓仕、北海の儀は皇國北門の鎖鑰に御座候上は夫々方面の御用にも相立寸分の微効を表し前罪の萬分一を相償申度奉存候間、彼地相應之場所開拓被相任候様被成下度奉懇願候。早速の儀七百餘戸の人員一時に往住爲致候儀は及兼可申候得共、先以少年倔強北地風土等心得罷在候者等を相撰み開拓事業に従事爲仕老弱男女は手方相付候上引移申度奉存候。方今朝廷御用途御多端之折柄の儀に御座候上は何分にも自費を以て開拓仕千辛萬苦死力を盡し、朝廷の御爲め寸効も相立て、邦直前罪の萬分一を相償申度區々の情實御洞察御仁恤の御沙汰被成下度伏而奉仰望候。不堪懇願之至誠恐惶頓首再拜。明治二年九月 伊達邦直

二、古文書に著はる人物

安永二年に調査せる安永風土記書出によれば、鳴子町大肝入に遊佐勘解由宣春の後裔、東大崎村成田に大肝入澁谷平右衛門、一栗村・上一栗に肝入仲兵衛。真山村上真山に肝入善十郎並に藩王の究乏を救んがため金を献じて地行を下賜せられたるもの成田に澁谷平左衛門。三丁目に勘右衛門。伏見に新十郎。上真山に喜左衛門。下真山に左内あり。考証左に。

安永風土記書出。玉造郡鳴子村肝入兼尿管前町檢斷兼御判肝入尿管前御境目古來人。平藏。右先祖拾三代引繼尿管前に住居御境アリ古來より相勤罷有候。(初代)遊佐勘解由宣春。先祖平氏畑山兵衛介宣重末孫に而出羽國遊作郷之内平津と申所へ、御聖子御下向に付都より供奉承久以後住居仕候。御菩提所此地に都起山帝立寺有り、右寺に勘解由先祖之位はひ等も御座候、彼地亂國に付二本松へ相越し居候處、夢想之告有り武者執行に而栗原郡島鉢村之野原に一宿仕候處に、其夜狼多く來るを矢二筋にて狼貳疋射留置し夜明に、朝草刈者共所之者共勘解由を留置て弓之師南を頼み申に逼留す。三ノ追筑後殿出陣へ之加勢し夥敷手柄有馳走介抱に預りし、其後筑後殿死去嫡子幼少に而三ノ追之家立かた、勘解由に彼内室を取合幼少之子を後見仕候處子共多出生仕候。其頃出羽國兵亂に付岩手の關かために加り、小屋館の番所を請取り居しに隙之時は田畑開發し、鳴子尿管前へ田畑始て開き手下之者共並子孫住居仕夫より村と罷成候。(二代)遊佐長門宣元。尿管前に引繼住居岩手關を守、鳴子尿管前を領地段々と田畑を開き、禁中様へ御貢指上納御帳にも附居由申傳候。(三代)遊佐九郎左衛門宣易。引繼住居所々之御合戰へ茂罷出、岩手關守仕候。(四代)遊佐左近宣茂。尿管前に引繼住居岩手關を相守候處大坂御出陣之御供には遊佐與十郎と名乗馬乘拾騎に而罷出、首敷等も御帳に相付候由申傳候。(五代)遊佐但馬宣兼。左近弟に御座候處無子に付家督相續仕候、此時關を移して尿管前屋敷之内にかため相守候。鳴子村に御百姓三人御藏入にて、其外は但馬代々領地仕候。(六代)肝入平八郎宣重。親但馬家督相續尿管前御境目守相勤罷在候。貞山様御領内御安堵に罷成始而肝入と被仰渡、鳴子村中之御年貢其身持高分共に指上申候、御百姓之銘に罷成帶刀名字は無御構罷有候。馬數相立置申候處御用馬被仰付年々指上申候。岩出山御日市江茂右平八郎方へ之御觸御座候而引續上馬指上申候。(七代)肝入平左衛門宣次。親平八郎家督相續仕肝入並檢斷御役目引續き被仰付相勤罷有候。御境守も引續相勤申候處に御國境不埒に而水落次第と計り罷成居候處、段々人居に御取立御新田之御吟味被成居候處、御國境論所に罷成双方取合申候に付其節之御郡司伊木安右衛門様へ正保二年八月委細申上候得ば、右安右衛門様より御下知には不御用立所に而望つよ候はゞ少は不苦乍去水落次第は不背候間于要に可仕由御挨拶に御下知被成下候、仍双方和談炭塚三ヶ所相築見杭相立繪面證據取遺落居仕候中山燒石又星沼西原陣ヶ森と申所、御新田場所見立御百姓を賦り願申上、御新田開發指上、其已後南原と申所へ七百三十拾貳間之穴堰願、御普請被成下御新田開發御百姓相増、中山町御傳馬仕者相倍御宿場に罷成候。御新田も數ヶ所取立指上申候間御首尾好相勤申候處、家督成長仕候に付願之上隱居仕候。隱居仕罷有候已後岩出山へ御小性組に被召出、御知行三貫文被下置候。(八代)

肝入權右衛門宣請。親平左衛門跡式相續肝入檢斷御役目引續被仰渡尿管前御境目守共に相勤罷有候。先祖代々より御足輕等も不被相附壹人に而御境守相勤來候處に御境目へ御觸御廻狀被相連名百姓之部に而罷成事に御吟味被成御役人様被相附候に付先年より屋敷之内海道に仕表門より相入、裏門へ越道候様罷成居候に付、右裏門は御境目御締りに相建置候而、夜中は海老錠仕置候を以御繪圖等にも罷成尤新庄御領に而も笹森と申所へ御境守佐藤市左衛門と申者被相立御門被相建候。(九代)肝入甚之取信明。親權右衛門四拾三歳に而病死仕、嫡子太郎八儀は多病に而家督成兼候に付、甚之丞儀拾三歳に而家督相續仕肝入檢斷御役目引續被仰渡、御境目守者夏中御役人様御下り、雪中者御役人様御合判被相渡御留主相勤罷有候處、幼少に付御定居に御役人様被相下、夫より夏冬共引續御境目へ御役人様御下被成置候。江戸大火之砌御材木被相出候、其外御國材木嶽山より被相出候處。甚々宜儀存寄申上候而毎年御材木相出、右材川下等も始末指上御直出より貫文已上御益御座候由御番定係より御書付頂戴仕候。(拾代)肝入平兵衛信光。聳養子家督相續享保元年肝入檢斷被仰付相勤罷有候處、同五年大不作に而押並及謁命家内大人數扶介仕翻走御用相勤兼願之上隱居仕候。(拾壹代)肝入平左衛門信滿。享保五年より肝入檢斷御役目被仰渡候得共困究仕候に付、御圍糶三拾石御備金百切無利足年譜濟崩しに拜借被成下引續御用相勤罷有、万御料肝入御鹽問屋兼役被仰渡相勤候處、年々御役出増御褒數度奉頂戴候。享保九年家癩失仕候處、先年より爲御用之家作宜仕置候處、居御假屋も相禿右居家御用立來候に付、御役小萱並御雇御人足共五百人被下置作事仕、脇御大名様御通之節度々御本陣相勤罷有候。享保拾年獅山様御出馬之節御案内御首尾好相勤、色々難有御意被遊御盃御料理御下被下置拜味仕候。其後御鷹野拜見被仰付御初爪被召上候處被爲呼御下拜味被付候、尿管前御殿へ被爲入候砌御金三百疋拜領仕候。貞山様御墨跡御物掛並雄山様御墨繪御織物京都小倉主水様大字御上覽之上大切に仕所持可仕由被仰付候、此度御意之趣記録仕子孫に相傳可申由被仰付別冊相記申候。肝入御用御首尾好相勤申由爲御褒美御羽織地壹反拜領仕候。御郡奉行宣場三郎右衛門様御廻村之節、兼而勤方宜由に而御羽織地壹反被下置候。肝入檢斷御役目三拾ヶ年引續尿管前御境目守に付退役願上候處爲御褒美御金貳百疋拜領、如願之御役目御免隱居に被仰付候、已後次男方へ引込罷有候處内首尾好相勤、病身に付退役願上候處爲御褒美御金貳百疋拜領、如願之御役目御免隱居に被仰付候、已後次男方へ引込罷有候處内藏様へ御小性組に被召出、御知行壹貫文被下置候。(拾貳代)肝入甚之丞信顯。右平左衛門嫡子に而享保九年拾四歳より肝入檢斷名代御用相勤候處、延享四年親平左衛門隱居被仰付右跡役引續肝入檢斷本役萬御判肝入御鹽問屋身賣實物屋並大口村肝入兼役被仰渡候寶曆三年二月御金山下代假役相兼相勤罷有候處、勤功を以同八年十月百姓之銘茂被相除、持高抱地帶刀苗宇御免御傳馬壹

正御路錢三人分御合力金五兩宛被下置候、何勤來候御百姓身分に相付候御役目は被相除、熊澤戸澤兩銅山所へ勤番被仰付相勤申候處、彌更勤方宜御益御座候に付、爲御褒美御金三切於御用所拜領引續御金山下代相勤申候。(拾三代)肝入平藏信行。代百姓相立引續肝入檢斷萬御判肝入被仰渡相勤罷在候。

追加肝入平藏親類書上。遊佐清左衛門、先祖代被召出家分之親類に申傳候得共、品々は相心得不申候。内藏様御家中遊佐伊右衛門、先祖平左衛門隱居之節被召出御地行三貫文被下置、段々家督相立當時御武頭相勤罷有候。内藏様御家中遊佐新右衛門、先祖平左衛門次男被召出御知行三貫文被下置家分親類に而、當時御金役相勤罷有候。内藏様御家中遊佐平太夫。先祖平左衛門次男被召出御知行七貫文被下置家分親類に而、當時御小姓組相勤罷有候。内藏様御家中遊佐平兵衛、祖父平左衛門代被召出御知行壹貫文被下置家分親類に而、當時御小姓組相勤申候。

鳴子村御百姓に而同性家分之者共名元。藤吉・吉右衛門・惣七・彌兵衛・與次右衛門・十左衛門・茂兵衛・門兵衛・甚右衛門・庄七・利右衛門・吉郎右衛門。同村御百姓元名子に而同性家分之者。吉郎右衛門・十藏・仲八・權右衛門・七郎兵衛。同性家分。同村中山檢斷清左衛門。同郡大口村肝入久兵衛。同郡名生定村肝入五左衛門。

同書成田。玉造郡大肝煎澁谷平右衛門先代より引續成田村肝煎並御買人御藏守雜穀御藏守共八代引續相勤、親平兵衛代に玉造郡大肝煎被仰付肝煎大肝煎御藏守共十代引續相勤申候。當時者大肝煎並雜穀御藏守御買米御藏守共相勤罷在申候。貞山様御代より引續成田村肝煎被仰付候。(先祖但馬)實名相知不申候、但元和年中成田村肝入被仰付何年程相勤申候哉相知不申候。元和四年八月廿八日御奉行石母田大膳様茂庭周防守様奥山大學様大條薩摩様御名前被相記候、御法度書古文書一通所持、寛永元年十一月朔日成田村御百姓共方より御野場方之儀に付肝入藏人方へ相出申候御法度書一通所持仕候。右藏人子(彌七郎順春)但寛永年中肝入被仰付候、寛永三年正月四日成田村御百姓共御野場方之儀に付右彌七郎方へ相出申候、御法度書一通所持仕候。右彌七郎子(平右衛門順近)但寛永五年肝煎御買人御藏守共被仰付候。御買米御藏右年中平右衛門屋敷之内、被相立候、右平右衛門四十一ヶ年相勤申候、内九ヶ年近村新田村肝入兼役に被仰付候。萬治二年霜月五日御買米之儀に付御役人様御書付古文書一通所持仕候。萬治三年十二月十二日品々右同斷古文書一通所持仕候。右平右衛門子、(勘三郎順家)但寛文八年肝入御買人御藏守共被仰付候、五ヶ年相勤病死仕候。右勘三郎子(彌左衛門順和)但寛文十二年肝入御買人御藏守共被仰付候、二十七ヶ年相勤申内四ヶ年

近村三丁野目村肝煎兼役に被仰地候、尤四ヶ年近村名生村肝入も被仰付候首尾能相勤申候に付御褒美金四切被下置、其以後御金三切被下置、又其以後御羽織地拜領、右三ヶ度勤役申拜領仕候。地付一丁歩程畑に起方仕杉千本以上植立指置申候處、元祿年中地付共指添御林に取立指上申候。右彌左衛門子(平右衛門順元)但元祿十二年肝入御買人御藏守被仰付二十六ヶ年相勤申内、近村名生村肝入兼役被仰付候八ヶ年相勤申候。壹歩札二枚寛永二年御買米御用神妙に相勤候に付、同年四月御褒美被下置候事。金貳切御買米御用指勤相勤候に付、正徳二年十月御褒美被下置候。彌山様御代加美郡中新田町より、栗原郡高清水町江御出馬之節、御書御宿に跡役被仰付候に付、享保八年十月御褒美被下置候。彌山様御代加美郡中新田町より、栗原郡高清水町江御出馬之節、御書御宿に被仰付御金三切被下置候。右平右衛門子(彦三郎順兼)但享保七年肝入御買人御藏守被仰付候二十二ヶ年相勤申候、享保十年御園藏右彦三郎屋敷之内被相立候御藏守共被仰付候。享保十一年杉百五十本廻り一尺三寸より二尺七八寸迄、祖父彌左衛門地付山壹丁歩程畑に起方仕杉千本程植立置候處、元祿年中御林に取立指上申候。玉造郡假大肝煎西の年被仰付勤仕中骨折仕候に付、同年九月爲御褒美御金壹切被下置候。享保二年御買米方骨折相勤候に付、同年九月御褒美代壹貫文被下置候。杉五百七十七本享保十一年祖父彌左衛門地付畑へ杉植立指上候地付残り御座候處、自分入料を以杉植立指上申候。同二百九十七本元文三年杉植立指上申候。右彦三郎子大肝入(澁谷平兵衛順次)但寛保三年肝入御買人御藏守共被仰付候所、其翌年延享元年四月玉造大肝煎並雜穀御藏守共被仰候。延享元年志山様御入部に付、同年七月十七日被爲司登、十九日御目見被仰付候。寶曆七年五月金貳百切指上同六月被爲召登、持高之内に而御知行五百文被下置、只今子共平右衛門代迄跡目引續五百文御知行頂戴仕罷有申候。肝入大肝入共に十ヶ年相勤候。右平兵衛子大肝煎(澁谷平右衛門順充)但寶曆七年十二月右平兵衛跡役大肝入御藏守被仰付候。寶曆八年御當代屋形様(編云伊達重村徹山公)御入郡被爲遊候に付、同年九月廿三日被爲召登同廿五日御目見被仰付候。寶曆九年諸上納抄取皆納仕候に付、同十年二月御譽被成下候。同十二年三月御譽被成下候。明和三年諸上納御買米共抄取皆納仕候に付、同四年三月御譽被成下候上、御褒美代五百文被下置候。明和四年諸上納御買米抄取上納仕候に付、同五年四月御褒美代五百文被下置候。同年關東筋川々御普請御手傳方御用調達金高指募候様吟味仕、取立上納仕候骨折相勤候に付、同年九月御褒美金貳切被下置候。明和五年諸上納並御買米共抄取皆納仕候に付、同六年二月御褒美代壹貫五百文被下置候。明和六年御買米抄取上納仕候に付、同七年三月御褒美代五百文被下置候。明和七年御買米抄取上納仕候に付、同八年四月御褒美代五百文被下置候。明和四年成田村日光山御林

杉二千本自今入料を以植立指上申候、明和九年先祖代地付山畑に起方仕杉植立指置申候所、元祿年中地付共指添御林に取立指上其以後代々右地付殘御座候所へ杉植立指上申候に付、安永元年八月七日爲御褒美御金貳切被下置候。村方へ之手當宜不相續之者江者、心を添助力等をも仕諸上納等も無滞様仕、都而深切に取扱專一、其分を守り其身並妻子等に茂農業を爲稼、郡中之教にも相成、且父平兵衛に丁寧仕候趣郡中之者共申上候に付、奇特成事に被思召候段前文之通御書立を以被仰渡、安永二年五月被爲召登、同十四日爲御褒美半晒三端被下置候。右之通代數拾代此年數百六十ヶ年程引續相勤申候。追加大肝煎澁谷平右衛門親類書上内藏様御家中國井三郎左衛門。但先祖藏人次男市右衛門御家中に被召出、御知行四貫百六拾文被下置、右三郎左衛門儀市右衛門子孫に御座候而、家分親類に而當時御小性相勤申候。内藏様御家中澁谷善六、但右善六儀大肝入澁谷平左衛門弟に御座候所、親平兵衛代御家中に被召出、御知行壹貫文被下置候、家分親類に御座候、當時御小性相勤申候、成田村御百姓に而同姓家分之者彦三郎・仲藏・清兵衛・善太郎・左七。安永二年八月

同書。一栗・上一栗村肝入仲兵衛代數書。掃部、但元和年中より肝入御用相勤申由に御座候所、年數相知不申候。右掃部子(掃部)但寛永年中より品々右同斷。右掃部弟(半右衛門)但右掃部若死仕、同人子幼年に付弟半右衛門御用相勤申由御座候處、年數等相知不申候。右掃部子半左衛門甥(善右衛門)但承應年中肝入御用被仰付、年數貳拾ヶ年程相勤申由御座候。右善右衛門子(善右衛門)但寛文九年肝入御用被仰付處、寶曆七年迄十一ヶ年相勤申候。右善右衛門子(仲右衛門)但延寶七年肝入御用被仰付、享保二年迄四十ヶ年相勤候。右仲右衛門子(吉右衛門)但享保二年肝入御用被仰付、同十八年迄十六ヶ年相勤申候。右吉右衛門子(仲右衛門)但享保十八年肝入御用被仰付、寶曆十三年迄三十二ヶ年相勤申候。右仲右衛門婿家督(仲兵衛)但寶曆十三年より肝入御用被仰付、當年迄十一ヶ年相勤申候。右の内實曆拾三年三月より同郡上野目村假肝入兼役被仰付、明和元年五月御免被成下、又以明和六年十二月より同村假肝入被仰付當年三月御免被成下候。右之通代數九代年數百五拾年余引續肝入御用相勤申上候。以上。安永二年八月

同書。上眞山村肝入善十郎代數書上。先祖彌八。右之者天正年中岩出山岩下と申所住居住、上下眞山村肝入相勤申候由、何年之頃肝入御役目被仰付候哉、慶長年中上眞山村へ取移候由承傳罷在申候處、何年に病死仕候哉年號等相知不申候。同人子(善左衛門)右之者白石御陣大坂御陣へも馬上に而罷登申由申傳候、肝入御役目何年何月被仰付候哉、年號相知不申候明曆二年病死仕候。同人子(藤右衛門)右之者寛永六年肝入御用被仰付、寛文七年病死仕候。同人子(藤右衛門)右之者寛文元年肝入御役目被仰付候所、延寶年中御村之者共公事に付御役目被相除、上下眞山村肝入被相分候由に御座候。享保三年病死仕候。同人子(善左衛門)右之者貞享三年より肝入御用被仰付、享保六年病死仕候。同人子(與治兵衛)右之者享保四年より同貳拾年迄肝入御用勤仕、同年病死仕候。同人子(善左衛門)右之者享保貳拾壹年上眞山村肝入被仰付、延享元年葛岡村肝入兼役被仰付相勤罷有申候所、御村へ之手當か宜敷仕候に付、寶曆三年兩村御百姓共願申上御譽被成下、木綿羽織地貳端拜領被仰付奉勤仕罷在申候處、寶曆拾年病死仕候。同人子(善十郎)右之者寶曆拾年兩村肝入被仰付、奉勤仕罷在申候。右之通當年迄年數大略貳百年程に御座候哉と奉存候。安永二年八月。

同書。玉造郡御百姓致上金御扶持被下候書出。玉造郡村々御百姓共之内指上金仕、御知行被下置或は持高跡年具等被成下候者左之通。御知行高五百文、大肝煎澁谷平左衛門。此指上金貳百切寶曆七年以上納、但右平左衛門親澁谷平兵衛代右金指上、右高之通御知行被下置候處、右平兵衛義其以後願之上御役目御免被下、跡役並人頭共子共平左衛門被仰付、御知行跡式被下置候事。同高 五百文、三丁野目村御百姓勤右衛門。此指上金貳百切寶曆七年以上納、但右勤右衛門親吉兵衛代右金指上、右高之通御知行被下置候處、右吉兵衛義其以後隱居仕、子共右勤右衛門に引續き御知行跡式共被下置候事。同高 五貫貳文、伏見村御百姓新十郎。此指上金貳千貳切、内千二切寶曆七年以上納、千切同十年上納。同高 五百文、上眞山村御百姓喜左衛門。此指上金二百切寶曆七年以上納、右金指上、右高之通御知行被下置候處、右御知行御割相濟不申以前に、右喜左衛門病死仕家督喜惣右衛門も隱居仕子共右喜左衛門に引續、御知行跡式被下置候事。同高 三貫三百貳拾文、下眞山村御百姓左内。此指上金五百三拾壹切明和四年上納、但右左内親佐左衛門代右金指上、右高之通持高跡年具に被成下候處、右佐左衛門義病死、子共右左内に引續跡式被下置候事。一紙御知行高六貫五百貳文、此指上金二千六百貳切、跡年具高三貫三百貳拾文此指上金五百三拾壹切貳口金三千百三十三切、右之通御座候以上。安永貳年八月 玉造假大肝入 平太夫。

【高橋萬右衛門】天明凶歳の慘禍は、山の手方面に多かりき。躬から藏を開いて穀を施し且衆に率先して救恤品を募り

て飢民を助く、藩主正山公その篤行を激賞して士分に擧げ祿及び時服を賜ふ。左記の文書は編者嘗てその後裔高橋萬兵衛に請ふて閱覽せしことあり、今の鳴子ホテルの高橋八郎に傳へて家にあり。

鳴子村御百姓 萬 右 衛 門

其身事去年凶作に付而は一村渴命跡の者數多有候を、一己之才覺を以て穀物等合力せしめ、當春に至候而茂種物等夫々助成し奇特之志深切之事被召置、依之持高田畑代取合八百九十文之所御知行被下置、大番組侍御取扱永々被成置下候事附御家一偏に而侍分之御取扱と相心得 公儀表者勿論外人附合只今迄之通相心得可罷在事。 玉造鳴子村御百姓 萬 右 衛 門

天明三年凶作に付而は極貧之百姓共及餓死候に付、種胤並大麥味噌相與へ及餓死候者共相助候志し奇特之事に候、依之爲御褒美木綿羽織地一反被下候事。

鳴子村中屋敷彌作分湯元屋敷新百姓。 一田代二百文、右之通去年凶作に付同村急渴命跡之者共爲合力と相救候仰立を以持高の内其身一生被下置候條割渡申候物成より取納可申候以上。

天明四年壬正月 小原木七左衛門印 高橋東藏印 安部善左衛門印 坪田平左衛門印 鳴子村萬右衛門殿。

三、金石文に著はるる人物

【伊藤東溟】 諱は茂雄通稱律之助字は子律、文政十年三月四日玉造郡岩出山郷に生る。父は戸田嘉右工門道茂母とみ、岩出山城主の世臣にして四番席に班し、一代家老の家格を有し三十八石を食む。道茂二子あり長子定之丞家を繼ぎ、次子は東溟にして出て、伊藤氏を嗣げり。養父伊藤五兵衛茂義は岩出山家臣七百三十五家の中にも九家と稱する家筋にして祿六十五石を食み、家老と同格なり。子無きを以て東溟を養子とせり、東溟の少年時代は豪放濶達にして事皆意表に出づ、惡戯多く學問に親しまず、馬を驅り劍を舞して意氣豪然、然れども一朝翻然悟るところあり、年十六奮

つて藩學養賢堂に入り大槻平泉に隨ひ研鑽倦ず、又其の間武術にも精勵し、就中砲術に長じ二百匁銃を射撃して命中せざるなしといふ。嘉永三年五月昌平疊に入り學益々進めり。之より先き養父茂義天保十年に歿したるを以て、十三才にして家を相續せしも、養母重野尙存せしが、嘉永四年九月重野の訃骨に接し直ちに岩出山に歸る。時に岩出山城主伊達邦直興學の志あり、東溟の學大に進めるを聞き有備館督學に任ず、東溟年二十五、城主邦直の値遇に感じ蓋蓋を傾けて文武の二道を講じて子弟を訓陶せり。然るに時の家老安積權兵衛の形式尊重主義と往々扞格して安政四年有備館督學を辭し再び昌平疊に入る。東溟昌平疊にある安政四年より文久三年に至る七ヶ年にして其の學業大に進み、四方の名士と交はれり、就中親交ありしは岡千仞なりき、林大學頭、安井息軒、塩谷岩陰等の碩學も亦東溟の經學文章を推賞し、萬延元年昌平學々舎長に推されぬ。元治元年春三十九才にして岩出山館主邦直の召還する所となり侍讀となり經史を講ず。此年四月水戸藩の武田耕雲齋等兵を筑波山に擧ぐ、七月幕府より仙臺藩に出兵を命じ、藩にては伊達邦直に先鋒を命ず、邦直是に於て東溟をして出兵計劃及機務に參與せしむ。將に出陣せんとして幕府より休兵の命ありて止む。翌年再暇を乞ひ江戸に出づ、江戸詰仙臺藩家老等東溟を召して邸學の教官とせり。慶應二年幕府征長の軍を發す。仙臺藩は急に東溟をして軍事を偵察せしむ。東溟恰も病中なりしも乘輿京阪防長の間を出入し八月江戸に歸り復命す。其の年十月廿二日芝口仙臺藩邸に歿せり年四十一。芝高輪東禪寺に葬る。東溟遺稿一卷あり、東溟子なし吾妻謙の弟を養子とせり。歿後越一年碑を立つ左に。

伊藤子律墓碣銘。 伊藤子律臥病于江戸。余東其二姪往省至。則不及二姪之奉襲而還。請余銘其墓。余固知子律者。無二姪之言猶

將銘之。况有其言乎。乃銘之曰。子律諱茂雄姓伊藤氏。稱律之助字東溟子律其號。藩宗室岩出山邑主有老臣。曰伊藤茂義。無子

養戶田成長第二子以嗣子律是也。子律少時不羈。馳馬擊劍尙氣義。中年痛悔前非。來府下受學於平泉大槻翁。從遊九年。邑主擢

監察兼有備館督學。而其志不敢爲足。曰丈夫豈可鬱々以在鄉里乎。遂遊江戸入昌平學舎。日與四方名士切劘其業。居七年學大進

任舍長。子律爲人嚴明。舍中諸子不敢犯其約。爲林祭酒安井壘谷諸文學所許。後邑主召還講經。稱旨進秩加祿。會幕府討筑波浪徒。邑主奉藩命出援。邑主方委任子律。軍國機務多決於子律。既而有命休兵。子律素悉外國事情。常非天下之論事者。以是爲年少輩之所不容。快々不得志。再請暇游江戶從旗下士萩原某役于京師。本藩二三大夫知子律可用。補邸學教官大條大夫尤器遇之。常召講左氏。明辨晰然聽者忘倦。翌歲幕府奉上國諸藩。問毛利氏之罪。二三大夫以事急遣子律。伺其動靜。子律既嬰病慨然曰。死生命也與而發。此役諸藩兵互有勝敗。子律問關兵間得其要領。而復命病途不起。實以慶應丙寅十月廿二日歿於芝口邸舍。年四十一。葬高輪東禪寺。妻下郡山氏無子。以吾妻氏昇奉祀。子律常以功名自期。其再遊江戶將有所爲也。嗚呼子律假令不能有爲當世默不可以其所學。托不朽於文章耶。而使之奔走道路。窮無所依奄奄然驚恨而入地。抑亦命也。夫銘曰。

苦學廿年。將有所施。東瞰西瞰。誇與名隨。仗劍四方。待時而爲。二豎交逼。瞑然長辭。旅葬客土。魂果安之。

【館内又右衛門定勝の墓誌】

館内又右衛門定勝墓。定勝君世岩出山之人。父鈴木傳内母鈴木某之子。嗣館内家。自幼好武。從本藩鶴田源右衛門定吉。學真極流拳法。文政七年極其奧義。公爲之命使築場授徒。門人日至月進。故賞之爲大番隊士。弘化二年再賞之爲番入之士。精業不倦教授不懈。方此時武氣興起一鄉風靡。門人得其秘奧者六人。嗚呼定勝君之於業可謂至矣。以寬政八年七月生。文久元年三月十五日以病歿。享年六十六。葬于來迎寺。諡曰勇義義道。門人數人圖其不朽建碑云。岩出山 鷗目溫恭 撰。

【阿部孫四郎慎靜の墓誌】

毅齋阿部先生墓誌銘。明治十二年十月二十七日。玉造郡磐出山小學校二等權訓導阿部君孫四郎歿。年四十有九。其及門之士松岡馨兒訪敏廬。請余誌其墓。余嘗與君一堂把臂杯酒。相笑者前後數回。其爲人溫籍酒脫能飲能談。余竊以爲幸逢一快人。將得永締雅盟焉。不圖今卒受誌墓之囑。亦不能無連奪之嘆也。豈可以不文而辭焉乎。伏案君諱慎靜號毅齋而孫四郎其通稱也。父諱某通稱順造。母佐藤氏。天保二年八月十五日生于磐出山。幼學家庭。稍長遊于仙臺師事樋口源吾翁。遂入養賢堂與一時鉅人名士。上下其議論。業大進。既而歸鄉聚衆授居焉。無幾會王政維新學制一變。各邑小學校設立。明治十年七月補于磐出山小學校二等權

訓導。及門者前後殆千五百有余人。蓋鄉先生之盛所未嘗有也。以故其門往々出奇才異能之流矣。其薰陶之至亦可窺見也。君娶遠藤氏生七男五女。長男龍吉承後。銘曰。

【大内逸策先生の頌德碑】 大正七年岩出山小學校々前に建つ。(參照口繪)

大内逸策頌德碑。古來教育家多矣。雖然真以育英之任終始者世有幾人。爲人溫厚篤實夙好學。入仙台藩養賢堂。研鑽有年學業大進。明治五年教育制之布也。先生有所感自奮受師範教育。以膺水澤宮城兩縣下教育之任。其間實三十又餘稔。教誨諄諄薰陶精嚴。子弟成器者彬彬輩出。其在水澤縣教科監督之任也。東馳西驚統率有方指導得宜。而最持公平不毫挿私心。是以管下教員悅服成蹟頗著矣。其行動之謹蓋翻翻督學者流之豈所能及乎哉。先生素能詩文。一朝以病辭其職也。吟誦遺超然乎物外。其心事之潔實非屑屑教育家之所企及也。客秋適疾革即世也。遠近來弔無不垂淚。如先生則所謂以育英之任終始者。誰不欽仰其德行哉。屬日子弟與有志胥謀。欲勒貞珉以彰其功德。求文于余。余謂先生之功德閱歷墓碣銘既悉焉。何者復叙之要哉。且余不嫻文辭。何以得應其請。斷乎峻拒之。然再三請不已。乃叙其梗概以纒塞其責云爾。銘曰。德行有素。率人以身。守職不苟。功績日新。荒川之水。磐城之山。芳名不朽。永存其間。 大正七年晚春念日 宇和野磐學謹撰。伊達松園丹書。福原東北大學總長篆額。

【花淵信太郎翁の頌德碑】 大正十年岩出山町役場前に建つ。(參照口繪)

花淵信太郎。頌德碑。我が郷の偉人を擧ぐれば則ち先指を翁に屈す。翁は信太郎と稱し姓は花淵氏舊岩出山城主の世臣なり。嘉永三年に生れ考蚤亡して妣に鞠育せらる。幼にして郷塾に入り漢學を修め詩文を能くす。業成りて子弟に教授し、後高等小學師範學科を卒業して教職に就く。而して其の任に當る前後十又二年。後三たひ宮城縣會議員に擧げられ縣參事會員同副議長、或は諸公會委員公共團體諸議員を兼ね、明治二十二年町村制の實施せらるるや、岩出山町長に選はる以來六たひ重任す。而して岩出山大堰普通水利組合事務を兼攝す。翁の町長の職に在るや、先町衛及小學校の兩舎並に隔離病舎を築造し、明治三十八年の大凶歉に際しては窮民を役して合戰原に桑園三十町歩を開拓し其勞銀を以て之を救濟せり、又大堰水路洪水毎に害を蒙るや、其復舊費に堪えざるを憂ひ之を衆に謀り、三年に涉りて千餘間の開渠及隧道を掘鑿し其下流をは大崎水電の發源に充つ民皆之を便と

す。又本町に二流あり共に洪水毎に氾濫して邸宅を浸し耕地を害する頻年なり。翁之を憂ひ明治四十三年其一流の嵯澤川に大改修を加へ漸く其災害を避くるを得たり。又本町の富源を増さんが爲めに不要存置國有林百七十餘町歩を購ひ、之に杉扁柏四十餘萬本を植う。小學校の爲には學田を購ひ兒童をしては植林をなましむ。而して消防組の爲には組員を督勵して杉を植ふ以て基本財産に充てしめたり。其他基本財産蓄積條例罹災救助資金造成制を設くる等幾多の施設經營悉く機宜に適し、其經費亦鮮からずと雖財政の運用を策し敢て町民を負担に苦ましめず。於處難なる哉。翁の諸職に歴任するや至誠にして私なく勤勉にして倦むなく常に意を民力の涵養に致し力を産業の發展に盡し能く町務を整理して殆んど寧日なし。是を以て官廳翁を賞し。特に日露戰役の功に因り勳七等に叙し青色桐葉章を授く、翁晚年諸公職を辭し躬を産業界に投し常に重鎮を以て許さる。翁資性篤實にして沉毅自重にして慎言、然れども公事には則ち侃諤人を憚らず、私交には則ち謙讓人を擇はず所謂君子の人なり、故に闔町舉つて其の徳を稱揚し其功を讚美す。因て爰に有志胥謀り碑を建て之を不朽に傳ひ、永く敬仰して感謝の意を表すと云爾。銘に曰く。

大正十年陽月下浣 大内順撰文。宇和野源校閱。伊達松園書丹。從四位男爵伊達正人題額。

【佐藤幸壽墓誌銘】 碑は一栗村字要害羽州道と縣道分岐點に建置す。

佐藤幸壽君墓碣銘。君諱幸壽字幸左本姓高橋氏。考諱隆永母佐佐木氏。陸前玉造郡上野目村人。長爲佐藤氏所養。性剛毅實最長計算。爲郡吏居常嘆教學之不振。慨然有興廢之志。會朝廷頒學制於天下。屢下令獎勵。於是與鄉民謀新築上野目鄉學。首先衆自服土木之勞。其速竣功之者實君之力爲多矣。本郡開町村聯合會議也。君選爲副議長。明治十三年選爲本縣會議員。人民休戚之所關。知而無不言。言而無不盡。衆稱其硬直。生于安政元年六月十一日。卒於明治十四年九月廿五日。享年二十有八葬于邑先塋之次。配佐藤氏。生一男曰信嗣家。君氣豪意銳汲々事業。若使之有壽則必有所大爲。而天不假年。實忠而沒哀夫。僚友松岡馨兒熱海孫十郎與君交最善。與諸友謀建石請余銘。曰。代表議政。惟公忘私。濫焉即世。不有大施。有才無壽。衆皆惜之。本縣余鄉。代表銘碑。 明治十五年 宮城縣 岡千仞撰 宮城縣會議長從五位增田繁幸篆額 判事勳五等從五位西岡逾明書。

【後藤玉馨壽藏碑】 一栗村字要害羽州道と縣道の分岐點に建置す。

玉馨先生壽藏碑。玉造郡上野目村佐藤義友高橋國成青木恒治佐藤國信青木國靜佐々木國安來謂予曰。我郷後藤玉馨以算術教授于四方者有年于茲。及門者數百人某等與同志謀。今將建一石以不朽其事焉。願子任採筆之勞。予曰我疎于數學何以能得爲算學士。記其神技以形容萬一哉固辭。而四人強請不置。則記其概曰。君名國明通稱貞次郎號玉馨後藤氏。父名某通稱孫七。母佐々木氏。天保七年四月某日生。君幼穎悟異于凡兒。既長從同邑佐藤昭方算術。時弘化四年某月也。從佐藤氏五年通其大義而不自足。就磐井郡赤荻邑安部勘司質其疑焉。以聞其邃于數學也。於是其術大進。去而教授于四方名聲大起。嘗慨然嘆曰。我術未精也豈足爲人師哉。終負笈遊江都入長谷川先生之門學。殆造其室受。所謂見題隱題伏題等諸術而歸。爾後其術益神從遊益多。君輕財恤人。先是岩出山及池月村下宮驛連罹災。究民困甚。君捐金救之。因得木杯及褒詞之。獻上野目村小學校新築費金若干圓。後受木杯壹個之賜焉。爲其人之慈惠與術之精絕可以想見也。 明治十五年五月下浣 東海野史 千葉良純識（世話人佐藤留藏外百十名省略）

【後藤蟬伸壽藏碑】 碑は一栗村字要害羽州道と縣道の分岐點にあり。

蟬伸先生壽藏碑。我陸前州玉造郡岩出山有善書之人焉。曰後藤吉右衛門君。君嘗挾其技教授于郡上野目邑數年。及門者蓋數千百人。因其指畫口授往々出筆法可觀者。一日其徒佐佐木久之亟青木榮次朗來謂于予曰。僕等能得握筆書字而免結繩之煩者。後藤先生之賜也。將欲建壽藏碑記先生之履歷。以圖報恩之學矣。願子爲記其概使不朽于世焉。余以無似固辭而請之不置。終不得止採翰記曰。君名蟬伸後藤氏而吉右衛門其通稱也。父某通稱久七母由利氏。天保三年四月某日生子岩出山邑。家世仕于本邑主伊達氏。君天資溫厚寡言。不啻善書兼涉書史能算術。而其學術有所淵源。書從富田菅野二氏學。算則就安部勘司問之。而學問則未嘗有常師也。明治六年七月爲上野目小學校教員兼任岩出山小學校數科助教。八年二月入岩井縣師範學校僅三閱月。受小學校範學科第三級卒業證書。五月拜一栗小學校四等訓蒙之命。九年七月進二等權訓導。十一年九月有木杯一個之賜。以獻上野目小學校新築費也。君自始負教員之任。至今日孳々汲々薰陶惟務。未嘗一日懈怠。以故生徒學業日進。俊秀之輩出。或可期之於他日云。

明治十五年五月下浣 東海野史 千葉良純撰。（世話人佐藤留藏外百五十三人省略）

【安部文次郎昭方の墓誌銘】 上野目佐藤源吾の次子數學に長じ子弟を教養す、載せて墓誌銘に詳かなり。

文久三年癸亥正月十日安部君以病歿於家。得年僅三十越一日葬於郷觀音寺先塋之側。諡曰玉泰軒保岳道壽。門人後藤國明詢同學某々建石勒文。來徵文於余。顧余非其人也。而以不文峻拒之、非成人美之道也。故不辭而叙之曰。君姓安部諱昭方通稱文次郎。玉

造郡上野目村人。父佐藤氏稱源吾。君其第二子也。天資魁梧風慧絕人。及成童頗好算學。受業鄉人兒玉某。勵精不倦。及稍長遊江戸。算贊於算博士長谷川先生之門。刻苦益勉居數年最巧於容術。先生愛其精敏盡授其秘奧矣。後河遊四方客寓于田府三年。及歸又就鄉人。安部保命而溫習舊學。保命西幣并郡赤荻邑人。器愛君頗示妙義。終養以爲嗣。其後業大進遠近往而受業。其徒無慮數百人。娶某氏有一子先沒。嗚呼豐于才者吝於年。若天假之以年使之導門人其徒亦必有繼君而興起者。惜哉方壯而天奪之壽也。銘曰。耗精算學。克導後世。有名之盛。亦可以瞑。慶應元年 乙丑 岩出山 賜目溫恭人撰之。

【遠澤茂榮之碑】 書道を郷黨の子弟に授く門人碑を建て師恩に報ず碑は東大崎村新田區にあり碑高六尺八寸巾二尺四寸也遠澤茂榮先生於當邑筆道爲師數年惜哉文政四冬十月八日死年四十九葬岩出山來迎寺弟子舉而欲報師恩納先生筆建之也。大世話人 久左衛門。與右衛門。澁井世話人 繁藏。

【遠藤彦之丞碑】 東大崎村の子弟を教養する八百余人、歿後三年門人碑を建て德に酬ゆ、碑は新田區に在り、碑高一丈巾二尺六寸也。

遠藤彦之丞碑。 惠毫先生也者世祿之隊士能書人也。卜居於玉造郡新田郷其姓藤原氏。遠藤名以豐通稱彦之丞。先生之資穎悟質直。自幼立志于書學。師於遠澤茂榮而習古體之筆法。 從事于此有年。既極其秘焉。 所謂書者文之器物也。固有言而無書。則道不得傳後世。乃今古都鄙人事之所以貴也。又從於莊子成祐道人。而授受文學禮法及風傳槍術矣。其性至健故孜孜勉之。所修業皆無不能也。於是。隣里郷黨舉入先生之門。而學所則書亦多矣。加之以脩文辭賦詩詠和歌。其教育不佞受業者遂至八百餘人矣。其郷俗之風殆孝悌日用之道。自明而各守其分職者則先生之德也。然則先生可謂有斐有毅之君子乎。最是藝林之所稀也。夫號惠毫者可謂美幾有教化之補矣。然壽不能龜齡齊者命也。惜哉疾病而臥床少五日而終焉。實元治甲子五月二十有九日。戴身星霜五十九又九年也。其徒如失良玉。愛慕不可休欲不朽其名香。而門人戮力銘勒石惠毫先生筆冢建焉。 慶應二年丙寅五日 仙臺外史 星壬謹誌。

【佐々木實由筆塚】 郷黨の子弟の育英に従事する三十年、門人碑を樹て敬慕の誠を表す。碑は新田夜烏に在り。佐々木實由之碑。 筆之爲體也。甚微而爲用也甚大矣。經傳史子朝令野帖莫非書者。筆端之功不亦偉乎。今此筆也。佐々木先生之所用而不敢不敬愛焉。蓋先生者玉造郡新田町之人。名實由字自光。爲人沉毅而好學。所讀之書必自寫焉。世襲羽黑派修驗之業。

号謂自明院。嘗慨大聖院之衰躬行岩出山興復其家。屢從名取春仲學安家之天文曆術及神道兵法。悉極奧秘。於是更名春龍專信神道居三年。而歸家則設私校子弟已多。教授不怠三十三年。村里懷其德。慶應三年四月廿日沒歲六十三。門人追慕先生遂收退筆塚之同邑夜烏里。建碑題之永傳于不朽所以報其恩也。 明治二十二年四月二十日 石母田頼至撰。

【兒玉圓吉先生壽碑】 高一丈余巾二尺五寸余の碑は下馬館金谷兒玉氏の東にあり。これは盤山先生の頌德碑て多數の弟子達の建立したものである。先生諱を國教字は子方盤山と號した。幼い時から算道を好み長じて仙臺藩士南嶺先生について學び研鑽大いに發明するものがあつた。後更に長谷川礪溪先生に師事して其の奧義を極めて歸つた。歸郷後は家業の傍子弟を教授してあつたが、氏の高名を慕ひ來り學ぶ者數百人に及んだ。氏は明治五年壬申六十四歳で歿した。が氏の蘊蓄を傾けたる著書數十冊今尙兒玉家に藏せられる。

盤山先生壽碑。 州則陸前郡則玉造。邑則眞山。爰兒玉圓吉先生。諱國教字子方號盤山。自少學算術大達。首仙臺藩士從學南嶺先生有年。而大有所發明矣。先生至莫加也。故遊佐都而博士從遊於長谷川礪溪先生。研究其術極蘊奧。歸郷里。其薰灼負笈來學者以應數百人。時年先生六十有四。嗚呼老今門人等謀埋算類銘石先生將永不朽矣。苟非先生之志也。 明治五年壬申年月日 草刈馨撰文。

【多田右京先生頌德碑】 碑は西大崎村社八幡神社入口にあり。

多田先生頌德碑。 先生姓は藤原氏は多田幼時右京と稱す後廣人と改む。鎮守八幡社の修驗たるに及び正覺院を襲ふ。考は藤原源圓岬は片倉氏、先生資性穎悟溫良篤實にして學を好み、少壯志を立て蹴起郷を出て、羽前國月山麓岩根澤湯殿山日月寺傳燈大阿闍梨賢宥法印覺道師に就き、専心勵學神佛兩道の奧秘を極む。尤も經義に通達す又和歌書畫に堪能なり、歸來郷黨に庠序を設け童蒙に句讀習字を授け、専ら忠孝を説き節義を談し諄々として倦まず、教化大に行はれ一郷の風俗爲に醇厚なるに至る。是に於てか先生の學德高風を慕ひ遠近來りて教を乞ふ者亦多し。王政維新神佛分離に際し専ら神道に歸し、村社八幡神社祠掌の職を奉し力を風教に致す、名聲愈彰はれ靡然として其の鴻德を仰かざるはなし、尋て官選戸長の榮を負ふに至るや、銳意農桑を勵し榛

莽を拓き溝渠を修め、孳々荒意を誠め治績大に擧る在職數年にして辭す。後不幸病に罹りて没す、天壽七十五。訃を聞く者之を哀悼せざるはなし。茲に先生の死を距る九星霜今尙師恩治績の遠く且大なるを敬慕して止まず、門弟子胥謀り碑を樹て以て鴻恩を永く後昆に傳へんとす。文を余に囑す余日夕師に侍し聊か其の平常を知る不文を以て辭するを得ず。謹て其の梗概を誌す。

大正壬子元年初秋 篆額巴陵 佐々木守庸 撰文勳七等氏家作右衛門 揮毫 石梅五十嵐其吉

【小野良臣先生筆塚】 碑は役場西東陽寺の境内にあり。

小野先生枯筆家。良臣先生姓は小野氏通稱京三郎實に良房君の長子也。總角より儒を好大内隼人之輔に從て業を受、學已に成天保六乙未年先生二十有一年にして、栗原郡一之迫長崎村に校を開き、門傳東吾同慶助等首め門人數十名あり、是時同郡眞坂村菊地新右衛門。花山村三浦藤五郎。玉造郡大口村五十嵐佐渡治等來りて從學す。天保十年本村に歸館す。弟子尾形良輔千葉英治等三十余名あり、時に上野目村高橋始吉岩出山驛伊藤小太郎來從し而學ぶ、安政年間舊上一栗村岡本勇吉、文久年間大口村高橋長四郎、南澤村佐々木重次郎、舊成田村高橋卯平太等交々來て業を受く當時校勢尤盛矣。然るに維新以置學制一變故を以一時廢頽に屬すと雖、圭玉奚ぞ瓦石に屬せんや南澤の支校に教師たり。嗚呼先生教育年間始四十七年今尙矍鑠たり。其徒二郡十ヶ村に數百名あり、其人を教育するや濃厚淳樸なり、其門人其餘澤を慕ひ蒐集して之を笠碑に刻し、千古不朽に傳ふと云爾。

明治十三年十二月 仙臺連坊小室原内誌。發起人千葉平三郎。補助千葉喜七。世話人熊谷卯三郎。同 赤間喜三郎。南澤村世話人佐々木重次郎。

【佐川陽之助銘碑】 碑は南澤字氷室藥師如來堂の門前にあり。

洋山君即世既葬于岩出山實相禪寺焉。越明年其友某等相與謀。將樹石於其墓側以不朽諸後。持狀來請余銘。余與君久爲同僚義不可辭。按狀君諱義澄字子春通稱陽之助號洋山。陸前國玉造郡南澤邑人。家世業農。考名十四郎爲里正有治績。妣三浦氏。君生歆畝間。志尙自與衆異。讀書不修章句。年已長歷任于水澤秋田鶴岡諸縣。到處皆不得志而還。明治十一年舉宮城縣會議員。當時縣會屬叛設。特重其人君之當選郡民大喜。以爲得人。翌年辭議員尋補宮城縣屬。君家固富裕。而甘斗升祿者蓋有所深思也。十三年爲黒川加美兩郡書記。十五年轉志田玉造兩郡書記。此歲惡疫大行官設避病院。移罹疫者以防其傳染。蚩々乏賦不察其旨。訛言紛起至有欲焚之者。君晝夜驚馳百方解諭。迨疫熄官賜金費其勞。志田郡福沼江合福浦諸村。在江合鳴瀨兩河間。頻逢水災民貧俗惡稱

爲難治。縣議謂戶長不得其人也。乃徙君任戶長。至則觀風土察民性。有所施設累歲奏功。十九年本縣舉行檢地事。知事松平君正直尋求人才。收稅長山田君揆一周識君之熟檢地。舉以爲收稅屬。無幾進俸最加眷注。君乃拮据屢勉焚膏。繼晷至通宵或不眠。其先各府縣速終業者。雖因知事與收稅長所擊畫得其宜。抑亦君之刻勵與有方也。二十一年二月四日以病而沒春秋三十有八。配佐々木氏生二男二女。君爲人豪俠。自喜好飲酒。痛飲大醉。起舞歌呼。殆有張子野之風。然其蒞職也。孳々不怠用意慎密。處事必諮衆不敢苟。平生愛客。詩人墨客至未藝曲伎之流款接聲權。或援留至數月。君雖愉怡中實毅然不可屈。有不合意者雖權貴。不苟馴敬也。以卑官終身。世皆知其才之可用也。若使君豐於壽。則其所爲者豈其止于此哉。悲夫銘曰。抱負爲才。竟不得志。遭遇知己亦足吐氣。雖不施用。可以無歎。石有時隨。斯銘永存。

明治二十二年二月上浣建 宮城縣收稅長從七位 山田揆一篆額。 木戸有直撰並書。 石工江合村 鈴木道種。

四、功績著明の人物

【湯村半兵衛】 天保十一年正月十五日本町五百七十八番地に生る至誠確實にして職務に對し熱烈なりき明治四年四月三日岩出山本郷村長申付けられ同五年八月六日第十一區小二十六區の内岩出山本郷副戶長となる而して同七年一月十七日に至る同九年七月七日岩出山村々扱甲付けられ同十一年十一月二十六日岩出山村戶長となり明治二十年一月二十二日本官を免ぜらるゝ、まで勤續したり同二十二年町村制實施せらるゝ、や岩出山町會議員に擧げられ爾來改選毎に選ばれて明治三十九年五月死亡の時まで其の職に在りたり其の間明治三十五年九月本縣會議員に選任せられたり氏が戶長として又町會議員として致せる効績鮮少なざれども殊に顯著なるは基本財産の蓄積並に造成にして小學校基本財産は當時に其の萌芽を發せしなり又郷社八幡神社境内の植林も此の計畫に成れるものなりと。(參照口繪)

【松前馨兒】 嘉永五年三月十八日岩出山町四百一番地に生る。資性篤實にして事を爲すに慎重常に公衆の利便を計るこ

とに致々没々たり。明治十四年宮城縣會議員に舉られ累選して明治二十七年玉造郡會議員となり、同年宮城縣會議員に選ばれ八月縣參事會員に擧げられ、二十三年六月宮城縣會副議長となる。其の他各種公共團體の委員に擧げられたり。氏が與りたる各方面に於ける功績大なるものあり、就中明治二十一年より岩出山製糸會社長としての畫策奔走は著しきものにして該製糸場の今日ある氏の盡力に因るといふべし。又氏は常に教育に力を致し小學校基本財産の蓄積並に造成に關しては湯村半兵衛氏と協力努力せられたり、尙學校の設備充實に心を用る自ら金品を寄附して範を示し盡力せられたり。明治十五年四月二十九日本縣は硯箱壹個を賞與し平素力を教育に盡せしことを式彰せられたり、眞に故なきにあらずといふべし。

【大場義雄】文化十四年黄金田に生れ通稱義右工門といつた。長じて眞山村馬館區大場氏の婚養子となつた。資性明敏勤勉能く時代の情勢を察して植林事業の有利なるを知り致々としてこれに勗め大いに家産を増殖した。家業に勤むるの傍書道(近衛流)並に敷島の道に親しみ、玉谿と號し名聲遠近に響いてあつた。又屢々京都に上り名師を尋ねて教を乞ひ研鑽大に努め遺墨多く頗る珍重されてゐる。晚年佛道に歸依し明治十五年天照山護勢寺の再建に志し、率先この事業に奔走し現在の大伽藍を建設した。明治三十年一月死去享年八十四法名は天照院殿歌翁筆道大居士。

【高橋平右衛門】眞山村磯田區要害高橋氏數代の祖先である。寶曆年間の頃部落を流る、小松川(用水)は狹長なる部落の中央と數度大彎曲をなして流る、爲、耕地を減縮する事夥しいので水を南側山岸に開鑿して耕地を増し、且つは河岸の缺潰による損害を除かん事を思ひつき、多額の私財を投じて率先此の事に當り、一方部落民を督勵して難事業を完成せられたり。

【上野かつよ】鳴子町中山の人、若くして夫に死なれ、老衰の父母と幼弱なる數人の子女を纖弱なる女の一手にて十有五年の間、老父母に仕へて至孝、身を持する貞烈、日夜刻苦して止まず、郷黨皆感激し、大正十二年知事より旌表され、同十四年 今上陛下銀婚の御慶典に際して賞典に浴し、同十年秋特別大演習に 攝政殿下御行啓の砌、御菓子料を下賜さる。

【佐々木とめの】明治五年八月四日玉造郡一栗村下一栗荒脛巾八二ノ一。佐々木とめのは資性温順にして夫佐々木徳四郎に嫁せし以來よく養父母良人に仕へ家業に努め、夙に孝子貞女の評ありしが徳四郎は家を顧みず二十有五年流浪の生活を送りしに拘はらず、貞節を守り家政を整へたり。不幸にして養父良人子息等の逝去に遇ひ爾來養母に對し孝養益々怠らず、貞操を持續し徳四郎の實弟(分家)長吉の妻病死後は其の二人の男子を引取りて養育しよく家政を支へ漸次家計を回復して公民たるの義務を果せり。大正十五年二月十一日日本郡長郡教育會長より左記の如く彰表せらる。寔に現代婦人の龜鑑たり養母はる(嘉永二年生)と共に益々壯健なり。

一栗村 佐々木 とめの
資性温順にして貞節を守り老母に事へて孝養怠らず家業を勵みて克く子女を教養す良夫浪々家を顧みざること二十有五年而も漸次家政を回復して公民たるの義務を果す等寔に世の龜鑑たり仍て茲に之を旌表す。
大正十五年二月十一日 玉造郡長從七位勳七等 八谷 幅
賞 狀
不遇に處して而も貞淑孝養纖手克く子女を教養し家産を治む寔に世の範とするに足る仍て金五圓を賞與し茲に之を旌表す
大正十五年二月十一日 玉造郡教育會長從七位勳七等 八谷 幅

第十二章 玉造の温泉

第一節 總 説

【温泉地帯】 玉造郡鳴子町川渡村鬼首村の温泉地帯は郡の西北部に位し、脊梁山骨の分水嶺は本邦中央火山系に連亘し安山石・噴火焦石・花崗石により構成するが故に、空气中の水蒸氣は自然作用によりて雨水となりて山層に潜潤し、火山岩に到達すれば忽ち温泉となりて涌出す。その岩質に有する可溶礦物の成分によりて各々その泉質を異にし温泉療養に醫治的效果を顯揚するが如く推定し得らる。

一町二ヶ村の地疆に散布し潜在する泉質多種多様にして特有の主成分を發起しつゝあるが如し。現在の温泉地帯を大別すれば、鬼首村に吹上間歇泉を初とし神瀧・轟・宮澤・蟹澤・荒湯・鳴子町に湯元・河原・多賀・元車・新車・中山・川渡村に川渡・田中・赤湯の諸温泉ありて各々其の泉質を異にす。

【泉質の分類】 明治の初め内務省に司藥場の一課を置き温礦泉の主成分を分析して査定せし時代においては、外國に於ける諸礦泉の鑑識を標準とせられしは過去に屬するも、内務省衛生局試験所當時にありては大別して五種とし後ち追加せしも、化學の向上に伴ひ鑑識査定に幾多の發展あるを期せざるべからず。去れど現代に於ける礦泉種別の標準を列擧する左に。

甲、單純泉(又温和泉)多少高温を有する尋常の水にして僅微の鹽類を溶解するもの、例は千分〇、以下鹽類を含むの類。乙、酸性泉(又酸性硫酸)多量の遊離硫酸・鹽酸・亞硫酸・綠礬・硼酸等を含み、特異の酸性を含む。丙、炭酸泉(又鋼鐵泉)多量の

炭酸を含み、之を振盪すれば甚しく氣球を生ずるもの、又之を熬煎すれば多量に不溶解の抱水酸化鐵を得べき含鐵炭酸泉（又銅鐵泉）。丁、鹽類泉。多量の鹽類、例へば食鹽。硫酸那篤留母（芒硝）硫酸麻屈涅母（瀉利鹽）等を含む。戊、硫黃泉。臭氣ありて多量の硫化水素を含み、或は亞兒加里性硫化金屬を含む。

又六種に分類す、而して泉質名稱の異なるものあり、此の種イ・ロ・ハ・に分てり。又九種に分類するあり、左記の二は即ち九種説なりとす。六種の三説に併せて一種の一説を舉示する下記の如し。

- イ、單純泉・食鹽泉・苦鹽芒硝泉・硫黃泉・炭酸泉・鐵泉の六種。
- ロ、鐵泉・硫黃泉・炭酸泉・鹽類泉・沃土蒲魯謨泉・格魯兒利質亞泉の六種。
- ハ、亞兒加里泉・苦味泉・食鹽泉・土類泉・單純泉・硫黃泉の六種。
- ニ、單純泉・炭酸泉・亞兒加里泉・苦鹽泉・食鹽泉・海水・鐵泉・硫黃泉・土類泉の九種。

【玉つくりのゆ】 國訓同じき玉つくりの地名は國內に三ヶ所あり、攝津の東成郡と出雲の八束郡と吾が玉造郡之れなり。東成郡の玉造には温泉の涌出なきも、八束郡と玉造郡には温泉を涌出せり、爰に於て乎、枕草紙に謂云「玉つくりのゆ」と稱する所在地について、傍註して「未考」と云ひ、又陸奥風土記に「吾が奥州なるべし」と云ふ。

島根縣八束郡熊野村に鎮座せる官幣大社熊野神社の祭神は櫛御氣野命と神祖熊野大神を祭神とす、櫛御氣野命の別の名を櫛明玉命とも國史に記せり、その後裔は即ち美保津姫命にましまして、神武天皇御即位の式に玉を獻じて踐祚を祝え奉りしことありその殊勳は後世出雲に玉作の連、玉祖の宿禰を置いて玉作部の總司と爲し諸國より貢玉を司る。又今の大阪市外東成郡大友村の玉造は大友斐太高麗式の玉を製したる元祖なるが故を以て玉造と稱せり。後ち諸國より玉を貢の制度に、出雲の玉作は瑪瑙、攝津の玉造は砂子玉、陸奥の玉造は石英（參照本誌六七頁）と定められたり。案する貢玉による玉作又玉造は三ヶ國共に其揆を一にすると雖も、枕草紙の「たまつくりのゆ」と稱するは陸奥の玉造なりと推定せらる。式内に祀る所の祭神は出雲は櫛御氣野命は玉作の殊勳として奉齋せしも、藥湯泉の術を教へし祭神にはあら

ざるなり、之れに反して玉造郡に式内の温泉神社温泉石神社の祭神は二社共に大汝貴命少彥名命の二柱にましまして藥湯の術を民に教へし湯神なり、左れば玉造の御湯又たまつくりの湯と記せるは國史に著はる陸奥の玉造温泉たること後世に至るも疑質の要なかるべし、先哲の云爲するあり特に爰に録す。考証を列擧する左に。

枕草紙春曙抄。なぐりの湯、有馬の湯、玉つくりのゆ。

八雲御抄。陸奥にては名取の御湯、飯坂佐波古湯、玉造の湯。

萬葉緯。玄古天孫が降らぬ以前に、大己貴尊と少彥名命と、我が秋津州の民が天折するを憫れみ、始めて藥湯泉の術を製して温泉に浴することを教へた尊であるから、温泉神社と崇めてゐるのである。

封内風土記卷之十一。温泉凡五。鳴子邑。温泉凡二。其一冷也治濕瘡。其二熱湯也。往昔稱姥湯。今號川原湯。治疝氣寸白蟲及撲傷。發出濕瘡。大口邑。温泉凡三。其一川度熱湯也。治瘡風・脚氣・疝氣・撲傷・瘡漏。其二赤湯熱湯也。治疝寸白蟲。其三鷺巢冷湯也。治中毒皮膚癬及諸瘡。

同卷之十八。一迫上郷姫松莊鬼首邑。温泉凡三。其一號荒湯。又稱姥湯。治中風諸瘡痔漏瘰癧及諸瘡。其二號寒風澤。又稱一之瀧。治諸瘡目疾婦人血病。其三號吹上湯。或氣吹穴。湯氣蒸升一丈餘故名之。又曰新瀧。治浸淫瘡之類。以上三湯不詳何時湧出。

仙臺志料。玉造郡温泉十餘所。曰鳴子所在涌温泉。瀧湯涌湯山麓岩石間寬爲瀑。注瀧室凡四條。泉質透明入浴爲黃白色。味鹹帶酸澁。硫臭薰衣服。桶中生黃白色沈泥。氣泡發生。泉源凡二。其一溫針百度以上。其二五十度乃至四十五六度。二源合流注浴地含硫化石灰。硫酸曹達。食鹽。游離酸。硫化水素。明礬。謂純然硫黃泉亦可也。治皮膚諸病疥癬梅毒。相距數十步。一泉滑澤摩肌膚。如捉鱒魚。因稱鱒湯。泉質透明入浴池爲黃白褐色。泉源透明無臭帶灰味。其入浴池爲黑濁色。不生沈泥。溫針昇沸騰點發氣泡。含食鹽。硫酸曹達。炭酸加里。炭酸曹達。硫化加里。炭酸銻。泉性所含亞耳加里。和皮膚脂肪。呈礮化作用。淨刷污垢。

治痔疾脚氣腸胃諸病。相傳承和二年四月瀧山震動七日。崩壞數十丈涌出温泉。十月九日朝詔祠祀。曰溫泉神社叙從五位。號曰鳴聲神社。寬永以前人戸二戸。今簇爲百餘戸。遊佐横谷大沼三氏爲湯戶。産漆器。

河原湯在荒雄川上。歲經水患無完全浴場。泉質透明清潔。溫泉神社有今村定恒碑。曰源廷尉東道。從一妾至龜割嶺生子。至此始發呱呱聲。故稱曰鳴子。

中山湯背負黒森山。前對大矢川富山水。泉質透明入浴池。黑濁有硫臭其味鹹澁。每風雨變色。天氣晴朗即透明。風日則白濁。雨雪則黑濁。此皆氣壓所致。蓋此泉溫度過沸騰點。氣壓強則泉脈中諸物溶解。氣壓弱則所溶解諸物析出。故水色變換。泉性含食鹽曹達。硫酸石灰。重碳酸。亞酸化鐵。硫酸曹達。治打撲金創湯傷火傷癰疔中風傷痲質斯痛風蟲螫。一名蛇湯。以其能治蛇咬也。寬永年中星沼農松本庄六始知泉効開浴室。分居其子爲湯戶。故一名星湯。東去四町有白沙湯。含多量硫黃。明礬爲有功。溫泉以過熱爲廢泉可惜者。

車湯距澤湯十二町。貢大澤山面荒雄川。涌口五所泉質無色。入浴池稍濁帶硫臭灰味。不發氣泡溫度五十二度。含食鹽。硫酸曹達鐵氣。治痲質斯痛風腸胃子宮病。天保元年渡波大久保氏發見。謀呂姓遊佐氏營浴室。本稱鶴淵。用水車汲泉水爲瀑注浴室。故稱曰車湯。遊佐二氏世業湯戶。新車湯弘化三年菅原高橋二姓所發見。

大口村赤湯。涌越戸山麓。涌口二所。泉性皆一。泉色透明入浴池稍濁。浮鐵鏽有硫臭生氣泡。溫針五十二度。含硫酸曹達。炭酸石灰。炭酸鈣。治留飲痰癰疔氣痛風金創疥癬婦人諸病。人家二十戶。湯戸阿部遊佐高橋三氏。往時山崩填壓。享和文化以後與川度鳴子並稱。

田中湯。生鷲巢山麓田畝間。涌口二所。泉性皆一。透明無臭味鹹而澁。發氣泡留沈泥。溫針六十一度。泉性同赤湯。稍混石灰。鐵氣。主治亦同赤湯。又適痲痺病。湯戸高橋民藏享德二年標札。曰此溫泉仁治元年所發檢。而高橋氏世業湯戸至今日。山頂涌出一泉曰鷲巢。泉性硫黃効瘡癬金創。以山坂險絕浴客稀至。

大口村川度。有大石方五間。石底涌出溫泉。浴場三所曰大湯真癒新湯。大湯發見尤古。皆一泉脈。就涌所築浴室。泉性透明入浴池稍爲黃綠色。含硫黃鹹帶硫臭時發氣泡。溫針五十一度。含食鹽。硝酸加里。硫酸曹達。炭酸鈣氣。治腸胃脚氣溫風痛風疥癬婦人諸病。泉源石上有溫泉石神社。爲式內社。藤島氏以祝人兼湯戸。樂山公臨浴。觀近臣患淋疾者。一浴即癒命曰真癒湯。湯戸八姓人家四五十。爲小市街。西北三町一泉曰日湯。溫針四十三度。白濁有硫臭浴池不全。

鬼首寒風澤。湯涌出花淵山麓。浴室一宇。泉無色透明無臭味不發氣泡猶井泉。溫針四十五度。含食鹽。硫酸曹達。硫酸加里。治疔氣留飲痔婦人諸病。湯戸鈴木氏始祖享保年間所發見。貢山擁水極爲幽邃。三瀑溫泉。距寒風澤十餘町。道路險惡往來極艱。一瀑自山上流出。一瀑涌出巨石間驚駭腹爲浴池。一瀑注下浴室。此泉能治眼疾。溪流噴石段爲雷吼。亦爲奇觀。轟湯。涌荒雄山麓。荒雄川所源泉。量增減因川水漲冷熱亦然。泉質同寒風澤。溫針五十三度。治上衝眼病腸胃諸病。享保年間

荒雄川暴漲浴池埋沒。嘉永二年高橋堅磐修造。距轟湯十二町。有吹上揚溫泉。涌出溪流上巖石層。大石瀦流爲池。石隙二窟。熱泉噴出聲響發聲。噴揚丈許猶汽鐘噴蒸氣。蒸烟捲地熱珠舞空。殷々雷鳴已而熱泉一空左窟噴噴不失順序。二窟噴噴終池中不留涓滴春夏交噴揚五六丈。唯宮澤溫泉損壞以後大減其勢。浴室一宇通稱涌口以供浴客。泉性透明純潔帶硫臭。其味淡泊。溫針昇沸騰點續生氣泡。泉具一種性質。往々化石物草木葉化石者。又文理脈絡。現存形狀。蝦蟇蚯蚓諸動物。誤陷泉熱沸騰之餘全形化石。炭酸石灰層薰染遂保全形。泉性含重碳酸石灰。硫酸加里硫化水素。炭酸。泉味極淡。里人就而煮芋栗。治眼病上衝。湯戸大場氏距吹揚六町。一泉曰宮澤。明治八年六月九日山崩塞泉源。已而泉源沸騰。激發地震飛石崩屋。死者三十餘人。他所噴出一熱泉。蓋此歲霖雨荒雄川暴漲。水力鬱地層中者。激發崩山岳餘勢析泉脈噴出此地者。距轟泉三里有荒湯。一名姥湯。涌出荒雄岳半腹。爲瀑流架寬導浴室。泉性透明入浴池白而濁。硫臭衝鼻鹹酸澁滯狀類鳴子瀑湯。發氣泡沈泥爲黃白色。溫針六十五度。含食鹽。硫酸曹達。硫酸加里。硫化石灰。硫化加里。游離硫酸。明礬。硫化水素。治創傷弛緩性腫瘍脚氣腸胃諸病。湯戸遊佐氏元和十三年始設浴室待客。瀑湯涌出山上。溫度上沸騰點。架寬導至荒湯側爲懸瀑。泉質瑩徹可數毛髮。

第二節 鳴子町温泉

鳴子町の温泉所在地 (参照口繪) 本町各所に散在せる温泉涌出の地域を湯元河原新屋敷多賀元車新車中山の七區に分類して由來、位置、交通、旅館、旅籠等を詳述するに、宮城縣警察部衛生課に於て昭和二年九月二十九日宮城縣鑛泉志と題する一書を公刊せられたり、書中に玉造郡鑛泉の一項を掲ぐ抄録下の如し。

宮城縣鑛泉志。(鳴子温泉)所在地鳴子町湯元。由來。鳴子温泉の開湯は、湯元温泉神社が延喜式内なるを以て延喜以前なることは疑ふべからず。鳴子の起源に就き傳へ云ふ、仁明天皇の承和二年四月、鳥谷ヶ森鳴動すること數日、爲めに山嶽崩壊して熱泉頻りに迸出せしかば、里人此の由を朝廷に奏す。朝廷仍て同年十月九日、温泉神社を從五位下に叙して祀らしめ、其の湯を名づけて鳴聲の湯と云ふ、これ鳴子の地名の始めなりと。又一説には、文治の昔、源義經の難を奥州に避けし時其の愛妾靜、龜若峠に於て龜若を産み、此の地に來りて温泉に産湯を使ひ、始めて聲を發したるより啼子と名づけ、後ち鳴子に改むと

あり。

位置。鳴子温泉は玉造郡鳴子町に在り、鳴子驛を中心として、人家軒を並ぶる數百戸。北に花淵山の峻嶺を望みて荒雄川の右岸に位し、南は鳥谷ヶ森を控へ、風光の幽邃閑雅にして、眺望の絶佳なること他に類を見ず。東川渡驛より西中山平驛に至る二里の間、山青く水清くして、殆んど塵外の思ひあらしむる境地に、天は更に靈泉の靈脈を興へ、山腹に又は河畔に平地或は田圃に、温泉の滾々として湧出すること無數なり。此の地漆器、木地細工の名産地にして商業繁盛を極む。湯元は停車場を距る僅か二三丁の所に在りて、附近に鳴子警部補派出所、郵便局、鳴子町役場、温泉座、温泉神社及び、冬季スキーの好適地なる上野の原あり。温泉の湧出口は多數なるも、中にも鱒湯、新鱒湯、瀧の湯、源藏湯、賜の湯、鷹の湯多賀の湯等最も名高し。

交通。仙臺を去る西北十七里、東北本線小牛田驛より分岐し、陸羽東線に據れば容易に鳴子に至るべし。
旅館。旅館は相接し大厦を連ね、横屋、遊佐屋、大沼旅館、鳴子ホテル、高野屋、舛屋、松本屋等あり。宿料も温泉旅館組合に於て、何れも割引をなし、一泊一等三圓、二等二圓五十錢、三等一圓八十錢と定めたり。また料理店飲食店等多く軒を連ぬ。
旅籠料。五圓以上七圓迄特等、一等三圓、二等二圓五十錢、三等一圓八十錢にして、入込座敷料は一圓以上とす。又貸切座敷料は、疊一枚一日分特等五十錢、一等三十錢、二等二十五錢。仙臺より鳴子迄汽車賃三等一圓三十六錢。また山形縣新庄驛よりは約二時間にして此の地に達するを得べし。交通極めて便にして、町内自動車、人力車の便あり。また停車場より四丁餘の一の坂湯泉樓には、有名なる間歇泉あり高さ二丈に達し、實に壯觀を極む。

鳴子河原温泉 (参照口繪) 鳴子町字河原湯四〇番地に在り、一を姥の湯、通稱河原の湯と云ひ、一を新河原湯と云ふ。

宮城縣靈泉志。一、姥の湯、本泉は新河原湯と共に河原温泉と稱し、鳴子驛の崖下荒雄川の右岸礫に在り。神護景雲二年の發見天和二年遊佐仁平の開湯なりと云ふ。屢々洪水の爲めに湧出口を失ひ廢湯數度に及びしが、又開湯を見るに至れり。二、新河原湯、荒雄の湯とも云ふ。

多賀下温泉 (参照口繪) 二湯あり一を西多賀の湯、一を東多賀の湯と云ふ。

宮城縣靈泉志。鳴子驛の東四丁荒雄川畔にあり。東西二ヶ所に別れ共に近年の開湯なり。西多賀の湯(小島)東多賀の湯(遊佐)の二館あり。

新車温泉 (参照口繪) 菅原の湯。龜の湯。一の坂温泉の所在地なり。

宮城縣靈泉志。新車温泉元車湯より西へ一丁にして、眺望絶佳の一の坂温泉及び新車湯あり。一の坂温泉は新車湯高繁旅館の西にして、温泉樓主高橋きね氏の經營にして、主として旅館專業の旅館なり。旅館東より近來發見せられし間歇温泉は、一定時間を隔て、熱湯を噴出し、高さ三十尺に達す。數丈の湯柱天に沖し、濛々の湯氣をあぐる壯觀偉觀は、筆紙の及ぶ所に非ず。
一 新車湯には菅原の湯、龜の湯あり。菅原の湯は菅原東吾氏の經營にして、層樓は大正六年の落成にかゝり、別館又は新館と稱し最新式の構造にして、脱衣室化粧室その他の設備あり。客室五十餘、旅籠、自炊二様の外に蒸湯貸切浴槽等に分れあり。
二 龜の湯は高橋繁三郎氏の經營にして高繁旅館なり。荒雄川を控へ三條山の翠巒に對せる客室は、近代的の建築なり。

元車温泉 鳴子町車湯にあり。

宮城縣靈泉志。元車温泉湯は鳴子驛の南八丁、赤湯とは六町を距つるのみ、鳴子町に屬し大澤山の北麓車湯園にあり。荒雄の清流に臨み、三條山末澤山等と相對し、地勢闊達眺望の雄大を以て稱せらる。附近に辨天淵、三條山の名所あり。温泉には効能の湯靈泉湯、洗心の湯、辨天湯、保養院の湯等あり。旅館には金忠旅館(遊佐忠左衛門)三階旅館(遊佐與右衛門)三塚旅館(三塚清兵衛)鳴子保養院ホテル(桑原東岸)等あり。鳴子驛は汽車の發着毎に、自動車の定期往復人力車の往復等絶へず交通至便なり。又赤湯、田中、川渡の各温泉にも自動車の連絡あり、入浴者にとりては頗る利便多し。

車湯記。車湯爲温泉八湯一。遊佐氏世々。按遊佐氏先出于畠山重忠。重忠子重保住出羽庄内遊佐因氏焉。天正年中其裔國助者武粹與族人七名。移玉造郡屬大崎氏號遊佐七騎。遊佐氏爲郡巨族。既七騎之子孫國助孫與右衛門始歸農籍。與族人開山野住末澤家世襲與右衛門之稱。天明二年發見此泉地。族人忠藏之所有與右衛門買其地開溫泉資次待浴客。取地名稱鶴飼新湯。文化年中與右衛門子與惣治忠藏。設水車於澡室側。汲湯爲懸瀑以供浴客灑注最悅。其奇巧稱無復曰鶴淵者。遊佐氏爲湯戶。六世盛築樓榭蓋草爲三十七盆分甲乙丙三口以待浴客。屋室之宏器多々完冠七湯。四方遊者無不說遊佐氏云々。

明治辛卯年秋

岡鹿門撰 龍川前田成秀書

中山温泉 (参照口繪) 鳴子町中山にあり、往時は蛇湯と白淵の湯のみありしも、今は中山ホテル・浩養館、蛇の湯新中山温泉に、大谷川畔に噴出する間歇泉あり、北日本の耶馬溪と稱せらる。

宮城縣鑛泉志。 位置 (所在) 玉造郡鳴子町中山、中山温泉は、鳴子を西南に距る三十丁、中山平驛の東十丁に在り。 由來 發

見の年代詳かならざれども、今の鳴子温泉大沼源藏の祖、彌治右衛門の紀州熊野より來るや、始めて中山に住したりとの説あり
初めて浴槽を開き開拓したるは、寛政年間、星沼の人松本庄右衛門にして、今の泉主松本勇三郎は其の後裔なりと云ふ。 舊時星
湯(蛇の湯)星壽の湯の二湯ありしが、明治四十三年八月山崩れて一度滅し、最近に至りて漸く蛇の湯だけでも復活せり。 交通陸羽
東線中山平驛より下車それより十丁餘にして湯泉場に達すべし。

安永二年風土記書出。(鳴子)鳴子瀧の湯。但鳴子湯元と申傳候冷湯に御座候、湯坪二つ瀧御座候、此所温泉之神社は上之山に御
立被成候品々は社之書上に在り。川原の姥湯。但鳴子の湯元より三丁三十間下へ隔、湯坪一つにて往古より姥湯と申傳候得共、
只今は川原湯と申傳候熱湯に御座候。

玉造郡地誌。(鳴子村)鳴子瀧湯、湯質、硫黃明礬を以て混成す、微毒濕毒疝癩頭痛打身脚氣痢病眼病寸白下血症神經病に宜し、
浴場七ヶ所逆旅六戸、一歳浴客大凡三萬五千人。 承和四年戊申見出。(本車湯)湯質、硫酸曹達羅備摸尼亞を以て混成す、留飲脚
氣屢麻質斯痛風に宜し、浴場四ヶ所逆旅三戸、一歳浴客大凡八千人、承應二年戊寅見出。(新湯)湯質、金氣を以て成る、勞症疝癩
脚氣痛風に宜し、浴場三ヶ所逆旅二戸、一歳浴客大凡五千人、天文二年癸巳見出。(河原湯)湯質、銀氣を以て成る、疝癩留飲眼
病に宜し、浴場二ヶ所逆旅二戸、一歳浴客大凡二千人、寛永十七年庚申見出。(星ノ湯)湯質、金銀氣を以て混成す、打身金瘡切
疵火傷湯傷脚氣癩瘡瘡疝疝氣寸白血症眼疾蛇毒に宜し、浴場一ヶ所逆旅二戸、一歳浴客大凡一萬五千人、天喜三年乙未見出。 寛
政七年乙卯發起。

【温泉の稱號及泉主】 湯元に横屋旅館鰻湯熊谷彦治・高野屋鷹の湯高野善兵衛・遊佐勘新鰻湯遊佐左衛門・源藏湯大沼源
藏・瀧湯熊谷彦治遊佐勘左工門大沼源藏共同。 樹屋升の湯高橋萬藏・遊佐旅館遊佐まん・鳴子ホテル賜湯の湯高橋八
郎・東屋佐々木東太郎・遊泉閣平塚徳太郎・松本旅館松の湯。 河原(参照口繪)姥の湯遊佐甚平・東河原湯高橋みさを
新屋敷に丸正旅館大沼せつ・八幡湯千葉五郎・新屋敷西多賀下に西多賀の湯小島文治郎・東多賀の湯遊佐あやの(参照
口繪)東湯(参照口繪)菅原旅館菅原の湯菅原東吾・高橋旅館龜の湯高橋繁三郎・金忠旅館効能の湯靈泉湯遊佐とみえ。

三階旅館洗心の湯角田林之助・保養院ホテル桑原三雄・川口屋旅館三塚榮藏・熊喜湯家喜恒藏・湯泉樓(一坂噴泉參
照口繪)高橋きね。 中山に浩養館(参照口繪)中山噴泉)中山温泉土地株式會社代表岡勇次郎・中山ホテル白洲湯又ふか
し湯高橋友衛・松本旅館蛇の湯(参照口繪)松本忠之助・遊佐旅館星沼の湯遊佐源治郎・仙庄館瀧湯又新湯加藤敏男等
は昭和四年の現状なりとす。

【泉質及び醫治効用】 上記の温泉稱號により各泉主は内務省に定量の分析を請求せられたるにより、規程に基き鑛水の
含有成分を分析し醫治効用を表記せり、宮城縣鑛泉志を載録する以下列舉の如し。

(鰻湯)。本水は殆んど無色澄明(溫時暗黒色)硫化水素臭と微かに鹹味を有し、「フェノールフタレイン」に對し、アルカリ性の反應
を呈す。

泉質	食鹽含有アルカリ泉(放射能)	0.300	溫度	九十五度	固形物總量	2.388	比重	攝氏十五度	1.0013
イオン表	本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量左の如し。								
カチオン	ナトリウムイオン	0.7206			マグネシウムイオン	0.0002			
	カリウムイオン	0.4362			アルミニウムイオン	0.0007			
	カルチウムイオン	0.0061			フェロイオン	0.0002			
アニオン	クロールイオン	0.5577			炭酸イオン	0.1812			
	硫酸イオン	0.0608			水酸イオン	0.0159			
	ヒドロ磷酸イオン	0.0004			メタ珪酸	0.2722			
	水 硫 イオン	0.0103			硼酸(メタ)	0.0811			
	ヒドロ炭酸イオン	0.6985			游離硫化水素	微 量			
鹽類表	本鑛水は其の集成一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相當す。				重碳酸ナトリウム	0.96127			
	クロールカリウム	0.83180							

クロールナトリウム	〇、二六七二〇	炭酸ナトリウム	〇、三三六七〇
硫酸ナトリウム	〇、〇八九三〇	水酸化ナトリウム	〇、〇三七四〇
ヒドロ磷酸アルミニウム	〇、〇〇〇四三	水酸化ナトリウム	〇、〇一七四六
硫酸アルミニウム	〇、〇〇〇三九	珪酸 (メタ)	〇、〇八一〇
重炭酸亜酸化鐵	〇、〇〇〇六三	メタ硼酸	〇、〇八一〇

遊離硫化水素 微量

醫治効用(浴用)慢性癱瘓質斯・各種の麻痺(半身不隨等)外傷性諸障害・慢性濕疹・官能性神經病(ヒステリー)及神經衰弱(慢性皮膚病・痛風腺病・慢性婦人生殖器病・月經閉止期障害・慢性生殖器及泌尿器諸病・慢性鼻咽喉及氣管支加答兒(喘息)及肺氣腫々繼發せるもの)慢性攝護腺炎・諸病恢復期。

(鷹の湯)。本礦水は澄明にして微に黄色を帯び、硫化水素の臭氣を有し、弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 芒硝含有硫黄泉 固形物總量 二、六六八八(一キログラム中のグラム) 比重一、〇〇二四 溫度 九十八度

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する、各成分及分量左の如し。

ナトリウムイオン	〇、七五二五	カルチウムイオン	〇、〇〇二九
カリウムイオン	〇、〇三一六	アルミニウムイオン	〇、〇〇一六
マグネシウムイオン	〇、〇〇九三	アンモニウムイオン	〇、〇〇〇二
クロールイオン	〇、四二七三	水 硫 イオン	〇、〇七八一
ヒドロ炭酸イオン	〇、三〇一六	珪酸 (メタ)	〇、二五三八
硫酸 イオン	〇、七三一七	硼酸 (メタ)	〇、〇四二六
ヒドロ磷酸イオン	〇、〇〇四四	遊離炭酸	〇、〇〇三八
クロームナトリウム	〇、六五九三	重炭酸ナトリウム	〇、三六九一

鹽類表 本礦水は其の集成、一キログラム中、左の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇五八一	重炭酸カルシウム	〇、〇一八
クロールアンモニウム	〇、〇〇〇九	硫酸アルミニウム	〇、〇〇二五
硫化ナトリウム	〇、一二一五	珪酸 (メタ)	〇、二五三八
重炭酸マグネシウム	〇、〇三三一	硼酸 (メタ)	〇、〇四二六
磷酸アルミニウム	〇、〇〇五六	遊離炭酸	〇、〇〇三八
次亜硫酸ナトリウム	〇、〇一五五	遊離硫化水素	〇、〇〇四三
硫酸ナトリウム	一、〇八七八		

醫治効用(浴用)慢性皮膚病・慢性癱瘓質斯・痛風・腺病(癩癧)・慢性胃腸病・神經痛・肝臟病・婦人生殖器病・經久梅毒・鉛及水銀中毒症・脊髄症。

(新鰻湯)。本礦水は無色澄明にして、硫化水素の臭氣を有し、微弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 芒硝含有硫黄泉 比重 一、〇〇一八(十度) 溫度 八十五度 固形物總量 二、〇八六(一キログラム中一グラム)

放射能 〇、三四

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び其の量次の如し。		カルチウムイオン	〇、〇〇七〇
ナトリウムイオン	〇、五一一八	マグネシウムイオン	〇、〇〇〇七
カリウムイオン	〇、〇一一一	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇三
アンモニウムイオン	〇、〇〇〇二	硼酸	〇、〇二二六
クロールイオン	〇、三八二七	遊離炭酸	〇、〇四〇二
ヒドロ炭酸イオン	〇、一八九八	珪酸 (メタ)	〇、一四九一
水 酸 イオン	〇、〇三三二	硫化水素	〇、〇三三六
硫酸 イオン	〇、八三四四	有機物	多量
ヒドロ磷酸イオン	〇、〇〇〇七		

鹽類表 本礦水は其の集成、一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールナトリウム	〇、三九七九	重炭酸マグネシウム	〇、〇〇四二
クロールカリウム	〇、〇二一〇	磷酸アルミニウム	〇、〇〇一〇
クロールアンモニウム	〇、〇〇〇九	硼酸	〇、〇二二六
次亜硫酸ナトリウム	〇、〇〇一七	珪酸 (メタ)	〇、一四九一
硫酸ナトリウム	一、二三四〇	游離炭酸	〇、〇四〇二
重炭酸ナトリウム	〇、二二八三	硫化水素	〇、〇三三六
水酸化ナトリウム	〇、〇五六七	有機物	多量
重炭酸カルシウム	〇、〇二七五		

醫治効用(浴用)慢性皮膚病・慢性癩麻質斯・痛風・腺病(るいれき)・肝臓病・慢性婦人生殖器病・經久梅毒・鉛及水銀中毒症。
(賜の湯)。本礦水は無色清澄にして收斂性の味あり、酸性反應を呈す。

泉質 酸性泉(放射能) 〇、九七 温度 六十九度(攝氏) 固形物總量 一、四三二九(一キログラム中一グラム)
比重 一、〇〇一三(十七度)

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン	ナトリウムイオン	〇、四二七四	カルシウムイオン	〇、〇二〇〇
	カリウムイオン	〇、〇二五五	マグネシウムイオン	〇、〇〇二八
	アンモニウムイオン	〇、〇〇一〇	フイロイオン	〇、〇三一七
アニオン	クロールイオン	〇、二五一一	硼酸	〇、〇一九九
	硫酸イオン	〇、八五七九	游離硫酸	〇、三三九七
	珪酸 (メタ)	〇、二七七九		
鹽類表	本礦水は其の集成、一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。		硫酸カルチウム	〇、〇六八〇
	クロールナトリウム	〇、三七六六		

クロールアンモニウム	〇、〇〇三一	硫酸ナトリウム	〇、八六三〇
クロールカリウム	〇、〇四六一	珪酸 (メタ)	〇、二七七九
硫酸アルミニウム	〇、一八九三	硼酸	〇、〇一九九
硫酸亞酸化鐵	〇、〇八七八	游離硫酸	〇、三三九七
硫酸マグネシウム	〇、〇一三五		

醫治効用。(浴用)劇症の粘液漏及び慢性加答兒・癩病・梅毒性潰瘍及頑固の潰瘍・腺病・惡液及び粘膜の弛緩より來る下痢疥癬
其他慢性皮膚病・虛性止血等。

(瀧の湯)。本礦水は、遊佐勘左衛門・熊谷彦治・大沼源藏等其の泉主にして湧口數個あり。本礦水は、色微に白色を呈し、酸味
ある硫化水素臭を有し、酸性反應を呈す。

泉質 酸性泉(放射能) 〇、三〇 温度 六十一度 固形物總量 二、四八九七(一キログラム中一グラム)
比重 一、〇〇二四

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する、各成分及び分量次の如し。				
カチオン	ナトリウムイオン	〇、四二二三	マグネシウムイオン	〇、〇〇三二
	カリウムイオン	〇、〇一六五	フエロイオン	〇、〇七八八
	アンモニウムイオン	〇、〇〇一四	アルミニウムイオン	〇、〇七九三
	カルチウムイオン	〇、〇二九二		
	クロールイオン	〇、〇七一九	硼酸	〇、〇一四二
	硫酸イオン	一、四八四五	游離硫酸	〇、五六四二
	ヒドロ熾酸イオン	〇、〇〇二〇	游離硫化水素	〇、〇〇四一
	珪酸 (メタ)	〇、二七二七		
鹽類表 本礦水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。				
	クロールナトリウム	〇、〇八八六	磷酸アルミニウム	〇、〇〇二六

クロールカリウム	〇、〇三二六	クロールアンモニウム	〇、〇〇一四
硫酸ナトリウム	一、一七二一	珪酸 (メタ)	〇、二七二七
硫酸カリウム	〇、〇九九三	硼酸	〇、〇一四二
硫酸マグネシウム	〇、〇一六三	遊離硫酸	〇、五六四二
硫酸亜酸化鐵	〇、二七八六	遊離硫化水素	〇、五六四二
硫酸アルミニウム	〇、四九八一		

〔源藏湯〕。本鑛水は、無色澄明にして沈澱あり、硫化水素の臭氣及び酸味を有し、反應酸性を呈す。
 泉質 酸性泉 比重 一、〇〇二二 温度 六十四度 固形分總量 二、三一五 (キログラム中一グラム)

カチオン	カリウムイオン	〇、〇〇八八	マグネシウムイオン	〇、〇五五〇
	ナトリウムイオン	〇、一〇三四	フェロイオン	〇、〇〇六七
	アンモニウムイオン	〇、〇〇三二	アルミニウムイオン	〇、〇五〇五
	カルチウムイオン	〇、〇一九五	硼酸	〇、〇〇四〇
アニオン	クロールイオン	〇、〇五四六	遊離硫酸	一、二三〇五
	硫酸イオン	〇、五一一三	遊離硫化水素	〇、〇一二〇
	ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇二一		
	珪酸 (メタ)	〇、二八七六		

鹽類表 本鑛水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相等す。

クロールナトリウム	〇、〇六六〇	燐酸アルミニウム	〇、〇〇二六
クロールカリウム	〇、〇一六八	クロールアンモニウム	〇、〇〇九五
硫酸ナトリウム	〇、二三九五	珪酸 (メタ)	〇、二八七六
硫酸カルチウム	〇、〇六六七	硼酸	〇、〇〇四〇
硫酸マグネシウム	〇、〇三〇六	遊離硫酸	一、二三〇五
硫酸亜酸化鐵	〇、〇一八二	遊離硫化水素	〇、〇一二〇
硫酸アルミニウム	〇、三一六五		

醫治効用。(浴用)劇症の粘液漏及び慢性加答兒・癩病・梅毒性潰瘍及び頑固の潰瘍・腺病・惡液及び粘膜の弛緩より來る下痢・疥癬・其他慢性皮膚病・虛性出血等。

(升の湯)。本鑛水は、微に白色透明の液にして、味酸味を有し、硫化水素臭を有す。酸性反應を呈す。

比重大	一、〇〇三三	固形物總量	二、四五五〇一 (一キログラム中一グラム)	
イオン表	本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び其の量次の如し。			
カチオン	カリウムイオン	〇、〇三二八一	マグネシウムイオン	〇、〇一五八
	ナトリウムイオン	〇、一五八二〇	アルミニウムイオン	〇、〇〇二八三
	カルチウムイオン	〇、〇八一〇	フェロイオン	〇、〇五八〇一
	クロールイオン	〇、〇七七一三	遊離炭酸	〇、〇七七一三
アニオン	硫酸イオン	〇、六七六二六	硼酸	微 量
	ヒドロ炭酸イオン	〇、四七九〇〇	硫化水素	多 量
	珪酸 (メタ)	〇、一九四九三		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇六二五一	重炭酸マグネシウム	〇、三七六二八
クロールナトリウム	〇、〇八五三三	珪酸 (メタ)	〇、一九四九三
硫酸ナトリウム	〇、三七一五〇	遊離炭酸	〇、〇七七一三
硫酸カリウム	〇、二七二二二	硼酸	微 量
硫酸マグネシウム	〇、一八五〇四	硫化水素	多 量

硫酸アルミニウム 一、〇一七七三

醫治効用。(浴用)慢性皮膚病(濕性掻痒性)・慢性癩麻質斯・痛風・腺病・慢性婦人生殖器病・月經閉止期障害・諸種の麻痺・慢性鼻咽喉及氣管支加答兒喘息及肺氣腫に繼發せるもの經久梅毒。(鳴子新屋敷の湯)。本水は微に白濁を呈し、少量の沈澱物を含有し、無臭にして僅微鹹の味を有す。ロゾール酸に對しアルカリ性反應を呈す。

泉質 石膏含有弱食鹽泉 比重 一、〇〇〇四八 溫度 五十七度 固形物總量 一、〇八一(一キログラム中一グラム)

イオン表	本鑛水一キログラム中に含有する各成分及其量次の如し。
カチオン	カリウムイオン 〇、〇〇八五
	ナトリウムイオン 〇、一九六六
	カルチウムイオン 〇、〇三二六
アニオン	クロールイオン 〇、二七四五
	硫酸イオン 〇、一三九一
	ヒドロ炭酸イオン 〇、〇一八二
	炭酸イオン 〇、〇〇八三
	マグネシウムイオン 〇、〇〇四七
	アルミニウムイオン 〇、〇〇一〇
	フィロイオン 痕跡
	水酸イオン 〇、〇〇〇一
	珪酸(メタ) 〇、二六一三
	游離炭酸 〇、〇一二五

鹽類表 本鑛水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇一五九五	重炭酸マグネシウム	〇、〇〇五六〇
クロールナトリウム	〇、四四〇二五	炭酸マグネシウム	〇、〇〇一二一
硫酸ナトリウム	〇、〇七二九八	水酸化アルミニウム	〇、〇〇〇一九
硫酸カルシウム	〇、一〇〇〇〇	珪酸(メタ)	〇、二六一三〇
硫酸アルミニウム	〇、〇〇五三〇	游離炭酸	〇、〇一二五〇

醫治効用。(内用)慢性消化器病(弛緩症)(食物停滯)(弛緩性便秘)・慢性喉頭及氣管支加答兒、新陳代謝病及全身病(糖尿病)。

脂肪病・痛風・貧血・腺病

(浴用)外傷性障害・慢性筋及關節癱瘓麻質斯・慢性濕疹・官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)・輕度の脊髓病・中樞及末梢性麻痺(經久半身不隨・小兒麻痺)・婦人生殖器の慢性諸病・慢性攝護腺炎・諸病恢復期・腺病質。

(鳴子河原温泉) (所在 玉造郡鳴子町河原湯四〇)

姥の湯。本泉は新河原湯と共に河原温泉と稱し、鳴子驛の崖下荒雄川の右岸濱に在り。神護景雲二年の發見。天和二年、遊佐

仁平の開湯なりと云ふ。屢々洪水の爲めに湧出口を失ひ、廢湯數度に及びしが、又開湯を見るに至れり。

本鑛水は、無色澄明無臭味鹹澁味を有し、アルカリ性反應を呈す。

泉質 弱鹽類泉(放射能) 〇、四 溫度 五十一度 固形物總量 一、六九八(一キログラム中一グラム)

イオン表	本鑛水一キログラム中に含有する各成分及分量次の如し。
カチオン	ナトリウムイオン 〇、二七一〇
	カリウムイオン 〇、〇二五九
	アンモニウムイオン 〇、〇〇〇九
アニオン	クロールイオン 〇、一一一五
	ヒドロ炭酸イオン 〇、三〇七〇
	硫酸イオン 〇、四〇六〇
	ヒドロ磷酸イオン 〇、〇〇〇七
	カルチウムイオン 〇、〇七九六
	フェロイオン 〇、〇〇〇四
	硼酸 〇、〇二二七
	珪酸(メタ) 〇、三一一〇
	游離炭酸 〇、二五三〇

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇五七二	重炭酸マグネシウム	〇、〇〇九六二
クロールナトリウム	〇、一三〇二二	重炭酸亞酸化鐵	〇、〇〇〇一〇
クロールアンモニウム	〇、〇〇〇一八	磷酸アンモニウム	〇、〇〇〇一〇

硫酸ナトリウム 〇、六〇〇四
 重炭酸ナトリウム 〇、〇八九〇
 重炭酸カルシウム 〇、三二二四
 珪酸 〇、〇二二七
 珪酸(メタ) 〇、三一一〇
 游離炭酸 〇、二五三〇

醫治効用。(浴用)筋及關節痠痛。慢性濕疹。歌私的里。脊髓勞。婦人生殖器の慢性諸病。腺病。

(新河原湯(荒雄の湯)本礦水は、微に白濁にして少量の沈澱物あり、味微に鹹味を有し、弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 アルカリ泉(放射能)〇、七二 温度 四十四度 固形物總量 一、七一一五(一キログラム中一グラム)
 比重 一、〇〇〇七(十四度)

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン カリウムイオン 〇、二四七三 アルミニウムイオン 〇、〇一七六

ナトリウムイオン 〇、〇九八〇 フェロイオン 〇、〇〇一四

カルチウムイオン 〇、〇四六二 アンモニウムイオン 〇、〇〇〇二

マグネシウムイオン 〇、〇一一三 珪酸(メタ) 〇、二一〇八

クロールイオン 〇、一七五六 游離炭酸 〇、二七二八

アニオン 硫酸イオン 〇、一五六〇

ヒドロ炭酸イオン 〇、三九三二

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールナトリウム 〇、一八七二 硫酸アルミニウム 〇、一一一一

クロールカリウム 〇、一七五〇 重炭酸亞酸化鐵 〇、〇〇四四

硫酸カリウム 〇、二七六三 クロールアンモニウム 〇、〇〇〇五

重炭酸カリウム 〇、二七六三 珪酸(メタ) 〇、二一〇八

重炭酸カルチウム 〇、一八六八 游離炭酸 〇、二七二八

重炭酸マグネシウム 〇、〇六七九

醫治効用。(内用)腸胃諸病。肝臟疾患。慢性咽喉及氣管支加答兒。腎盂炎及膀胱加答兒。輕度の血管硬化症。糖尿病。脂肪病。痛風。貧血。

(浴用)慢性痲瘋質斯。各種神經痛。慢性婦人生殖器病(皮膚病)。

(西多賀の湯)本礦水は、微に白濁を呈して、硫化水素の臭氣を有し反應性を呈す。

泉質 土類含有硫黄泉 比重 一、〇〇二四(十五度) 温度 四十五度 固形物總量 一、三六五(一キログラム中一グラム)
 イオン表 本礦水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カチオン カリウムイオン 〇、〇九七二 アルミニウムイオン 〇、〇一二五

ナトリウムイオン 〇、一七二八 フェロイオン 〇、〇二〇九

カルチウムイオン 〇、〇四二一 珪酸(メタ) 〇、二三四九

クロールイオン 〇、〇五四二 硼酸 微量

ヒドロ炭酸イオン 〇、一八五〇 游離炭酸 〇、〇九九〇

硫酸イオン 〇、三一五四

鹽類表 本礦水は其の集成、一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム 〇、一一三九 重炭酸カルシウム 〇、〇六九一

硫酸カリウム 〇、〇八二七 重炭酸亞酸化鐵 〇、〇六六五

硫酸アルミニウム 〇、〇七八九 珪酸(メタ) 〇、二三四九

硫酸ナトリウム 〇、三二六二 游離炭酸 〇、〇九九〇

硫酸カルチウム 〇、〇八五四 硼酸

醫治効用。(浴用)慢性皮膚病(慢性痒癢性)。慢性痲瘋質斯。痛風。腺病。慢性婦人生殖器病。月經閉止期障害。諸種の痲痺。慢性鼻咽喉及氣管支加答兒。喘息及肺氣腫に繼發せるもの。經久梅毒。鉛及水銀中毒症。

(東多賀の湯)。本鑛水は、微に白濁を呈し沈澱物あり。微弱酸味と硫化水素臭を有し、反應弱酸性を呈す。
泉質 硫黄泉 比重 一、〇〇六七 温度 五十四度 固形物總量 一、三七八六(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量左の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇六四二〇	マグネシウムイオン	〇、〇三五二六
	ナトリウムイオン	〇、一一五四三	アルミニウムイオン	〇、〇三六二八
	カルシウムイオン	〇、一五二七一	フイロイオン	〇、〇〇五八二
アニオン	クロールイオン	〇、二四七二五	水 硫 イオン	〇、〇〇〇二一
	硫酸 イオン	〇、二七三六二	珪 酸 (メタ)	〇、二二九五〇
	ヒドロ炭酸イオン	〇、五三一六四	游離硫化水素	〇、〇二〇〇六

其他アンモニウム硼酸の痕跡を含有す。

醫治効用。(浴用)慢性皮膚病(濕性癬痒性)、慢性癩麻質斯・痛風・腺病・慢性婦人生殖器病・月經閉止期障害・諸種の麻痺・慢性鼻咽喉及氣管支加答兒(喘息及肺氣腫に繼發せるもの)・經久梅毒・鉛及び水銀中毒症。

(新軍元湯、菅原の湯)。本鑛水は微に濁濁を呈し、少量の沈澱あり。微弱アルカリ反應を呈す。

泉質 弱食鹽泉(放射能)〇、八二 温度 六十九度 固形物總量 〇、一三〇〇 比重 一、〇〇一一(十五度)

イオン表 本鑛水は一キログラム中に、次の各成分及び分量を含有す。	カリウムイオン	〇、〇〇四〇	マグネシウムイオン	〇、〇〇三一
	ナトリウムイオン	〇、二四一六	フエロイオン	〇、〇〇四一
	アンモニウムイオン	〇、〇〇〇二	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇二
	カルチウムイオン	〇、〇三三六		
アニオン	クロールイオン	〇、一三一	硼 酸	〇、〇一一四
	ヒドロ炭酸イオン	〇、一五七二	珪 酸 (メタ)	〇、二五三〇
	硫酸 イオン	〇、三〇九七	游離炭酸	〇、〇八三六

ヒドロ炭酸イオン 〇、〇〇〇七

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇一五六	重炭酸マグネシウム	〇、〇一八六
クロールナトリウム	〇、一九六三	重炭酸亞酸化鐵	〇、〇〇一三
クロールアンモニウム	〇、〇〇〇六	磷酸アルミニウム	〇、〇〇一〇
硫酸ナトリウム	〇、四五八六	硼 酸	〇、〇一一四
重炭酸ナトリウム	〇、〇五四三	珪 酸 (メタ)	〇、二五三〇
重炭酸カルシウム	〇、一三五七	游離炭酸	〇、〇八三六

醫治効用。(内用)輕症胃加答兒。下痢催進の腸加答兒。

(浴用)筋及關節の癩麻質斯。腺病。慢性濕疹。歇私的里。脊髓勞。婦人生殖器の慢性諸病。

(龜の湯)。本鑛水は無色澄明にして、味微鹹を呈し、反應アルカリ性を呈す。
泉質 單純泉 比重 一、〇〇二六 温度 六十三度 固形物總量 〇、六五七三(一キログラム中一グラム) 放射能〇、四

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び其の分量次の如し。	カリウムイオン	〇、〇〇〇五	カルチウムイオン	〇、〇一七五
	ナトリウムイオン	〇、一一三七	マグネシウムイオン	〇、〇〇〇三
アニオン	クロールイオン	〇、〇三五六	珪 酸 (メタ)	〇、二〇〇六
	硫酸 イオン	〇、二五六二	硼 酸	〇、〇一一四
	硝酸 イオン	〇、〇一四四	游離炭酸	〇、〇一六五
鹽類表 本鑛水は、其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。	硝酸カリウム	〇、〇一五〇	硫酸マグネシウム	〇、〇〇二〇
	クロールナトリウム	〇、〇〇一八	珪 酸 (メタ)	〇、〇一一四
	硫酸ナトリウム	〇、三六六六	硼 酸	〇、〇一一四

クロールカルシウム 〇、〇五四一

遊離炭酸

〇、〇一六五

醫治効用。(浴用)筋及關節痠痛。慢性濕疹。歇私的里。脊髄勞。婦人生殖器の慢性諸病。腺病質。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。

(金忠靈泉湯)。本鑛水は無色澄明無臭にして無味なり。反應アルカリ性を呈す。

泉質 弱食鹽泉 比重一、〇〇二一 溫度 七十八度 固形物總量 二、一四五六(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇二〇九	マグネシウムイオン	〇、〇〇一三
	ナトリウムイオン	〇、五五二七	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇三
	カルシウムイオン	〇、〇四二一		
アニオン	クロールイオン	〇、三八一五	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇八二六
	硫酸イオン	〇、六六六六	磷酸イオン	〇、〇二八一

鹽類表 本鑛泉は、其の集成に於て一キログラム中、次の成分を含有する溶液に相當す。

クロールナトリウム	〇、五九三七	磷酸アルミニウム	〇、〇〇一四
硫酸ナトリウム	〇、九八五八	磷酸カルチウム	〇、〇〇四一
クロールアンモニウム	〇、〇〇三三	珪酸(メタ)	〇、〇五一一
重炭酸カルチウム	〇、一〇一二	遊離炭酸	〇、二八八四
重炭酸マグネシウム	〇、〇〇七八	遊離硫化水素	痕 跡

醫治効用。(浴用)慢性腸胃加答兒。肝臟病。子宮腫脹。婦人病後。痲痺質斯。痛風。疝氣。

(洗心湯)。本鑛水は無色澄明にして、無味無臭にして反應アルカリ性を呈す。

泉質 單純溫泉 比重一、〇〇〇八 溫度 六十一度 (固形物總量)〇、九六五六(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇一三五	カルチウムイオン	〇、二八八三
	ナトリウムイオン	〇、〇一三八	フェロイオン	痕 跡
アニオン	クロールイオン	〇、〇二三四	硼酸	〇、〇〇一四
	硫酸イオン	〇、二四八五	ヒドロ炭酸イオン	〇、四一〇五
	珪酸(メタ)	〇、〇七六三		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカルチウム	〇、〇二五八	重炭酸カルシウム	〇、五四五一
クロールナトリウム	〇、〇一八三	珪酸(メタ)	〇、〇七六三
硫酸ナトリウム	〇、三三二五	硼酸	〇、〇〇一四

醫治効用。(浴用)筋及關節痠痛。慢性濕疹。輕度の脊髄病。婦人生殖器の慢性諸病。腺病質。慢性攝護腺炎。病後恢復期。官能性神經痛(ヒステリー及神經衰弱)。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。外傷性諸障害。

(辨天湯、三塚の湯)。本鑛水は無色澄明にして無味なり。微に硫化水素の臭氣を有し、弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 單純溫泉(放射能)〇、三二一 溫度 五十六度 固形物總量 〇、七五(一キログラム中一グラム) 比重 一、〇〇一三

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇三二五	マグネシウムイオン	〇、〇九八二
	ナトリウムイオン	〇、一三〇一	アルミニウムイオン	〇、〇〇一四
	カルチウムイオン	〇、一〇〇四	フェロイオン	〇、〇〇五〇
アニオン	クロールイオン	〇、〇八六五	ヒドロ炭酸イオン	痕 跡
	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇二二五	珪酸(メタ)	〇、一四五一
	硫酸イオン	〇、〇一六一		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカルチウム	〇、〇六二二	重炭酸ナトリウム	〇、〇五〇九
-----------	--------	----------	--------

クロールナトリウム 〇、〇九三七
 重炭酸亜酸化鐵 〇、〇〇八七
 硫酸ナトリウム 〇、〇二四八
 珪酸 (メタ) 〇、一四五二

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

(中山温泉、南の湯)。本礦水は無色澄明無味無臭にして、反應弱アルカリ性を呈す。
 泉質 單純温泉。比重一、〇〇三五一。溫度八十度。固形物總量 〇、四四二六(一キログラム中一グラム)。

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び其の量次の如し。

カリウムイオン	〇、〇一〇二八	アルミニウムイオン	〇、〇〇九五三
ナトリウムイオン	〇、〇四六七二	カルシウムイオン	〇、〇一〇四八
マグネシウムイオン	〇、〇〇二九二	フェロイオン	〇、〇〇〇四一
クロールイオン	〇、〇〇九六四	珪酸	痕
ヒドロ炭酸イオン	〇、一四四九〇	珪酸 (メタ)	〇、一四九九四
ヒドロ燐酸イオン	痕	游離炭酸	〇、〇五二八〇
硫酸イオン	〇、〇八五三一		

鹽類表 本礦水は其集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、〇一九六一 重炭酸マグネシウム 〇、〇一七五七
 クロールナトリウム 〇、〇〇一〇一 重炭酸亜酸化鐵 〇、〇〇一三一
 硫酸ナトリウム 〇、一二六一二 珪酸 (メタ) 〇、一四九九四
 重炭酸ナトリウム 〇、〇一九八七 游離炭酸 〇、〇五二八〇
 重炭酸カルチウム 〇、〇四二四一

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

第三節 川渡村温泉

【川渡村の温泉所在地】 本村内に涌出する温泉の主なるものを擧ぐれば川度。田中。赤湯にして共に本村大口に屬す。

(川渡温泉)(參照口繪) 本郡川渡村大口字川渡にあり。玉造温泉の咽喉とも云ふべき樞要の良好地盤を占む。

宮城縣礦泉志。(位置) 川渡温泉は、川渡村大口中森山の麓、荒雄河畔に位し、鳴子温泉各湯の入口をなし、川渡驛より西十四丁に在り、古來脚氣に特效ありと聞ひ、浴客頗る多し。附近一帶は冬季スキーに適し、なほ東方六丁に白糸の瀧あり。旅館には藤島旅館、川渡ホテル等あり。共に客室完備し、テニスコート其の他運動場の設けあり。川渡ホテルは、昭和貳年より開湯し、先きの支倉旅館を改造したるものなり。川渡は戸數數百戸あり、又之れより北方半里の鍛冶屋澤には、軍馬補充部萩野支部鍛冶屋澤派出所、營林署等あり。川渡驛より東五丁に小黒崎の名所あり、高さ百六十間の一丘陵に、頂きには青松、麓には楓樹あり風景に富み、特に秋色の候其の紅葉特に賞すべきものあり。

温泉とも、連絡自動車の運轉あり。道路平坦にして交通頗る便なり。又田中温泉赤湯温泉も、連絡自動車の運轉あり。道路平坦にして交通頗る便なり。

川渡温泉碑。(岡千俣) 玉造温泉村。分爲大口鳴子名生定三村所在湧出温泉。其節亭館。待浴客者十有二所。而川渡爲最盛。湯戸藤島氏爲邑舊姓家譜記。始祖吉郎右衛門發見温泉。爲延喜年間之事。設探室凡三日大湯眞愈湯新湯。街中有大石方五間。温泉自石底噴出此爲大湯。眞愈湯新湯異其所。而皆源于此。石上安一祠。延喜式之所載温泉石神社是也。藤島氏世掌其祀。大政維新始置其職。泉質透明稍帶黃綠色。微鹹混硫黃臭。溫攝氏寒暖計五十一度。能治腸胃病。脚氣。中風。痛風。疥癬。濕瘡。打撲創傷。婦人諸病。浴客麇集。四時不斷。藩時龍山樂山二公臨浴。藤島氏爲築行館。盡輪奐美。今尙有遺蹟。龍山公之臨浴。觀一近臣患痲疾者浴即癒神之。命其泉眞愈湯是也。民口風一百戶簇成市街。皆食於温泉者。明治八年災。今藤島氏通文。謀衆相地勢畫市街。三湯探室。鑿石牢築。設客館。連棟架樓奐新。湯澤川貫流市中。每暴雨潦溢。乃真郡別鑿山道。長免漂沒廿年縣修中道。自鍛冶谷澤橋于荒雄川。經川渡鳴子。於是川渡當往來之衝。陸羽旅途于此者以浴川渡爲樂事。蓋川渡久以温泉著。乃通文盡力於此

日愈隆成。今茲辛卯。余浴鳴子泉。通文來見曰。將建碑之以傳後。請有所撰辭不得。因記其概明治二十有余回稔。

萬里小路通房

仁明紀。承和四年四月十三日陸奥按察使良峰安世。玉造塞の温泉石神社、雷響き振ひ晝夜止まず、温泉河に流れ其色漿の如し、加以燒谷塞り石崩折して更に新沼となり沸ぐ聲雷の如し。此の如き奇怪勝て計ふべからず。云々

大日本史二十五卷。仁明天皇四月十六日陸奥きうさく、玉造塞温泉石振動する事、雷の如し。云々

名跡志。川渡有温泉堂。堂下有石。郷黨曰温泉神社。又曰石神社。温泉凡三。其一則川渡熱湯也。治痛風脚氣撲傷痔漏。其二赤湯熱湯也。治疝氣寸白蟲。其三鷲巢冷泉也。治中毒皮癬。

極秘錄。玉造郡大口村川渡、同郡大口村鷲ノ巢、同郡同村赤湯。

玉造郡地誌。川渡湯湯質、金氣を以て成る、脚氣中風諸瘡に宜し、浴場四所逆旅四戸、一歳浴客大凡三萬五千人。(新湯)湯質金

氣硫黄を以て混成す、金瘡眼疾癩瘡に宜し、浴場二所逆旅一戸、一歳浴客大凡五百五十人。田中湯湯質、金氣を以て成る、疝氣血

症に宜し、浴場二所逆旅一戸、一歳浴客大凡一萬二千人。鷲巢湯湯質、硫黄明礬を以て混成す、眼疾連瘡瘡瘡に宜し、浴場一所

逆旅一戸、一歳浴客大凡二百三十人。赤湯湯質、金氣を以て成る、痰咳癩瘡に宜し、浴二場所逆旅三戸、一歳浴客大凡二萬人。

風土記書出。大口、河度出湯。御湯守治左衛門。目之湯。先年より日の方、草かさ、頭つらによし、冷湯に御座候小き瀧御座候、湯

守惣兵衛。鷲巢出湯。御湯守新助。赤湯。御湯守六之丞、利惣太、但右赤湯は近年わき出無然、湯坪等も大破仕入湯等不仕候。

川渡温泉に散策するもの軍馬補充部の現状を視察して愛馬の思想を涵養するの資たらしむべし、又營林署に就て各種の統計を閱覽して殖林の思想を誘發するの同伴たるを得せしむべし。此意味により左記の公署を特に川渡温泉に附記す。

(川渡營林署(参照口繪) 川渡村鍛冶谷澤に在りて栗原玉造二郡に跨る國有林重面積三萬六千五百四十ヘクタールと公有林野官行造林面積二千ヘクタールを管轄し、更に森林主事擔當區官舎を本郡鬼首村に二ヶ所と本郡岩出山町鳴子町及び栗原郡文字村花山村栗駒村に各一ヶ所を配置し、署長以下拾八名を定員とす。事業の概要を叙すれば概ね國有林野に對する施行案に基き、收入保續の方針に依り伐採後は必ず植栽を行ふものなる

が、伐採を主として立木の儘地方住民の稼業用又は自家用として特賣するの外、凡て公人札に依り希望者に拂下くるを例とす、其の收入年平均約五萬圓を算せり。造林は各方面の植樹地に近く苗圃を設け自給自足主義を採れり、造林の樹種は杉・赤松・樺・鬼胡・朴等とす、以上造林伐採の外林産物搬出の爲め各種林道を布設し、關係地方民の使用に供しつゝありき、又森林山下の町村に對しては放牧地、牧草地とし、或は耕地、水路、温泉其の他の用途に對し國有地の貸付をなせり。尙大正十一年度以降公有林野官行造林法發布と共に、關係町村と國との契約に依り公有地に對し國營にて造林を行ふ、所謂官行造林を施行しつゝ、あり、毎年度事業費平均約八、九萬圓を支出す。

沿革。當署は玉造郡温泉村大字大口に在せる山林局林業試驗場支場鍛冶谷澤木工所は大正三年三月三十一日限り廢止となり、其の跡地に同年五月古川小林區署の位置を移し、名稱を鍛冶谷澤小林區署と稱す。同年九月岩ヶ崎小林區署を廢して鍛冶谷澤小林區署に併合せり。大正十年四月二十日温泉村を分割して鳴子町、川渡村に改められたるに當り、同十一年十一月二日農商務省告示第三三號を以て同年十一月十五日より川渡小林區署と改稱す。同十三年十二月二十日官制改正の結果小林區署を營林署と改め栗原玉造兩郡の國有林野及び公有林野官行造林地の事務を管掌し現在に至れり。歴代署長官職氏名左に

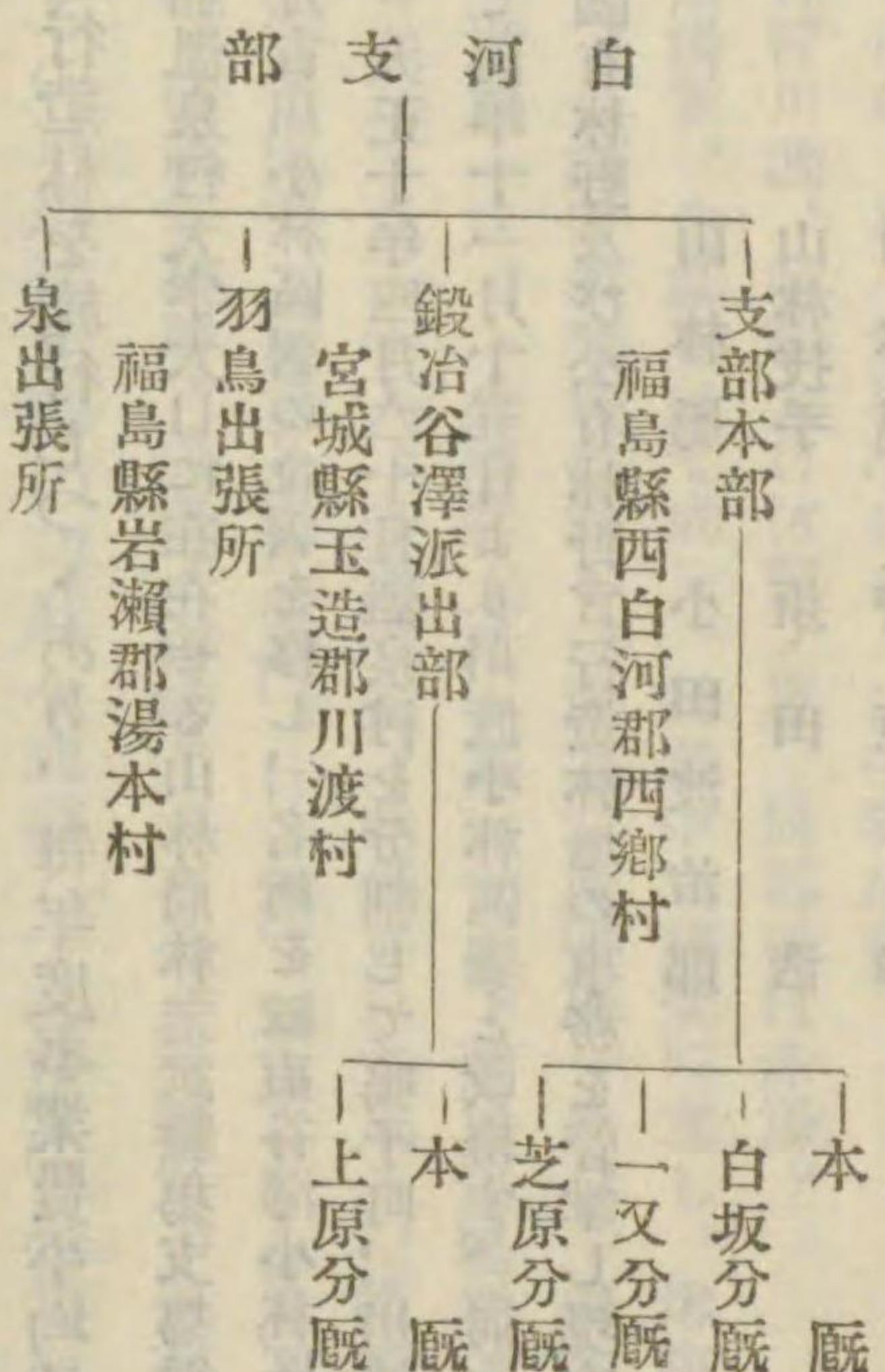
初代	山林屬	小田波治郎	二代	山林技手	日置政敏
三代	山林技手	須田浩	四代	山林技手	小川翼
五代	山林屬	菅原洋	現任	山林技手	橋本安一

(軍馬補充部白河支部鍛冶谷澤派出所)(参照口繪) 明治十二年十二月宮城産牛馬組合は仙臺花壇より事務所を鍛冶谷澤に移し十六年陸軍省の所有となり軍馬育場と稱し萩原中島等の少佐之れが場長たり。沿革及び現狀下記如し。

- 一、沿革。鍛冶谷澤派出所は明治十六年の創設に係る、軍馬局出張に始まり幾多の變遷を経て明治二十九年軍馬補充部鍛冶谷澤支部となり明治四十三年派出所に縮少せられて萩野支部(山形縣最上郡萩野村)に次で萩野支部廢止と共に六原支部に(岩手縣膽澤郡相去村)大正十四年十二月二日六原支部廢止と同時に白河支部(福島縣西白河郡西郷村)に配屬せられたり。由來陸軍馬政に

關與し軍馬補充を實施したるは當部之が嚆矢にして眞に軍馬補充部の祖と稱し得べし。
 二、組織。軍馬補充部は陸軍大臣に隸屬し軍馬の供給育成購買及資源調査を掌り本部を東京に支部を第二第六第七第八師團管内並に朝鮮に置く即ち北海道川上・釧路・十勝の三支部青森縣の三本木支部福島縣の白河支部、宮崎縣の高鍋支部及朝鮮咸鏡北道の雄基支部合計七支部なり。

支部は本部長に隸屬し軍馬の育成補充及牧場整理等の實務を掌り通常支部本部、派出所及出張所等より成り。支部本部及派出所は更に本廠及分廠に分れ出張所は夏期放牧育成にのみ之を使用し冬期は之を閉鎖す。當白河支部の組織を示せば左の如し。



三、鍛冶谷澤派出所の組織。イ、職員、部長一、獸醫一、屬一、技手四、計七名、軍屬傭人蹄鐵工二、小使一、牧手二八、耕手一九、計五〇名、十年以上の永年勤続者にして本部長より表彰せられたる者二十二名にして其の最も古きものは二十一年なり
 ロ、馬匹、本派出所馬匹收容定数は三歳一一四頭、四歳一一頭、五歳一〇八頭、計三三三頭にして此の外耕馬二一頭雜役馬七頭飼養せり。
 ハ、用地、當部用地は構内敷地、耕作地草刈地及放牧地にして其の現用全面積は約三千ヘクタールにして此の外未用地及難用地を有し、玉造、加美、栗原の三郡に跨り東西十二軒南北十七軒に達せり。

四、歴代派出所長 明治四十年以降

陸軍騎兵大尉 中澤 冬生	陸軍騎兵大尉 河邊 立夫	陸軍騎兵中尉 橋本 二郎
同 大尉 西田 靜馬	同 中尉 藤田 茂	同 大尉 金子 常次郎
同 少佐 中山 耕二郎	同 少佐 諸戸 貞彦	同 少佐 杉野 高次郎
同 大尉 杉補 新次郎	(昭和四年十月現在)	

五、事業概要、(一)、軍馬購買、軍馬の購買は本部長の命令に依り軍馬購買班を編成せられ、二歳駒は通常糶市場に於て其の他は育成地又は使用地に於て購買す。計畫購買官主座は購買命令を受領するや概ね前三ヶ年の各町村別出場馬數、購買馬數、市價購買價格、用役割其他必要な事項を調査し詳密なる購買計畫を調製し購買官及輸送取締は之に依りて更に所要の計畫を立案し購買に從事するものとす。購買及輸送、購買は立馬検査、大體検査、細密検査、騎馬検査及比較検査の五段に分ち行ひ各購買官の審議に依り評價し首座之を決定するものにして二、三歳購買にありては騎馬検査を單に歩様検査に換へ行ふものとす。軍馬を買収するには糶市場に在りては糶買し其の他に在りては評價し馬主の承諾を得て購買し幼駒は購買馬成績表を壯馬は馬匹名簿を調製し輸送取締は購買馬を輸送して所命の交付部隊に補充するものとす。宮城縣の産馬當部保管馬は本縣産の乘馬其の主力を占むるを以て大正十三年三月畜産局制定馬産方針中本縣に關するものを摘記すれば左の如し。

イ、玉造、栗原、加美、黒川四郡は乘及輕輓馬にして適當なる部落を選び堅實なる乘馬生産を奨励するも地區廣汎に亘らざるを利とし多數の産馬は純血の分量多き小格の中間種に依て重乘馬を副産すべき輕輓馬の蕃殖を圖る。
 ロ、四郡外の郡は輕輓馬にして小格の輕輓馬を生産せしむる爲中間種牡馬として「アングロノルマン」系を供用し必要ある場合は「アラブ」系種牡馬を少數混用す。

(二)、軍馬育成 イ、一保管馬の資格。保管馬の大部は所謂二歳購買にして當部に於て三箇年間育成し五歳の秋期に至り軍隊、官衙學校等に補充するも少數は三歳の春或は秋に購買し二ヶ年間育成して補充す(故に軍馬補充部より補充する育成馬を造畜學より見れば第一年に於て種付し第二年に於て生産し、第三年に於て軍馬に買取せられ第四年第五年第六年の三年は補充部に於て育成せられ第七年に於て基礎訓練を終り第八年即ち七歳に於て訓練を完成し第九年即ち八歳に於て初めて活兵器の資質を賦與し得るを以て唯單に隊馬と稱するも之を造出するには少くも滿十年に近き莫大なる日子を要す之を以て一度想を茲に致すときは當事

者日夜馬匹の改良増殖、愛馬心の涵養等に憚憚たる努力を拂ひつゝあるは決して故なきにあらざるなり。民間育成法にして今後異常なる改善進歩を促進し數十年後我補充部に於て育成したる軍馬に比し能力其の他軍馬的價値に於て毫も徑庭なきものを造出し得るに到らば漸次軍馬補充部に於て育成することなく直ちに購買して補充し得るを以て其の經費を著しく減少し得るは自明の理なり。ロ、育成の目的。補充部に於て幼駒を育成する目的は馬匹をして軍隊的生活を營爲せしめ先天的美點を遺憾なく發揮せしめ其の缺點を補償し十分なる發育を遂げしめ他日隊馬として必要なる鍛鍊を施し得る素地を與へ漸進的に能力を發展せしむるに在り、而して補充部に於ける育成法を分ちて、舍飼育成及放牧育成の二種とす。放牧育成は軍馬育成の主眼にして舍飼育成は放牧育成の基礎となり共に唇齒輔車極めて緊密なる關係を有するものとす。ハ、放牧育成。放牧は馬を強健ならしめ軍馬としての素質を賦與する爲、最も必要なる育成法にして嶺風淋雨山野の跋涉は馬体の抵抗力を増進し諸機關就中肢蹄を強健ならしめ且自然に發生せる青草の飼育に依り經濟上甚大なる利益を享有し得るものとす。放牧期間は牧野に生草を豊生する夏秋の候約四、五ヶ月間に於て北海道に存在する支部に限り約七ヶ月なり、而して近時積極的育成の趣旨に依り強健なるものは北海道に在りては熊笹を利用し冬期と雖放牧を敢行し内地支部亦可及的放牧を延長するに努む、當部放牧期間は六月上旬より約四ヶ月半にして放牧地は草生、草質其の他の状況に依り一馬一日通常五畝を要し百乃至四百町歩の放牧區に區劃し之に土壘又は木柵を繞らし飲水場を設け要すれば庇護設備を爲し又は假厩及假小屋を建て疾馬或は弱馬等を收容、愛護す當放牧地の野草は禾本科大部を占め、すゞき最も多く荳科、菊科等を混す。放牧は年齢別とし概ね一厩五六十頭(又は二箇厩分)を標準として一放牧馬群を編成し概ね二十頭毎に一名の看守人を附し放牧馬の取扱に任せしめ二乃至三ヶ群を以て一放牧班を編成し育成係たる列任官を以て長たらしむ、放牧馬は毎日現場に於て群長及班長自ら細密に検査するも部長、部員獸醫官は毎月一回現場又は検査場に於て細密検査するを例とす。放牧は晝夜共放牧する全放牧にして夜間と雖厩に收容することなく從て食鹽の外馬糧を給せずして生草を飽食せしむ、然れども病馬、病歴馬、弱馬及特に愛護を要する馬を厩又は假厩に牽下げ休養せしめ或は晝間放牧し夜間舍飼し盛夏は夜間放牧し晝間舍飼する等特種の放牧を隨機施行し貴重なる軍馬の育成上臺盤の遺算なきを期す。削蹄は舍飼と同じく變蹄馬は毎月二又は三回普通馬は一ヶ月を標準として實施す。ニ、舍飼育成。舍飼は冬期放牧地に生草なく放牧を實施する能はざる時期に限り已むを得ず馬を厩に收容し合理的飼養と運動とに依り十分發育を遂げしめ堅實なる隊馬たるの素質を養成し軍隊的生活に慣れしむ、厩は主として追込厩にして一厩約五、六十頭を繫絆することなく收容し通常十一頭に對し一名の取扱人員を附し管

理せしむ然れども病馬及保護馬は分房厩に收容し就中傳染病性貧血、同關係馬其他特別なる保護馬は約五頭に對し一名の取扱人員を附し保護管理を周到ならしむ、飼料日量は馬種、年齢、季節、品質其他諸種の状況に依り異なるも概ね左の標準に依り朝、晝夕、夜の四回に分與す。

燕麥 三五〇〇瓦

食草(秣) 六〇〇〇瓦

數草 四〇〇〇瓦

食鹽 四〇瓦

燕麥は飼料中の主なる穀實なるも耕作上の關係に依り大豆、玉蜀黍或は大麥を以て代用し食草は成るべく牧草を用ひ其の不足は食草を以て補足す。運動は馬の筋骨を鍛鍊し諸機關の發育を促進し育成上重要なる作業にして追運動及逍遙運動に分ち概ね一時以上とし、追運動の時間、歩度、速度等は年齢時期、天候等に依り一律ならざるも、常歩及速歩を併用し或は駈歩を以て馬群を誘導運動せしむ。逍遙運動は運動場又は廣地に出し看守人の監視の下に於て自由に運動せしむ。ホ、放牧準備。前各項に述べたる如く放牧及舍飼は育成法に於て、著しく差異あるを以て其の移行を圓滑にし放牧育成間に必要なる馬群の親和なる集合及誘導、人馬の親和等を馴致し舍飼間に於て成るべく放牧に近き境遇を経験せしめ外傷不慮を防止し健全なる發育を遂げしむる爲放牧約一ヶ月前より放牧準備を行ふ、然れども全舍飼期間は大きな意味に於て放牧準備なることを銘記せざるべからず。

(三)、補充。イ、補充計畫。某年度に於ける補充部隊、用役別、補充馬數等は四月及八月各支部長より提出する用役區分表を基礎とし、本部長之を命令するものとす。ロ、配當。補充馬の配當は支部業務中の試金石にして最大なる注意を拂ひ至公至平事に從ひ國事原動力たる活兵器の資質、能力其の他微細の點に至る迄平均を得しむる如く數次の細密検査及比較検査を爲し配當するものとす。ハ、補充準備。交付期間約一ヶ月前に至れば補充後に於ける保育管理に近遇せしむる目的を以て可成的分房厩に收容し穀菽を多給し、切草を減じ運動量を増加し管理を周密ならしむ。

(四)、農事。補充部に於て農事を經營する目的は保管馬より生ずる厩肥を主なる肥料と爲し一部購買肥料を以て補ひ最少の經費を以て善良なる飼料を供給するにありて、各支部派出部は自給自足する如く計畫するを本旨とするも當部は耕作面積の關係、勞力資源の影響、適種に依る飼料配合の關係、生産費等に依り穀菽の自足は反つて經濟上不利なるを以て其の一部は補充部本部より補給を受ける状態にあり。穀菽は燕麥を主とし、大豆玉蜀黍にして其の面積九〇町(九〇ヘクタール)にして燕麥は「ホースウキクトリア」大豆は八石、中村、日陰、黒莢の四種、玉蜀黍は黄色馬齒、牧草は其の面積七三町(七三ヘクタール)にして其の品種は「オーチャード、チモシー、レットトップ」等なりとす。

(田中温泉)(参照口繪)公私の古文書に著る鷺巢の湯は田中の湯の泉主なり「鷺巢の湯」は仁治元年(皇紀一九〇〇)遠祖某の開湯にして、「田中の湯」天保年間の發見開湯なりき。明治四十三年八月の洪水に山岳壞崩し湧口閉塞の災を被りしも、新助の辛苦祖先の業を復興し、大正五年の春期、漸く炭酸泉・弱鹽類泉・單純泉・アルカリ泉の湧出口を發見するに至れり。

田中温泉の前身鷺巢の湯に建設せる屋舎の棟札に享徳二年今より四百七十五年に左記の文字が朧ろに見るを得。

仁治元年(編註皇紀一八〇〇)より今年迄及百九十二年候所、昔神佛之奇特を以て諸人爲助涌出申事と奉存候依狂歌。

鷺の蘇のあらん限りの玉柏かみを恐れて湯こそ繁昌 享徳二年五月

宮城縣續志

田中温泉 (由來)

田中温泉は大鷺巢山麓に在り。泉主高橋新助の祖先は、平家の家臣なりしが、壇の浦の敗後此處に免れ、鷺巢山に居を構へたり。元湯、新湯の二湧口を有せしが、明治四十三年八月山崩れありて、温泉の湧出止み一時休業中なりしが、近時復活再興したり。

交通。鳴子驛よりは絶へず自動車人力車往復し、交通便なり。鳴子驛より十八丁、又川渡驛より一里四丁にして鳴子驛に下車するを便とす。

(赤湯温泉)(参照口繪) 赤湯温泉の名稱は越戸山の麓、赤梅の地を源泉とす、されば往昔赤梅の湯と稱せしことありしも何時しか梅の一字を略して、呼び易き「赤湯」と唱ふに至れり。寶曆六年幕府に申告する伊達家の公文に、「玉造郡大口村赤湯」と録せり。開湯の年月審かならぬも、鷺ノ巢屋敷に住する金藏なるもの湯租代五百文を官に納め、後ち六之丞に讓る、六之丞天明の飢饉に喪藉せしが故に、萬五郎・勘七・平六の三名共同經營したるは享和の末年文化の初年なるべし、文久三年藩主慶邦卿(樂山公)巡遊の時御手植と稱する松樹一株ありしも失せて、今は菊地耕村の代植なりき。

宮城縣續志

赤湯温泉 (由來)

赤湯温泉は田中温泉の西四丁、川渡村赤湯に在り。鳴子驛の東十四丁。背後に越戸山を負ひ荒雄川を距て、三條山離森の二山と相對せり。昔し赤梅の里と稱したる由。發見の年月詳かならざれども、口碑に依れば、昔里

人鷺巢金藏なる者あり、五百文の租税を納めて開湯したりと傳ふ。其の後幾多の變遷を経て、今日に及びたるものにて、仙臺侯及び岩出山城主の遊樂地として御殿を築かれたることあり。

交通。鳴子驛よりは、絶へず自動車人力車往來し、又道路は、鳴子驛より漸次下りとなり、交通頗る便なり。

旅館。温泉は各自旅館内に内湯の設備をなし、其の主なるものは鶴の湯・龜の湯・松の湯・竹の湯・目の湯・子持の湯・明正館の湯等なり。旅館は大正館(菊地武敏)・丸宮旅館(菊地みやの)・片倉旅館(大森すて)・大沼屋旅館(大沼眞治)・明正館(菅原慶治)・遠藤旅館(遠藤善兵衛)・高橋旅館等あり。各旅館共旅館、自炊の二種あり。赤湯温泉は婦人病に特效ありとの評ありて、其の浴客多くは婦人なり。

資料。現状。鳴子驛の東十四町自動車によりて浴客の往復に便せり、背後に越戸山を負ひ荒雄川を距て三條山離森の二山と相對し閑靜にして風光絶佳、現在八旅館有り、何れも内湯完備泉質は炭酸弱鹽類泉にして内科婦人諸病等に特效あり浴客累年激増爲に商家も激増して一市街をなし殷盛を極めつゝあり。

由來。傳説。赤湯温泉は發見の年月詳かならざれども古碑に依れば往昔赤梅の里と稱し里人鷺巢金藏なる者金五百錢の租を納めて掘鑿し温泉を得て草屋を葺き浴客を待ちたりと言ふ天明年間一時荒廢したるも其の後萬五郎・勘七・平六なる者開湯して赤湯と稱し赤湯神社を建立して之を祭り大厦を構へて享和文化より名高かりしが其後萬五郎・平六の二名は何處にか移住して勘七の子孫のみとなり、御維新前は舊藩主伊達公、岩出山城主等の遊樂地として御殿を置かれたり。其の後明治年間は勘七湯、片倉屋等の旅館ありて殷盛を極めしも明治四十三年八月大洪水の際殆んど壞滅に歸し現温泉は其後漸次復興して以て今日に及びしもの也詠赤沼温泉歌。平澤清園先生。葦原の瑞穂國に古は其の名ひける陸奥の玉造には出づる湯のさはあれとも赤湯こそくすしき

み湯と世の人のうへもいひけれ類なき妹脊の中にくし子のうまし子なしと朝書に
なげくをみなこのみ湯を一度とへはあやしくも玉のまな子をうみあけてよるこふみれば
此湯守石神のさつけかこれやこのくすしきいて湯あやしくもたへなるてゆ是れの赤湯は
返歌。子をほしとなげくいもせにしらせはや あやにくすしきこれの赤湯を
こかねもてえられぬ寶子寶を ほしと思は、赤湯こそとへ

赤湯名高い御さしきはきれい あかぬ仲には赤兒である

平 泉 汪 叟

撫子日記。

奉赤湯温泉歌 保田光則

出湯乃神美多瀨賜波瀨足引能山路名積天來留衆人病類衆人出留湯能神乃知八比之南加里世婆荒山中耳誰可分來無馬疲留類仁

嘉永元戊申年九月吉日

油井元雄書

高橋勘七建立

赤梅温泉記。

玉造郡大口村。有温泉稱赤湯。能治疾病。最能治病初有里民鷺巢宅金藤者。鑿地得温泉。葺草屋以待浴者。輪租五百錢于官以監護之。後鷺之同里六之丞者。既而山崩温泉廢焉。雖然歲輪租不衰。久之温泉復出焉。去其故地蓋十餘步。間有浴者得効而去。於是赤湯之名稍稍聞于世。天明癸卯歲大饑。六之丞逃亡不知所之。吏胥責其田畝之稅。及温泉之租。于其伍萬五郎。勘七。平六者。三人遂三分其田以耕之。實其稅輸其租。萬五郎始構屋三間。備鍋釜以便浴者稱阿部屋。勘七亦如是。稱高橋屋。浴者日益多矣。更構大厦以館客。後平六亦効之。稱遊佐屋自祖至孫三世襲其連稱。以温泉出于赤梅宅呼爲赤湯。建赤湯神祠。以祭之。蓋赤湯之稱自享和文化之際。日隆月盛以比川渡鳴子。至今增租輸三萬五千錢云。元雄嘗聞延喜式云。温泉石神祠。在玉造郡大口村。即川渡里也。然則此地出温泉久夫邈矣。雖然神德日新救民之疾。於今昭昭赫赫。三家亦依賴以育子孫。則可不正其心務其業。以思協于神意乎。

嘉永元年次戊申秋九月

油井元雄撰

油井元雄撰

【新赤湯温泉】 田中温泉と赤湯温泉の中間にあり。泉主高橋新治大正七年十月開業の始め新田中温泉と稱せし後ち今の湯名に改めしは男爵高平小五郎來遊入浴記念の名にして、千秋館の稱號も亦然りとす。泉質二様を有す、一はアルカリ泉、一は硫黃性炭酸塩類泉なり。大正十年八月瀧湯・蒸湯(通俗ふかし湯と云ふ)を増設せり。

【湯坂温泉】 川渡村大口鷺ノ巢一八番地、陸羽東線第二鐵橋の下流、荒雄川の沿岸にあり、昭和元年の開湯なり。

宮城縣鑛泉志。湯坂温泉は赤湯の東、田中温泉の北に在り。最近の開湯にして浴槽客室何れも新築し設備完備せり。高橋友衛の經營にして附近景色に富む。泉質單純泉。

【温泉の稱號及泉主】 川渡に藤島旅館大湯眞藤藤島吉郎右衛門・川渡ホテル横山万平・高久旅館高橋久太郎・桔梗屋目の湯桔梗つや・新湯阿部みゆき・越後屋吉田もと。田中に田中温泉鷺巢の湯高橋新助・湯坂温泉ふかし湯屋電氣湯高

橋友衛・赤湯に千秋館子の湯高橋新治・大正館子持湯又御殿湯菊地武雄・丸宮旅館子持湯菊地要五郎・明正館目の湯新湯菅原慶治・片倉旅館目の湯片倉利吉・大沼旅館目の湯たき湯大沼寅治・勘七湯子持湯高橋勘七・伊藤旅館姥の湯伊藤倉吉等あり。

【泉質及び醫治効用】 一定の規程により各泉主の所有せる鑛泉を定量し含有量を表記し、醫治効用を立証せり、宮城縣鑛泉志を抄録する下に。

(大湯)。本鑛水は澄明無色にして、硫化水素の臭氣あり。微弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 單純硫黃泉 放射能 〇、九一 溫度 五十一度 固形物總量 〇、七九五五(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇〇八

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇〇八八〇	カルチウムイオン	〇、〇三〇七〇
	ナトリウムイオン	〇、二〇九四九	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇一一
	マグネシウムイオン	〇、〇〇六九〇	アンモニウムイオン	〇、〇〇二二〇
アニオン	クロールイオン	〇、〇三二三〇	次亜燐イオン	〇、〇〇四七〇
	硫酸イオン	〇、一一五四〇	珪酸(メタ)	〇、〇〇一四二〇
	ヒドロ炭酸イオン	〇、四八六〇〇	硼酸	〇、一八七〇〇
	ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇〇三九	游離炭酸	〇、〇〇〇八七〇
	水 硫イオン	〇、〇〇一二二一	游離硫化水素	一、〇〇一〇〇

鹽類表 本鑛水は其の一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇一一三〇〇	重炭酸ナトリウム	〇、四九一八〇
クロールナトリウム	〇、〇三〇三〇	重炭酸カルシウム	〇、一二四三〇

クロールアンモニウム	〇、〇〇九五〇	磷酸アルミニウム	〇、〇〇〇五〇
硫酸ナトリウム	〇、一六九五〇	珪酸 (メタ)	〇、〇一四二〇
水酸化ナトリウム	〇、〇二〇七〇	硼酸	〇、一八七〇〇
重碳酸マグネシウム	〇、〇一〇九〇	游离炭酸	〇、〇〇八七〇
次亜硫酸ナトリウム	〇、〇〇六六〇	游离硫化水素	〇、〇〇一〇〇

醫治効用。(浴用)慢性皮膚病。慢性癩麻質斯。痛風。麻痺。脚氣。疝氣。疥癬。

(新湯)。川渡、本礦水は微黄色殆んど澄明にして微量の沈澱物を有し、硫化水素臭を帯び、微に鹹味を有しアルカリ性反應を呈す

泉質 食塩含有アルカリ泉 比重 一、〇〇〇五 温度 四十度 固形物總量 〇、七〇一二(一キログラム中一グラム)
イオン表 本礦水一キログラム中に含有する、各成分及び分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇〇三〇六	マグネシウムイオン	〇、〇二〇〇三
	ナトリウムイオン	〇、〇四三七九	フェロイオン	〇、〇〇〇三一
	カルチウムイオン	〇、〇三七七一	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇三五
アニオン	クロールイオン	〇、〇四六二〇	水酸 イオン	〇、〇〇〇七七
	硫酸 イオン	〇、〇二〇二四	珪酸 (メタ)	〇、〇〇四四〇
	ヒドロ磷酸イオン	〇、〇〇〇八一	游离炭酸	〇、〇〇四四〇
	ヒドロ炭酸イオン	〇、四五八七〇	游离硫化水素	〇、〇〇〇二八

鹽類表 本礦水は其の集成、一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇〇五七六	水酸化ナトリウム	〇、〇〇〇四七
クロールナトリウム	〇、〇七七一〇	重碳酸マグネシウム	〇、一二〇六三
硫酸ナトリウム	〇、〇二七三四	重碳酸ナトリウム	〇、〇二六六五
重碳酸カルチウム	〇、三九五六〇	珪酸 (メタ)	〇、一一六九七

重碳酸亞酸化鐵	〇、〇〇〇〇〇	游离炭酸	〇、〇〇四四〇
硫酸アルミニウム	〇、〇〇二一五	游离硫化水素	〇、〇〇〇二八
水酸化ナトリウム	〇、〇〇一八一		

醫治効用。(内用)腸胃諸病。慢性咽喉及氣管支加答兒。貧血。(浴用)慢性癩麻質斯。各種神經痛。慢性婦人生殖器病。諸種の麻痺(半身不隨等)。腺病質(皮膚病)病後の恢復。

(瀧の湯)。(田中)本水は類黄色殆んど澄明にして、弱アルカリ性反應を呈す。
泉質 アルカリ泉 比重 一、〇〇〇五 温度 七十度 固形分總量 一、四二〇五(一キログラム中一グラム)
イオン表 本礦水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇三三五五	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇一〇
	ナトリウムイオン	〇、三八四八	カルチウムイオン	〇、〇三六一
	アンモニウムイオン	〇、〇〇六八	フェロイオン	〇、〇〇〇七
	マグネシウムイオン	〇、〇一九二	珪酸 (メタ)	〇、三四七六
アニオン	クロールイオン	〇、〇六五一	硼酸	〇、〇〇二九
	硫酸 イオン	〇、〇四六四	游离炭酸	〇、一九八〇
	ヒドロ炭酸イオン	一、一五八四		
	ヒドロ磷酸イオン	〇、〇〇三九		

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇六七七	重碳酸カルチウム	〇、一四六四
クロールナトリウム	〇、〇二六三	重碳酸マグネシウム	〇、一一五五
クロールアンモニウム	〇、〇二三七	重碳酸亞酸化鐵	〇、〇〇二五
磷酸アルミニウム	〇、〇〇四九	珪酸 (メタ)	〇、三四七六
硫酸アルミニウム	〇、〇〇一四	硼酸	〇、〇〇二九

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇六七七	重碳酸カルチウム	〇、一四六四
クロールナトリウム	〇、〇二六三	重碳酸マグネシウム	〇、一一五五
クロールアンモニウム	〇、〇二三七	重碳酸亞酸化鐵	〇、〇〇二五
磷酸アルミニウム	〇、〇〇四九	珪酸 (メタ)	〇、三四七六
硫酸アルミニウム	〇、〇〇一四	硼酸	〇、〇〇二九

重碳酸ナトリウム 一、三〇二四 游離炭酸 〇、一九八〇

醫治効用。(内用)腸胃諸病・肝臓疾患・慢性咽喉及氣管支加答兒・腎孟炎及膀胱加答兒・軽度の血管硬化症・糖尿病・脂胖病・痛風・貧血 (浴用)慢性痺麻質斯・各種神經痛・皮膚病・慢性婦人生殖器病。

(田中の湯)。本水は微に黄色、殆んど澄明にして、微弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 單純泉 比重 一、〇〇〇八 温度 七十三度 固形物總量 〇、八〇七四(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し、

ナトリウムイオン	一、一六一〇	カルチウムイオン	〇、〇五四一
アルミニウムイオン	〇、〇〇〇七	アンモニウムイオン	〇、〇〇四四
クロールイオン	〇、〇二三八	珪酸(メタ)	〇、二八九九
硫酸イオン	〇、〇三五六	硼酸(メタ)	〇、〇〇九六
ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇三七	游離炭酸	〇、一七六〇

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇三一一	重碳酸カルチウム	〇、二一九二
クロールナトリウム	〇、〇〇〇七	重碳酸マグネシウム	〇、一〇一七
クロールアンモニウム		重碳酸亞酸化鐵	
燐酸アルミニウム		珪酸(メタ)	
硫酸アルミニウム		硼酸	
硫酸ナトリウム		游離炭酸	
重碳酸ナトリウム			

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害・慢性筋及關節痺麻質斯・慢性濕疹・官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)・軽度の脊髄病・中枢性及末梢性麻痺(經久性半身不隨、小兒麻痺)婦人生殖器の慢性諸病・慢性攝護 炎・諸病恢復期・腺病質。

(湯坂温泉)。本鑛水は微に帶黄色澄明にして沈澱物あり、微に硫化水素と鐵味を有し、微弱アルカリ反應を呈す。

泉質 單純泉 放射能 〇、七五 温度七十七度 固形分總量 一、〇五八三五(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇二二

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する各成分及分量次の如し。

カチオン	カトリウムイオン	〇、一四六一二	フエロイオン	〇、〇〇〇五一
	ナトリウムイオン	〇、〇五四五七	アルミニウムイオン	〇、〇〇八一〇
	カルチウムイオン	〇、〇三九四三	アンモニウムイオン	〇、〇〇〇七九
	マグネシウムイオン	〇、〇〇〇六六〇		
	クロールイオン	〇、〇三六三五	珪酸(メタ)	〇、二九七五五
	ヒドロ炭酸イオン	〇、四五六八〇	游離炭酸	〇、二六四〇六
	硫酸イオン	〇、〇一一四八		

硫化水素硼酸の微量を含む

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、二七五六	硫酸アルミニウム	〇、〇〇一六
重碳酸カリウム	〇、一九九二	重碳酸亞酸化鐵	〇、〇〇二三
重碳酸ナトリウム	〇、一五九四	クロールアンモニウム	
重碳酸カルチウム	〇、〇三九七	珪酸(メタ)	
重碳酸マグネシウム		游離炭酸	

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害・慢性筋及關節痺麻質斯・慢性濕疹・官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱諸病)・慢性攝護腺炎 諸病恢復期・腺病質・脚氣・婦人生殖器諸病。

(龜の湯)。(以下十二に至る赤湯)本鑛水は淡黄色透明にして、弱アルカリ性反應を呈す。

泉質 アルカリ泉 比重 一、〇〇二二 温度 六十度 固形分總量 一、〇六二七(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇一九五	フエロイオン	〇、〇〇一六
	ナトリウムイオン	〇、二九〇四	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇八
	カルチウムイオン	〇、〇三〇六	アンモニウムイオン	〇、〇〇二〇
	マグネシウムイオン	〇、〇一七三		
アニオン	クロールイオン	〇、〇六三五	硼酸	〇、〇〇八五
	硫酸イオン	〇、〇三七四	珪酸(メタ)	〇、二八二〇
	ヒドロ炭酸イオン	〇、五三三四	遊離炭酸	〇、〇六六〇
	ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇五六		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇三七三	重炭酸マグネシウム	〇、〇六一三
クロールナトリウム	〇、〇〇八八	重炭酸亜酸化鐵	〇、〇〇三五
クロールアンモニウム	〇、〇〇五九	磷酸アルミニウム	〇、〇〇五一
硫酸ナトリウム	〇、〇五五四	硼酸	〇、〇〇八五
重炭酸ナトリウム	〇、八九六四	珪酸(メタ)	〇、二八二〇
磷酸カルシウム	〇、〇〇一〇	遊離炭酸	〇、〇六六〇
重炭酸カルシウム	〇、〇七七〇	有機物	多量

醫治効用。(内用)腸胃諸病・肝臓疾患・慢性咽喉及氣管支加答兒・腎孟炎及膀胱加答兒・軽度の血管硬化症・糖尿病・痛風・貧血・脂肝病。(浴用)筋及關節痲痺質斯・慢性濕疹・歌私的里・脊髄勞・婦人生殖器慢性諸病・腺病・胃腸病・病後の恢復期。(手持湯)。(まるみゃの湯)。本鑛水は無色澄明にして、アルカリ性反應を呈す。

泉質 弱食鹽泉 放射能 〇、四五 温度 六十四度 固形物總量 一、五八四二(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇一四

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇一九七	フエロイオン	〇、〇〇一一
	ナトリウムイオン	〇、二九〇三	アルミニウムイオン	〇、〇〇一一
	カルチウムイオン	〇、〇一九一	アンモニウムイオン	〇、〇〇一九
	マグネシウムイオン	〇、〇〇一一		
アニオン	クロールイオン	〇、〇六三三	ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇一六
	硫酸イオン	〇、〇三〇五	珪酸(メタ)	〇、二八二〇
	ヒドロ炭酸イオン	〇、七六二四		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇三七三	硫酸ナトリウム	〇、〇五五四
クロールアンモニウム	〇、〇〇五九	磷酸カルシウム	〇、〇〇一〇
クロールナトリウム	〇、〇六八八	重炭酸マグネシウム	〇、〇六一三
重炭酸ナトリウム	〇、八九六四	磷酸アルミニウム	〇、〇〇五一
重炭酸カルシウム	〇、〇七七〇	珪酸(メタ)	〇、二八二〇
重炭酸亜酸化鐵	〇、〇〇三五		

醫治効用。(浴用)筋及關節痲痺質斯・慢性濕疹・歌私的里・脊髄勞・婦人生殖器慢性諸病・腺病・胃腸病。(小寶の湯)。本鑛水は無色澄明無臭にして異味を有せず、アルカリ性反應を呈す。

泉質 單純溫泉 温度 四十五度 放射能 一、〇 比重 一、〇〇六 固形分總量 〇、六三〇(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する各成分及分量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、〇二〇六	マグネシウムイオン	〇、〇〇六四
	ナトリウムイオン	〇、〇五九六	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇二

アンモニウムイオン 〇、〇〇五三
 カルチウムイオン 〇、〇二三七
 クロールイオン 〇、〇四四五
 珪酸 (メタ) 〇、一九八一
 硼酸 (メタ) 〇、〇一三
 游離炭酸 〇、五六〇九

ヒドロ燐酸イオン 〇、〇〇一一
 ヒドロ炭酸イオン 〇、一七二一

鹽類表。本鑛泉は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム 〇、〇三九五
 クロールナトリウム 〇、〇三二一
 硫酸ナトリウム 〇、〇七四八
 重炭酸ナトリウム 〇、〇六九〇
 重炭酸カルチウム 〇、〇九五九
 重炭酸マグネシウム 〇、〇六八一
 重炭酸亜酸化鐵 〇、〇一一四
 燐酸アルミニウム 〇、〇〇一四
 珪酸 (メタ) 〇、一九八一
 硼酸 〇、〇一一三
 游離炭酸 〇、五六〇九

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經痛。ヒステリー及神經衰弱。輕度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺。樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨、小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。(明正館の湯)。本鑛水は淡黃褐色澄明にして、微に硫化水素の臭氣あり、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質 單純溫泉 放射能 〇、八七 溫度 六十二度 固形物總量 一、二四八四(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇〇五
 イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン。カリウムイオン 〇、〇〇七八
 ナトリウムイオン 〇、一七八三
 マグネシウムイオン 〇、〇一一〇
 アルミニウムイオン 〇、〇六〇五
 フェロイオン 〇、〇〇一四
 アンモニウムイオン 〇、〇〇三三

アニオン。クロールイオン 〇、一〇七〇
 ヒドロ炭酸イオン 〇、〇三三〇
 硫酸イオン 〇、〇〇三八
 ヒドロ燐酸イオン 〇、〇二二六
 珪酸 (メタ) 〇、〇〇二七
 游離炭酸 〇、〇二三〇
 硼酸 痕跡

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

重炭酸ナトリウム 〇、四四八六
 重炭酸マグネシウム 〇、〇二三四
 重炭酸亜酸化鐵 〇、〇〇四五
 硫酸ナトリウム 〇、〇〇〇九
 硫酸カリウム 〇、〇〇五六
 クロールカリウム 〇、〇一一四
 燐酸マグネシウム 〇、〇〇二三
 燐酸カルシウム 〇、〇二九三
 燐酸アルミニウム 〇、〇〇一九
 クロールアンモニウム 〇、〇一一四
 珪酸 (メタ) 〇、〇〇二七
 游離炭酸 〇、〇二三〇
 硼酸 痕跡

醫治効用。(浴用)慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病。ヒステリー及神經衰弱。輕度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺。(經久性半身不隨。小兒麻痺。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

(赤湯新湯)。本鑛水は帶褐黃色澄明にして、微量の沈澱物あり。味微に鹹味を有し、アルカリ性反應を呈す。

泉質 アルカリ性食鹽泉 比重 一、〇〇七 溫度 五十五度 固形物總量 一、〇一〇五(一キログラム中一グラム)

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。
 カチオン。カリウムイオン 〇、〇七五三
 ナトリウムイオン 〇、一七三七
 カルチウムイオン 〇、〇二一五
 マグネシウムイオン 〇、〇〇四八
 アルミニウムイオン 〇、〇〇一六
 フェロイオン 〇、〇〇五九
 アンモニウムイオン 少量

アニオン。 クロールイオン 〇、一〇一一
 ヒドロ炭酸イオン 〇、三八六四
 硫酸イオン 〇、〇〇七一
 ヒドロ磷酸イオン 〇、〇六〇三
 珪酸(メタ) 〇、二三八三
 遊離炭酸 〇、一一二八

塩類表 本鏡水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、一四三五
 重炭酸マグネシウム 〇、〇二五八
 重炭酸ナトリウム 〇、四七〇六
 硫酸ナトリウム 〇、〇一〇五
 重炭酸亜酸化鐵 〇、〇一八八
 磷酸アルミニウム 〇、〇一〇一
 珪酸(メタ) 〇、二三八三
 遊離炭酸 〇、一四二八

醫治効用。(内用)慢性胃腸障害、慢性咽喉及氣管支加答兒。(浴用)腺病質、慢性泌尿器及生殖器病(皮膚病)。(片倉の湯)。本礦水は無色澄明にして異臭味なく、反應弱アリカリ性を呈す。
 泉質 アルカリ泉 比重 一、〇〇四二(十五度) 溫度 七十度 固形分總量 一、三六八(一キログラム中一グラム)
 イオン表 本鏡水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。
 カチオン。 カリウムイオン 〇、〇九八二
 ナトリウムイオン 〇、二八六九
 カルチウムイオン 〇、〇一四二
 クロールイオン 〇、一五六六
 ヒドロ炭酸イオン 〇、五二二三
 硫酸イオン 〇、一九九七
 重炭酸ナトリウム 〇、三九一一
 重炭酸カルチウム 〇、一一五一

アニオン。 ナトリウムイオン 〇、二八六九
 カルチウムイオン 〇、〇一四二
 クロールイオン 〇、一五六六
 ヒドロ炭酸イオン 〇、五二二三
 硫酸イオン 〇、一九九七
 重炭酸ナトリウム 〇、三九一一
 重炭酸カルチウム 〇、一一五一

鹽類表 本鏡水は其集成一キログラム中次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、一八七二
 重炭酸ナトリウム 〇、三九一一
 重炭酸カルチウム 〇、一一五一

醫治効用。(内用)胃腸諸病、肝臓疾患、慢性咽喉及氣管支加答兒。腎盂炎及膀胱加答兒。輕度の血管硬化症、糖尿病、脂肪病、痛風、貧血。(浴用)慢性痲痺質斯。各種神經痛、慢性婦人生殖器病、皮膚病。
 (新赤湯、瀧の湯)。本鏡水は淡黄色無臭にしてアルカリ性反應を呈す。
 泉質 アルカリ泉 比重 一、〇〇一五 溫度 六十二度 固形物總量 二、二〇〇一(一キログラム中一グラム)
 イオン表 本鏡水一キログラム中に含有する成分及分量次の如し。
 カチオン。 カリウムイオン 〇、四五九九
 ナトリウムイオン 〇、六四〇六
 カルチウムイオン 〇、一〇二八
 クロールイオン 〇、一〇三一
 ヒドロ炭酸イオン 〇、三二一〇
 硫酸イオン 〇、〇一五四
 重炭酸マグネシウム 〇、〇九二八
 重炭酸ナトリウム 〇、〇二四五
 珪酸(メタ) 〇、〇〇〇四
 遊離炭酸 〇、〇九二八
 硼酸 〇、一八九九
 遊離炭酸 〇、〇八七一

アニオン。 ナトリウムイオン 〇、一〇三一
 ヒドロ炭酸イオン 〇、三二一〇
 硫酸イオン 〇、〇一五四
 重炭酸マグネシウム 〇、〇九二八
 重炭酸ナトリウム 〇、〇二四五
 珪酸(メタ) 〇、〇〇〇四
 遊離炭酸 〇、〇九二八
 硼酸 〇、一八九九
 遊離炭酸 〇、〇八七一

鹽類表 本鏡水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、二一六六
 硫酸アルミニウム 〇、〇一八三
 重炭酸カリウム 〇、五二六七
 クロールナトリウム 〇、三二六一
 遊離炭酸 〇、〇八七一

醫治効用。(内用)腸胃諸病、肝臓疾患、慢性咽喉及氣管支加答兒。腎盂炎及膀胱加答兒。輕度の血管硬化症、糖尿病、痛風、貧血。(浴用)慢性痲痺質斯。各種神經痛、慢性婦人生殖器病、皮膚病。
 (新赤湯元湯)。本鏡水は淡黄褐色澄明にして無臭なり、反應弱アルカリ性を呈す。

鹽類表 本鏡水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、二一六六
 硫酸アルミニウム 〇、〇一八三
 重炭酸カリウム 〇、五二六七
 クロールナトリウム 〇、三二六一
 遊離炭酸 〇、〇八七一

醫治効用。(内用)腸胃諸病、肝臓疾患、慢性咽喉及氣管支加答兒。腎盂炎及膀胱加答兒。輕度の血管硬化症、糖尿病、痛風、貧血。(浴用)慢性痲痺質斯。各種神經痛、慢性婦人生殖器病、皮膚病。

鹽類表 本鏡水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、二一六六
 硫酸アルミニウム 〇、〇一八三
 重炭酸カリウム 〇、五二六七
 クロールナトリウム 〇、三二六一
 遊離炭酸 〇、〇八七一

醫治効用。(内用)腸胃諸病、肝臓疾患、慢性咽喉及氣管支加答兒。腎盂炎及膀胱加答兒。輕度の血管硬化症、糖尿病、痛風、貧血。(浴用)慢性痲痺質斯。各種神經痛、慢性婦人生殖器病、皮膚病。

鹽類表 本鏡水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
 クロールカリウム 〇、二一六六
 硫酸アルミニウム 〇、〇一八三
 重炭酸カリウム 〇、五二六七
 クロールナトリウム 〇、三二六一
 遊離炭酸 〇、〇八七一

泉質 炭酸泉 放射能 一、〇二 温度 四十五度 固形分總量 一、二八九〇(一キログラム中一グラム) 比重 一、〇〇一一

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及分量次の如し。

ナトリウムイオン	〇、〇一七二	アルミニウムイオン	〇、〇〇〇九
カルチウムイオン	〇、三五〇五	フェロイオン	〇、〇〇一三
マグネシウムイオン	〇、〇〇〇八	アンモニウムイオン	〇、〇〇一五
クロールイオン	〇、〇一〇〇	硝酸イオン	〇、〇〇一六
ヒドロ炭酸イオン	〇、〇五七二	水 硫 (イオン)	〇、〇〇一九
硫 酸 イオン	〇、八八四一	珪 酸 (メタ)	〇、二三七六
ヒドロ燐酸イオン	〇、〇〇四二	硼 酸	〇、〇一一四
重炭酸ナトリウム	一、一六七四	炭酸マグネシウム	〇、〇一二四
重炭酸カルチウム	〇、〇八六三	水酸化マグネシウム	〇、〇〇三四
重炭酸マグネシウム	〇、〇四〇四	磷酸アルミニウム	〇、〇〇三八
重炭酸亜酸化鐵	〇、〇〇四五	磷酸カルチウム	〇、〇〇六五
硝酸カリウム	〇、〇一八八	クロールアンモニウム	〇、〇〇四七
クロールナトリウム	〇、〇七三八	クロールカリウム	〇、〇一九二
珪 酸 (メタ)	〇、二三七六	硼 酸	〇、〇一一四
硫酸ナトリウム	〇、〇〇六一		

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

醫治効用。(浴用)慢性痺麻質斯・各種神經痛(皮膚病)・慢性婦人生殖器病。

(新赤湯)子の湯。本礦水は淡褐色澄明の液にして、微に酸味を呈し、硫化水素臭を放ち、酸性反應を呈す。

泉質 硫黄性炭酸鹽類泉 放射能 〇、八 温度 六十七度 固形分總量 一、三八〇六(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇一七

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

ナトリウムイオン	〇、〇〇八四	マグネシウムイオン	〇、〇〇一七二
カルチウムイオン	〇、一〇三一	フェロイオン	痕 跡
クロールイオン	〇、三三九六	アルミニウムイオン	痕 跡
アニオン	〇、〇五三二	游離硫化水素	〇、〇〇一四
硫 酸 イオン	〇、〇三九一	珪 酸 (メタ)	少 量
ヒドロ炭酸イオン	一、二六五四		

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

硫酸カリウム	〇、〇一九三	重炭酸カルチウム	一、二〇七四
重炭酸ナトリウム	〇、三七五三	重炭酸マグネシウム	〇、一〇三四
クロールカルチウム	〇、〇八三五	游離硫化水素	〇、〇〇一四
硫酸カルチウム	〇、〇一〇四		

醫治効用。(浴用)慢性胃病・慢性腸胃加答兒。慢性子宮病。慢性子宮内膜炎・慢性痺麻質斯・痛風・神經衰弱・慢性氣管支加答兒・脊髓病。歌私的里。

(赤湯東の湯)。本礦水は無色澄明にして、微に硫化水素臭を有し、アルカリ性反應を呈す。

泉質 單純溫泉 比重 一、〇〇二八 温度 五十三度 固形物總量 〇、八四四六(一キログラム中一グラム)

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する成分及び其の分量次の如し。

ナトリウムイオン	〇、〇五五〇	カルチウムイオン	〇、一五〇二二
----------	--------	----------	---------

ナトリウムイオン	〇、一四二二	アルミニウムイオン	〇、〇四〇一
マグネシウムイオン	〇、〇六二一	フェロイオン	〇、〇〇五〇
クロールイオン	〇、〇七四二	硼酸	痕跡
硫酸イオン	〇、〇七三一	遊離炭酸	〇、〇六二〇
珪酸(メタ)	〇、一二〇一		

鹽類表。本鑛水は其集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、一二二八	珪酸(メタ)	〇、一二〇一
クロールナトリウム	〇、〇四三〇	遊離炭酸	〇、〇六二〇
硫酸ナトリウム	〇、一〇八一	硼酸	痕跡
クロールカルチウム	〇、〇〇二〇		

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。輕度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。

(赤湯、鶴の湯。本鑛水は僅微の黄色を呈する透明の微に硫化水素を有し、アルカリ性反應を呈す。
泉質 單純溫泉 比重 一、〇〇二一 溫度 五十二度 固形分總量 〇、八三一九(一キログラム中一グラム)
イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カリウムイオン	〇、〇五五〇	マグネシウムイオン	〇、〇六二一
ナトリウムイオン	〇、一四二二	カルチウムイオン	〇、一五〇二
アルミニウムイオン	〇、〇一〇一	フェロイオン	〇、〇〇五〇
クロールイオン	〇、〇七四一	遊離炭酸	〇、〇六二一
硫酸イオン	〇、〇七三一	硼酸	痕跡
珪酸(メタ)	〇、一二〇一		

鹽類表 本鑛表は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、一〇四八	珪酸(メタ)	〇、一二〇一
クロールナトリウム	〇、〇四〇〇	遊離炭酸	〇、〇六二一
硫酸カルチウム	〇、一〇三六	硼酸	痕跡

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。輕度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器慢性諸病。

(鑛金湯)。本鑛水は帶褐黄色、澄明無味無臭にして、アルカリ性反應を呈す。
泉質 單純溫泉 比重 一、〇〇一〇(十七度) 溫度 五十四度 固形分總量 一、五〇二七(一キログラム中一グラム)
イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び其の分量次の如し。

カリウムイオン	少	フェロイオン	少
ナトリウムイオン	少	アルミニウムイオン	少
マグネシウムイオン	少	アンモニウムイオン	少
カルチウムイオン	少		
クロールイオン	多	ヒドロ炭酸イオン	稍多
ヒドロ燐酸イオン	少	珪酸(メタ)	少
硫酸イオン	少	硼酸	少
硝酸イオン	痕跡	遊離炭酸	稍多

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)輕度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

第四節 鬼首村温泉

吹上の間歇泉を始めとし浴槽を開設するもの、荒湯・神瀧・轟・宮澤・蟹澤の五温泉にして未だ廣く世に宣傳せられざるもの、赤澤・形山・雄釜・濁澤等あり、其の位置方向の概要左に。

(寒風澤温泉)。鬼首村の東南部、花淵山と矢楯岳の間、寒風澤の荒雄川に合流する地點より湧出す。(神瀧温泉)。村の東南部、大深澤の左岸より湧出し、又對岸よりも湧出す。(轟温泉)。村の中央部、荒雄の左岸より湧出し、沿岸、約三四丁の間、各所に湧出す。(宮澤温泉)。村の西北部宮澤川の左岸各所に湧出す。(荒湯温泉)。村の東部荒雄岳の南麓より湧出す。(蟹澤温泉)。村の南部荒雄川の左岸、斷崖の中腹より湧出す。(赤澤温泉)。村の東北部赤澤川の左岸、荒雄岳の中腹より湧出す。(形山温泉)。荒雄岳の山中より硫黄を産出し、其附近より湧出す。吹上間歇泉は吹上澤の兩岸數丁の間、到る所温泉湧出す、就中右岸の岩層より湧出す、一定の間隔を以て噴騰す。雄釜・雌釜・本村荒雄岳の山中赤澤川の上流左岸より湧出し、崖上にあるを雄釜と云ひ、河水に接するを雌釜と云ふ。共に三十分毎に熱湯を噴出す雄釜は六七尺雌釜は一丈四五尺に達す。濁澤。本村の東北荒雄川の右岸より湧出し、温度低かりしと。涌出の所在地前記の如し。而して開湯せる温泉場にありては宮城縣鑛泉志に詳かなり轉錄左に。

宮城縣鑛泉志。鬼首温泉 鬼首温泉は鳴子驛を距る北方約三里にして、荒雄岳の中腹に位置し、荒湯の外は何れも荒雄川の沿岸に在り。奇勝多く四季風光に富み、夏季の避暑に最も適す。最近自動車鳴子より運轉するに至れり。鬼首温泉は多くの湧出湯を有し、神瀧・轟・荒湯・蟹澤・宮澤の各温泉あり。此の外荒雄川の沿岸に寒風澤の温泉あるも、明治四十三年の大洪水に全部流失せられ、今は全く廢湯せり。此の附近一般に有名なる馬の産地にして、明治天皇の御愛馬金華山號、松島號は皆此の鬼首にて養成されたる名馬なり。なほ此處には有名なる吹上の間歇泉あり、毎日時間を定め湯を噴き上ぐるものにして、此の間歇泉も明

治四十三年前迄は、二時間乃至三時間を隔て、三丈の高さに噴上りしも、洪水の爲め其後は一時間置き位に吹上げ、高さも五尺位に減じたり。

(轟温泉)(参照口繪) 本村の中部荒雄川の左岸に沿ふこと約二三丁の間各所に涌出す。浴槽を造營する四ヶ所、一は鑿井によりて浴槽に注ぐ。高橋東。東橋養之助舎を經營す。泉主高橋東所有の泉質及び醫治効用載せて宮城縣鑛泉志に詳かなり轉錄下に。

宮城縣鑛泉志。(一)、轟温泉、所在玉造郡鬼首村字轟。鳴子驛より北三里、神瀧温泉より一里餘、荒雄川畔に在り。古湯、新湯の二湯あり。發見の年月明かならざるも、古湯は既に元和年間に有名なりしが、享保年間荒雄川の洪水に一旦埋没し、更に安政年間に至り再興し以て今日に至る。高橋東泉主たり。亦新湯は嘉永年間の發見にして、萬延年中の開湯なり。風光頗る明媚にして夏季特に避暑に適す。

(イ) 轟温泉(古湯)本水は無色透明無味無臭にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質 單純温泉 放射能 〇、九七 温度 五十六度 固形物總量 〇、九一五(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇一九

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。

カチオン。	カリウムイオン	〇、一〇七二〇	カルチウムイオン	〇、一四四九五
	ナトリウムイオン	〇、一一四八二	マグネシウムイオン	〇、〇一〇二九
	アルミニウムイオン	〇、〇八〇一二	フェロイオン	〇、〇〇〇一一
	クロールイオン	〇、一〇八八一	游離炭酸	〇、〇〇〇三一
	硫酸イオン	〇、〇六五七八	珪酸(メタ)	〇、一九八九五
	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇七〇八〇		
鹽類表	本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を有する溶液に概略相當す。		重炭酸カルシウム	〇、〇二三一
	クロールカリウム	〇、二〇四一		

クロールナトリウム	〇、〇三九五	珪酸(メタ)	〇、一九六九
硫酸ナトリウム	〇、〇九四二	遊離炭酸	〇、〇〇〇三
重炭酸ナトリウム	〇、〇九七五	硼酸	痕跡

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨・小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。眼病。胃腸病。(口) 轟温泉(新湯)本水は無色無味無臭にして、反應弱アルカリ性を呈す。

泉質 單純温泉 放射能 〇、八九 温度 七十九度 固形物總量 〇、四六九二(一キログラム中一グラム) 比重 一、〇〇一五

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。			
カチオン	カリウムイオン 〇、〇二二三	カルチウムイオン	〇、〇七五九
	ナトリウムイオン 〇、〇八八九	マグネシウムイオン	〇、〇〇二二
	アルミニウムイオン 〇、〇一四二	フェロイオン	〇、〇〇〇一
	クロールイオン 〇、一二一八	珪酸(メタ)	〇、一四二〇
	硫酸イオン 〇、〇四八一	遊離炭酸	痕跡
	ヒドロ炭酸イオン 〇、〇五五一		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、〇四二五	硫酸アルミニウム	〇、〇六五〇
クロールナトリウム	〇、一六七五	珪酸(メタ)	〇、一四二〇
硫酸ナトリウム	〇、〇七一〇	硫酸炭酸	痕跡
重炭酸カルシウム	〇、〇六三五	硼酸	痕跡
重炭酸亞酸化鐵	〇、〇二四一		

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨、小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。眼病。胃腸病。(蟹澤温泉)。村の南部荒雄川の左岸斷崖の中腹より涌出す、浴槽二つ。客室より百餘の階段を下りて浴槽に達す、高橋運之丞泉主を兼ね旅館を營む。

宮城縣鑛泉志。蟹澤温泉、蟹澤温泉は鳴子驛を距る二里餘、荒雄川の左岸に在り。鬼首温泉道路の關門なり。蟹澤温泉の發見は詳かならず、湯主高橋覺左衛門大正十年十一月開湯せり。浴槽二ヶ所あり。鳴子驛より車馬の便あり。途中荒雄川の本流を眼下に見下し奇勝多し。神瀧温泉は此處より本道と分岐し、約十丁にして達すべし。旅館には高橋旅館(高橋覺左衛門)一軒にして自炊旅館の二様あり。

本水は無色澄明にして臭味なく、反應弱アルカリ性を呈す。
泉質 單純土類泉 放射能 〇、八二 温度 六十度 固形物總量 一、三五七二(一キログラム中一グラム) 比重 一、〇〇二四

イオン表 本鑛水一キログラム中に含有する成分及び分量次の如し。		カルシウムイオン	〇、一八八〇七
カチオン	カリウムイオン 〇、〇〇三六七	フェロイオン	〇、〇一五九七
	ナトリウムイオン 〇、〇九八七四	珪酸(メタ)	〇、一八八二五
	マグネシウムイオン 〇、〇四三三九	遊離炭酸	〇、一四七四〇
	クロールイオン 〇、一八八六九		
	硫酸イオン 〇、一四一三九		
	ヒドロ炭酸イオン 〇、五八〇七〇		

鹽類表 本鑛水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。
クロールカリウム 〇、〇〇六九七
クロールナトリウム 〇、三三三八二
クロールカルシウム 〇、二四二七七
重炭酸マグネシウム 〇、三三三八二
重炭酸亞酸化鐵 〇、〇五〇八七
珪酸(メタ) 〇、一四七四〇

硫酸カルチウム 〇、二四二七七
 硫酸マグネシウム 〇、〇八七八九
 遊離炭酸 〇、一四七四〇

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)。軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

(神瀧温泉) (參照口繪)鬼首村の東南大深澤の左右兩岸より涌出す、三個の浴槽と二十餘室の客室を設備す、大場平八郎の經營なり。

宮城縣鐵泉志。神瀧温泉、神瀧温泉は鬼首村大深澤の谿間に在り。鳴子驛を距る二里餘、蟹澤温泉より約八丁の高所に在り。天保三年鬼首村の農民六右衛門なる者、既に開湯せりと云ふも詳かならず。明治七年四月、村内宇久瀨の高橋豊治蟹澤に赴く途中、此の谿間を下りて岩石より湯の流るゝを見、荊棘を開きて其の源を探るに、岩石の間自然に方一間餘の浴池をなせるを發見し、之れを神瀧と名づけ開湯せり。又新神瀧は明治十年發見し、明治十九年九月より開湯せり。蟹澤温泉より約八丁の山道を、徒步又は駄馬にて達すべし。婦人病に特効ありと稱せられ、浴客常に絶えず。大場とくよ湯主たり。自炊、旅籠の二種あり。

イ、新神瀧温泉。(新湯)本水は無色透明無臭にして、微に鹹味を有し、反應アルカリ性を呈す。

泉質 弱食鹽泉 放射能 〇、九四 溫度 五十八度 固形物總量 一、七七〇(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇一八

イオン表 本水一キログラム中に含有する各成分及び其の量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、一三五三七	マグネシウムイオン	〇、一二九二〇
	ナトリウムイオン	〇、三二六九八	フェロイオン	〇、〇〇〇二五
	カルチウムイオン	〇、一六七六四	アルミニウムイオン	〇、〇六五八五
アニオン	クロールイオン	〇、二八六一三	珪酸(メタ)	〇、二〇九〇一
	ヒドロ炭酸イオン	〇、一六五六〇	硼酸	〇、〇一二四九
	硫酸イオン	〇、一〇九三八	遊離炭酸	
	ヒドロ燐酸イオン	微量		

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、二五八〇七	重炭酸カルシウム	〇、一二〇六三
クロールナトリウム	〇、二六九八三	珪酸(メタ)	〇、二〇三〇一
硫酸ナトリウム	〇、一六六一六	硼酸	〇、〇一二四九
重炭酸ナトリウム	〇、二二七二〇	遊離炭酸	〇、〇〇一三二

醫治効用。(内用)慢性消化器病(弛緩症。食物停滯。弛緩性便秘)。慢性喉頭及氣管支加答兒。新陳代謝病及全身病。糖尿病。脂肪病。痛風。貧血。腺病。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。脚氣。

口、神瀧温泉。(古湯)本水は無色透明無臭にして、微に鹹味を有し、アルカリ性反應を呈す。

泉質 弱食鹽泉 放射能 〇、七九 溫度 五十四度 固形物總量 一、三〇九(一キログラム中一グラム)

比重 一、〇〇一〇五

イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び其の量次の如し。

カチオン	カリウムイオン	〇、一〇五二一	マグネシウムイオン	〇、〇七〇一一
	ナトリウムイオン	〇、三一五九〇	フェロイオン	〇、〇〇〇九二
	カルチウムイオン	〇、一八二九〇	アルミニウムイオン	〇、〇八四〇三
アニオン	クロールイオン	〇、一七五七九	珪酸(メタ)	〇、一七九九五
	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇〇一〇一	硼酸	微量
	硫酸イオン	〇、〇九三七八	遊離炭酸	〇、〇〇四六
	ヒドロ燐酸イオン	痕跡		

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

クロールカリウム	〇、二〇一一一	クロールカルシウム	〇、〇二一三四
----------	---------	-----------	---------

グロールナトリウム	〇、〇九八六〇	珪酸 (メタ)	〇、一七七九五
硫酸ナトリウム	〇、一三九六八	硼酸	〇、〇〇四六〇
重炭酸ナトリウム	〇、〇〇一四〇	游離炭酸	〇、〇〇四六〇
重炭酸カルシウム	〇、〇八二六一		

醫治効用。(内用)慢性消化器病(弛緩症、食物停滯、弛緩性便秘)。慢性喉頭及氣管支加答兒。新陳代謝病及全身病。糖尿病。脂
 肪病。痛風。貧血。腺病。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)
 軽度の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質脚氣。
 (宮澤温泉)。鬼首村西北部宮澤川の左岸より涌出す、大山新之亟・高橋富士藏・高橋龜五郎。旅館を營み浴槽を設く。
 宮城縣續泉志。宮澤温泉、宮澤温泉は蘆の北十丁、鳥谷ヶ森の麓溪流の邊りに在り。上の湯、下の湯等開湯せり。發見年月詳か
 ならざるも、明治初年より開湯し、現今高橋富士藏(上の湯)。高龜旅館(高橋卯佐治)の二軒及び最近開湯せる大新館等あり此處
 より約六丁の處に吹上の間歇泉あり。其の噴泉上騰するや、天地鳴動し炎烟籠り實に天下の壯觀なり。
 宮澤温泉。(上の湯)本礦水は無色澄明無臭にして、微に鹹味を有し反應アルカリ性を呈す。
 泉質 芒硝含有食塩泉 溫度 六十八度 比重 一、〇〇一 固形分總量 一、〇六一
 イオン表 本礦水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン。	カリウムイオン	〇、〇六四四二	マグネシウムイオン	痕	跡
	ナトリウムイオン	〇、三六八八七	フェロイオン	痕	跡
	カルチウムイオン	〇、〇五一九五			
アニオン。	グロールイオン	〇、一〇一二五	珪酸 (メタ)	〇、一九九九五	
	ヒドロ炭酸イオン	〇、〇六一〇六	游離炭酸	〇、〇〇六一六	
	硫酸イオン	〇、一三一六八	硼酸	微	量

鹽類表 本礦水は其の集成一キログラム中、次の成分を含有する溶液に概略相當す。

グロールカリウム	〇、一二五六二	硫酸アルミニウム	〇、〇〇三一七
グロールナトリウム	〇、〇六六四五	珪酸 (メタ)	〇、一九九九五
硫酸ナトリウム	〇、一九四六八	游離炭酸	〇、〇〇六一六
重炭酸ナトリウム	〇、〇八四〇〇	硼酸	微
重炭酸カルシウム	〇、〇一〇八九		

醫治効用。(内用)慢性消化器病(弛緩症、食物停滯、弛緩性便秘)慢性喉頭及氣管支加答兒。新陳代謝病及全身病(糖尿病。脂
 肪病。痛風。貧血。腺病)。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー及神經衰弱)輕度
 の脊髄病。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨。小兒麻痺)婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。
 腺病質。

藩制時代に「宮澤温泉之能」と題し醫治効用を丈五寸二分横八寸の木板に彫刻して宣傳せられたる原板及び摺物は現
 泉主高橋富士藏五代以前のものにして、竝に線を描き病名療用等を詳記せり、轉載下に。

奥州仙臺栗原 一迫 鬼首 宮澤温泉之能

- 第一しやくつかへ持病の由に甚よし
- 一、らうしやうろうかいに甚よし
 - 一、婦人永血しら血月水の不順
 - 一、小兒やけどに甚よし
 - 一、小兒生付不順よわきによし
 - 一、きやうふうてんかんむし發によし
 - 一、切きづふみ拔腫物に神妙なり
 - 一、げんきおとろい身體よわく手足しびれ夜不寐に甚よし
- 七日位の一ケ年二三ども御入湯被成二度不發候
 數年ろうさいにて命あやうきに御入湯被成如神
 子無事は懐胎ありと申傳候
 燒ねつ致候はば御入湯被遊一切跡なくかみの如し
 手足不自由に而聲色悪きに三七日入平癒仕候
 醫藥を不得命危きに御入湯平癒仕候
 大寒も御入湯被成身躰おだやかに成事奇々妙々也

一、つきめかかりめた、れめによし
但しのぼせめはねつ湯ゆへよろしからず

此湯の出口石の苔を取りきゆにてとき御洗被成
一切の目によし

- 一、痢病 一、りん病 一、せうかち 一、うちみ 一、かつけ
- 一、せんき 一、わうだん 一、た ん 一、し つ 一、ひぜん
- 一、そうどく 一、草かさの類 一、ぢのぬけるによし

右之外何の病にても一七日位御入湯被成候得者平癒せざる事なし御醫師様方湯を味ひ名湯と被仰候何も様御召御入湯被成下度奉希候

月 日

右 守湯 富士右衛門

(荒湯温泉)。鬼首村の東部荒雄嶽の麓荒雄川の水源地より涌出す、往昔仙臺藩主の用邸たりし由緒あり現泉主旅館主遊佐忠右衛門知名諸氏の書畫を藏せり。

宮城縣礦泉志。荒湯温泉、本泉は鬼首諸湯中の最東端。荒雄嶽の麓、荒雄川の水源に在り。姥湯、瀧湯の二あり。土地高燥にして避暑に最も適す。天正十四年八月、遊佐忠右衛門十四世の祖長門、今の姥の湯を發見し、慶長三年より開湯せり。鳴子停車場より四里、神瀧温泉へ二里、花山村温泉湯温泉へ四里を距たる。

姥の湯。本泉水は無色澄明なれども、微に白濁を呈し味鹹澁にして著しく硫化水素の臭氣を發し、酸性反應を呈す。

泉質 硫黄泉 比重 一、〇〇四一 温度 六十三度 固形物總量 四、二〇七(一キログラム中一グラム)

クロールナトリウム	多	〇・八量	硫酸アルミニウム	多
硫酸カルチウム	少	〇・四量	游離硫黄	多
硫酸カリウム	多	〇・五量	硫化水素	多
硫酸ナトリウム	多	〇・三二九六	珪酸(メタ)	〇・三二九六

醫治効用。(浴用)慢性氣管支炎・腺腫・慢性子宮病・脚氣。

第五節 間歇泉及び噴泉

玉造温泉地帯に、二個の間歇泉は鬼首村の吹上と鳴子町の一坂にあり、又一個の噴泉は鳴子町の中山にありて、一面には地質學上研鑽の材題を豊かにし、一面には郷土發展の道線を築きたるが如し、更らに項を逐ふて叙述する下記に。

【鬼首の間歇泉】(参照口繪)往昔稱して氣吹穴又は吹上の湯と云ふ。郷土史乘に著はれたるは今より百六十年に成る封内風土記なるべし、去れど其の以前より現在せられしならんも年次を表示し得べき好個の青史なきを恨とす、試みに強いて之を考ふれば或は平安朝時に歴然として現在せられし如く憶はる。往昔鬼首村の形山の入奥に形山寺と稱する台家の寺門あり今は賽の河原等の地名によりてよく其の墟迹を證せり、形山寺に詣參する道者は必ず先づ精進潔齋白衣に身を清めて「六根清淨」の咒文を高唱して氣吹穴より騰上する弘法。不動の鑛泉を洒きて後ら形山寺の奥院を拜して祝福を禱ること宛かも現時の三山賽者の如し、形山寺の奥院廢墟となりしも傳統的慣行は亡びず鬼首の氣吹穴に詣ふもの白衣清潔の行事は維新前後に及びて止む。此の種の行事を覆査し翫味し來れば自づから本地垂迹興隆時代に現存する遺跡にして又弘法穴不動穴の稱號は平安朝時代を立證する如く推定せらる因に謂ふ郷土史多くは藩儒の筆に成る、儒者多くは廢佛棄釋を主張す、況して形山寺廢亡により由緒沿革の觀るべきものなし、只纔かに荒雄川神社故事の鱗片に據り聊か管窺を餘して後哲を待つ。現代に於ける事項は幸に調査報告あり轉錄下記に如し。

宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第四輯。(委員清水東四郎調査、委員會根廣調査) 間歇泉 概説 一定の時間を定めて空中高く熱湯を噴騰せしむるものを間歇温泉と云ふのである、間歇温泉の最も有名なものはアイストランドのヘクラ火山の西北麓アウエルジー附近、次に有名なるはニュージールランドの北島にあるもの、此處では一つの大なる谿流に沿ふて間歇温泉が群をなして

石英粗面岩の中から噴出して居る。又北亞米利加にては合衆國ロッキー山脈の東麓地域ワイオミング州エルローストーン國立公園等である。

本邦に於ては伊豆の熱海及び本委員等の茲に報告せんとする本縣玉造郡鬼首村にあるものが有名である、此外長野縣澁温泉の地獄谷間歇温泉、新潟の東北約十二里日本海岸の瀨波温泉、長崎縣南高來郡小濱村にあるもの等あるけれどもあまり有名ではない、此外今茲に報告せんとする近年の噴出にかゝる鳴子一の坂にあるものなどもあるが之は未だ世人にはあまり知られずに居る、又曾て噴出したものには大分縣速見郡別府町の血の池地獄、北海道の登別などもある。

間歇温泉は古來多くの學者から注意されて之に關する研究は可なりあるのである、西曆一八一一年マッケンジーはアイスランドのものを調査して次の如き説をたてた

今火山地方に於て地下に空洞があるとすると其空洞附近の岩石は凡て裂罅及び孔隙等があるから地下水は之より滲入して空洞中に溜り一定の水平面を持つ様になるのである、處で此處は他の處と違つて地中の温度は著しく高いのである、仍て滲入し來れる水は絶えず暖められて盛に蒸發する、蒸發した水蒸氣が空洞内に充滿すると其脹力が段々高まつて來て下方の水面を壓迫する、此壓迫が甚しくなると遂に平均を失つて熱水が吹き出されるのである、一定の壓力が減ずると噴騰は止み平靜を保つ、斯様な事を幾回となく繰り返すから間歇的に噴出するのを見るのである、周期は地下空洞の大きさ位置及び上昇水量の如何に依つて決定されるのである。

これ共之はアイスランドの場合には多くの學者から充分なる理論であるとは考へられなかつた。

其後一八四六年化學者のフンゼン及びデクロアゾーは同じくアイスランドの間歇泉を調査して翌一八四七年彼の有名なる垂直管説を出した、今其説の概要を抄録すると次の通りである。

凡そ間歇泉と云ふものは如何なる種類の温泉に於ても見る事の出來るといふものではない、炭酸亞爾加里を含めるものに限つて起るものゝ様である、今温泉中に炭酸亞爾加里を含有して居るとすれば物質を溶解する力強く従つて堆積する量も増すのである、然る時は其湧出口は管狀の通道となる、而して既に存在して居つた側壁も段々水を滲さないものとなるのである、斯様な條件を具備した時に水は此管に溜ると其水は地熱の作用によりて暖められ高温となりたるものは上昇し、冷きものは下降し絶えず循環して水柱が全部温められる事となる、而して此場合水柱の表面の温度を假に七十度とすれば、下は之より温度更に高く下部に至

るに従ひ段々高温となり、遂には通常の氣壓に於ける沸騰點以上の温度となるのである、此の如く上下の温度に差異があるから自ら温度の平均を生じ表面の水も亦百度に達しなければ止まないのである、處で水柱の表面に近い部は既に百度に達するも、上からの壓力がある爲め沸騰し得ないで居る、そこへ下の方が高温であるが故に少しづつ泡立つのである、すると下方の脹力が増す事になるから上層の水を少しづつ押し流す事となる、すると上層は平均を失ひ瓦斯體と變ずる此作用を反覆して遂に水柱全體を噴き飛ばす事となるのである、此際其泡は何處から來たかと云ふと未だ判然しないが恐らく主として水の相接する岩石中より瓦斯の發生するものであらうと云ふて居る。其後獨逸の科學者ミューレルはフンゼンの考に従つて模型を作り、管の下部を熱して見たが其の通りには行かなかつた、たゞ管の下方二ヶ所を熱して見た處初めて週期的に噴いたと云ふ事である、今實際の場合には悉く斯様な條件にあてはまると云ふ處はいづくの間歇温泉の場合にもあると云ふ事は考へ悪い事ではあるまいかと云ふて居る。

其後ラングは曝發噴湯の始まるのはフンゼン等の考へた様に水柱の下部にあるのではなく、之に連絡して居る更に深い處にあるものと考へ其邊では地下水は地熱の爲に水蒸氣の形となつて居り垂直管内の水柱は恰も蠟の栓の作用をして居るものと云ふて居る。

其後チーグラー及びウキードマンの二人がラングと同じ様な考を以て模型を作つて實驗して見た處見事に成功したそうである。又ペーテルセン、アンドリエ、エーベルトなど云ふ人々は各夫れれ種々様々の模型を作つてやつて見たがいづれも其原理は前記ラングの説と一致したそうである、殊にアンドリエとエーベルトの兩氏は種々と研究の結果模型の各部を適當に變へると實際の間歇泉に見る通りにうまく行つたと云ふ事である。

其後多くの物理學者や地質學者などが研究したのであるが、いづれもマッケンジーやフンゼン、ラングなどの説に従うて居るのである。

吹上間歇温泉。位置、玉造郡鬼首村吹上澤(民有地吹上澤圍二十三番及四番大場光輝外三名竝に高橋すき所有)

宮澤温泉より東方七八丁轟温泉の北方約十五丁、谿流吹上川上流に面して左岸の河段にある、而して此段は上に向つて四五十尺下に向つて五六尺より十尺内外の絶壁をなして居る、其幅約三間位此處に橢圓形の盤狀をなして窪地即ち間歇泉地がある、之は平素は熱湯を湛えて居るが時がくれば噴騰するのである。

吹上間歇温泉の泉質、泉質は鹽類泉に屬し無色透明にして殆ど無味無臭、比重攝氏十五度半の時一、〇〇〇化學的反應は中性である。

ある、固形物は百分中〇、一一三格魯兒は可なり多量にあるし其外曹達や硫黄等も幾分含まれて居ると云ふ事である。
 吹上間歇温泉附近の地勢、鬼首村の地は仙臺を北西に距る二十餘里、鳴子温泉より北方數里に亘り少しく西に偏して中央に荒雄岳の舊火山あり北は須金岳並に栗駒の死火山に接し、南は花淵、大柴の兩山に圍まれ、西は高く羽州の境に聳えて、海拔約四千尺附近の最秀峰たる大小の兩禿ヶ岳等により包まれたる地域である、北上川の一支流江合川の上流たる荒雄川は、源を前記荒雄岳の東麓に發し、此山を北より一週して中山温泉の奥山形、宮城の分水嶺堺田峠に發源する、大谷川を鳴子の西にて合せ東流して北上川に注ぐ、而して荒雄岳の放射谷をなす幾多の谿谷と須金、大小の兩禿、大柴、荒淵等の諸山に發源する幾多の谿流とは皆盡く此川に併せられて南流するのである、此流域が稍平野開けて各所に水田耕地を見本村の主要部落を形成して居るのであるが、他は全く山間僻陬の地で殆ど人煙稀なる處である。

此附近の地質、鬼首の南部及び西部に屏風を立てたるが如くに立つて居る花淵、大柴、禿ヶ岳等の山々は粗粒の花崗岩よりなり之を構成せる黒雲母は黒色若しくは深綠色を呈し、長石は白色なるが普通なるも時に肉紅色又は稍々綠色を帯びて居る、又花淵山を構成して居る角閃石を含めるもの、如きは造山力(横壓力)を受けた結果多少片狀を呈して居る。

花崗岩の上を不整合に被覆して居るものは、新第三紀層で、主として凝灰岩、角礫岩、砂岩、頁岩等の累層よりなり立つて居る鳴子の北約一里鬼首街道の右に屹立して誠に立派なる柱狀節理をなして附近の風致に一大美觀を興へて居る、平俣山並に前記荒雄岳等はいづれも之等新第三紀累層を破りて噴出したる新火山岩に屬する輝石安山岩から成立して居る、又本地域を北に限つて居る須金岳は、石英粗面岩よりなり之又第三紀累層を貫いて噴出したるものである。

又荒雄岳の南麓蟹澤温泉間には新第三紀層に屬する綠色凝灰岩頗る厚く、其上に荒雄岳より噴出したる輝石安山岩の集塊岩が乗つて居る、又綠色凝灰岩の下部は之と不整合の關係にある緻密なる頁岩層がある、之は化石を發見せざるを以て其時代を決定するに苦しむが恐らく第三紀以前のものではないかと思はるゝのである。

洪積層は河段をなして荒雄川の兩側に頗る狹隘なる地域をなして處々に發達して居るのを見る、主として粘土及び砂礫層よりなり、新第三紀層又は荒雄岳火山の噴出せる輝石安山岩の集塊岩を被覆して居るのである、此地方の温泉は概ね此洪積層を削つたる溪谷に湧出するのである、本吹上間歇温泉も實に其一つである。

吹上間歇温泉の歴史、學友柴山覺藏氏の本泉に關する研究によれば其起源は今を去る事約千七百年、人皇第十五代應神天皇の御

代の發見にかゝり、其後、仁明天皇承和四年薄山、鳥谷ヶ森崩壞して温泉各所に湧出せり云々と續日本紀にあるを以て見ても其頃既にあつたらしい、然し此温泉の間歇的に噴出せる事を始めて明かに記して居るのは封内風土記で湯氣蒸昇一丈餘とあり之に次いで陸奥風土記で之に従へば吹上温泉は栗原郡鬼首村(當時今の鬼首は栗原郡に屬して居た)にあり湯を吹き上げる事一丈餘云々、又舊蹟記や、聞考志などにも吹上の事を載せて居るから、享保以前已に世に紹介せられて居た事明かである、次で天明

享和の頃今の湯主大場氏の祖先秋田より此地に來つて浴場を設け入浴來觀する者の便を計つたと云ふ事である。
 間歇泉池、間歇温泉噴出口の地表に開く處、泉水の溢れつゝある時に於て深さ一尺二寸乃至二尺、長徑約十尺短徑五尺の窪地即ち泉池がある、泉池の長徑は吹上川と殆ど直角の方向にありて北七十五度、西短徑は北十度東を向いて居る、泉池は吹上川の水を面河岸に接する處より約二間の距離にある、東方は淺く西するに従つて深さを増す、北より南に向つても亦次第に深さを増して居る、而して南方に於ては更に周壁をめぐつて入り込んで居る。

間歇泉池には直徑八九寸位の礫塊無數に放棄されて居るを以て池底並に其噴出口を窺知する事不可能であるが併し噴出の状況より察するに二個の噴口があり、一は東方にありて殆ど池の東端に位し他の一個は之より約一間を距て、池の西南端に位し池の最深部と連續して稍々東北方に斜に開口して居るもの、様である。

噴出の状況、昭和二年四月十六七兩日、本委員等の實見せる時の有様を述べると大體次の通りである。
 噴出を終りたる直後は泉池全く涸渇して一滴の水だに殘さず全く礫塊の磊々たるのみであるが、熱湯次第に噴孔に滿ち漸次に泉池に滿ち、約半時間の後には池蓋に充滿して遂に東南壁の最低部より溢るゝ様になる、茲に於て初めて噴出孔附近より盛に氣泡を發して沸騰の狀を呈し熱湯の溢るゝ事益々甚しくなるが、それでもまだ噴騰するには至らないのである、然るに沸騰益々旺盛になり遂に一定の時間に達すると熱湯の湧出頗る急に激増して單に東南ばかりではなく南面全部より盛に横溢する様になる此の有様は丁度水鐵砲を倒して下から押し上げた時と同じ様に何物かありて下方より噴孔内の熱湯柱を押し出すもの、様な感じがされるのである、此の時に至つて轟々の音は止み同時に沸騰せる部分の熱湯は俄然飛躍して狂奔甚しく全く噴騰飛散して初めて止むのである、其高さは初めは一、二寸なるも段々度を増して五寸六寸となり忽ちにして四五尺に達し飛沫のあるものは約一間半位にも及ぶのである、此の如き事約三四十秒内外にして段々其高さを減じ遂に全く止むのである、噴出の初めより終りまでに要する時間は約一分である、而して噴出全く中止すれば池中の熱湯は恰も吸込まるゝが如く忽ち噴孔中に侵入し盡すと同時に石

礫は全く乾燥して池中には一溜だになくなるのである、すると聽て再び轟々の音を聽くのである、それより次の噴出までには約二時間を要する。

以上は主方の噴孔に就ての觀察であつて此間東方の噴孔は時々氣泡を發するのみである、明治四十三年八月の大洪水後は其噴騰著しく其高さを減ずると同時に東方の噴孔は小量の湧出を見るのみで全く噴騰せざる様になり果てゝ仕舞うたのである。

噴出状態の變遷、吹上間歇温泉の現今の噴出状況は大體右に述べた如くであるが、之は何時も同様であると云ふものではなく年々歳々多少變化して居るのである、委員の尙幼少なりし頃實見したりし時には昇騰の高さ約二十數尺然も左右の噴孔より交互に噴出したりしを覚えて居る。

天明より享和年間頃には既に噴口二つありて左を弘法孔右を不動孔と呼んで居た、左の弘法孔先づ噴出し其噴出止みたる時に右孔の不動が吹き出し常に其順序を亂さなかつた、而して左方の弘法孔は噴出量は多かつたが高さは一丈餘り右方の不動孔は口徑小さく噴出量も少いが高さは却て高く三四丈位あつた而して泉地の側壁に堰を作つて來觀者のある毎に池水を排除して人為的に噴出を早からしむる事が出来たと云ふ事である。

又今より五六十年前には矢張り噴孔二個ありて、一は噴出の高さ一丈餘約一分間繼續して其後約三十秒の間を置き他の孔口より噴出し、其高さ二丈五六尺其勢甚だ猛烈で約二分間づゝ噴いたと云ふ事である、處が明治八年の春西方數丁の處にある宮澤温泉が俄然崩壞して多くの死傷者を出したのであるが、此事が關係したと見えて其頃より次第に勢力が衰へて不動孔の噴出も一丈四五尺になつて仕舞つたと云ふ事である其後明治二十四年陸前古川の人蓑笠學人永澤小兵衛氏の當時の状況を記載せるものによると次の通りである。

吹上の奇泉。涌口は方二間許りの池状をなし周圍に小石を積み土脈(土俵の事か)を伏して泉水を溜溜す池中岩石堆石の間には弘法、不動の二穴ありて温泉常に此穴中より湧出づ、泉水漸やく池中に充滿する時は一方の障害物を撤去して小溝より之を窺に洩らし水已に盡きんとすれば池中忽ち鞆鞆として聲を發し先づ左方の弘法穴より一條の熱泉を噴揚し、高さ一丈餘に達す既に噴揚終れば右の不動穴之に代り殆ど三四丈の高處に上騰す、立て之を遠望すれば其狀恰も大水柱を立てたるが如く、其聲遠隱雷の一時に碎けたるに似たり、所謂造化の噴湯器にして熱球は高く天に躍り、硫煙は低く地を捲き凄然として近前すべからず、左右の二穴噴出し終れば泉水全く涸れて池中一滴を留めず、久しく溜溜故の如し、春は晝間六回夏は五回秋冬の間は四回を噴揚すとい

へば之に夜間を加ふれば十回前後の涌出なるべし云々

其後東北帝國大學講師岩崎重三氏が明治二十七年の夏此間歇温泉を調査された頃には尙二孔ありて一晝夜七回大約三時二十五分

毎に噴出したと云ふ事である、尙同氏の地質學雜誌第二卷第十五號に掲載せる處を摘録すると次の通りである。

間歇泉の噴口は碓石華と安山岩塊とを以て成れる橢圓形の盤狀にして長徑は谿流と直角の方向にあり長徑一丈短徑三尺餘、盤の深さ二尺盤縁別に戸を設け開閉して水平を上下すべからしむ、盤内は放棄された木片礫塊を以て充され盤底を窺ふに由なしと雖も噴出の狀況より察するに盤底蓋し大小二孔あるものゝ如し、大孔小孔盤の長徑に副ふて位し大孔は谿流に近く小孔は之に遠し、大孔は常に百度に近き熱湯を噴出し、其水溢れて盤外に奔注す然れども小孔は黙々聲なく平時は礫塊の下に藏れ只噴出の時に至りて其所在を知るべきのみ。

噴出の度數は一晝夜七回即ち大凡三時二十五分毎に一回の噴出をなす、噴出の時來れば小孔の邊り平時聲なきもの初めて沸々の聲を發し水面跳らんとす、此時戸を開きて水面を降す事大凡五寸なれば管底の水壓急に減少するを以て管中の湯急に沸騰し轟然聲をなして熱湯を噴出する事二丈餘此際蒸發汽の凝縮するもの雲となり烟となり熱湯の其間に隱見奔注するの狀壯快云ふべからず。

噴出の連續する事三分許盤内の水去りて跡なく只碌々たる石礫を數ふるのみ、越えて二分他口即ち大孔の底沓として聲あり爆然として熱湯を噴出す其高さ三丈亦二三分にして止む、之より大孔は沸々たる轟聲を地下に聽くも小孔は黙々として更に應ずるものなし、大凡三十分にして熱湯は大孔の口に達し其湯の盤内に充てるに及んで小孔も亦充さる、要するに小孔は其口の際の他は熱湯を湧出せず、大孔の邊熱湯の絶えず沸騰するを見る(中略)余は前條に於て噴出前に戸を開きて水平を下降せしむるの場合を述べたり、今若し戸を開かず水平を高く保てば小孔は時來れば噴出する事常と異らざるも、大孔は更に噴出せず、又常に戸を開きて水平を低く保てば大孔小孔共に法の如く噴出して少しも差障なし、云々。

又明治三十四年の夏農商務省地質調査所の技師現旗順工科大學長理學博士井上禧之助氏之を調査して同所發行の新庄圖幅地質說明書にある處を摘記すると次の通りである。

吹上間歇泉は面積三四坪の地に二個の噴口を有し其距離約八九尺東方即ち溪流に近きもの噴口大にして徑約一尺西方即ち山麓に近きもの小にして徑約五寸なり、此兩噴口は互に連絡し其通路の下方に噴口あるものゝ如きも木片又は安山岩の巨礫等に被

はれて其状を明にせず、茲に長徑約一尺餘(尺は丈の誤り)短徑約六尺、深き約二尺の橢圓形をなせる小池を作り其一端に戸を設け排出を自由にす。

噴出の状況は明治三十四年七月二十五日目撃する處によれば小噴口は約二時間乃至二時間半毎に熱水及び水蒸氣を噴出す、始めは熱水沸騰し二三尺に噴出し次第に活動の度を高め遂に一丈餘に達し三四回噴出し約一時間の後其勢次第に微弱となり二分間にして其噴出を止む、其止まるや噴口中には熱水なく只轟々の響を聞くのみ、茲に熱水は大噴口より小噴口に注入し約三十分にして大噴口は沸騰し初むるも小噴口は只熱水を増すのみ、其次第に増加する際中央の二ヶ所にも亦沸騰を初め約十四分にして熱水は舊に復するも小噴口は只時に氣泡を生ずるのみ、未だ沸騰せず、凡五十分の後中央の小噴口に近きもの沸騰を止め小噴口稍々活動し一時間にして沸騰を始め中央の二ヶ所に於ける沸騰止む此の如くにして小噴口は次第に活動の度を高め約二時間乃至二時間半にして更に噴出す、而して小池の小端に設置せられたる戸を開き熱水を排出する時は噴出の時間十五分乃至二十分早し。

聽く處によれば大噴口は小噴口の如く短時間に噴出せず、冬期は噴出せんと云ふ、而して其噴出するや高さ三四丈に達し三分間内外にして休止すと云ふ、之を目撃するを得ざるを遺憾とす、云々。

之を以て見るに明治二十七年岩崎氏が調査せる頃より三十四年井上氏の調査せる頃には右方の不動孔は大にして噴出量も多く、左方の弘法孔は小にして噴出量も少なかつたと云ふ事は大に注意すべき事と思ふ。

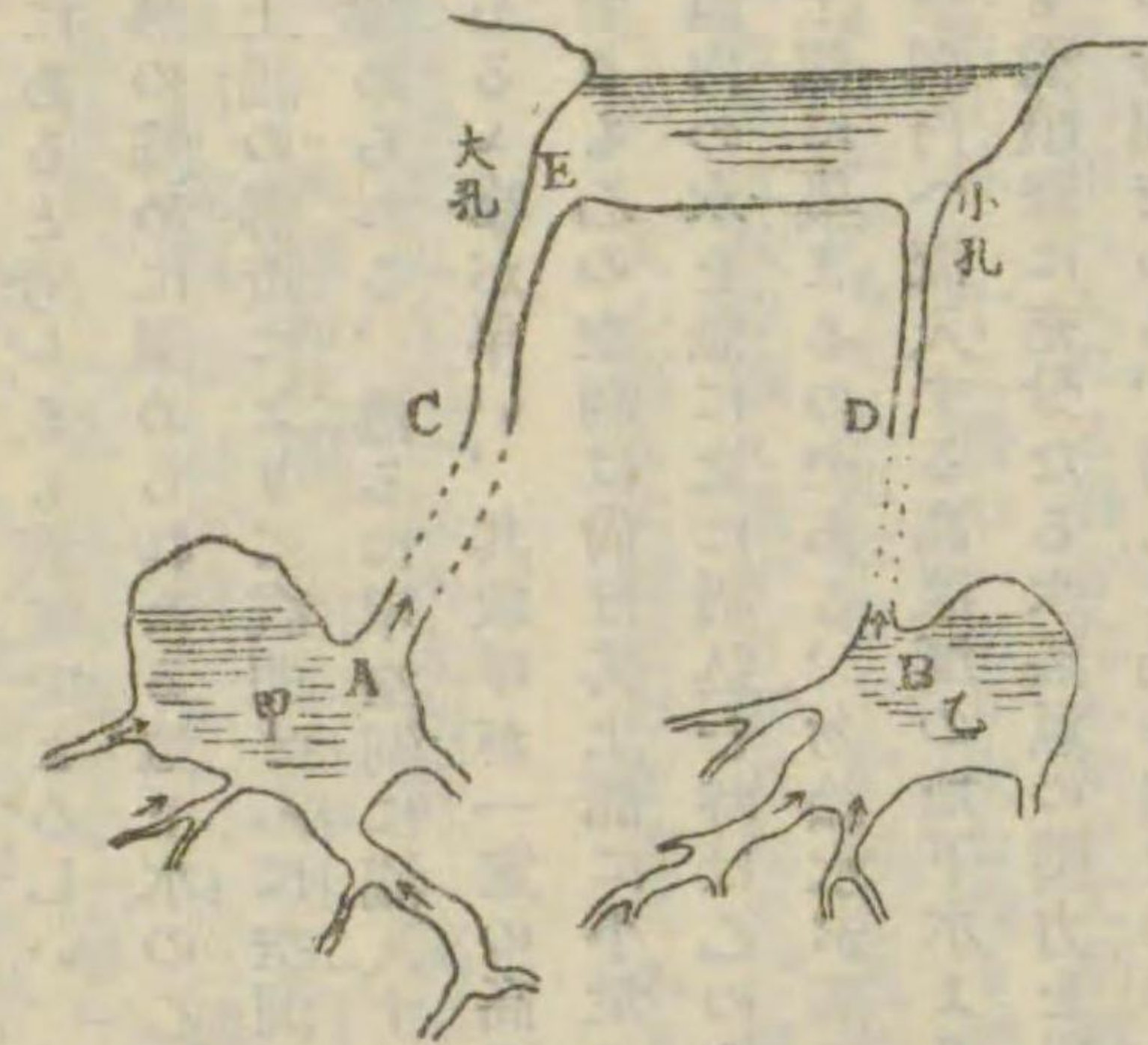
其後明治三十一年頃から大孔の方は噴出の量も奔騰の高さも段々減じ來れるを以て聽ては噴出せざるに至るの時來るにあらずやと案じられ居たりし處、たま／＼明治四十三年八月十二日地方に大洪水ありて吹上澤も亦激流溪谷を奔下し附近の浴場並に大林區署員等の出張駐在せる屯所等悉く流失して爲めに死者二十三人を出すに至つたのである、此時からして大噴孔は全く噴騰せざる様になり小噴孔の方も高さは大に減じ之と反對に回数は増加し全く今日の有様となつて仕舞ふたのである、即ち今より五六十年以前は約五時間、明治二十七年頃には三時二十五分、大正二十三年頃には約一時間、本年春に至つては約二時間と時代と共に變遷しつゝある事は疑のない事である。

吹上間歇温泉噴出の原因、間歇温泉噴出の原因に就ては既に概説の項に述べたるが如く多くの學者によりて種々の想像説を立てられて居る、今吹上の場合に就て考察するにブンゼン及デクロアゾー兩氏の主として調査したるアイスランドの場合と相容れざ

る點が多い、第一に此人々は間歇温泉は専らアルカリ性のものに限つて起るものである、第二に間歇噴泉管は噴泉其ものゝ沈澱堆積物たる珪華中に生ずるものである、第三に水の温度は表面よりも深所に至るに従ひ次第に高く又一般に噴出時期の近づくに従つて温度は上昇するものである、と云ふ事であるが、今吹上の場合を見るに、第一アルカリ性に非ずして中性である事、第二噴泉管は孔泉の堆積物中にあらずして火山集塊岩中にある事、第三温度の變化があまり著しく認められず然も噴孔の上部は沸騰點に達せざる事、以上の理よりして吹上の場合に於てはブンゼン等の説を探るは否にして、マッケンジーの説の如く地中に穴洞ありて地下水の温められたるものはこゝに流れ來り其上部に發散せる水蒸氣の強大なる脹力によりて噴出せしめられるのであらうと考ふのが最も適當であらう。

此マッケンジー説を考ふるの穩當なる事は既に東北帝國大學の本多光太郎、曾禰武の兩博士並に柴山覺三の三氏は大正元年より三年まで前後數回に亘り極めて正確なる一種の自記空氣寒暖計並にバロメーター其他の諸器械を用ゐて本間歇温泉の四季により温度及び氣壓の如き外圍の物理的事狀の變化によりて噴出の様子を異にするや否やを實驗觀察して次に述ぶるが如き正確なる結果を得それより推論して此説に従つて居る、又既に岩崎重三、清水實隆、佐藤傳藏諸氏等本温泉を調査研究せられ何れも悉く此の説に左袒して居る。

今本多曾禰兩博士の東北帝國大學理科報告第一輯第五卷第四號を以て發表して居るものゝ要點を抄譯して見ると次の通りである。



(第四)以上實驗觀測して得たる結果を基として大小兩孔共噴出せる時代の本泉を考察するに次の如く説明する事が最もよい。過去に於て圖の甲乙に示すが如き空洞が地下深所にあると想像する、而して此の空洞より垂直管C Dを出すEは大孔Fは小孔を以て夫れ／＼泉池の底部に開口して居る(註今茲に小孔と云ふのは岩崎井上氏等の大孔にして谿流に近きものを云ひ、大と云ふは現今噴出しつゝあるもので兩氏の小孔即ち溪流に遠き側ものを云ふのである)此の兩空洞は多數の水道を有し地下深所に於て熱せられたる地下水は絶えず之等の水脈を経て空洞内に出で其湯を暖め

つゝ垂直管を通じて上部の泉池に出るのである、而して此兩空洞の位置は地表から同一の深さにあると考ふるも又異なる處にあると考ふるも適宜でよろしい、又兩空洞は水脈によりて相互に交通して居ると考ふるも然らずと見做すもよろしいが地熱の爲めに温められたる地下水の乙空洞に流れ込む量が甲よりも遙かに少く事は最も必要な條件である。

今上記の構造によりて説明せんに空洞の壁其温度餘り高からざるにより其内の水は重に之に流入する高温度の地下水によりて暖められる、然るに甲空洞に流入する地下水は乙空洞に流入する地下水よりも多量であるが故に甲は乙よりも熱せらるゝ事が早い、其故甲が一定の高温度に達し其上部に多量の水蒸氣を發散して其膨力により遂に大孔より噴騰を始むるに至るも乙の空洞は尙ほ其上部に少量の水蒸氣を蓄ふるのみでまだ噴騰の状態に至らない、然るに大孔が噴騰を終つて泉池内の水を急に之に吸込む時は乙の空洞内の水壓も減少するのは當然の事である、従つて其内の熱湯は速に蒸發して空洞の上部に集まるのである、勿論水が蒸發するには多量の潜熱を必要とする事は當然の事であるが今此の場合に於ては此の熱は空洞内へ流入する高温度の地下水より供給されなければならぬのである、仍て上記の壓力の減低により蒸發を速進せしむるも猶噴騰に充分なる水蒸氣の壓力を得るまでは相當の時間を要する譯である、此の時間が大孔の噴騰から小孔の噴騰までの時間である、而して此時間は時季によりて多少の相違がある様であるが約三十秒乃至二分を要するのである、又大孔噴騰後小孔の水位が即時一定の位置を保ち徐々に下降しない事は此の説明によく叶ふのである、又甲の體積が乙の體積よりも多少大きいと考ふる事が適當である、何となれば甲の噴出せる熱水の量は乙の噴出する量よりも多いからである、甲の噴出の高さが乙の噴出の高さよりも著しく低い事は小孔に於ける障礙物の有無に關係するものである。

近年になつて小孔の噴出しなくなつたのは種々の原因が關係する事であらうけれど重に乙空洞に通ずる水脈が温泉沈澱物が堆積して脈管次第に狭まり、その爲め空洞内の温度を充分上昇せしむる事が出来なくなつた爲めではないかと思はるゝのである、又噴騰の週期は今より五十乃至六十年前には約五時間一八九四年(明治二十七年)には三時間半現今(大正五年)に於ては只一時間となり段々變つて來たのであるが之は毎回の孔騰の爲めに空洞内の突出部A Bが次第に破壊されてなくなり、其爲め空洞内の有効體積を少くして來たものではなからうか、間歇的噴出の強弱は空洞の大きさと云ふよりも寧ろA B點より上部にある體積の大小に關係するものであるから突出部の消耗するに従ひ有効體積を減じ週期の短縮及び勢力の減退を來すべきである、若し此説にして誤りないものとすれば鬼首の間歇温泉は年を経過するに従つて次第々々に其週期を早め且つ遂には

間歇性を失ふ様になるかも知れない。

と云ふて居り、委員の一人は曾て兩博士が既に述べたるが如き諸種の條件に叶ひたる之が模型を作製して實驗を試みたるに其通り高く噴出したるを傍觀したのである、且つ吹上温泉湧出の地の地質を見るに既に述べたるが如く悉く凝灰岩並に火山集塊岩等粗鬆軟弱なるものよりなれるを以て地下水の作用を受くるに最も好都合なるを以て尙此説に對して更に有力の程度を増さしむるのである。

結論、以上繰述せる如く間歇温泉は世界に於てその例僅少にして然も本邦に於てもあまり多からず、本泉の如きは古來有名にして然も科學上の好資料として又天然記念物として之を大切に保存すべき我が宮城縣の誇りとするに足るものなれば之に充分なる保護を加ふべきは勿論言を俟たざる事である、然らば其保護とは如何と云ふに、第一適當の設備を施して觀客の便にする事、第二間歇温泉の湧出は既に述べたる理によりて噴騰するものなれば附近の掘鑿を嚴禁する事、而して其保存法の具體案としては先地主大場連治郎の子大場光輝外三名の所有と名義書換を了せしは昨年四月頃の由、大場光輝に直談せし處保存に關して本人は勿論共有者幼弟三人にも異存なし依りて別紙圖面及段別調二十三番宅地(噴泉所在)二坪及二十四番荒地(田)二畝五歩の地を買取し光輝所有山林二十二番の一より土を採り該荒地に盛土をなし噴泉の周圍には木柵を繞らして觀覽に便せしめ宮澤温泉より二丁(公稱二丁と云ふも七八町はあらん)餘を改修して通路を便にし處々に標札を建て、尙鳴子驛より宮澤温泉に至る約三里餘は秋田縣に通ずる縣道なり、同村赤澤の上流約一里の山間に雄釜、雌釜と稱ふる二間歇泉あるを聞きたり雄釜は上方にありて約一丈の高さに雌釜は下方にありて約七尺の高さに吹上げ各二時間の週期なりといふ實地に之を踏査し能はざりしを遺憾とす。

參考。新撰陸奥風土記。保田光則著。(萬延元年三月)吹上温泉。栗原郡鬼首村にあり。湯を吹上る事一丈餘。浸淫瘡の類を治す封内風土記。田邊希文撰。(明和八年十二月)栗原郡鬼首村(現今玉造郡)温泉三、其三號吹上湯。或稱氣吹穴。湯氣蒸昇一丈餘。故名之。又曰龍瀧。治浸淫瘡之類。以上三湯。不詳何時湧出。

鬼首間歇泉踏査録。(大正六年五月十二日)鬼首間歇泉、俗に吹上といふ、箱臺市の北方約廿里、宮城縣玉造郡鬼首村にあり、地形上極めて不規則で、且つ波動的な地方に、峻しい山脈や、深い谷間に交互横斷されてゐる。吹上の谷間にある鑛泉は、小川の北側にありて荒雄川の支流、吹上川源の北方約八丁許りの所にある。其の鑛泉の附近には、實に無數の温泉がある此の地方に

遊ぶ人は、到る所濃密な蒸氣の噴上るを見、急流に温泉の流る様を見て、確かに驚く事であらう、凹地にある泉が遠くで鳴る雷にも似た音を立てゝゐるかと思ふと、熱い水が噴き出してゐるのを見る。小河に懸つてゐる小な橋を渡りて、左に曲り上方に進めば、斷崖の上から流れ落ちる、瀧が見える、左方には小山の側に濃密な蒸氣の雲が見える、この小山は世に知られた、吹上間歇泉の場所を指示してゐる。

瀧の流るゝ險崖の上方は平かな岩床である。岩床の上の西端に懸れる險岩の麓には、鑛泉のある盆池である。鑛泉の孔は其の盆池の西南端に斜面し岩床に深く入つてゐる。爲に池が乾く時には、地中の掘割を十分に見えるが内部は彎曲をなしてゐて、十分に見る事は出来ない。

孔口は二尺六寸で、鑛泉の盤の前には材木の片々と二つの大きな石がある、此等のものは建長七年洪水の際附近に流れ溢れたもので、珍らしい記念物と思はる。以前は今の盆池の南東邊の近くには他の孔がありました、最早今日では活動してゐない、昔の噴出した跡が残つてゐる。傳説に依ると吹上間歇泉は、應神天皇時代よりずつと後になつて世に知られたといふ千八十年前の承和年間に溯れば、東北地方には七日も續いて恐しい地震があつた、其の時無数の山々は破碎して、數多の温泉が出来たのである、往昔大場とかいふ人が、近くへ温泉場を設けた、其の子孫が公衆浴客の便を計り浴場を建てた、其頃、弘法、不動といふ二つの孔があつた、最初噴出したのは弘法即ち左り孔である、弘法が休止すると、直ぐ不動即ち右の方が續いて噴出した、二つの孔はこの様な順序よく噴出し、稀多に亂れなかつた。弘法孔から流れ出る高さは一丈計り不動孔は三丈餘も高く噴出したのであつた、或時は其の噴出が險岩の上を生えてゐる、樹木の生成を妨げたと云ふ事である。鑛泉の活動が比較的不活潑な時には、樹木が充分に發育し又後年噴出が烈しく成つた時は、樹木の生長を妨げたといふ事である。此れ等の事實に徴すると、温泉の變化を示してゐるに相違がないといふことを想像せらる。

大正六年五月十一日零時三十二分であつた、看守の婦人が兒を貰ひ塊や雜草で堰止をした、が五十二分を経ると、熱湯が噴出したのであつた、丁度午后二時を報じた。

五六十以前には、二つの孔が晝夜六回、午前七時頃と、正午、午後五時といふ間に於て繰返し、噴出して活動を續けてゐたが明治八年五月宮澤温泉が、突然噴出して三十九人の浴客が死んだ時から、不動の孔噴出する高さは減退したのである。現に大學の教授である。岩崎重藏氏が學生時代明治廿六年頃に地質學研究のため旅行した頃二つの孔を見出し、一日に七回も噴

出し、夜は三時半の間を置いて噴出したことを其の後、地質學雜誌へ掲載されたことの記憶を惹起した。

明治四十三年八月の洪水に荒され、浴家は洗滌せられ二十二人の死者もあつた。弔魂碑は轟温泉より急坂を攀ち登れば、弘々とした郊原の真正面に碑がある文に、『愁雲覆天連日曇。吹上澤邊鳥不飛不啼。一夜猛雨俄倒山岳崩。良民二十二名空殞命。時維明治四十三年八月十一日。玆建一碑爲紀念。永弔靈魂爾云』。明治四十三年十一月十一日建之。宮城縣大林區署員一同。遭難者澤部英雄・加藤伊三郎・同ヶサ・千葉七五郎・松本ルエ・同ミヤ(略之)此の後、鑛泉はだん／＼力が失せて、度々は非常に水量を増したけれども高さは減少した。強て將來の變化を豫言せんとならば、間歇泉はだん／＼と其の内に噴出時間は短縮すると共に噴泉の量力も或は減少するかと杞憂せざるを得ぬ。

鬼首は熱海の間歇泉と双壁の天然紀念物の史蹟を知る所なりしも、畏くも天聽に達せしことは昭和四年六月二十七日地方官會議に參列せる牛塚知事の「本縣下の温泉」が云々題する全文を轉載して後の資に供せんとす。

本縣下の温泉が御陪食の御話題に

鬼首吹上げの高さまで御明記

感激して語る牛塚知事

東京において開催された長方長官會議に列席してゐた牛塚知事は二十七日朝歸仙十一時半記者團と會見し「年中行事が終つたといふ程度でかはつたこともなく各大臣も元氣だつたといふ位のものだが特に地方長官一同に御陪食を賜はつた時本縣の温泉が御話題に上つたことを縣民に傳へて縣民と共に感激感泣したい」と冒頭して謹しんで語る。御陪食の模様を申せば、陛下の右には閑院宮殿下左には田中總理大臣が座を占め私は閑院宮殿下の眞向に座するの榮を得た。

陛下は誠に長いが闊達にして英邁の君で田中首相なども子供のやうに御扱ひになり「總理は先日地下鐵に乗つて子供のやうにハシヤイだつてね」と仰せになる御有様、まるで大人が中學生などを扱ふやうな有様に拜した。閑院宮殿下は「宮城縣には温泉が多い相だね」との御下問あり「数は非常に多いが設備は餘り良しく御座いませんで」と申上げると陛下は「鬼首温泉の間歇泉は日本一のものでその高さは」と明確に御話し下さつたのには感泣する外はなかつた私は着任以來四ヶ年になるが日本一とは知らなかつた本縣の温泉業者は奮發して御陪食の御話題に上つた光榮に酬い奉らねばならないと信ずる。

御陪食終つて千種の間で地方長官一人一人お召になり御下問になつたが、私には本縣の産業組合について御下問になつた當夜は「一年に一度だけの事だからいくら遅くなつても關わぬ」との御言葉に思はず感泣したがこれも背後に多數縣民のある爲故この感激を縣民に分ちたいと思ふ。

皇后陛下は御健勝に亘らせられ、御經過も御願調で昨年からお苑内の茶を摘せられて茶をお作りになつたが、本年は特に地方長官に一罐宛賜つた。坤徳の深きに感激するほかはない。皇太后陛下には多摩陵に御參拜になると兩陛下秩父宮様方と御會になるのが唯一の御悦びだと宮内大臣からの話である。

最後に紅葉山吹上御苑内の水田を拜見したが陛下の生物學御研究室の前にあり前々日陛下御自ら御植ゑ遊ばされ水田の水が陛下の御足で水が汚れてすまざるのを拜すると、民を思ひ遊ばさるゝ大御心を拜し重ね重ね感泣する外はない云々。(昭和四年六月二十八日)

鬼首の間歇泉と双壁たりし熱海の間歇泉に就ての記録を知るも徒爾にあらざれば、その状態、間歇泉の研究をも因みに爰に轉錄して考證に資す。

新撰熱海案内。間歇泉上町に在り、海濱を距る三町、海面より高きこと七十四尺、定期間歇泉にして俗に之を大湯と稱し、一晝夜二回規則正しく噴出す。其の噴き出模様や週期の殆ど一定せることは外國にも其の類尠く、我が國には唯た熱海と鬼首とにあるのみなれど、鬼首のは甚だ小仕掛なれば熱海のに比すべきものにあらず、北海道の登別の温泉に間歇的のものありしも今は全く其の性を失ひしといふ、熱海間歇泉は昔は眞上に噴出せしを危険の恐ありとて、後に孔口の上に岩組を作り横に噴出せしめしたため壯觀を失ひたりといふ、孔口は主要のものが一つと外に岩組の下より分れし小き口が二つと此三つを露出し外に向ほ一つ、敷石の下に蔽はれて見えざるものあり、此の口より出る湯は地下の樋を通りて御用邸、噴汽館等に分配せられ多數の温泉宿に引かゝるなり、所謂大湯と稱するのは此等の總稱なり、此の温泉は明治十六年四月に於ける田原博士の調査に依れば百分中約〇、五といふ食鹽を含む、即ち海水に比して約五分の一の食鹽を含み居れり。湯地は石壁の間に涌出ありて、蒸氣と熱湯とを交互に噴き出す其の當初は熱水の微湧數回凡五十分時、蒸氣の上騰猛烈となり、其の響き地底を震動し須臾にして氣熾んに勢張り、晴天に霹靂を飛ばすの觀あり、暫くして首止み熱水の噴出起り又音を發し、其の漸く湧騰するに至つては恰も數基の大唧筒を以て熱水を灑き出すが如く、轟々と熱水を迸出し、其熾なるに方りては二三間を距てたる前面の石壁に注射し其勢すさまじく段々と地中の雷を聞くが如く、轟々と心悸消魂せしむ。其の蒸氣の雲となり四方に飛散するの狀は恰も熱雨が天上より降下するが如くもし霎時の間茲に停めば衣中忽ち濕ひ遂に煙氣に掩はれ呼吸窒息するの思あり故に容易に近くべからず、既にして勢漸く減じ次て蒸氣を噴出し地底又鳴動す、此の時烽火の如き煙を吐くこと夥しく、騰りて一道の白氣となり濛々として碧空を蔽ひ四方忽ち黯淡として殆ど咫尺を辨せず須臾にして蒸氣の上騰衰ふるや再び熱水を噴出し次て白煙となること前の如し。凡て此の如きこと四十分時にして一晝夜二回あり、而して其の噴出時間は率ね一時半乃至二時間を常とす。

間歇泉の研究。世界の中に於て熱海間歇泉に類似のものを擧ぐればアイスランド國にあるもの最も著名なり、其の沸泉の地は方二哩許の谿谷間に在りて大小多數の湧孔あり、噴出すること數回の後一日一回大噴出あり。其の狀態は轟々たる響を發して大地震動、忽ち一大圓柱狀の熱水迸出すること百五十呎乃至二百呎に上騰し、熱度は華氏二百六十七度に及ぶといふ又亞米利加合衆國のエルロウストーン公園にも數箇の沸泉あり、其の最大のもの水洲のに優るといふ。特にオーストラリア洲に屬するニウジランドにも同種の沸泉ありて、其の近傍にある火山の活動と休憩とに相伴ふて間歇時期に於て最も奇なる現象を呈すといふ。又瑞西エングストレーブリエネン泉は毎年五月中旬より八月中旬迄毎日午後四時より午前八時迄湧出す。伊太利ウイラフリニア

フ泉は一日三回時を定めて湧出す。佛國コルアンなる或る温泉は毎七分時間に噴出すと。又支那安洲の朝泉は一日に三溢三離し撫洲には一日三潮の泉あり、蜀には六時泉あり、瀘中に百刻泉ありて其の種類甚多しと雖も、就中アイスランドのは古來有名の學者によりて注意されたれば、其の研究の結果は大要左記の如し。

マッケンヂーは千八百十一年(編註文化八年)アイスランドの大間歇泉を調査して、其の説明を與へしも十分なる理論とは考ふべからざりし。千八百四十七年(編註文化四年)有名なる化學者ブンゼンは此の間歇泉を研究して有名なる垂直管の理論を提出し、ミューレルはブンゼンの考に従ふて模型を作り管の下部を熱して試験せしも十分なる結果を得る能はざりき。併し管の下部を二個所熱せしかば週期的に能く噴出するに至りしも、二個所に熱するは實際の場合に符合せざるなり。ラングは爆發の始まる部分はブンゼンの考へしが如く垂直管の下部にあらずして、之に連絡せる最深の所にあるものと考へ其の邊には水は地熱の爲に水蒸氣の形となつて存在し、垂直管の水は栓の作用をなし居るものと想像せり。又チーグル及びウキーデマンの二氏はラングと同じ考に基づける模型を作りて試験せしが、餘程見事に働くといふことを發見せり。又ベーターセン、アンドリエ、エーヘルト等は種々の模型を作りしが其の原理はラングの所説と異らざりき。アントリエ及びエーベルトは種々なる研究の結果、模型の諸部を適當に變ずれば實際の間歇泉に於ける噴出の模様を實現せしむることが出来るといふことを示すに至れり。以上は間歇泉の研究に關する歴史の大體なり。

【鳴子の間歇泉】(參照口繪)一の坂噴上温泉は大正七年五月下旬湯泉樓旅館主高橋運之進及隣人高橋千賀良外數名と共に湯掘のため地下四間程掘りたるに突然熱湯を噴出す、其の高さ四十尺に及ぶと。人々大いに驚き且つ土地震へ危険を恐れ、附近より土砂を以て之を埋む。其の後尙二丈に餘る噴出を續く、此小孔なる者なり。其の後更らにその東四尺を距て同深さに掘りたるに以前よりも強く轟然として熱湯噴出す、現に前者は三十分毎後者は二時間置きに噴出して現在の奇觀を見るに至れり。

宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報第四輯。鳴子間歇温泉。位置。玉造郡鳴子町字一ノ坂(民有地一ノ坂圍二十二番宅地高橋きね所有)陸羽東線、鳴子驛より、南方五六丁。本車湯の北方新車湯に接し、荒雄川に臨める、縣道と鐵道線路との間にあり。鐵道線路は、道路より、約、二丈餘の丘腹を南北に通じ、其間十間にも満たざる、極めて狹隘なる所に、約一間四方、深さ二尺位

に、石を組み、セメントにて、底部、及周圍を塗り固め、打ち込みたる、鐵管は、南北の距離、三尺一寸、北部のものは小さく口徑一吋。南方のものは大きく、口徑二吋半あり。噴出の状況。北部小口徑のものは約二十分毎に三分二十秒間噴騰最高二十尺飛沫珠玉の如く飛散し全く天下の奇觀たり。南方大なるものは約二時間毎に二十秒間噴騰最高六十三尺餘噴出最も猛烈にして柱狀に昇騰する様豪壯いはん方なし大正十五年九月十四日時事新報所載内務省調査委員佐藤博士(佐藤傳藏氏の事か)一行の調査として『大は二時間置きに一分間六十三尺(約一石二斗)を小は二十分置に三分間二十尺(七斗)を規則的に吹上る』とあり。此大小二孔の中、小の方は大正八年舊二月彼岸の時深さ二間程鑿泉せし所突然涌出せるものにして大の方は大正十二年六月小の噴泉を失ふやも知らざるも全く冒險的に其傍に深さ五間餘に掘り下げたる所、更に別個の噴出を見るに至れるものなりといふ。今は約二間餘も埋れたるべし其の温度は攝氏百四度なりといふ。降雨の時は温度高きが如しと。試に小の噴出口に寒暖計を置きたるに攝氏二十八度を示せり。初湯を汲上ぐる目的にてポンプを仕掛けたる所噴出毎に自働的に憂々の音を發して噪々しく噴出止む時は器械を吸ひ込みて動かすべからざるに至る依りて之を撤去せしものなりとてポンプの頭部丈残存せり。兩孔共平素は噴出毎に周圍を濕潤ならしめ屋蓋を損ずること、湯の温度冷却して水の如くなるを厭ひて厚板及石を以て之を蔽ひ高く昇騰せしめざる様になし置けり。其の氣壓及水量との關係は氣壓低ければ噴出時間後れ且、低く、氣壓高ければ早く且、高し。又荒雄川の水重多ければ噴出時間早く且、高く更に川の瀨近寄りて流るゝ時亦同様なりといふ。



鳴子間歇泉噴出の理、惟ふに鬼首吹上間歇泉及赤澤の雄釜雌釜、諸間歇泉とは其噴出の理を異にし寧ろ、ブンゼン及びデクロアゾー兩氏の説によりて之を明かにするを得べし即ち左圖に示すが如く噴出孔は漏斗狀をなし熱水は下底より徐々に上部に及び上部よりは温度の低き水之に注入し熱水に遭ひて交流作用を受け愈々熱水は氣化昇騰する程度に達しても幾分の上壓ある間は氣化し能はざるも上壓氣化せんとする脹力を支へ能はざるに至りて急に奔騰するに至る。保存方法、鳴子町の間歇泉は南は新車湯高橋繁三郎の宅北は湯泉樓

高橋きね宅に近接し東は高橋きね所有の浴場にて西は二丈餘の高さを有する急傾斜地をなせる竹藪あり鐵道線の通ずるありて鐵道省の所有に屬す。今之を天然紀念物として指定せんとするには浴場を撤し鐵道省の諒解を得て之が設備をなすを要す。所有主高橋きねは敢て反對はせず。若し代償として更に鑿泉することを許可せられれば私費を以てするをも辭せずといへり。附記して参考に資す。

【中山の噴泉】(參照口繪)鳴子町中山古戸圍大谷川の左岸に噴出す、中山平驛より東十丁海拔一千尺の高地より下瞰するを便とす。明治四十二年五月二十六日山形市二日町加藤慶藏が大谷川の川中より噴騰するを發見せせしに翌年八月大洪水にて河床に變體を生じ噴騰力昂進二丈餘に達せしより、白洲原一帯の高原五萬坪内に中山平温泉土地株式會社を設立し發電所を建設し噴泉を導き浩養館を造營し、土地を分讓して各所に鑿泉を配置す。夏は避暑に好適地秋は滿山の紅葉、東北の耶馬溪と稱へらる。鑿泉の含有性分及び醫治効用並に史蹟委員の報告以下列記の如し。

宮城縣鑿泉志。吹上の湯。本鑿水は無色澄明無臭無味にして、少量の類褐色の沈澱物あり。反應ロゾール酸に對しアルカリ性を呈す。

泉質 單純溫泉 比重 一、〇〇〇一 溫度 六十六度 固形物總量 〇、五九九五(一キログラム中一グラム) イオン表。本鑿水一キログラム中に含有する各成分及び分量次の如し。

カチオン。	カリウムイオン	著	明	カルチウムイオン	少	量
	ナトリウムイオン	著	明	フエロイオン	微	量
	マグネシウムイオン	少	量	アルミニウムイオン	少	量
	クロールイオン	少	量	珪酸(メタ)	少	量
	硫酸イオン	少	量	硼酸(メタ)	少	量
	ヒドロ燐酸イオン	微	量	游離炭酸	少	量
	ヒドロ炭酸イオン	少	量			

醫治効用。(浴用)外傷性諸障害。慢性筋及關節痠痛。慢性濕疹。官能性神經病(ヒステリー)及神經衰弱(輕度の脊髄病)。中樞及末梢性麻痺(經久性半身不隨)。小兒麻痺。婦人生殖器の慢性諸病。慢性攝護腺炎。諸病恢復期。腺病質。

史蹟名勝天然紀念物調査報告第四輯。中山平噴泉の位置及狀況。中山平は鳴子驛より西南一里餘にあり、噴出泉は大谷川の溪谷に沿ひて熱湯殆ど間斷なく噴騰せり。其勢、鳴子一ノ坂間歇泉の大孔の方には及ばずと雖も、噴騰最高三十尺口径二吋ならんか中山平の高所より俯瞰するを得べく、又鐵道線路トンネルとトンネルとの間僅かに數十間の高所にあり。羊腸の坂路を下りて漸く對岸の地點に達するを得べし。之も亦考察によりては極めて間隔時間の僅少なる間歇泉と考ふる事を得べし。亦天然紀念物として指定する必要は充分に之れあるものと認む。

【中山平温泉土地株式會社】大正十四年五月二十八日に設立す。是より先き大正六年十一月一日陸羽東線中山平驛は營業を開始せり。同驛の所在地は鳴子町中山にして陸羽の國境に境し中山に宿驛傳遞の檢斷所を置き中山宿と稱せり、鐵道當局は驛名を詮較するに際し、既設の各線に同一の驛名あり、例へば横濱線(東京神奈川八王寺間)に中山驛あり磐城西線(郡山新潟間)に中山宿驛あり、立川鐵道(滑川立山間)に澤中山驛等のありしが故に中山平と驛名を撰せられしならん乎。

中山平驛を東に距る約十町余の土地を目當に株式會社を組織するに當り固有名詞の地名を故らに避けて新たに産まる驛名を採擇せるは蓋し單に人目を惹かしむるのみにあらず、地相に象りたりしも素因なるべし。地は花淵山裾野の坦々たる平野にして、その麓を西より東に流る、大谷川峽谷の天真美は、中山平驛によりて交通の機關を具備し、中山平温泉土地株式會社の設置によりて展開せらる。

中山平温泉土地株式會社組織の原動は、鳴子町中山星沼圍(史蹟報告第四輯に鳴子町古戸圍)十三番の一の山腹大谷川川敷より噴泉を、菅原東吾、岡勇次郎の二氏は大正八年本縣知事森正隆と貸借を締結し終りて後ち株式を組織し同十四

年設立、爾後鳴子字中山川端園に五十基の發電所を設置し、石川島鐵工場に契約し五馬力(實馬力)を敷設し幹線より各別莊の浴槽に導き豫定の事業を實行しつゝ、ありき。起業目論見書の概要左に。

起業目論見書

- 一、本社を中山平温泉株式會社と稱す。
- 一、本社資本金拾七萬五千圓とす(始め二十萬圓なりしも要せざるにより訂正)
- 一、本社は宮城縣玉造郡鳴子町字中山星沼十三番ノ一、土地臺帳面貳町七反四畝五步、實測四萬八百六拾貳坪九合八勺の土地及茲處に施設せるポンプ其他湯上裝置一切の物權及權利を金參萬圓を以て買收し、之に道路開鑿湯送水道の布設市街計畫旅館別莊の建設、其他増價に必要なる施設を整ひ、地價騰貴次第之れを分割賣却、賃貸又は別莊賃貸、温泉供給等の營業をなすを以て目的とす。
- 一、本社は前項の權利及一切の施設を金參萬圓にて買收し大正十四年一月一日以後に於て施設せるものある時は、實費を以て會社之れを支辨す。
- 一、本會社第一回拂込にて設立の上直に營業を開始し、傍ら漸次別莊住宅を建設し、土地改良増價施設を爲し隨時土地賣却の上資本を償却し且つ相當の利益分配をなすものとす。

起業豫算書

一、金參萬圓也、既設の揚泉場唧筒水槽等一切の設備及權利並に土地買入代。一金七千圓也、事務所旅館建設費。一

四千圓也、貸別莊五戸建設費。一金六千圓也、道路用鑿温泉水道布設費。一金參千圓也、雜費及豫備費。計金五萬圓

一、第二期計畫は時機に應じ更に豫算書を作製すべし。但し發電設備及土地改良旅館別莊増設の見込。中山平温泉土地株式會社の創立總會は、大正十四年五月廿八日にして其の株式三千五百株、株主四十三名中より取締

役監査役を選擧し爾來昭和の現代に及ぶ、其の間白石辰三の取締役辭任と、又監査役太田千之助の死亡ありき。取締役社長岡勇次郎・專務取締役佐藤熙治・取締役山田正一・青山惣吉・若生直治・菅原東吾・佐藤恒四郎・伊藤庄吉・監査役樋渡幸三郎・佐藤佐藏。(昭和四年十月一日現在)

株主名簿により大正十五年十月末日現在の株數住所氏名左に。

株數	住所氏名	株數	住所氏名	株數	住所氏名
三〇〇	仙臺市 山田正一	二五〇	宮城郡 若生直治	二〇〇	仙臺市 佐藤熙治
二〇〇	東京市 白石辰三	一七八	玉造郡 菅原東吾	一五二	仙臺市 佐藤佐藏
一五〇	仙臺市 岡勇次郎	一五〇	名取郡 佐藤克巳	一二〇	仙臺市 太田千之助
一〇〇	仙臺市 佐藤恒四郎	一〇二	玉造郡 相原養治	一〇〇	仙臺市 佐藤三郎
一〇〇	仙臺市 中村嘉雄	一〇〇	仙臺市 伊藤庄吉	一〇〇	仙臺市 北川かね
一〇〇	仙臺市 青山惣吉	一〇〇	宮城郡 樋渡幸三郎	一〇〇	金澤市 宮田篤郎
七〇	仙臺市 針生徳治郎	六〇	東京市 竹内華	六〇	宮城郡 川島富五郎
五六	仙臺市 阿部三之助	五三	玉造郡 佐藤弘人	五三	玉造郡 遊佐武治
五二	仙臺市 芳賀勝雄	五〇	長野市 小々高一左衛門	五〇	岩手縣 西村伊之助
五〇	仙臺市 佐々木伊勢治	五〇	仙臺市 梶原平治郎	五〇	仙臺市 吉岡吉壽
四四	仙臺市 佐藤芳郎	四〇	玉造郡 菅原慶四郎	二〇	仙臺市 山路一郎
二〇	仙臺市 遠藤盛	二〇	仙臺市 鈴木政藏	一〇	仙臺市 猪苗代翁

- 一〇 牡鹿郡 末永 正
- 一〇 仙臺市 岩崎 勝之允
- 一〇 仙臺市 渡邊 東治郎
- 一〇 仙臺市 及川 徳兵衛
- 一〇 仙臺市 山田 傳助
- 五 仙臺市 大友 清次郎
- 五 仙臺市 相澤 恒
- 計 三、五〇〇

中山平温泉土地株式會社は別荘地區劃を三區に分類し更らに約一百坪の小區を畫して住宅地に充用せり。幅員五間乃至三間の道路を設定せり、大谷川の峽谷に突出せる山容水態は即ち耶馬臺又赤壁と冠する所以なるべし。

第三區の三一・三二・四九・五〇・五一・五二の六小區は本會社より伊達伯爵に獻納の地にして、浩養館は六六小區に建設し約四百餘坪の面積を有せり、又別荘住宅の建設せしは三一・四四・四五・四六・五〇小區の五ヶ所なりき、其氏名を擧ぐれば。

東京市澁谷町綠岡青山學院構内青山學院々長敷内敬之助。東京市外澁橋町柏木四一陸軍豫工兵大佐後藤利一郎、夫人かね子。
東京市外北多摩郡砧村大藏字西山野一八六三番地播磨屋久治。宮城郡七北田村野村青葉銀行頭取及山田製菓株式會社社長若生直治。仙臺市袋町中山平温泉株式會社々長岡勇次郎。

中山平温泉土地株式會社は第一回(大正十四年十一月一日)第二回(自大正十四年十一月一日至大正十五年十月三十一日)事業報告書を總會に提出し其承認を経たり。(財産目録、貸借對照表、損益計算書を略す)左に。

- 第一回事業報告書 大正十四年五月二十八日仙臺市片平丁大觀樓に於て創立總會を開き其經過を報告し左記事項を決定したり
- 一、商法第三十四條に據り検査員に川島富五郎、佐藤克巳の二氏を擧げ検査の結果凡て正當なることを報告し承諾せられたり
- 一、定款の議定は原案の通り
- 一、取締役監査役報酬は年額金貳千圓以内但し利益金を生ずる迄は無報酬とすること
- 一、取締役に岡勇次郎・山田正一・佐藤潔治・菅原東吾・白石辰三・若生直治・青山惣吉・佐藤恒四郎・伊藤庄吉の九氏選舉せ

られ同時に取締役互選にて岡勇次郎氏を社長に山田正一氏を専務取締役に推し就任したり

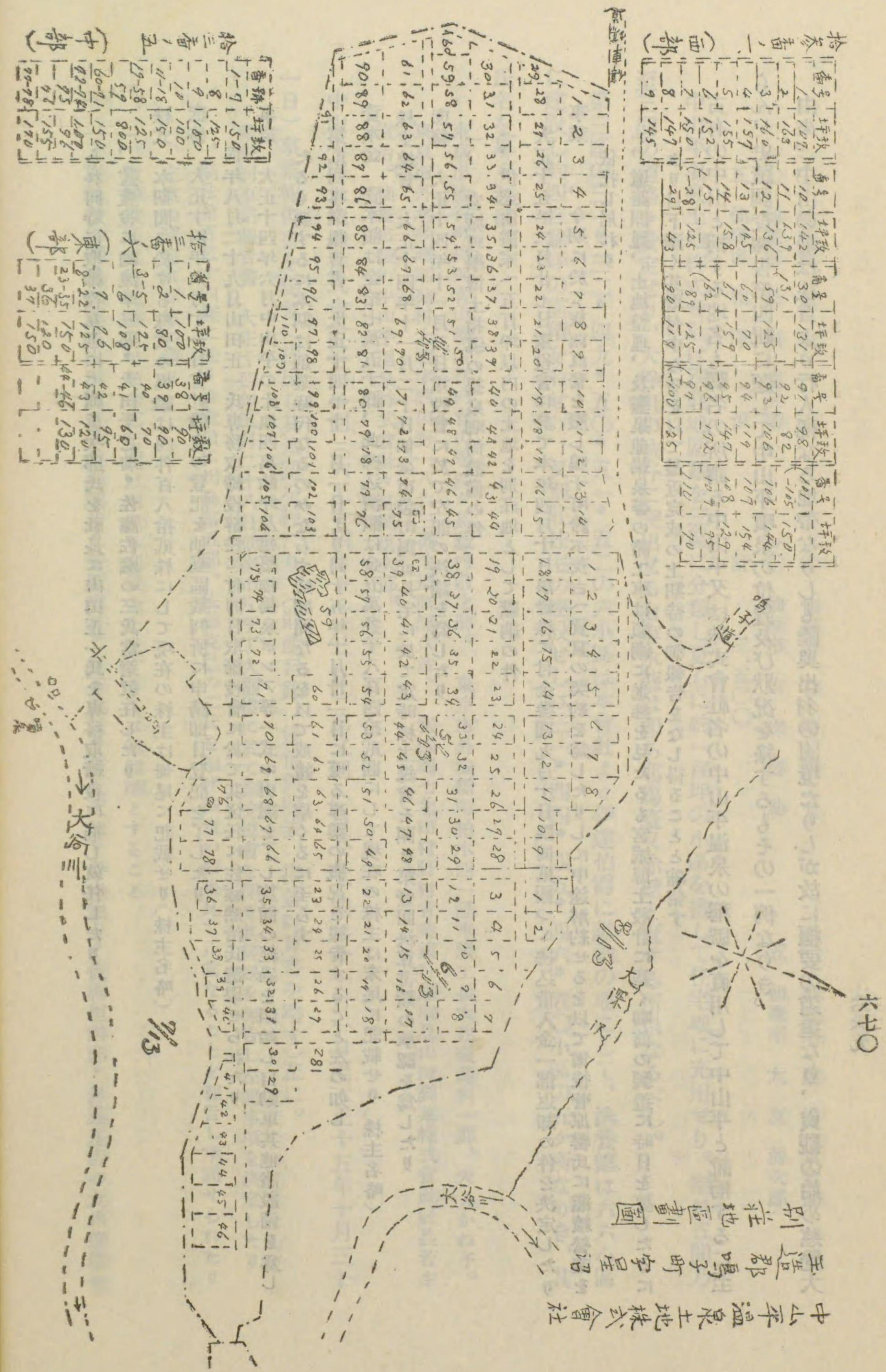
- 一、監査役に樋渡幸三郎・太田千之助・佐藤佐藏の三氏當選就任したり
- 株式 本期間に於ける株式の異動は四件百八拾貳株にして現在の株主は冊尾に記載せり(株主名略)
- 庶務 大正十四年六月十一日會社設立の登記を仙臺區裁判所に申請即日登記を了したり

同年八月二十九日山田正一氏専務取締役辭任に付同日取締役に於て其後任に佐藤潔治氏選舉せられたり
事業 大正十四年六月中山平の土地四萬餘坪及建築物揚泉ポンプ等一式の引繼を了し旅館の經過を開始し自動車其他諸設備を爲したるも要するに本期は創業時代なるのみならず短期間なるを以て成績を擧ぐるに至らず

第貳回事業報告書 大正十四年十一月一日より同十五年十月卅一日に至る事業の概況を報告すること左の如し
資本金 資本額は金拾七萬五千圓、此拂込濟額は金五萬參千八百四拾貳圓にして現在の株主は冊尾に記載せり、(株主名略)
株主總會 大正十四年十一月二十日仙臺市袋町岡社長宅に於て定時株主總會を開き第壹回決算書類の承認を爲したり
庶務 大正十四年十一月三日重役會に於て左記の決議を爲したり

- 一、宮城理學博士指導の揚泉唧筒設備の件
- 一、伊達伯爵家へ五百坪以内の土地を別荘地として獻納の件
- 大正十五年二月廿七日重役會に於て本年四月十日限壹株に付金參圓九月十日限同貳圓つゝ拂込借入金一部返却の件を決定したり
- 事業 一、今期に於て旅館直營を廢し鳴子町鈴不茂古へ賃貸の契約を爲したりしに中途解約せるを以て爾後菅原馨氏に繼續營業を依托し居れり
- 一、道路開通、土地整理、及鑿泉並揚泉等の諸工事は順潮に進捗を見たるも宮城博士設計に基く唧筒の製造に時日を要したるに
- より目下漸く其取付中なるを以て最近完成の上期待の御報告をなし得ることと確信す

古有の中山と稱する地名も驛名の所謂る中山平又は株式會社名の中山平温泉の稱號を直用して中山平と訛稱するに至らん、史蹟調査報告第四輯に題して中山平噴泉の位置及び狀況を録するもその一例なりき。
由來。中山の地は往昔より行人稀なる地帯なりしも陸奥出羽の國境たりしが故に樞要の道途なり、貞觀の始め慈覺大



師は鬼首に形山寺(参照本誌五三二頁)を開き最上の立石寺に錫を巡せし折、今の陣ヶ森に地藏尊體の一軀を刻みて留錫の足跡を印し、又後三年役の行車には鎧摺世の遺跡を留め次車には陣ヶ森の地名存續して考証に資す。降りて藩祖貞山公治府を岩出山城に開き城代山岡志摩に命を下して中山に住民を募集せしめ初めて六戸の農民をして宿驛の町街(参照本誌八七頁)と爲して町檢斷を置く。後ち尿前遊佐家五代宣兼岩手關を本宅に移す(参照本誌五三八頁及び五七〇頁)。岩手の關を尿前の遊佐邸宅に移せし以還尿前關と稱せしも、往來旅人の檢閱は敢て變りたることなし。貞享三年四月「御關所御條目」を發布せり。其條目のケ條を轉載する左に。

- 一、御番所前笠頭巾無用。
- 一、乗物に而通候面々者乗物之戸可開、但女乗物は番の輩差圖に而見せ可通事。
- 一、公家門跡衆諸大名參向之節は前以其沙汰可有之候間改に不及候、乍然不審之義あらば可爲各別事。
- 一、禪尼、是は能人之後室又は姉妹杯の剃髮を云。
- 一、尼、是は普通之女髮剃たるを云。
- 一、比丘尼、是は伊勢上人善光寺上人杯之弟子、或は能人之召仕其外熊野比丘尼等也。
- 一、髮切、是は髮の長短によらず少切候事は中はさみ出來物之上などはさみ候共何も髮切也、髮ぬけはへ不揃候髮切に者無之、但是も髮を切候と相見得候は、髮切也。
- 一、小女、是は當歳より振袖之内の女也、振袖之體不審有之は可改之、但小女の内尼かふる髮切杯不及改。
- 一、亂心者(編註以下四項元祿十年九月七日長門守主計頭丹波守河内守立蕃頭連記追加)
- 一、手負。

- 一、囚。
- 一、首。
- 一、死骸右男女共。

右之通手形に可書載者也。不審之跡少しも有之候はゞ可改此外は不及改之、但脱落之者有之節は此方より書付可遣之候間可改之、路次に而煩又は相果候はゞ其所承届可通之勿論多は不可通者也。

道路の嶮悪なるは一夫をして萬夫に當りし戰國時代の遺風にして又領内擁衛の施設なるが如し、況して出羽の最上家と陸奥の伊達家と暗雲低迷時代には防人の國境を擁闕する森巖なりき。元祿二年五月俳聖芭蕉翁一行が、尿前の防人に怪まれ小深澤、大深澤の峻坂を上下せる旅の日記は即ち全篇ならぬも「奥の細道」にして「大山にのぼつて日既に暮れば」又「高山森々として一鳥の聲きかず、木の下闇茂りあいて夜る行がごとし雲端につちふる心地して篠の中踏分々々水をわたり岩に蹙て肌につめたき汗を流して」(本誌五〇八頁)と誰れか今昔の感を懐かざるものあらん。

行人稀なる中山の水送山迎は耶馬臺の古詩より出典せる九州の耶馬溪に匹儔し對稱して或は奥の耶馬溪又は東北の耶馬溪、若くは奥の赤壁を冠するに至れり、九州の耶馬溪は山陽の詩聖に生れて愛郷家の手に育成し、現時は私設の宇島鐵道(十哩六)に頼りて乗客を吞吐しありき、東北の耶馬溪は交通機關の完備に搗て加へて、天與の温泉あり、今は亦觀楓道路を開鑿して郷土愛の誠美を披露せるは錦上花を添ふの感あらしむ。事實の記録は載せて河北紙に審かなり、現在の記録は未來の史蹟なり、故に云ふ「善く古を云ふ者は之を今に考ふ」と鹽鐵論・詔聖に載録せり、強て對句を叙すれば善く今を言ふ者は之を後に鑑る、と河北紙を轉録して玉造郡誌の摺筆とす。

「奥の耶馬溪」

觀楓道路をつくつて

陸羽東線のみぢ紹介

紅葉の名所としての陸羽東線小黑ヶ崎や花淵山等はよく人々に知りつくされてるのであまり人に知られてゐない、中山平附近大谷川溪流の紅葉の美を天下に紹介すべく鳴子町役場では各組合その他と協力して大谷川溪流に沿ふて花淵山、中山平に至る觀楓道路を開設中の所、この程竣功したこの大谷川溪流は一般人の未踏の地でありその紅葉はこの觀楓道路の開設によつて始めて紹介されるものとして鳴子から千葉鳴子町助役・相原縣電技師・星小學校長・瀧島・佐々木兩町會議員等が門脇寫眞館主を同伴して觀楓登山道路の名所を視察し要所には案内標を建てカメラに収めたが大谷川溪流を總稱して奥の耶馬溪と命名したこの奥の耶馬溪の名所には全部休憩所を設け

賣店も出す筈である。その名所としては奇嶽重疊する立

石の景・猿の手掛岩・屏風岩・狭谷一の締・大谷川にそ、ぐ不老瀧・溪流に接する鞍掛岩・夫婦岩・辨慶岩・立岩等が主なるものでその溪谷美がすてに絶景であるのに加へて沿岸一面の紅葉の溪流に映するさまはこゝならては見られない景趣である。(昭和四年十月二十五日)

本縣の新名所

奥の耶馬溪

燃ゆるが如き紅葉に奇岩怪石

四季の行樂にも面白し

本多林學博士が東北の別府と稱した鳴子温泉、輕井澤に勝るとも劣らぬと推賞した中山温泉の秋の紅葉は仙臺鐵道局や温泉旅館業者の宣傳によつて有名となつたが更に土地の人々にも餘り知られてゐなかつた大谷川溪谷の紅葉の美を紹介すべく紹介すべく鳴子町では大谷川溪谷を探勝の結果東北における嚴美溪や貌美溪にも劣らず耶

馬溪に比しても遜色のないことを発見したので、町有志等の寄附を得て大谷川溪谷に沿ふて觀楓探勝道路を開鑿し約千圓の工費を以てこれを終り奥の耶馬溪と命名しこれによつて本縣に名所が一つ加はつた譯なので、二十七日の日曜を利用してその實地踏査を試みた。

この觀楓道路は鳴子街道大谷川の橋の脇から登るものと大深澤から下るものとあるが觀楓には大谷川橋から入る方がよいやうだ、大谷川の溪流に沿ふて岩をけづり道路が新設され途中立岩附近に休憩賣店があり名物きのこ汁などを出してゐる、この立石附近から大谷川の溪谷美が見られ猿橋の手掛岩その他の奇岩、怪岩などが見られる一の締から間もなく不老の瀧があり其所から假橋を渡つて大谷川の流れを越して對岸に達し溪流に映る燃ゆるが如き紅葉の美は筆舌にはつくし難いし溪谷としてもその雄大なる嚴美溪の比ではない。

◇ ◇

見上ぐる山はことごとくこれ紅葉、谷川のせゝらぎは自然の奏する音楽である。狂燥的ジャズ神經を麻痺した都會人には餘りにも神秘である、歩道はどこまでも大谷川の流れに従つて續いてゐる兩側から迫つて來る崖、常盤木の間に點綴する紅葉の赤、境界をくぎつてのぞかれる紺青の空、統れ行く白雲、これ等の景趣に送り迎へられつゝ大深澤近くから大谷川を渡つて山を登り中山街道にたどり着くのである——中山街道から吹山温泉の上に出で浩養館に休憩し温泉にひたつてから栗飯、茸飯、茸汁に舌鼓を打つのも興趣がある、歸途は中山平から汽車によるもよく鳴子まで自動車を飛ばすのもよい。

◇ ◇

本年はじめての開鑿であるからまだ道路は完全とはいはれぬ女や小供には少し無理な箇所もあるがこれは更に工事を加へるとのことである、たゞに觀楓ばかりでなく春から夏へかけての行樂にも適してゐるし大谷川に舟を浮べて流れを下るのも面白さうだ。(昭和四年十月卅一日)

冬季の施設に

温泉游泳場

鳴子温泉を視察した

庭園協會長本多博士談

日本庭園協會長にして温泉海水浴場及び庭園の設計々畫の大家本田林學博士は過般山形縣の招聘を受け講演の歸途瀨見温泉の經營につき視察を遂げ二十七日赤倉温泉に投宿翌三十日富澤驛より鳴子町に至り千葉助役の案内で町内外を限なく視察したが本多博士は視察の上左の如く語つた。

山形縣で講演の歸途兼々依頼を受けて居つた瀨見温泉の經營方法につき視察を遂げ鳴子温泉の話聞いて御邪魔をした譯である、極く短時間の視察ではあつたが温泉の豊富なる風景の絶佳なることは第二の別府温泉とても稱すべきである、松島公園を初め別府、有馬

箱根、長野縣の長尾温泉の經營もやつたが、何れも風景はよいが、温泉の豊富な點では別府を除きこの鳴子温泉の如き例を見ない、温泉の經營は大金を投ずるばかりが能てない、都人士をはじめ萬人の趣好に副ふやう經營するのが目的で例へば瀉沼の胡桃ヶ嶽の絶頂に展望用のものを設けるなり、又遠く車窓からもよく人目を惹くやうにしなければならぬ、千葉助役は冬季間の浴客が不足だとの話しをしてるが、當地は幸ひ温泉が豊富だから最近新別府温泉で建設したやうに温泉游泳場を建設したならば冬季中も容易にスキー客や浴客を吸引することが出来るやうになると思ふ、尙中山平附近の風景は東北の輕井澤といふ感じがするが、短時間の視察で鳴子中山平間の陸路を視察することの出来なかつたのは遺憾だが、他日の機會に視察して見やうと思つてゐる云々と。

因に千葉助役は瀧湯八幡湯及び辨天町の西尾の湯と金忠旅館の浴場と菅原旅館及び保養園ホテルの温泉プールを

案内したが何れも豊富な温泉に驚嘆し菅原旅館に少憩の上當日午前十時岩手縣に出發した。尙當日はあひにく度量衡大會で多忙の際とて大家の來鳴に何等の歡待をなさざるを非常に遺憾とされてゐる。(昭和四年六月一日)

「東北の輕井澤」

中山平は蕨狩りの好期節

鳴子間の縣道兩側には

藤の花がいま眞盛り

本多林學博士が東北の輕井澤と激賞した陸羽東線の中山平、東北の別府温泉であると讚稱した鳴子は新緑の候となつて各地からの浴客に賑はつてゐるが、中山平は本多博士の推賞のとほり輕井澤に似て夏知らぬ仙境であり俗化しない温泉場である、これに對照して鳴子温泉は歡樂境ともいふべく大げさな宣傳こそは試みぬが旅館その他施設も漸く完備され殊に泉質の多様な温泉として全國的に有名となつた中山平は噴出温泉のあることと知られ

現在は浩養館(鳴子菅原旅館經營)外三軒ばかりの温泉旅館があるが、本多博士の言葉の如く別莊地として最も適當で早くもこの點に着眼した中山平土地會社では浩養館附近の所有地を別莊地としてこの土地の分譲を開始し好評をもつて迎へられてゐる、昨今の中山平は蕨狩りの好期節で毎週の土曜、日曜はこれ等の人々に賑はつてゐるが、最近に至つて漸く知られたのは鳴子から中山平に至る縣道兩側にある藤で昨今その花盛りで美觀限りない、これを將來一名所とすべく鳴子、中山平の有志は奔走してゐる。(昭和四年六月十四日)

第十三章 補遺篇

戊辰戰役日表

所定の資料は載せて前記の各章に編む、編終りて好個の資料を手に入す。岩出山の開始は藩祖貞山公發祥の芳蹤地にしてその第四公子宗泰卿の封土に歸せし以還十世の孫邦直公に至り戊辰の革命に遭遇したりしたる史書は世に汗牛充棟たりしも、貴公子にして不毛の瘠土に身を委するは、所謂「患に臨みて國を忘れざるは忠なり、艱を思ひて官を越えざるは信なり、國を圖りて死を忘るは貞なり、謀に三者を主とするは義なり。」(編云左傳昭公元年原漢文)と仍りて「戊辰戰役日表」を追録し、併せて「當別村志伊達男爵家移住顛末」を抄録する下の如し。

慶應四年戊辰正月一日に始り、同年十二月十一日を終りとし、以て迂舒曲折重疊波瀾の遺跡を窺ふに足るべし。但し前各項に詳叙したる事項は略す。

正月元日。伊達慶邦京師の探索を小姓頭坂本大炊に命じ、又京師の事情を知る一條十郎に隨從を命ず、即日出發。

二日。徳川慶喜召に應じ上京、伏見鳥羽に至る、薩長二藩の戊兵途を拒し銃を發して前驅會桑二藩の兵を撃つ。

十一日。假建所より在京の但木土佐を召換し、國力相應の人数を纏めて藩主に上京すべき旨の達を受けたり。

十五日。但木土佐參與所より但木土佐を召換あり、徳川慶喜反逆に付追討の軍を發す、尊王の大義と征討の勢旨を知るべきの沙汰近日官軍東海東山北陸發の旨を達せらる。

十六日。但木土佐參與所に出頭、徳川慶喜叛逆に付東海東山北陸三道より、征討軍の進發の沙汰を承る。

十七日。但木土佐假建所に出頭、仙臺藩一手討會出願先許の命令下る。上杉秋田南部の三藩討會應援の沙汰下る。
 廿日。太政官代より「出願」の二字を削除し、更めて一手討會の命令下る。蓋し大童信太夫の経伺によれりと。
 二月十一日。慶邦建白書を都澤善治に起草せしめ大槻新井之を刪定し、大條孫三郎をして奏上せしむ、達せず。
 二月十五日。關門警固の兵を發す。慶邦米澤會津に使者玉蟲佐太夫若生文十郎の二名を遣はす。
 十六日。一條十郎、須田平左工門、佐藤百助、佐藤秀六連署の義勇兵採用の建議あり、募集事務所を瑞鳳寺に置く。
 十七日。三好監物錦旗と日月旗を奉戴し、坂本大炊富田小五郎奉じて京を發す。黒田了介品川彌二郎參謀たり。
 大越文五郎兵を率る宮城丸に乘じ、十日大坂を發し十三日江戸に寄港し、此日寒風澤に投錨。
 十八日。宇和島侍從養弟伊達恒磨鐸子願の件、太政官代より允許せらる、恒磨名を改み總次郎と稱す翌日任官。
 十九日。奥羽鎮撫總督九條道孝副總督澤爲量參謀忠敬及び大山綱良世良砥徳(黒田品川に代る)松島へ到着。
 廿二日。慶邦藩臣一同に、討會の猶豫は違勅に到る速に出陣武勇を勵むべし、又家族の扶助は金穀下賜の令達、
 廿五日。杉山臺に薩長筑三藩兵の訓練三卿之を檢し慶邦臨む。仙藩兵一大隊を訓練し諸臣陪覽。武頭某遅刻處分。
 三十日。慶邦二州の動亂を憂ひ、一條十郎を庄内に遣はし、庄藩高橋清助を説き寒河江柴橋の庄兵を撤回せしむ。
 四月六日。慶邦藩臣を召し討會の旨を諭す。秋田及津輕へ庄内追討を命ず。米穀供給に關し、太政官の御沙汰あり。
 十一日。慶邦青葉城を出つ錦旗二旒を樹て序列整然、片倉小十郎先陣伊達家の軍法なり。將卒五千八百八十八人。
 十二日。三卿及び薩長隊養賢堂を出て、岩沼古内左近之介居宅を本營とす。先陣富田小五郎中軍後陣筑薩長。
 十四日。澤副總督大山參謀討庄軍務督勵のため岩沼を發し笹谷峠を経て新庄に移る。富田小五郎等警固す。
 廿一日。英人ミル外二名塩釜に上陸し仙臺に入り大砲を渡し、荒町昌傳庵に一泊して去る。(此前後硝石製造所を寺

小路に、火藥庫二棟を松森に驚ヶ別森に、新製火藥製造所を杉山臺に設く)。
 廿五日。白石城中非討會若生文十郎遠藤主税但木土佐坂英力氏家惣内熊澤和賀之助、討會今村鷲之助竹内千之助。
 廿九日。但木土佐關宿に於て。米藩大瀧新藏木滑要人片山仁一郎立會。會藩梶原伊藤河原土佐山田との降伏條件。
 閏四月二日。醍醐少將等中山口へ出て討會軍を督す。亘理此面は櫻田敬輔長藩野村十郎中村小次郎等を壺下關門に破
 四日。會津謝罪嘆願書出つ。總督へ休戦を告げ列藩重役へ白石會合を催す。庄内軍天童を屠る。
 十一日。上杉彈正白石に來る。白石會議所成る。仙米列藩添書を作成す。薩長軍と庄軍入間に戦ふ。
 十七日。坂本大炊遠藤久三郎(温)世良修藏説諭のため出發。庄内より嘆願の周旋を請はる。
 十九日。世良福島に入る、瀬上主膳等之を殺す。鮫島金兵工を七北田に殺す。仙米兩藩解兵。秋田兵庄内に入る。
 廿日。會津兵白河城を占領し須賀川に關門を置く。九條總督薄暮仙臺に還り古内左近之介宅に入る仙藩守衛す。
 廿一日。藩主歸城、世子宗敦出て、迎ふ。執政參政登城對面所に軍神を拜せられ、御座間に入り熨斗を上つる。醍醐
 少將福島に入る。長藩野村十郎須賀川に殺さる(後ち世良修藏野村十郎を福島市縣社稻荷神社の後邸に祭る)。
 廿二日。小竹長兵工長藩松野儀助を福島に、栗村五郎十郎長藩中村小次郎を二本松に、荒井平之進、橋本豊之進、狹
 川公平等薩藩内山伊右工門等を尿前鍋越澤に殺し、首級を七北田刑場に棄つ。
 廿三日。白石軍營を撤し、二十五藩の重臣白石會盟起る仙臺藩主推れて盟主となる。皇國靜謐の建白書を起草す。
 廿四日。福島に軍事局を置き執勢坂英力、參政兼參謀眞出喜平太等及び、會津一柳四郎右工門等部署となる。
 廿五日。醍醐少將玉浦を経て仙臺に入る。九條總督門を鎖して面せず、鎮撫の方針誤る、か故なり。備後邸に宿る。

西軍白坂及び原方の兩道より進み白河城を攻む、城兵防戦西軍を走らす、追撃十三人を討つ者を白河市中に梟す。
廿八日。前山清一郎佐賀小倉二藩の將卒四百三十人を率ゐて東名に上陸後養賢堂に入る。蓋總督轉地のため。
五月一日。薩長及大垣藩共三手に分れ白河に入る、仙會二藩防戦利あらず、參謀坂本大炊軍監姉齒武之進等戦死す。
三日。奥羽越公議所成る、斑師の建白書を太政官に呈するを決議す。蓋し皇國の大事を剪除し君側を清むにあり。
十八日。九條總督醜副參謀以下仙臺を發し、七北田橋本の茶亭に午餐し順次盛岡に向ふ。富田小五郎等護衛。
十九日。村松藩、款を西軍に通ず。長岡陥る(廿一日白河に斥候の衝突、廿四日越後見附の戦争。廿五日白河口太田驛の衝突、越後口寺坂の戦争。廿六日列藩の聯合軍白河城を攻撃す、越後口小栗の戦争。廿七日白川口及び越後與板の戦争)。

六月十八日。吉田大八四月廿九日米澤に自首し、後ち天童觀月庵に幽居す。齋戒沐浴喉を刺して自盡す年三十七。

廿九日。白河口列藩の聯合軍須賀川に退却す。小名濱の戦争(先是。一日白川口大曲の戦争。八日和田山の戦争。十四日越後口の大戦。十七日磐城口戦争。廿四日棚倉城陥落。廿八日泉城陥落)。

七月一日。九條總督秋田城下明德館に澤副總督と會し、翌二日鎮撫總督府を秋田に開き、庄内征討事務總裝を置く。

二日。輪王寺宮(日光宮を兼攝す日光宮と稱す)後ちの北白川宮能久親王宮町仙岳院を御座所とす。(是より先五月十五日上野を發し、廿八日常陸多賀郡平瀨に上陸。六月三日本宮に御着、六日會津若松城に入る。十六日宮の使僧仙臺に來往し、十八日若松城を出て二十日米澤城に入る。廿一日慶邦宮の東下を布告す。廿七日米澤城を出て廿九日白石に御着、七月一日古内左近之介城外に奉迎し、此日五軒茶屋を経て國分町より一番丁通宮町に成せらる。夫より十日仙臺城に御入興、御令旨を賜はる、後ち更に令旨を發し給ふ。「孤ハ今上ノ叔父ナリ、孤ニアラズシテ誰カ此ノ奸ヲ明

白ニスベキ、故ニ今萬死ヲ冒シテ一言ス 一徳川慶喜政權ヲ 天朝ニ復シ奉シハ去年十二月十日ナリ、伏見發砲ノ一舉ハ今年正月三日ナリ、錦旗ヲ出スハ其ノ第三日ナリ。奸臣等此事變ニ僥倖シ慶喜ニ謂レナク叛逆ノ罪ヲ負セ」云々
十七日白石へ御出陣。八月一日親書を慶邦に出陣を促かす。九月一日白石に出發。十月十八日御謝罪に決し、十月四日御歸京供奉行列を定む)。

五日。秋田藩士は薩軍參謀大山綱良の德意に應じ、仙藩使節志茂又左工門内ヶ崎順治山内富治高橋市棟万市七郎佐々木徳之進川越新藏高橋貞吉を、秋田城下久保田茶町扇ノ丁幸野治右工門旅館を襲ふて、之を殺し首を梟して藩論を定む
七日。秋田藩討庄軍を出たす。(十一月秋田口岳山の戦争。十二日七本松戦争。十三日平城陥落、出羽船形の戦争
十四日新庄屠らる。十五日弘前藩反盟、白河口大戦。十六日三春藩反盟、淺川の戦争。十七日越後口戦争。廿三日磐城口廣野の戦争。廿四日矢島城陥落。長岡激戦廿六日三春藩兵西軍に合す、仁井田、木戸驛、越後口の交戦。廿七日列藩の聯合軍秋田藩領に迫る。新發田藩反盟、長岡敗る。廿八日本宮、熊川及秋田口戦争。廿九日二本松城陥落、東軍軍務局を桑折に轉退す)。

八月二日。相馬同盟に反く、古内可守遠藤主税木村又作中村に往き相馬藩主に説く藩主應せず(相馬の西軍に降れるは、僧青童院慈隆の周旋に出つ、列藩の細作は新山農二平といふもの實は徳川脱兵和田助三郎なり、同人は人見勝太郎の命により變名して相馬に入り居れるものなり)。

四日。慶邦出陣、(十二日軍制を令す。廿日相馬口へ出馬、東軍敗る爲めに亘理城に一宿、急遽歸城せられき)。

五日。秋田湯澤陥る本庄藩主秋田に逃る。(六日龜田藩主庄内に降る。七日相馬黒木大壺の戦争聯合軍駒ヶ峰に退却。八日秋田岩崎の戦争九日南部藩鹿角口より秋田領に迫る。十一日相馬口駒ヶ峰破る、秋田横手城陥る。十四日秋

田六郷の戦争。十七日本道口二本柳の戦争、飛行隊と稱する僧兵参加せり、隊は封内修験者を以て組織す良覺院管野諦眞之を支配す、國分樂師堂に練練する三ヶ月、初め二本松の恢復を目的とし仙臺を發し、後ち油井を経て此役に参加せり。小隊長梅村信太夫戦死、小隊司令佐々木舜水(巴溪)に代りて指揮せり、此の役修験者にして戦死するもの愛子龍泉寺代藤倉榮之丞、國分正寶院事石川登なりき)十八日秋田濱通り、越後口戦争。二十日相馬口激戦、出羽神宮寺及び二本松戦争。廿二日秋田大館落城、猪苗代包圍。廿三日會津若松城籠城。廿三日越後口列藩兵、會津に退る。廿九日角館戦争。

九月十日。仙臺城中和戦兩黨の激論、慶邦曰く「予が意ハ降伏ニアリ」ト即日遠藤文七郎後藤孫兵工執政となる。十五日伊達將監石母田但馬遠藤文七郎櫻田春三郎(櫻丸)宇和島使者仁田、富田、市村等相馬鈞師濱に至り降伏謝罪の歎願書を細川に憑り總督守使者榊原仙に呈す翌十七日謝罪狀は總督之を落手せりと宣す、白河口でも特派す。先是八月十三日軍議所を坂元に退移するや、藩内降伏の議起る。廿二日猪苗代城包圍のとき米澤藩五は勸降便を仙臺に下す、翌廿四日氏家等細川藩に降伏の内意を告げ、翌廿五日増田繁幸は降伏の建白書を藩主に呈す。九月五日米澤藩王降書を奉る翌宇和島の使者勅書を奉じ石母田に渡す。

九月三日。榎本釜治郎(武揚)佛人ブリュエー、同カスヌーフ及び石母田遠藤伊東吉田増田松木等軍議を開く。(先是八月廿六日榎本軍艦回天。開陽。長鯨。長崎。蟠龍。千代田。神速外大江丸を率ゐて寒風澤に上陸す、又徳川の脱兵遊撃隊人見勝太郎。陸軍隊春日左工門。新撰隊土方歳三。彰義隊澁澤精一郎。大砲隊關廣右工門。傳習隊瀧川某。神木隊酒井某。歩兵隊松岡四郎次郎等來仙、仍て大年寺萬壽寺定禪寺に分屯す。十月七日榎本等の軍艦へ米鹽を給して去らしむ、十二日折の濱を出帆云々(以下省略)

伊達男爵移住顛末

當別村誌。伊達男爵家移住顛末。概言。華胄の家に生れて徒に飽衣暖食を事とせず、奮然身を挺して寒煙落莫の湖北に移り、朝に斧斤を揮ふて荆棘を排さしめ夕に耒耜を把りて田園に耕し、風饑雨饑千難萬苦備さに嘗め盡して終に宿昔の志を大成したる者、舊仙臺藩巨理宇多二郡に於ける三萬一千石を領したる、巨理城主伊達邦成君と共に本村の伊達邦直君其人を推す、蓋し此伊達兄弟の如きは近代の偉人古今の歴史に其類を見ず。而して前者邦成公を終始補弼したる者を其舊臣田村顯允翁と爲す、翁は田村將軍十八世の孫にして、明治維新常盤新九郎と稱し邦成公の家宰たり、後者邦直公を補弼したる者を其舊臣吾妻謙氏と爲す、氏も亦邦直公の家老職にして共に是れ兩家の事業を助けるたる近代の義人なり、此兩伊達家は本部拓殖の先驅者にして其実績の偉大なるは世既に定論あり、是本道移民の龜鑑と謂つべきなり邦直公初め彈正と稱す、通稱英橋後之を廢す天保五甲午年九月十二日奥州陸前國玉造郡岩出山城に生る、仙臺藩祖伊達正宗郷の第五子伊達宗泰十世の孫なり、岩出山に住し宗藩より菜地一萬四千六百石を分配せられ家臣七百三十六戸を養ふ。熟々案ずるに祖先宗泰は伊達三河守と稱し從五位に叙せられ朝散太夫たり、幕府將に伊達郡梁川の地に封せむとす命あり、江都に抵るの途痘瘡に罹て卒し終に其封を受けず、子宗敏以下該藩一門に列し世々岩出山城(政宗公會で築く所)に居り邦内一方の兵衛を擔任し待遇頗厚く末藩と同一視せらる、如斯にして累世相承け邦直に至る、然るに此時幕府の運已に末造に屬し海内漸く騒然たり、忽にして戊辰革命の變起るや茲臣權を弄し順逆道を失し、爲めに藩主伊達氏封土を削らる、や、其支藩伊達邦直氏の臣隸七百三十六戸を仙臺に移し、俸祿を給せずして土著歸農たらんことを諭達し、邸宅其他不動産共に没收すべき令下る、是に於て邦直氏前後爲す所を知らず慨然として後圖を憂ひしもの殆ど一年

行くに與なく歸るに家なく天地間身を置に處莫く、且三百年來主従の情誼を絶ち士籍を脱して農商に伍するに累世武門に在る者の最も恥辱とする所と爲し士籍を脱せずして其所を得む事を計劃せり。偶蝦夷開拓の廟議ありと聞き奮然大に決する所あり、以爲く蝦夷地は皇國の北門にして一衣帶水露西亞と相隣し彼の垂涎する一日に非ず、今舊臣と共に彼の地に移住し未開の森林原野を開拓し、山に獵し河海に漁し勵精開墾に従事せば、一は以て家臣を養ひ一は以て勤王の精神を昭かにし、兼て邊戍の役に服し一旦不慮の變に遭遇せば、身を以て國に殉し骨を北海の濱に曝し、曩に名分を誤たる罪を償ひ國家の爲に涓埃の効を竭すに足んかと、因て同宗亘理城主伊達邦成氏と謀る、當時田村顯允氏奔走する所少からず、明治二年九月書を按察府に上り切に具聞する所あり、言言肺腑より出て至誠人を動かす即其請願書左の如し。

微臣邦直頓首再拜謹而奉歎願候、邦直先祖藩祖伊達政宗庶子宗泰以來玉造郡岩出山に於て高一萬四千六百四十石の采地分配を受け、家臣七百三十六戸撫育罷在候處、昨年中邦内多難姦臣權を乗るの時に方て、邦直儀宗戚の班に居り死を以てするの諫も無之、終に天譴に觸れ候段に立至り候儀偏に邦直始不相濟筋鼎鑊を相甘居候處、不料出格至仁之叡旨を以て廿八萬石下賜、邦直等に至る迄再び御恩澤に浴し奉り候儀、朝廷之御仁惠誠以不堪感泣次第に奉存候、因ては朝廷の御爲區々の微功も相立少しく邦直の罪も相償申度日夜蕉慮苦心罷在候得共、邦直愚庸劣別して見籠之儀も之無因循今日に至り候處、然るに今般北海道、御開拓の御盛業御熱立諸藩有志の徒夫々御用被仰付、同宗伊達藤五郎自ら彼地に跋涉し開拓致度志願之趣傳聞仕至極同意の儀と奉存、邦直に於ても同様家來共を引連彼地へ移り死力を盡して開拓仕、北海の儀は皇國北門の鎖鑰に御座候上は、夫々方面の御用にも相立寸分の微効を表し前罪の萬分一を相償申度奉存候間、彼地相應の場所開拓被相任候様被成下奉懇願候早速の儀七百餘戸の人員一時に往住爲致候儀は及兼可申候得共、先以少年屈強北地風土等心得罷在候者等を相撰み開拓事業に従事爲仕、老弱男女は手方相付候上引移申

度奉存候、方今朝廷御用途御多端之折柄の儀御座候上は、何分にも自費を以て開拓仕千辛萬苦死力を盡し、朝廷の御爲め寸効も相立て、邦直前罪の萬分一を相償申度區々の情實御洞察御仁恤の御沙汰被成下度伏而奉仰望候、不堪懇願之至誠恐惶頓首再拜。

明治二年九月按察府（白石に置かる）大に之を嘉みし、爲に添書を附し直に東京に抵り辨官に上請すべきを以てす、會邦直病あり舊臣吾妻謙之に代る、此月政府は開拓使を置き蝦夷地開拓の事を主管せしめられ、同月伊達邦直を東京に召し家臣其外有志の徒を募り自費を以て漸次移住開拓の實効を奏す可き旨を以て、石狩國札幌空知兩郡の内支配所に賜ふ、其沙汰書左の如し。

伊達邦直

北海道開拓の義は方今の急務に付追々御處分も有之候得共、重大之事柄全地一時に御手を可被著目的も難相立折柄、其方義不憚艱難自ら彼地を跋涉し開拓致度快願の趣神妙之至被思占、北海道開拓の御用被仰付候條、家來其外有志の徒相募自費を以て漸次移住屹度實効相立候様、御沙汰之事。

石狩國空知郡札幌郡 右兩郡の内其支配被仰付候事

十月十日

太政官

但土地は追て割渡すべき事

爰に於て邦直特典に感激し、其年十一月先づ小野實順等舊臣數名を北海道に遣はし地形土質等を詳密點檢せしむ、然に其支配地は空知郡の内にて分割せらるべきを傳聞し、窃に以爲く該郡は石狩川の上流に位し海灣を距る甚だ遠く、且陸に一條の道莫し吾今微力を以て之が開拓に従事せん事頗る難からむと、乃ち吾妻謙の尙東京に在るを以て同人をし

て沿海便宜の地に變せられん事を懇請せしめたり而も遂に許されず、是に於て翌明治三年二月邦直舊臣六七名を率て渡道し、小樽開拓使廳に詣り支配所割を請ふ、同使爲に開拓權少主典を空知郡に派遣せられ、四月二十九日を以て相與に石狩を發し小舟に乗じて石狩川を溯り、或は土人の草廬に投宿し或は河岸の樹蔭に露臥し、櫛風沐雨幾多の辛酸を嘗め五月九日始て空知臻る、則ち奈江よりナイに至るの地を分割せらる、滞在三日普く地形を探り土質を檢し境界標を建て函館に還る、然るに邦直尙心に安むざるものあり、以爲く該郡は石狩川口を距る四十餘里水路ありと雖、運輸の業頗難く薄資功を奈する能はざるや必せり、且當初舊臣に諭すに舉家移住必成を期すべきを以てす、故に有志者斷然渡道の議を決し已に家屋を讓興し什器を賣却し皆是を翹て好報の至るを待たん、今若し其徒をして分割せらる、の地僻遠曠漠開墾著手の至難なるを知らしめば、恐くは人心瓦解終に其素志を沮まむと、因て函館支廳に抵り更に石狩國厚田郡望來の地（今の望來村にして海邊に在り石狩河口を距る二里余）を貸與せられむことを講ふ亦聽れず、然れども邦直氏の意已に決せり奈何ぞ之を以て躊躇すべき、則ち備さに其事情を縷述して切に懇請し、且舊臣小野實順をして留て命を待たしむ、其年八月一日允さる既にして又貸與す可からざるの命あり、蓋し開拓使の要路に在る者以爲く彼れ邦直等名を開拓に假り沿海の漁場を占領して漁業の利を征せんとするもの何ぞ其願旨を許さんやと、此時邦直氏の失望落膽察すべきなり。是に於て乎已むを得ず更に又同郡聚富の地を請ひ爰に始めて許可を得たり、願ふに此地土質良好ならざるも石狩川口を距る僅に半里運輸の便あるを以て、姑く其民を此處に移し然る後將に圖る所あらむと欲せり。

明治四年二月舊臣を移すの期に先ち吾妻謙を東京に遣はし、石狩に航するの汽船を備ひ陸前國寒風港に回航せしめむ事とす、而して當時航路の未能く小樽港に通せざる容易に此議を果すを得ず、因て回漕會社附屬船猶龍號を雇ひ航海費一千五百圓を以て東都勇拂海に航するの約を爲す、是れ其地上陸千歲に至り（行程七里此處より水路千歲川に因り石

狩に通ず）更に河舟を以て西部石狩に赴かしむことを期したるが爲めなり。同年三月十日男女百十一名を率ひて岩出山城下を發し、志田郡舟越村に泊し十一日東名濱に至り、翌十二日海路寒風澤港に赴き以て汽船の入港を待つ、是より先米鹽及什器類は別に陸運三里加美郡四日市場に至り、更に水路を廣瀬川に取り野蒜港に輸送せり、而して猶龍號の來るに及びて悉之を搭載し、同月十七日を以て愈纜を寒風澤港に解き勇拂海に向ひて航す、時偶海霧濛濛三日間咫尺を辨ずる能はず、誤りて幌泉海（勇拂より東數十里に在り）に至り將に岸頭に衝突せんとす、幸に空樽の海上に浮べるを見、其陸地の遠からざるを曉り急に舵を停め舟子をしに上陸せしめ、更に方法を定めて勇拂海に赴けり、此日風波嶮惡其他港灣に非ざるを以て碇泊するを得ず、又俄に舵を室蘭港に轉し竟に三月二十四日を以て同港に上陸せり、爲に陸路の遠き二十餘里を増加するに至る。而して路次千歲を経るも河舟の少き皆之を搭載するを得ず、遂に陸行五十餘里札幌錢函を経て厚田郡聚富に至る、當時札幌開拓の初年にして室蘭以北新道の建築未だ成らず、陸運の至難なる重量米鹽の如き其運搬費却て元價よりも大なるを恐れ之を有珠郡移民（伊達邦成の舊臣前年此處に移るもの）に貸與して漸次其價金を償却せしめ、什器は別に帆船を雇ひ函館に經て石狩に回漕し、老幼病者は互に相提携し以て數日の行程を經過し、千歲に至り纜に河舟に搭載する等其難苦勝て言ふべからず費額も亦隨て少なからざりしなり。同年四月五日移民悉く聚富に到着し先づ漁屋（納屋と稱するもの）三戸を借りて之れに居らしめ、地を林中に相し伐木結蘆若干畝の地を墾し、試みに各般の種子を播するに皆實らず、且つ此地は海邊に瀕し土砂相混し林木を斫伐し去らば益荒瘠に變し、墾闢の終に徒勞に屬せん事を恐れ人々頗る趨阻の色あり、邦直に告ぐるに當別の地は石狩を距る甚だ遠からず他味沃饒なりと、因て六月某日吾妻謙小野實順等を六七名をして嚮導者を雇ひ先づ該地に到らしむ、然るに途にして方位を失ひ山間に露宿する三日終に達せず、後熟知の者に就て方面を問ひ辛苦山澤を跋涉し始て當別に至るを得たり、然れども此地眼目の極ま

る所巨木翁蘆葦葦地形探ぐる能はず、只一川の林間に流るゝを見るのみ、而して兩岸地味の肥沃なるは果して聞く所に背かず、由て惟ふに苟も開拓に志す者家を移す數百里徒に瘠土に勞せむよりは、寧此土を墾し成らずむば乃ち斃るゝの勝れるに若かずと、竟に移轉を議決し更に之を貸與せられむ事を開拓使に請ふ許さる、然れども移民日に益困弊或は其の議を沮み深く此地に入るを欲せざる者あるに至る、偶開拓使石狩出張所所屬倉庫建築の工事あり、汎く人民をして其費額を投票せしむ、邦直氏好機逸す可らずと爲し舊臣をして之に與り、其投票最廉なるを以て終に請負を命ぜらる是に於てか日に六十餘人の同志を鼓舞し三十余日にして工事を竣功し、千餘圓の金額を得以て將さに沮せんとするの志氣を挽回し移轉の事を謀るに至れり、茲に於て同年八月先づ石狩より當別に至るの小徑を開鑿せむ事を議す、衆相誓ふて曰く路若し成らずむは山野に露宿する幾日なるも敢て歸らずと、而して十七歳以上の壯丁皆之れに従ひ十有一日にして五里七町餘の新道を開鑿し當別に達するを得たり、實に明治四年九月一日なり。

當時邦直氏以爲く設令當別に達するの新道を開き得たるも、石狩を距る遠く小數の移住者を以て村落と成すは極て難からむと、因て自費を以て舊臣八百餘名を募り此地に移さむ事を請し、該費一萬圓貸與の件を開拓使に請ふ、其還納の方法は移民をして札幌經營の事業に従事せしめ以て之を償却せんとするにあり、同使其請願を許容せらる。此年九月邦直氏吾妻謙等數名を從ひ自ら郷里岩山に抵り移住を奨勵せしが、人皆地の僻遠にして事の成らざるを恐れ敢て其の言に従はず、之れに應ずる者僅に百八十餘名のみ、邦直氏の遺憾以て察す可きなり、因て吾妻謙をして其事情を開拓使出張所に開申し且其篤志者を移さむ事を請はしむ、既にして該人員は官費移住せしむ可きの命あり、是に於て貸與金の指令は取消に屬せり。明治五年二月二十一日吾妻謙東京を發し開拓使附屬船庚牛丸に乗じ寒風澤港に至れば、邦直氏既に移民百八十餘戸を率ひて同港に在り、乃ち之を搭載し同二十三日午後三時を以て拔錨、又此日天氣晴朗海波平穩衆皆

之を喜ぶ、而して航行未だ數時ならざるに突然暗礁に觸れ船底に損所を生じ殆と將に沈没せんとす、幸に富貴浦の傍近に在るを以て方向を轉じ船を港内の淺處に進め僅に萬死を免るを得たり、然れども衣服什器の如きは悉之を海水に浸潤し、爾後三十餘日を経て石狩に達せしを以て腐朽用ふ可からざるに至る。同年四月此新移の百八十餘名は前年聚富移住の百六十餘名とを併せ、以て當別に入り開墾に著手すること、せり。而して移民の最此地に苦む者は密林巨木に非らずして寧運搬其便を得ざるに在り、曾て一條の小徑を開くと雖僅に方位を知らしむるに過ぎず、險阪あり濕澤あり馱馬往來の便を闕く、又當別川は石狩大河に注ぎ自ら石狩に至るの水路ありと雖、處々に流水河身を梗塞し容易に舟楫を通ずる能はず、故を以て移民中先づ最其強壯者を撰み、各自飯米を負擔して此處に至り以て事業を創始する等其難苦勝げて言ふべからず、殊に嚴冬積雪の時に方りては山路小徑の人行を絶ち米鹽の運搬すべからざるを慮り、豫め衆力を以て水路の流水を剪除し纜に小舟を通ずるを得せしめ、且河水氷結の期に先づ冬間四五箇月支ふべきの糧米を輸し以て各戸に分與せり、於是乎、人心稍定る加之春此地を墾し從て播種するもの一として秋實あらざるはなく、人皆此土を愛するの念あるもの、如きを以て即ち聚富墾地の十餘町歩の草蘆三十餘戸を廢棄せり。

先是廢藩置縣の際に當り、當道各藩支配地を廢し邦直氏も亦空知郡の支配を免ぜられ、尋て土地民を開拓使に引渡すべきの命あり、故に前後移民三百四十餘名を同使に引續き、此年五月以降募移民扶助例に照し、米及鹽噌料を給與せらる、當初より此に至る數年間資本を投すること實に一萬餘圓に達す、而して明治六年五月に至り此移民扶助米金の内、每一人米一合五勺鹽噌料の十分の一を蓄積し以て患難相救ふの資に充てしめ、明治八年四月扶助滿期の時に至りて止む如斯にして漸く部落を形成し移民を安堵せしむるの緒に就きたりと雖、由來邦直の寤寢苦心せしは交通機關の不備に在り、縱令當別川稍や流水を剪除し小舟を通するに至らしめしと雖、末行舟に便なざる動もすれば流水に衝突し時に傾

覆を免がれず其損害亦尠からず、故に馬足に便なる完全の陸路を開鑿せざれば遂に交通運輸の便を企圖すべからざるを以て、明治六年以來屢石狩道路官費新築を請願し、一面又新道路の開鑿を計劃しつゝ、あり、漸く七年に至りて實測の結果山勢平坦稍迂遠ならざるの地を發見し、直に村費を以て之を開く行程三里二十六町にして石狩に達するを得、之を舊道に比すれば一里餘を減縮し、運輸稍其便を得るに至れり、此費額一千四百餘圓竣功の後官費支出の命あり下附せらる。

明治十一年十一月十二日黒田開拓長官邦直を札幌に徵し、當別村移住以來幾多の艱難を経移民を鼓舞して終始開鑿に従事せしめ舉村産業を得るに至りしを賞し、金十五圓を賜ひ諭すに開拓の要旨を以てし、且つ將來村民就産の方法を案じて上申すべきを以てせらる因て意見九條を開陳せり、一に曰く石狩道路を修築すべし、二に曰く水路の梗塞を開通す可し、三に曰く對雁道を官費新築し且其路線に沿ひ新に五十戸の民を移す可し、四に曰く小區投所を置き村民の保護を爲す可し、五に曰く公立病院を設立す可しと、而して其六條以下九條に至る迄は製麻、養蠶等の事業を盛大にする件なり、斯くて對雁道開鑿及移民の件は直に許可せらる。原來對雁は當別を距る遠くして道路を通ずる能はずと思惟せしに此年始て之を踏破し南方直線僅に二里に過ぎざるを知り爰に此新道を開鑿するに至れるなり、先是舊領本國に在るの舊臣等皆開拓其の地を得ざるを疑ひ、且つ航路屢危難に罹り殆ど死に瀕せしことあるを聞知し、喋々開拓の非なるを論辯するの報あり、必竟彼等を招致し事を與にする能はずと爲し、爾來彼此交議を絶つ殆ど七年親戚朋友と絶交し當初の目的を貫徹せんとせり、茲に至つて此地開拓の事業稍其緒に就き、而して故國の人情亦日の比に非ざるを察し、又之を移さむと欲し、明治十二年一月邦直氏吾妻謙等を隨へて岩出山の舊領に赴き、舊臣五十六戸二百十餘人を募り、其四月十日汽船に搭載し同月二十日當別に移著す即ち之れを對雁道路線に配置す。抑邦直の民を移す前後三回航路に一の障なく此地に達するの速なるを得たるは海上平穩なる時季と、航海業者の航路熟達せるに因らずんばならずと雖、今回の如

きは天祐なりと思惟しせめたるなり、道路建築新に成り橋梁を當別川に架するに及び、村民始て對雁を経て札幌に往來するを得、其行程七里十町之を石狩を經過して往來するに比すれば、其近き事三里強なりとす。新移民の來着するや特に十八箇月間の扶助米金を給與せらる、因て前例に倣ひ其幾分を蓄積す、此年一月始て戸長を當別に置き吾妻謙を以て戸長に任ぜられ、其七月三日日本村に勸業課詰所を設置せられ、邦直を開拓七等屬に任じ勸業課在勤を命ぜらる。

明治十四年二月二十六日邦直准陸軍少尉に任ぜられ開拓七等屬を兼任す、其の年五月四日移住以來舊臣を率勵し共に農事に盡力し多年刻苦荒蕪を開き國益を興し、其の功績不少特旨を以て從六位に叙せらる。同年七月、車駕北海道に幸す邦直を札幌行在所に召して謁見を賜ふ、亦榮なりと謂ふ可し。十五年二月八日廢使置縣の令あり、當別村に設くる開拓使勸業課詰所又廢せられ、十八年十月十二日年齢滿限に達し罷役となり、後備軍驅員を仰付らる、兩來悠悠々自適閑に老を養ひしが二十四年一月十二日病て卒し享年五十有八。男基理氏嗣く、基理氏又同年五月十一日を以て逝く。孫正人氏其後を襲ふ、尙幼なり後見人伊達邦成公並に舊家臣等の補助に頼りて邦直氏の遺志を紹く、二十五年十月十五日正人祖父の功に依り特に華族に列し男爵を授けらる、積善の家に餘慶ありと洵に至言と謂つ可し。

以上は是邦直氏が二十有余年間本道の開拓に碎勵刻苦拮据經營せし事蹟の梗概なり、尙ほ其漏れたる事蹟の主なるものを擧げむに、官の勧誘を待たず明治五年已に西洋穀菜各般の種子を得て試植したるが如き、又此年現術生徒六名を撰み牧畜樹藝の業を開拓使東京官園に學はしめたるが如き、又此年筆算教師一名を置きたるが如きは、何れも皆村民をして進取的の思想を鼓舞し以て智識を涵養せしめんと欲せしに外ならず。而して明治六年に始て野桑を以て毎戸蠶兒を飼育せしめ、七年には麻を耕作せしめ、八九兩年には盛に西洋果樹を栽培せしめ、十年には馬耕器械を購入して墾耕を便にし、十一年には村民をして農具運用の術を開拓使勸業課員より傳習せした、又當別學校を建築したる等著々殖産教育

等に力を盡くし、彼十二年第三回移民の來住せし時は己に蔚然たる一大村を形成し、後前日落寞たるの痕蹟を留めず、爾來移民招かずして至り十六年には福岡縣民三十二戸の來住あり、又二十一年以後には徳島、石川、富山、諸縣の民陸續踵を接して移住し、其結果明治四年には戸數四十二戸人口百六十一人墾地十町步余、五年には九十一戸三百六十三十町步余なりしも、十二年には新移民を加へて百四十九戸六百六十一町步余となり、二十年には二百一十一戸九百五十五人四百四十町步余となり、殊に近年は其發達最著しく、二十七年には六百七十六戸二千七十七人二千七百七十二町步余となり、尙三十二年末に至りては實に千八十一戸四千七百二十三人三千九百三町五反步となり。今や田園相接し鶏犬馬聲相和し家給人足り比隣罕なる大大部落とはなれり。願ふに當初邦直氏にして奮然蹴起身を挺して無人の野に入り、克く部下を誘掖督勵し艱苦を俱にせずんば焉ぞ其今日あるを致さん宜なり村民永く之を徳とし祠を建て、其靈を祀る。

岩出山城の模製圖に就て

岩出山城の模製圖は小館圓喜翁の作製なり、翁は往時「茶坊主」と稱する役を司り殿中の各室に出入し能く其の構造を暗知せり、嘗て志田玉造郡の書記となり編者と交はる深かし常に告ぐるに先父の遺物に城郭の圖ありしも當時之を秘せり今は世に顯はすも憚るなしと、製して一は伊達彈正家に一は岩出山小學校に贈呈せり。贈るに翁の手に成る一章あり左に（參照本誌五一九）

嗚呼岩出山城今や其名ありて其實なし懷奮の情慨に堪へず、願ふに同好の諸君必ず其感を同ふせん、然と雖とも我等は幸に昔日の形狀を自認し腦裏に包藏するものあるを以て、時に或は現狀不變の山河を視、又は舊蹟の存在を察し當時の

情態を追想することあるも、今後の少年子弟に至りては書によりて其景狀を察し、又は古老の口碑によりて其情態を聽くあるのみ、其實況を觀察せし者と其差幾干なるをしらず。今や其一端を補んが爲に茲に昔時の記憶を惹起し當時の景狀を模製して同好の諸君及少年子弟の覽に供す、蓋し其趣旨とする處は要塞城廓の如何にあらざるなり、故に其要塞城廓の圖上に顯したるものは僅に其一端に過す、目的は其家屋の建築規畫經營にあり、則ち屋形造りの構造を模寫したるものにして唯一片の圖面なるも熟視すれば其要領を得るに難からざるを信ず、假令は當時階級制度の嚴正なる諸役員の常務室より諸職人工作場の情態、來賓の應接室奥表の區域各室の連絡等あり。又教育上より見れば地理歴史の參考資料と爲すに足るべし、特に當時の典範たる禮樂射御書數の技能を實地に應用し若くは研究場たるの感あるべし。警備上より見れば外寇の防備は勿論、盜難火災又は天災等の豫備避難所の選擇等に至るあり。衛生上より見れば用水の供給、汚水の排泄庭園の掃除等歷々發見するを得べし。茲に製圖成りて其坪數を推算すれば則左の數を得たり、是は兒童に對して數理の趣味を喚起せしむるの一助ともならんか、之を要するに其目的は建築規畫の整齊と經營用意の周到なるとにあり。將來従事者の爲めに聊參考となるものあれば幸甚なり。（建物坪數本誌五二〇にあり略す）

明治四十三年十二月

小館圓喜しるす

玉造郡誌終

昭和四年十二月二十三日印刷
昭和四年十二月二十五日發行

定價金七圓

宮城縣玉造郡教員會

右代表者宮城縣玉造郡岩出山小學校內

編纂兼
發行者

須

藤

規

仙臺市教樂院丁六番地

印刷人

山

本

晃

仙臺市教樂院丁六番地

印刷所

東北印刷株式會社

電話 二八七番
八六〇番

10p/119

民國二十五年五月二十五日
民國二十五年五月二十三日

宮城縣正統縣議會

總務科	財政科	教育科	衛生科	建設科	農林科	社會科	秘書科
科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長	科長
科員	科員	科員	科員	科員	科員	科員	科員

秘書長

